

中医協 総 - 5 - 6
2 3 . 9 . 7

中医協 検 - 2 - 5
2 3 . 9 . 7

平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成 22 年度調査）

明細書発行原則義務化後の実施状況調査

報告書

中医協 検 - 2 - 5
2 3 . 9 . 7

平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成 22 年度調査）

明細書発行原則義務化後の実施状況調査

報告書

◇ ◆目 次◆ ◇

1. 目的	1
2. 調査対象	1
3. 調査方法	2
4. 調査項目	2
II. 結果概要	4
1. 回収の状況	4
2. 施設調査の結果概要	5
(1) 施設の基本情報（属性等）	6
(2) 明細書発行の認識と対応の有無等	22
(3) 明細書発行施設における明細書発行状況等	26
(4) 明細書発行施設における事務・設備整備等の負担状況等	54
(5) 明細書発行による患者への影響と効果	70
(6) 全ての患者に明細書の無料発行をしていない理由等	79
(7) 明細書の発行にあたっての問題点・課題等（主な意見）	86
3. 患者調査の結果概要	104
(1) 患者の属性等	105
(2) 明細書発行原則義務化に関する認知度等	113
(3) 調査日における明細書の受け取り状況等	116
(4) 平成 22 年 4 月以降の明細書に関する調査対象施設での経験等	128
(5) 明細書発行に関する今後の希望等	133
(6) 明細書発行についてのご意見（主な意見）等	137
4. まとめ	159

I. 調査概要

1. 目的

平成 22 年 4 月の診療報酬改定においては、「患者の待ち時間の増加や医療機関の負担増にも配慮しつつ、医療の透明化や患者への情報提供の観点から、明細書の発行を積極的に推進していくこととする」と決められ、保険医療機関等が明細書発行機能のないレセプトコンピュータを使用しているなどの正当な理由がない限り、「領収証」の発行とは別に、個別の診療の内容が分かる「明細書」を患者に無料で発行することが義務づけられた（ただし、「歯科診療所」については猶予期間があり、平成 23 年 5 月から明細書の無料発行が原則義務化される。また、訪問看護ステーションについては、明細書の無料発行は義務化されていない）。

本調査では、保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションにおける明細書の発行状況や明細書発行の事務・費用負担の実態、患者への影響等の他、患者における明細書の受領状況や明細書発行に関する意識等を把握し、平成 22 年度診療報酬改定の結果を検証することを目的とする。

2. 調査対象

本調査では、「施設調査（5 種類）」と「患者調査（6 種類）」の 2 つの調査を実施した。各調査の対象は、次のとおりである。

	調査種別	対象
【施設調査】	①病院調査	全国の病院の中から無作為に抽出した 1,500 施設
	②一般診療所調査	全国の一般診療所の中から無作為に抽出した 1,700 施設
	③歯科診療所調査	全国の歯科診療所の中から無作為に抽出した 1,000 施設
	④保険薬局調査	全国の保険薬局の中から無作為に抽出した 800 施設
	⑤訪問看護ステーション調査	全国の訪問看護ステーションの中から無作為に抽出した 500 事業所
【患者調査】	⑥病院（入院）患者調査	調査期間中に上記①の対象施設に入院していた患者。1 施設につき最大 4 名とした。
	⑦病院（外来）患者調査	調査期間中に上記①の対象施設を受診した外来患者。1 施設につき最大 4 名とした。
	⑧一般診療所患者調査	調査期間中に上記②の対象施設を受診した外来患者。1 施設につき最大 3 名とした。
	⑨歯科診療所患者調査	調査期間中に上記③の対象施設を受診した患者。1 施設につき最大 3 名とした。
	⑩保険薬局患者調査	調査期間中に上記④の対象施設に院外処方せんを持って来局した患者。1 施設につき最大 3 名とした。
	⑪訪問看護ステーション患者調査	上記⑤の対象事業所の訪問看護（医療保険）を 1 か月以上利用し、かつ調査期間中も利用のあった患者。1 事業所につき最大 5 名とした。

3. 調査方法

- ・ 対象施設・患者（または家族）が記入する自記式調査票の郵送配布・回収とした。
- ・ 患者調査については、対象施設を通じて調査票を対象患者に配布したが、回収は、各患者から、事務局宛の返信用専用封筒にて直接回収した。
- ・ 調査実施時期は平成 22 年 12 月 8 日～平成 23 年 1 月 28 日。

4. 調査項目

区分	主な調査項目
(1)施設調査	<ul style="list-style-type: none">○施設の基本情報（属性等）<ul style="list-style-type: none">・ 開設者、施設種別、標榜診療科、外来患者数・利用者数、職員数等・ 病院種別、DPC 対応の状況、許可病床数、入院基本料、1 日平均在院患者数・ 調剤基本料（基準調剤加算）、受付処方せん枚数等・ 医事会計システムの導入状況、レセプト請求方法等○明細書発行の認識と対応の有無等<ul style="list-style-type: none">・ 明細書発行原則義務化の認知状況・ 明細書発行の状況・ 診療所における「明細書発行体制等加算」の届出状況、届出時期、算定回数等○明細書発行施設における明細書発行状況等<ul style="list-style-type: none">・ 費用徴収の有無・金額、明細書発行開始時期、明細書発行件数、発行のタイミング（頻度）・ 明細書の記載内容、様式、作成方法・ 患者の意向確認の方法、患者への周知方法、院内掲示などで患者等に伝えている内容・ （DPC 対象病院の場合）明細書の記載状況、医薬品・検査の名称の明細書への付記状況、付記しない場合の理由等○明細書発行施設における事務・設備整備等の負担状況等<ul style="list-style-type: none">・ 明細書作成・発行の体制・ 患者からの問い合わせ状況、問い合わせに対する対応体制、問い合わせ項目、明細書についての患者からの意見・ 明細書発行に対応するために取り組んだこと、増員した人数・ 明細書発行に対応するために追加的に発生した設備投資費用・人材体制面強化に要した費用、明細書発行に係る継続的費用・ 明細書発行による、窓口などでの患者 1 人にかかる対応時間の変化等

	<ul style="list-style-type: none"> ○明細書発行による患者への影響と効果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料発行後における明細書発行を希望しない患者の割合等 ・ 療養の継続に支障が生じると医師等が判断して明細書を発行しなかった患者の割合 ・ 明細書の無料発行による効果等 ○全ての患者に明細書の無料発行をしていない理由等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 明細書の無料発行原則義務化に対応していない理由 ・ 明細書発行に関する患者等への周知方法 ・ 明細書無料発行体制の今後の整備予定 ・ 今後対応可能な明細書発行タイミング ○問題点・課題等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 明細書の無料発行原則義務化にあたっての問題点・課題等
(2)患者調査	<ul style="list-style-type: none"> ○患者の属性等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 回答者、性別、年齢、受療期間等、公的医療保険の種類、公費負担医療による自己負担軽減の有無等 ○明細書発行原則義務化に関する認知状況等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 明細書発行原則義務化の認知状況、知ったきっかけ ○調査日における明細書の受け取り状況等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 明細書の受け取りの状況、費用支払いの有無・金額 ・ 会計での待ち時間の変化 ・ 明細書の内容の確認状況、明細書の必要性、持ち帰り状況、わかりやすさ、満足度 ・ 明細書を受け取って良かったこと、困ったこと ・ (病院(入院)の場合) DPC 記載の有無、DPC 明細書における医薬品・検査の名称についての記載の有無、医薬品・検査の名称記載の希望等 ○平成 22 年 4 月以降の明細書発行に関する調査対象施設での経験等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 明細書発行の希望をたずねられた経験の有無 ・ 明細書発行を希望しないことを伝えた経験の有無 ・ 明細書について問い合わせをした経験の有無・内容 ○明細書発行に関する今後の希望等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 明細書無料発行に関する希望、希望しない場合の理由 ・ 全ての患者に明細書が無料で発行される制度の必要性 ・ 明細書の無料発行についてのご意見等

Ⅱ．結果概要

1．回収の状況

期待回収率は、平成 21 年度調査実績をもとに、病院 40%、一般診療所 25%、歯科診療所 40%、保険薬局 50%、訪問看護ステーション 35%とした¹。

病院調査の回収数は 652 件、回収率は 43.5%、一般診療所調査の回収数は 708 件、回収率 41.6%、歯科診療所調査の回収数は 587 件、回収率 58.7%、保険薬局調査の回収数 531 件、回収率 66.4%、訪問看護ステーション調査の回収数は 257 件、回収率 51.4%であった。

病院（入院）患者調査の回収数は 790 件、病院（外来）患者調査 1,227 件、一般診療所患者調査 1025 件、歯科診療所患者調査 808 件、保険薬局患者調査 829 件、訪問看護ステーション患者調査 424 件であった。

この結果、期待回収率を上回る有効回収率となり、分析に十分耐えられる有効回答数を確保した。

図表 1 回収の状況

	調査種別	回収数	回収率
【施設調査】	①病院調査	652	43.5%
	②一般診療所調査	708	41.6%
	③歯科診療所調査	587	58.7%
	④保険薬局調査	531	66.4%
	⑤訪問看護ステーション調査	257	51.4%
【患者調査】	⑥病院（入院）患者調査	790	
	⑦病院（外来）患者調査	1,227	
	⑧一般診療所患者調査	1,025	
	⑨歯科診療所患者調査	808	
	⑩保険薬局患者調査	829	
	⑪訪問看護ステーション患者調査	424	

¹ 平成 20 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成 21 年度調査）「明細書発行の一部義務化の実施状況調査」における有効回収率は、病院 37.1%、一般診療所 23.6%、歯科診療所 40.2%、保険薬局 47.5%、訪問看護ステーション 34.5%であった。

2. 施設調査の結果概要

【調査対象等】

①病院調査

調査対象：全国の病院の中から無作為に抽出した施設

回答数：652 施設

回答者：管理者

②一般診療所調査

調査対象：全国の一般診療所の中から無作為に抽出した施設

回答数：708 施設

回答者：管理者

③歯科診療所調査

調査対象：全国の歯科診療所の中から無作為に抽出した施設

回答数：587 施設

回答者：管理者

④保険薬局調査

調査対象：全国の保険薬局の中から無作為に抽出した施設

回答数：531 施設

回答者：管理者

⑤訪問看護ステーション調査

調査対象：全国の訪問看護ステーションの中から無作為に抽出した事業所

回答数：257 事業所

回答者：管理者

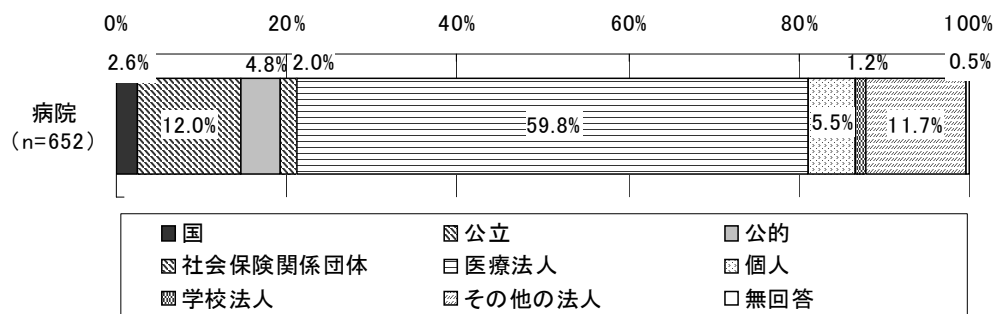
(1) 施設の基本情報 (属性等)

①病院の基本情報 (属性等)

1) 開設者

「病院調査」において有効回答が得られた病院 652 施設の開設者についてみると、「医療法人」(59.8%) が最も多く、次いで「公立」(12.0%)、「その他の法人」(11.7%)、「個人」(5.5%)、「公的」(4.8%)、「国」(2.6%)、「社会保険関係団体」(2.0%)、「学校法人」(1.2%)であった。

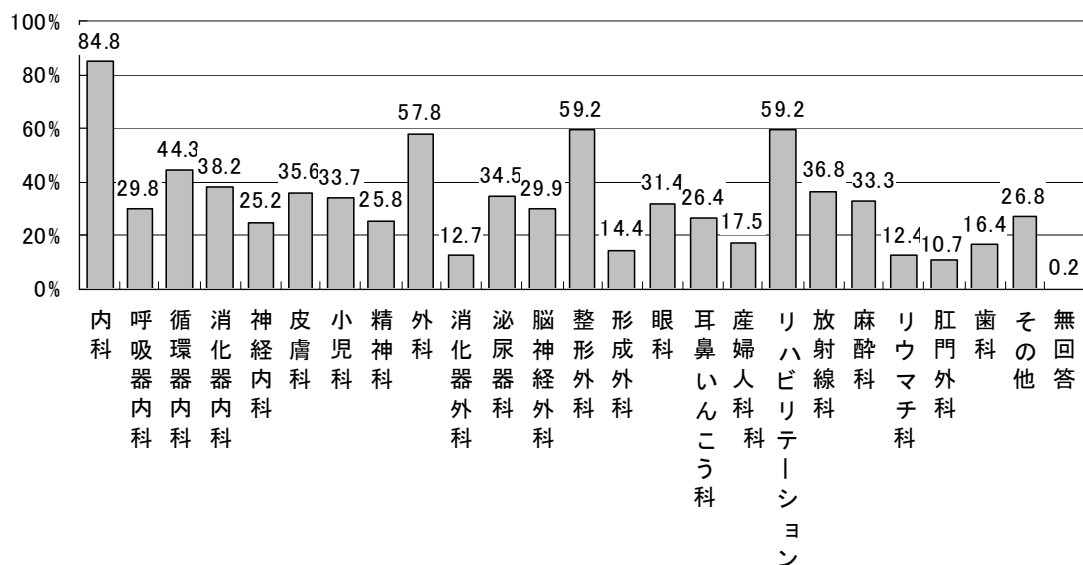
図表 2 開設者



2) 標榜診療科

病院の標榜診療科についてみると、「内科」(84.8%) が最も多く、次いで「整形外科」「リハビリテーション」(ともに 59.2%)、「外科」(57.8%)であった。

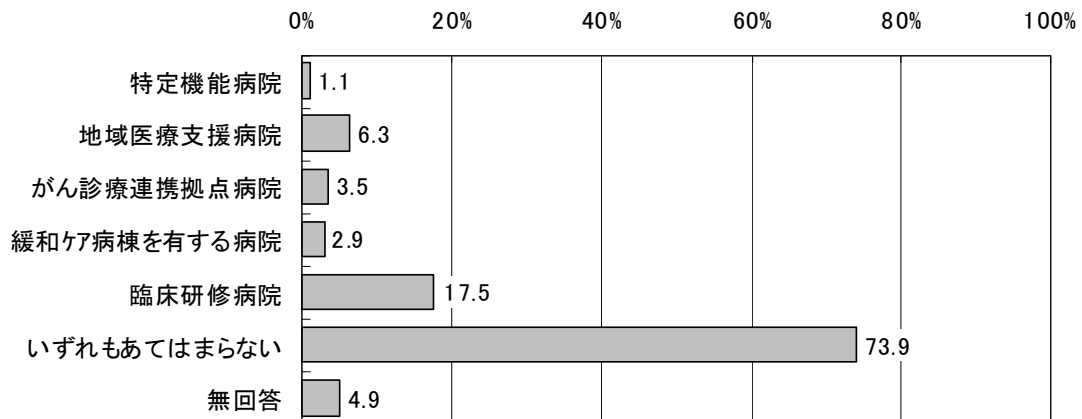
図表 3 標榜診療科 (複数回答、n=652)



3) 病院種別

病院種別にみると、「いずれもあてはまらない」が 73.9%であった。「臨床研修病院」が 17.5%、「地域医療支援病院」が 6.3%、「がん診療連携拠点病院」が 3.5%、「緩和ケア病棟を有する病院」が 2.9%、「特定機能病院」が 1.1%であった。

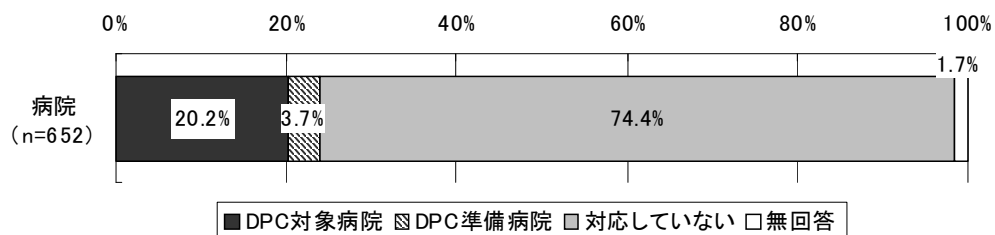
図表 4 病院種別（複数回答、n=652）



4) DPC 対応の状況

DPC 対応の状況についてみると、「DPC 対象病院」が 20.2%、「DPC 準備病院」が 3.7%、「対応していない」が 74.4%であった。

図表 5 DPC 対応の状況

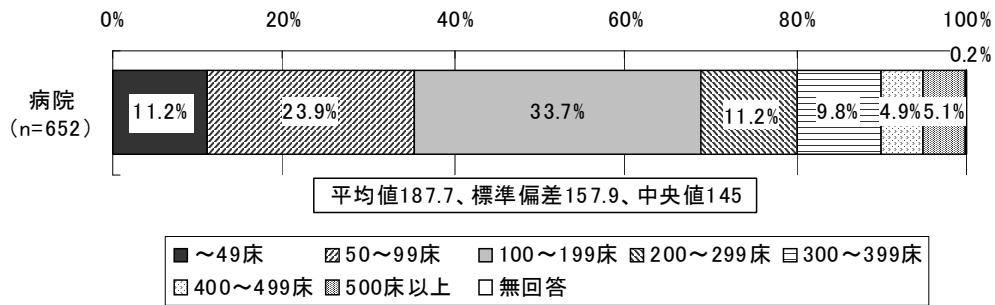


5) 許可病床数

許可病床数についてみると、「100～199床」(33.7%)が最も多く、次いで、「50～99床」(23.9%)、「～49床」「200～299床」(ともに11.2%)であった。

許可病床数の平均は187.7床(標準偏差157.9、中央値145)となった。

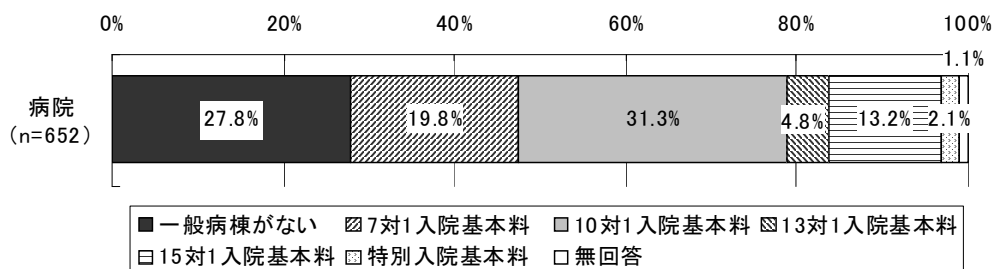
図表 6 許可病床数



6) 入院基本料（一般病棟）

一般病棟の入院基本料についてみると、「10対1入院基本料」(31.3%)が最も多く、次いで、「7対1入院基本料」(19.8%)、「15対1入院基本料」(13.2%)、「13対1入院基本料」(4.8%)、「特別入院基本料」(2.1%)であった。「一般病棟がない」という病院が27.8%であった。

図表 7 入院基本料（一般病棟）



7) 外来患者数

平成 22 年 11 月 1 か月間の外来患者数についてみると、「初診患者数」の平均は 652.8 人（標準偏差 2,347.7、中央値 248）、「再診延べ患者数」の平均は 5,542.4 人（標準偏差 16,575.5、中央値 2,694）であった。

図表 8 外来患者数 (n=629)

(単位：人)

	平均値	標準偏差	中央値
初診患者数	652.8	2,347.7	248
再診延べ患者数	5,542.4	16,575.5	2,694

(注)・全ての項目に回答があった 629 施設を集計対象とした。
・平成 22 年 11 月 1 か月間の外来患者数。

8) 1 日平均在院患者数

病院の 1 日平均在院患者数についてみると、「一般病床」の平均は 90.1 人（標準偏差 124.4、中央値 44.1）、「療養病床」の平均は 31.2 人（標準偏差 55.5、中央値 0.0）、「精神病床」の平均は 31.3 人（標準偏差 88.3、中央値 0.0）、「結核病床」の平均は 0.6 人（標準偏差 4.9、中央値 0.0）、「感染症病床」の平均は 0.0 人（標準偏差 0.1、中央値 0.0）であった。

図表 9 1 日平均在院患者数 (n=608)

(単位：人)

	平均値	標準偏差	中央値
一般病床	90.1	124.4	44.1
療養病床	31.2	55.5	0.0
精神病床	31.3	88.3	0.0
結核病床	0.6	4.9	0.0
感染症病床	0.0	0.1	0.0
合計	153.2	133.5	114.6

(注)・全ての項目に回答があった 608 施設を集計対象とした。
・「1 日平均在院患者数」は、平成 22 年 11 月における毎日 24 時現在の在院患者数（即日退院患者数を含む）を合計した在院患者延べ数を暦日数（30 日）で除した数である。

9) 職員数

病院の職員数についてみると、1施設あたりの平均人数は、「医師・歯科医師」が24.9人（標準偏差55.0、中央値9.2）、「看護師等」が114.4人（標準偏差139.1、中央値63.4）、「薬剤師」が5.4人（標準偏差6.5、中央値3.0）、「事務職員」が22.4人（標準偏差24.9、中央値13.4）、「その他の職員」が61.5人（標準偏差50.4、中央値49.0）であった。

図表 10 職員数（常勤換算、n=594）

（単位：人）

	平均値	標準偏差	中央値
医師・歯科医師	24.9	55.0	9.2
看護師等	114.4	139.1	63.4
薬剤師	5.4	6.5	3.0
事務職員	22.4	24.9	13.4
その他の職員	61.5	50.4	49.0
合計	228.6	249.3	150.2

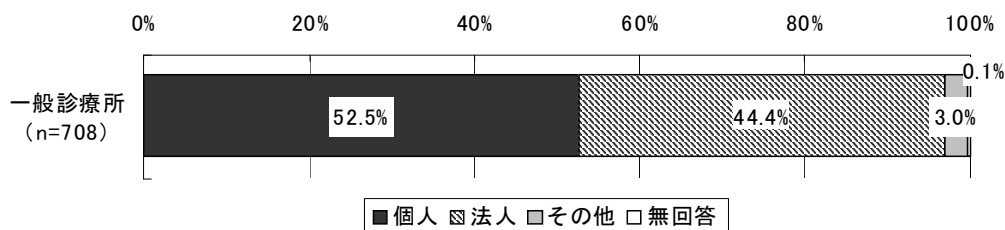
（注）全ての項目に回答があった594施設を集計対象とした。

②一般診療所の基本情報（属性等）

1) 開設者

「診療所調査」において有効回答が得られた一般診療所 708 施設の開設者についてみると、「個人」が 52.5%、「法人」が 44.4%であった。

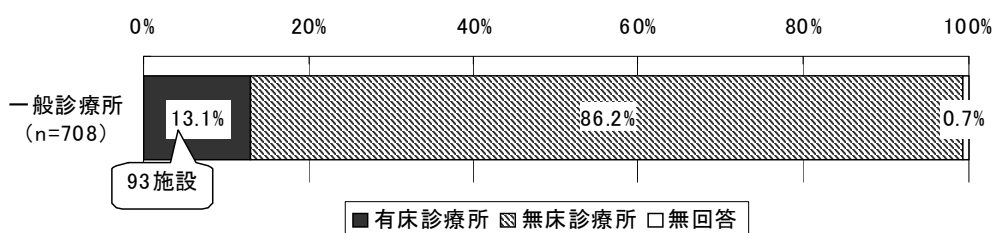
図表 11 開設者



2) 施設種別

診療所の施設種別についてみると、「有床診療所」が 13.1%、「無床診療所」が 86.2%であった。

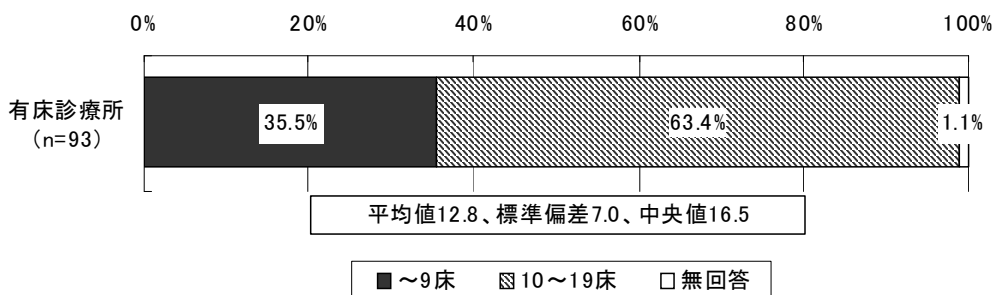
図表 12 施設種別



3) 病床規模（有床診療所）

有床診療所 93 施設の病床規模についてみると、「～9床」が 35.5%、「10～19床」が 63.4%であった。許可病床数の平均は 12.8 床（標準偏差 7.0、中央値 16.5）となった。

図表 13 有床診療所の病床規模



4) 外来患者数

平成 22 年 11 月 1 か月間の外来延べ患者数についてみると、初診は平均 193.0 人（標準偏差 246.7、中央値 108.0）、再診は平均 933.1 人（標準偏差 764.6、中央値 753.5）であった。

図表 14 外来延べ患者数

(単位：人)

	件数(件)	平均値	標準偏差	中央値
初診	613	193.0	246.7	108.0
再診	614	933.1	764.6	753.5

(注) 平成 22 年 11 月 1 か月間。

5) 入院患者数

有床診療所における平成 22 年 11 月 1 か月間の入院延べ患者数についてみると、平均 111.8 人（標準偏差 185.8、中央値 4.5）であった。

図表 15 入院延べ患者数（有床診療所のみ）

(単位：人)

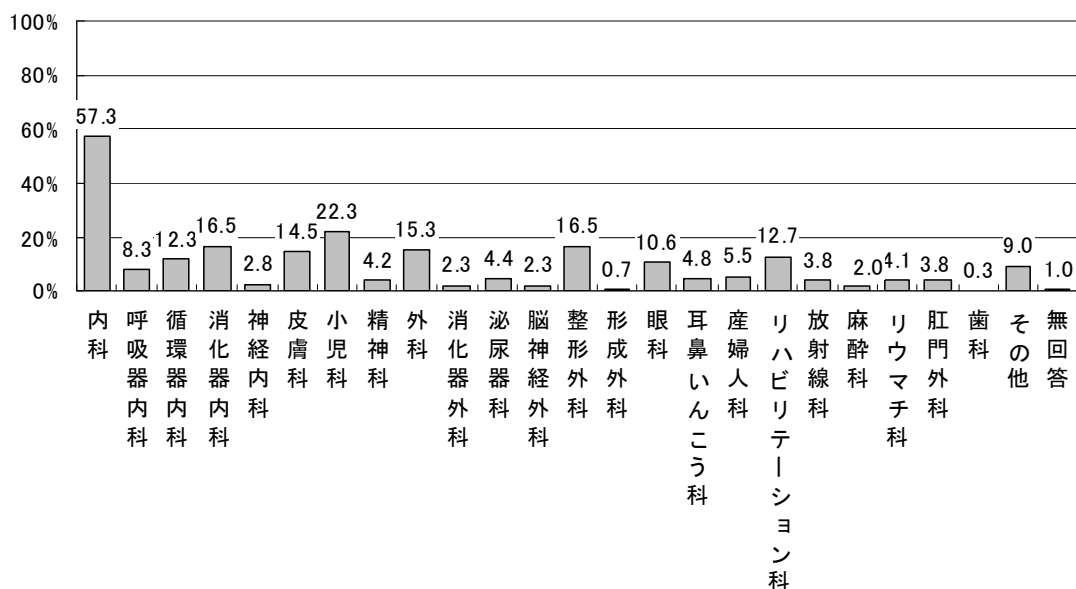
	件数(件)	平均値	標準偏差	中央値
延べ入院患者数	82	111.8	185.8	4.5

(注) ・有床診療所 93 施設のうち入院患者延べ人数について回答のあった 82 施設を集計対象とした。
・平成 22 年 11 月 1 か月間。

6) 標榜診療科

診療所における標榜診療科についてみると、「内科」(57.3%)が最も多く、次いで、「小児科」(22.3%)、「消化器内科」「整形外科」(ともに16.5%)、「外科」(15.3%)、「皮膚科」(14.5%)であった。

図表 16 標榜診療科 (複数回答、n=708)



7) 職員数

診療所の職員数についてみると、1施設あたりの平均は、「医師」が1.3人(標準偏差1.3、中央値1.0)であり、「看護師等」が2.8人(標準偏差3.3、中央値2.0)、「薬剤師」が0.1人(標準偏差0.3、中央値0.0)、「事務職員」が2.7人(標準偏差3.0、中央値2.0)、「その他職員」が1.7人(標準偏差4.6、中央値0.0)であった。

図表 17 職員数 (常勤換算、n=681)

(単位：人)

	平均値	標準偏差	中央値
医師	1.3	1.3	1.0
看護師等	2.8	3.3	2.0
薬剤師	0.1	0.3	0.0
事務職員	2.7	3.0	2.0
その他職員	1.7	4.6	0.0
合計	8.7	9.8	6.0

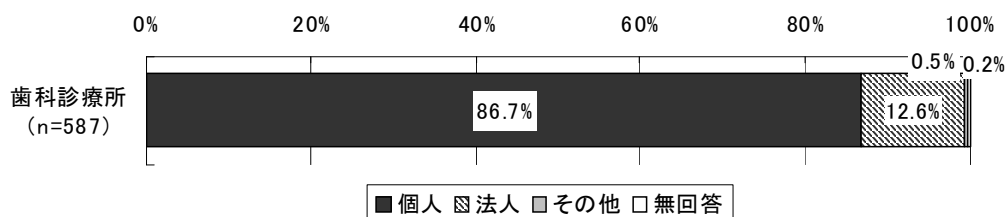
(注) 全ての項目に回答があった681施設を集計対象とした。

③ 歯科診療所の基本情報（属性等）

1) 開設者

「歯科診療所調査」において有効回答が得られた歯科診療所 587 施設の開設者についてみると、「個人」が 86.7%、「法人」が 12.6%であった。

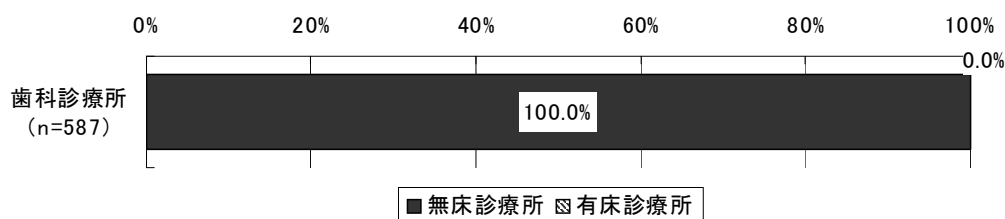
図表 18 開設者



2) 施設種別

歯科診療所の施設種別についてみると、「無床診療所」が 100.0%であった。

図表 19 施設種別



3) 外来患者数

平成 22 年 11 月 1 か月間の外来延べ患者数についてみると、初診は平均 66.5 人（標準偏差 88.3、中央値 45）、再診は平均 320.6 人（標準偏差 273.5、中央値 243）であった。

図表 20 外来延べ患者数

（単位：人）

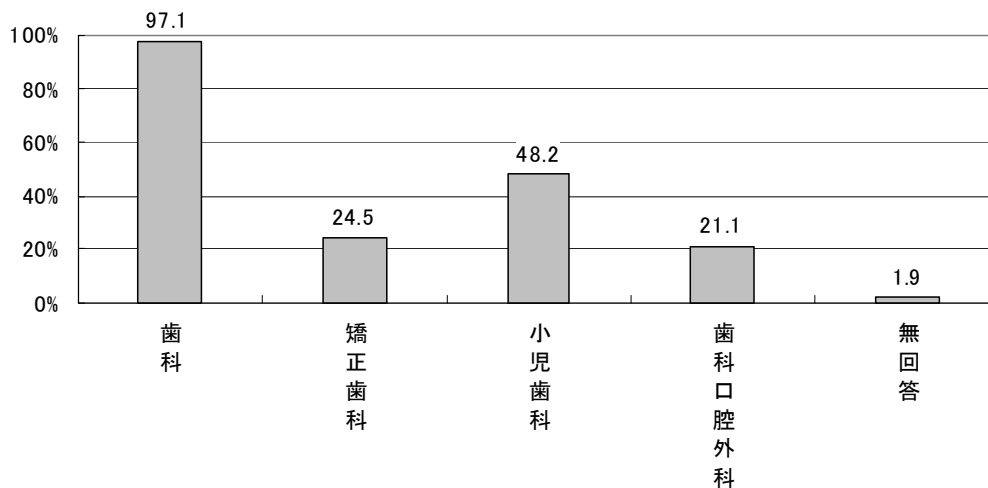
	件数(件)	平均値	標準偏差	中央値
初診	514	66.5	88.3	45
再診	503	320.6	273.5	243

（注）平成 22 年 11 月 1 か月間。

4) 標榜診療科

歯科診療所における標榜診療科についてみると、「歯科」(97.1%)が最も多く、次いで、「小児歯科」(48.2%)、「矯正歯科」(24.5%)、「歯科口腔外科」(21.1%)であった。

図表 21 標榜診療科 (複数回答、n=587)



5) 職員数

歯科診療所の職員数についてみると、1施設あたりの平均は、「歯科医師」が1.4人(標準偏差0.7、中央値1.0)であり、「歯科衛生士」が1.3人(標準偏差1.4、中央値1.0)、「その他職員」が2.1人(標準偏差1.5、中央値2.0)であった。

図表 22 職員数 (常勤換算、n=569)

(単位：人)

	平均値	標準偏差	中央値
歯科医師	1.4	0.7	1.0
歯科衛生士	1.3	1.4	1.0
その他職員	2.1	1.5	2.0
合計	4.8	2.6	4.4

(注) 全ての項目に回答があった569施設を集計対象とした。

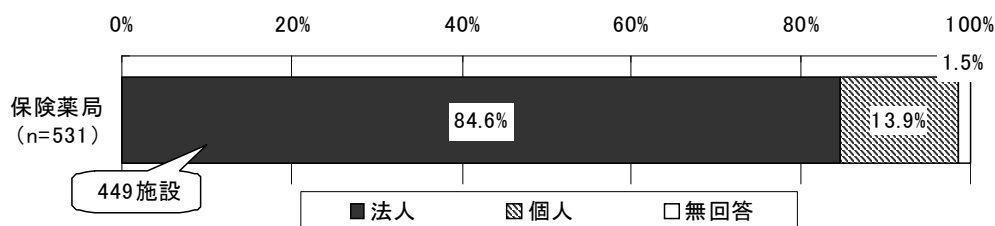
④保険薬局の基本情報（属性等）

1) 開設者

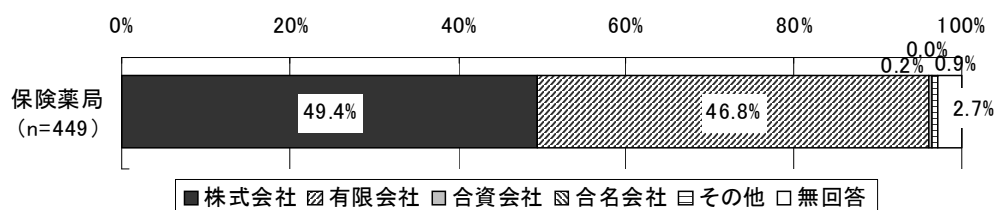
「保険薬局調査」において有効回答が得られた保険薬局 531 施設の開設者についてみると、「法人」が 84.6%、「個人」が 13.9%であった。

法人薬局の内訳は、「株式会社」（49.4%）が最も多く、次いで「有限会社」（46.8%）であった。

図表 23 開設者



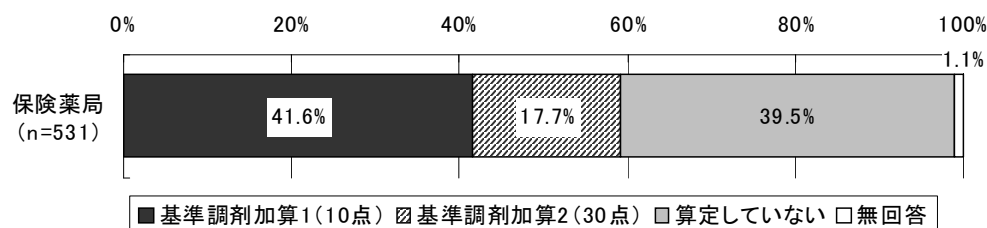
図表 24 法人薬局の内訳



2) 調剤基本料（基準調剤加算）

調剤基本料についてみると、「基準調剤加算 1（10 点）」が 41.6%、「基準調剤加算 2（30 点）」が 17.7%であった。基準調剤加算を「算定していない」は 39.5%であった。

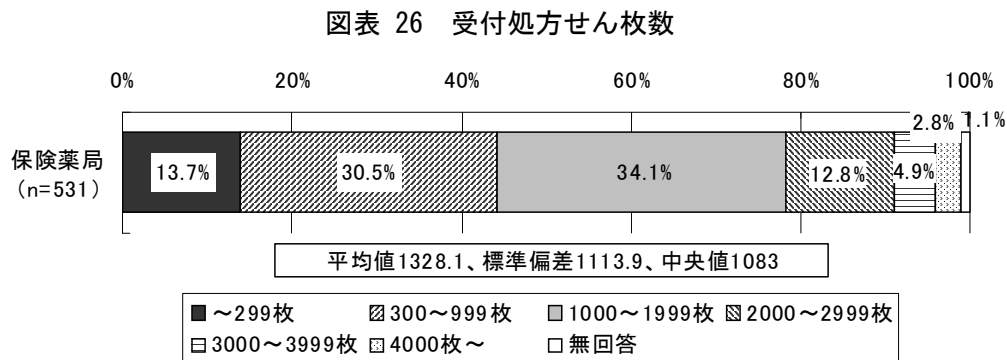
図表 25 調剤基本料（基準調剤加算）



3) 受付処方せん枚数

保険薬局における、平成22年11月1か月間の受付処方せん枚数についてみると、「1000～1999枚」(34.1%)が最も多く、次いで、「300～999枚」(30.5%)、「～299枚」(13.7%)であった。

受付処方せん枚数の平均は1,328.1枚(標準偏差1,113.9、中央値1,083)となった。



(注) 平成22年11月1か月間。

4) 職員数

保険薬局の職員数についてみると、1施設あたりの平均は、「薬剤師」が2.6人(標準偏差2.3、中央値2.0)、「事務職員」が2.0人(標準偏差2.1、中央値2.0)、「その他職員」が0.4人(標準偏差1.2、中央値0.0)であった。

図表 27 職員数 (常勤換算、n=503)

(単位：人)

	平均値	標準偏差	中央値
薬剤師	2.6	2.3	2.0
事務職員	2.0	2.1	2.0
その他職員	0.4	1.2	0.0
合計	5.0	4.1	4.0

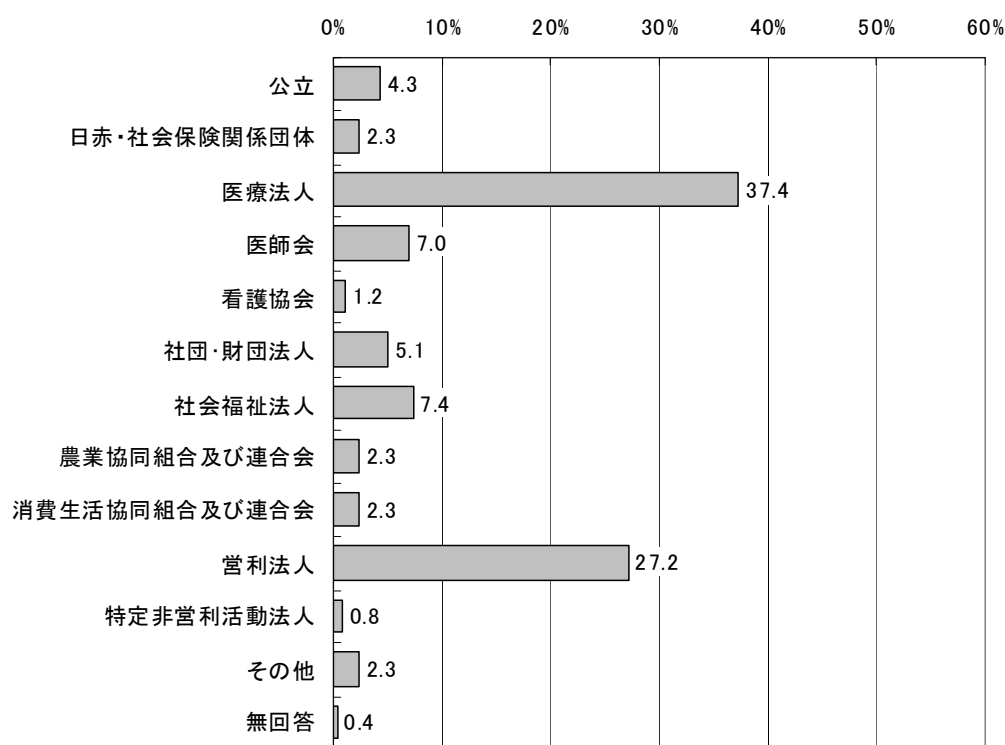
(注) 全ての項目に回答があった503施設を集計対象とした。

⑤訪問看護ステーションの基本情報（属性等）

1) 開設者

「訪問看護ステーション調査」において有効回答が得られた訪問看護ステーション 257 事業所の開設者についてみると、「医療法人」(37.4%) が最も多く、次いで「営利法人」(27.2%)、「社会福祉法人」(7.4%) であった。

図表 28 開設者（単数回答、n=257）

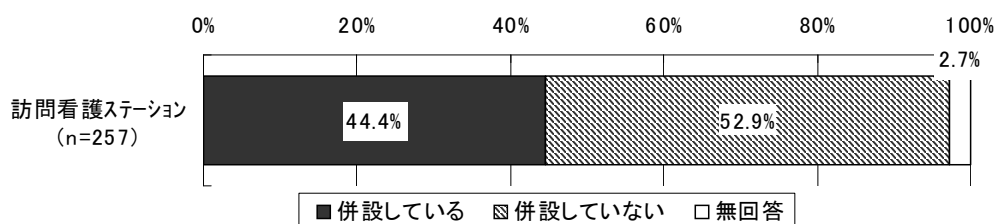


(注)「公立」とは、都道府県、市町村、地方独立行政法人、広域連合、一部事務組合である。

2) 病院・診療所への併設状況

訪問看護ステーションの病院・診療所への併設状況についてみると、「併設している」が 44.4%、「併設していない」が 52.9%であった。

図表 29 病院・診療所への併設状況



3) 訪問看護の実利用者数

平成 22 年 11 月 1 か月間の訪問看護の実利用者数についてみると、「医療保険」の利用者は平均 15.3 人（標準偏差 13.2、中央値 13.0）、「介護保険」の利用者は平均 46.5 人（標準偏差 31.0、中央値 41.0）であった。

図表 30 訪問看護の実利用者数

(単位：人)

	件数(件)	平均値	標準偏差	中央値
医療保険	247	15.3	13.2	13.0
介護保険	246	46.5	31.0	41.0

(注) 平成 22 年 11 月 1 か月間。

4) 職員数

訪問看護ステーションの職員数についてみると、常勤の「看護師」は 1 事業所あたり平均 3.5 人（標準偏差 3.5、中央値 3.0）、常勤の「その他の職員」は 1 事業所あたり平均 0.7 人（標準偏差 1.2、中央値 0.0）であった。

非常勤の「看護師」は 1 事業所あたり平均 2.6 人（標準偏差 3.0、中央値 2.0）、非常勤の「その他の職員」は 1 事業所あたり平均 1.0 人（標準偏差 2.0、中央値 0.0）であった。

図表 31 職員数 (n=257)

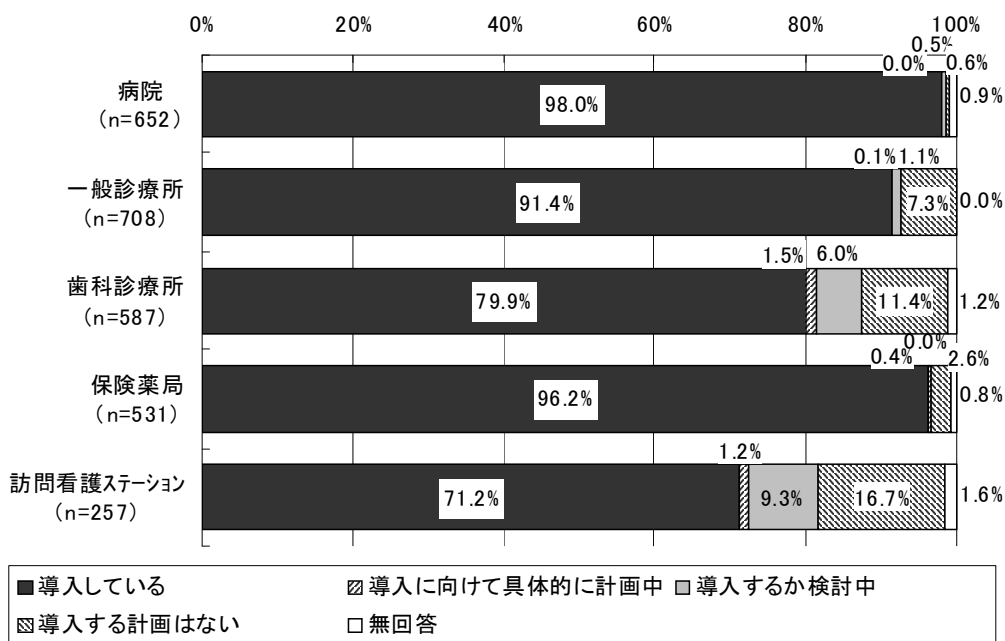
(単位：人)

	常勤			非常勤		
	平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値
看護師	3.5	3.5	3.0	2.6	3.0	2.0
その他の職員	0.7	1.2	0.0	1.0	2.0	0.0

⑥レセプトコンピュータ等による医事会計システムの導入状況

レセプトコンピュータ等による医事会計システムの導入状況についてみると、病院では98.0%、一般診療所では91.4%、歯科診療所では79.9%、保険薬局では96.2%、訪問看護ステーションでは71.2%が「導入している」という回答であった。また、一般診療所では7.3%、歯科診療所では11.4%、訪問看護ステーションでは16.7%が「導入する計画はない」と回答している。

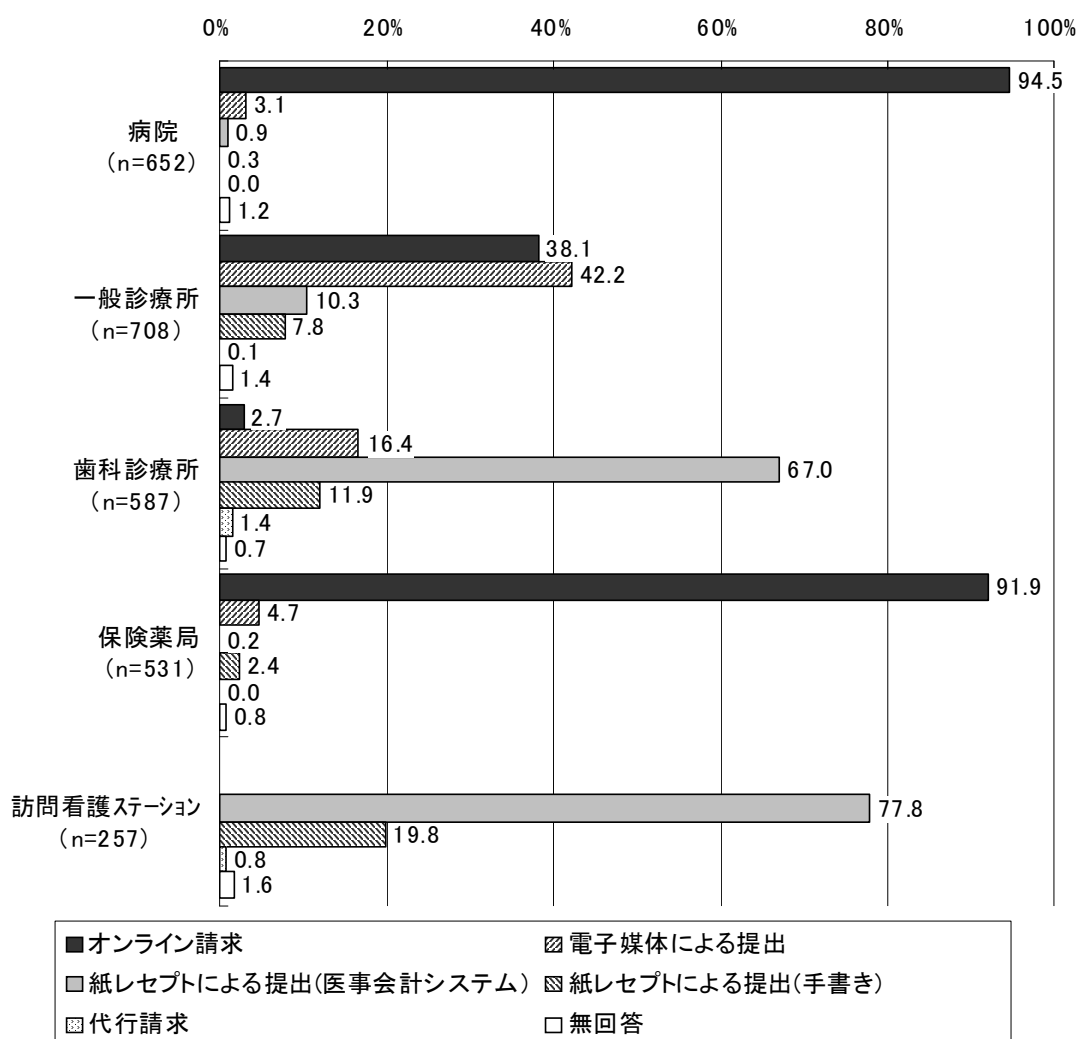
図表 32 レセプトコンピュータ等による医事会計システムの導入状況



⑦レセプト請求方法

レセプト請求方法についてみると、病院では 94.5%、保険薬局では 91.9%が「オンライン請求」であった。一般診療所では「電子媒体による提出」(42.2%)が最も多く、次いで「オンライン請求」(38.1%)であった。歯科診療所では「紙レセプトによる提出(医事会計システム)」(67.0%)が最も多く、次いで「電子媒体による提出」(16.4%)であった。訪問看護ステーションでは、「紙レセプトによる提出(医事会計システム)」(77.8%)が最も多く、次いで「紙レセプトによる提出(手書き)」(19.8%)であった。

図表 33 レセプト請求方法



(注)「訪問看護ステーション」では医療保険のレセプト請求方法としてたずねた。「オンライン請求」「電子媒体による提出」の選択肢は設けていない。

(2) 明細書発行の認識と対応の有無等

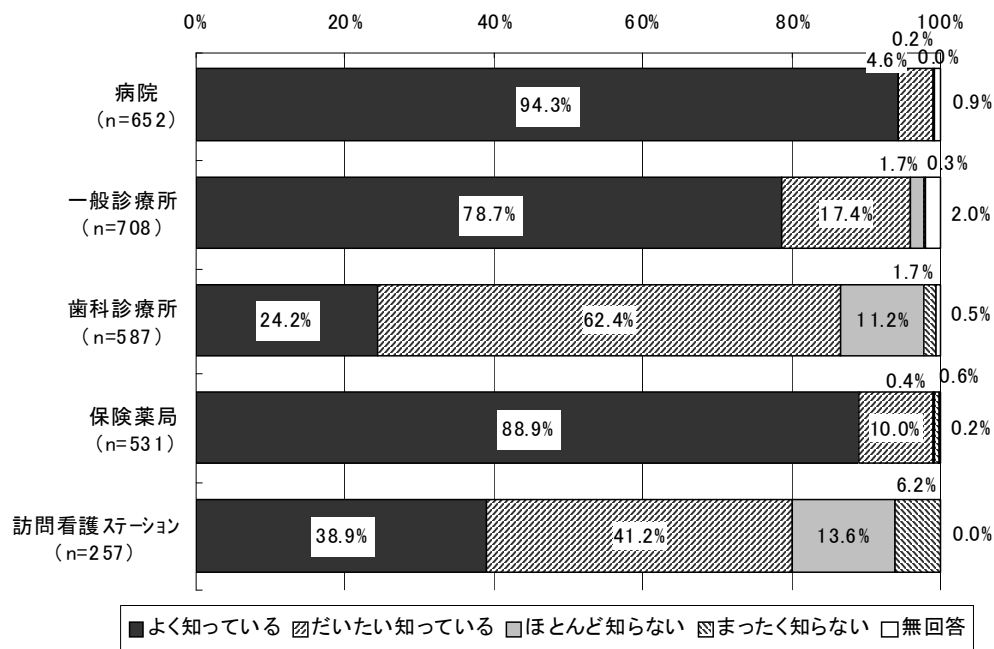
①明細書発行原則義務化の認知状況

明細書発行原則義務化の認知状況についてみると、明細書の無料発行が原則義務化されている病院では 94.3%、保険薬局では 88.9%が「よく知っている」と回答した。また、一般診療所では割合は落ちるものの 78.7%が「よく知っている」と回答し、17.4%が「だいたい知っている」と回答した。

一方、平成 23 年 5 月から明細書の無料発行が原則義務化される歯科診療所では、「よく知っている」は 24.2%であり、「だいたい知っている」が 62.4%で最も多かった。また、「ほとんど知らない」という回答も 11.2%あった。

明細書の無料発行が義務化されていない訪問看護ステーションでは、「よく知っている」(38.9%)と「だいたい知っている」(41.2%)が同程度であり、「ほとんど知らない」が 13.6%であった。

図表 34 明細書発行原則義務化の認知状況

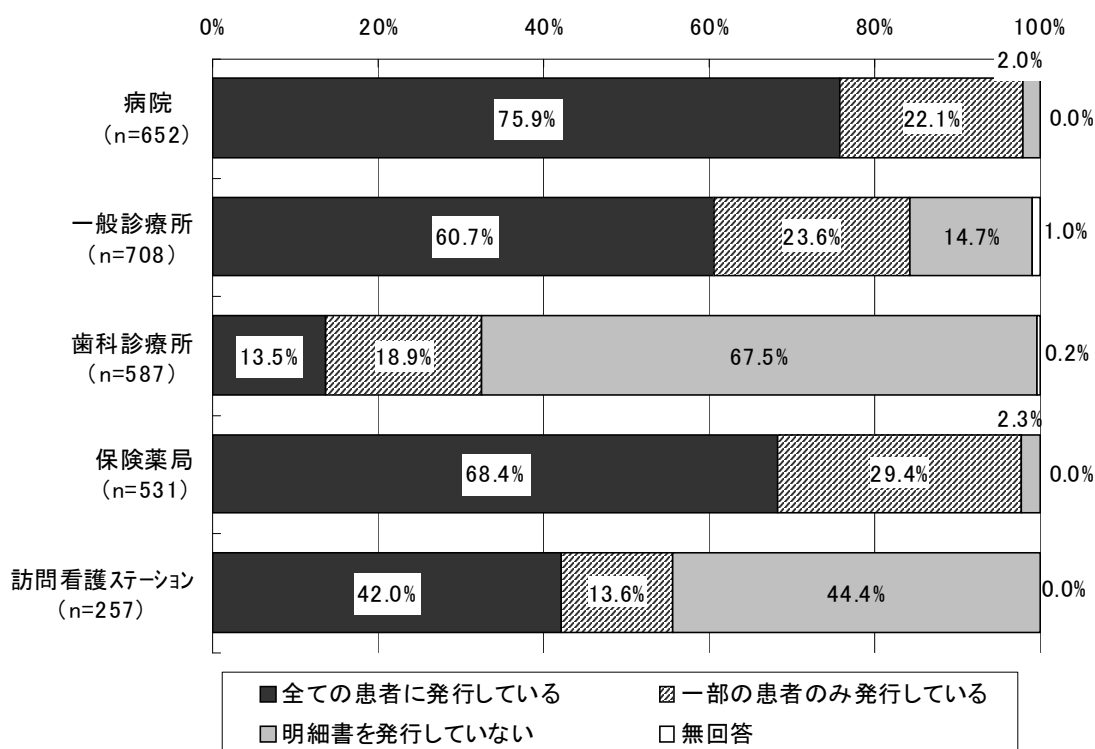


(注) 病院、一般診療所、保険薬局では「平成 22 年度の診療報酬改定で、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書（診療明細書・調剤明細書）を無料で発行することが義務づけられたこと」について、歯科診療所では「平成 22 年度の診療報酬改定で、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書（診療明細書）を無料で発行することが義務づけられた（歯科診療所は平成 23 年 5 月から原則として明細書の無料発行が義務化される）こと」について知っているかをたずねた。また、訪問看護ステーションでは「平成 22 年度の診療報酬改定で、患者が求める場合は、明細書の発行に努めることとされたこと」について知っているかをたずねた。

②明細書発行の状況

明細書発行の状況についてみると、病院では 75.9%、一般診療所では 60.7%、保険薬局では 68.4%が「全ての患者に発行している」と回答し最も多かったが、「一部の患者のみに発行している」（病院 22.1%、一般診療所 23.6%、保険薬局 29.4%）もそれぞれも 2 割～3 割程度あった。一方、明細書発行の無料発行の原則義務化が平成 23 年 5 月以降である歯科診療所では「全ての患者に発行している」が 13.5%、「一部の患者のみに発行している」が 18.9%と、両者をあわせても 3 割程度であり、およそ 7 割の施設が「明細書を発行していない」（67.5%）という回答であった、また、明細書の無料発行が義務化されていない訪問看護ステーションでは「全ての患者に発行している」が 42.0%、「一部の患者のみに発行している」が 13.6%、「明細書を発行していない」が 44.4%であった。

図表 35 明細書発行の状況

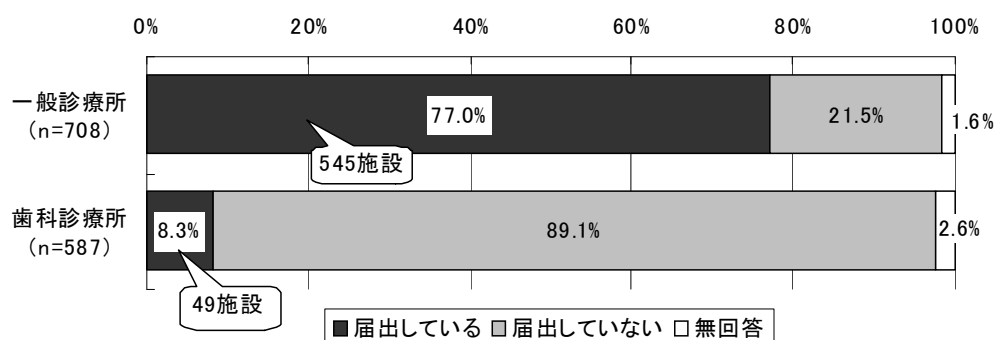


③診療所における「明細書発行体制等加算」の届出状況等

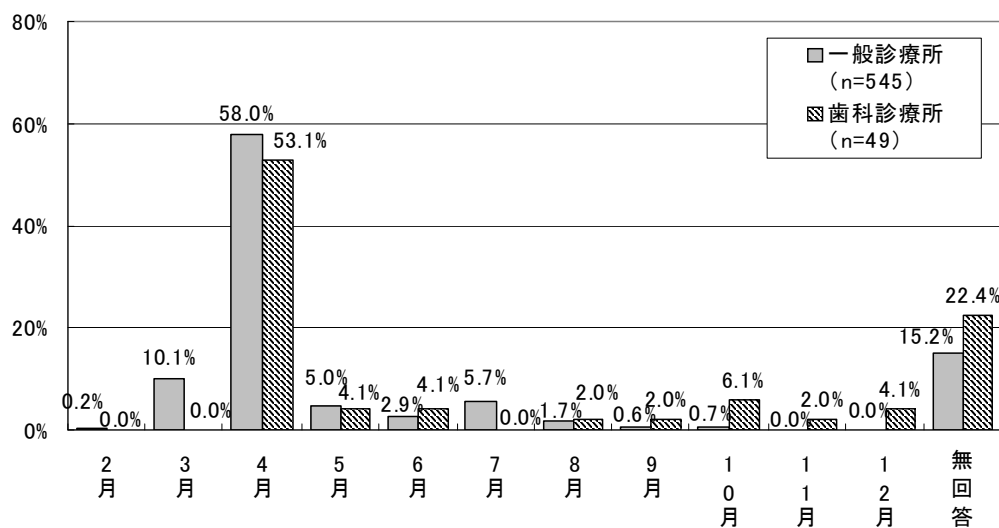
診療所における「明細書発行体制等加算」の届出状況についてみると、一般診療所では、「届出している」が77.0%、「届出していない」が21.5%であった。歯科診療所では、「届出している」が8.3%、「届出していない」が89.1%であった。

明細書発行体制等加算の届出時期についてみると、「4月」が一般診療所（58.0%）、歯科診療所（53.1%）ともに最も多かった。

図表 36 明細書発行体制等加算の届出状況（診療所のみ）



図表 37 明細書発行体制等加算の届出時期（届出している診療所）



(注) 図表は平成22年の各月。

平成 22 年 11 月 1 か月間の明細書発行体制等加算の算定回数・算定割合についてみると、一般診療所の算定回数は平均 817.2 回（標準偏差 774.7、中央値 661）、算定割合は 76.1%であった。歯科診療所の算定回数は平均 130.0 回（標準偏差 195.8、中央値 0）、算定割合は 27.1%であった。

図表 38 明細書発行体制等加算の算定回数・算定割合（平成 22 年 11 月 1 か月間）

	件数 (件)	再診患者延べ数(人)①			算定回数(回)②			算定割合 ②/①
		平均値	標準 偏差	中央値	平均値	標準 偏差	中央値	
一般診療所	168	1,074.5	773.4	851	817.2	774.7	661	76.1%
歯科診療所	11	480.5	583.5	282	130.0	195.8	0	27.1%

(注) 明細書発行体制等加算の施設基準届出施設のうち、「再診患者延べ人数」と「算定回数」のどちらも回答のあった施設を集計対象とした。

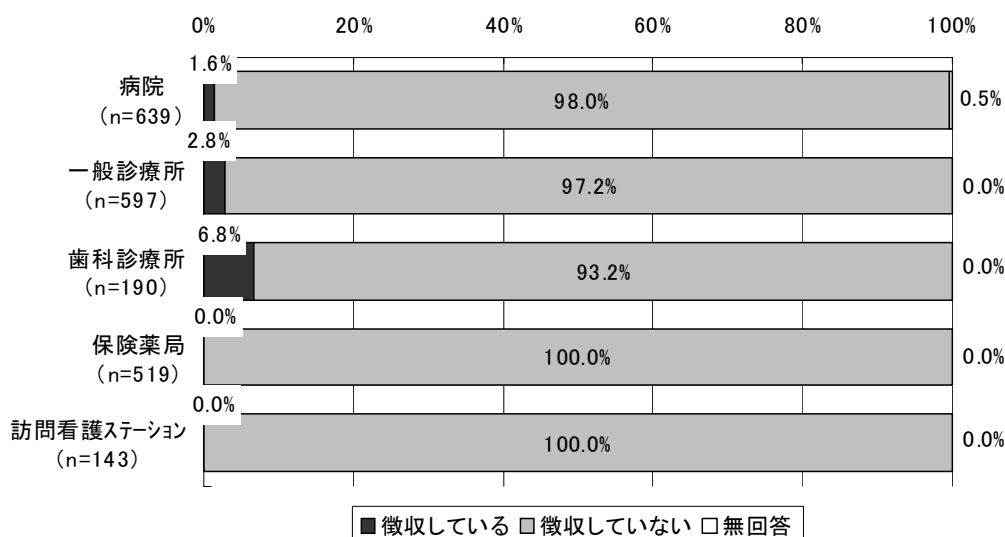
(3) 明細書発行施設における明細書発行状況等

①明細書発行にかかる費用徴収の有無等

明細書発行にかかる費用徴収の有無についてみると、「徴収している」は、病院では1.6%、一般診療所では2.8%、歯科診療所では6.8%であった。保険薬局と訪問看護ステーションでは徴収している施設・事業所はなかった。

費用を徴収している施設に、明細書発行にかかる1件あたりの費用徴収額を尋ねたところ、病院では平均411.7円(標準偏差436.7、中央値210)、一般診療所では平均65.1円(標準偏差141.6、中央値10)、歯科診療所では平均695.0円(標準偏差1,337.3、中央値300)であった。

図表 39 明細書発行にかかる費用徴収の有無



(注) 「明細書発行施設」とは、「明細書の発行状況」において「全ての患者に発行している」または「一部の患者のみ発行している」と回答した施設。以下、同様。

図表 40 明細書発行にかかる1件あたりの費用徴収額(費用を徴収している施設)

(単位:円)

	件数(件)	平均値	標準偏差	中央値
病院	9	411.7	436.7	210
一般診療所	15	65.1	141.6	10
歯科診療所	13	695.0	1,337.3	300
保険薬局	0	-	-	-
訪問看護ステーション	0	-	-	-

(注) 「明細書発行施設」のうち、費用を「徴収している」と回答のあった施設を集計対象とした。

②明細書発行開始時期

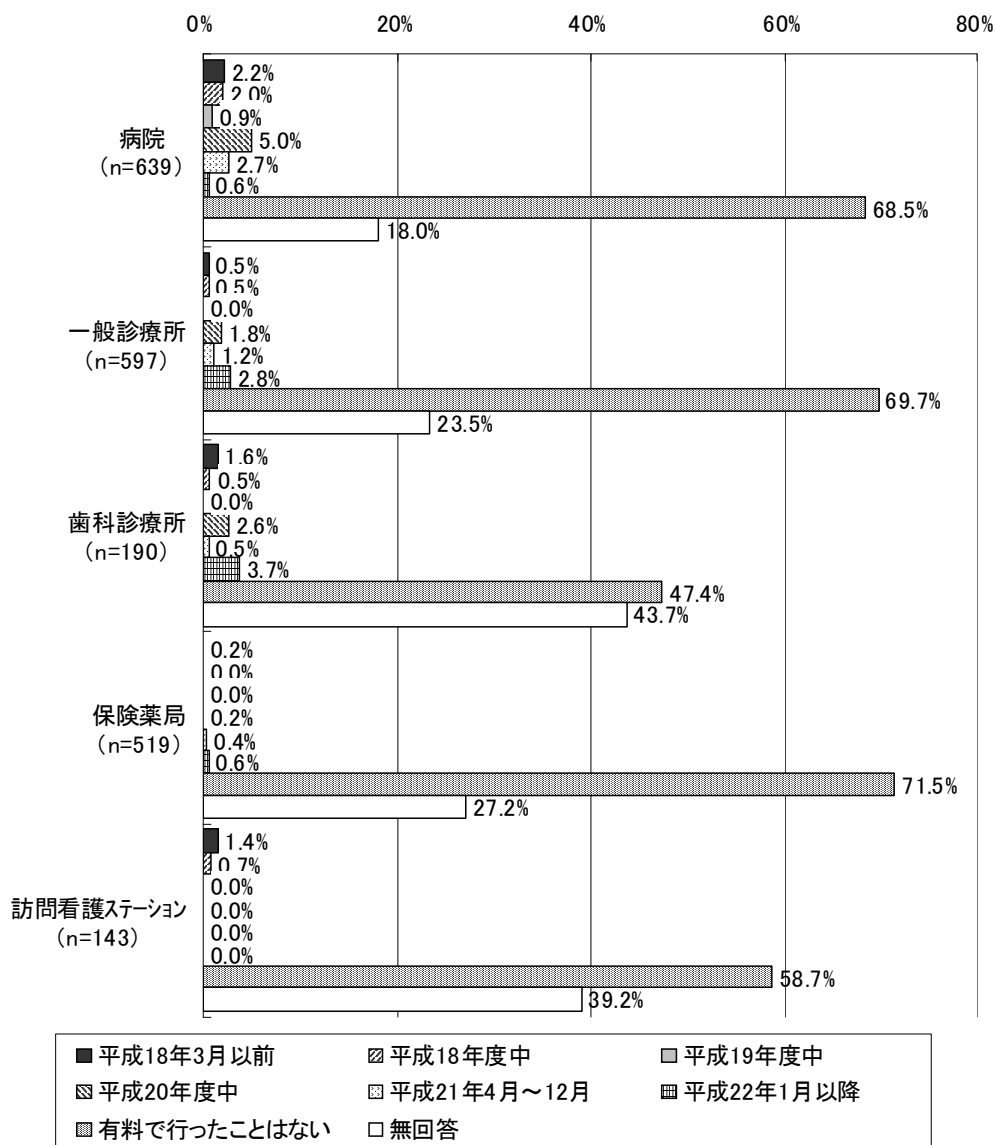
1) 有料で明細書発行を始めた時期

明細書発行施設における有料で明細書発行を始めた時期についてみると、「有料で行ったことはない」がいずれの施設でも最も多かった（病院 68.5%、一般診療所 69.7%、歯科診療所 47.4%、保険薬局 71.5%、訪問看護ステーション 58.7%）。

有料で発行した時期としては、病院では「平成 20 年度中」（5.0%）が最も多く、次いで「平成 21 年 4 月～12 月」（2.7%）であった。一般診療所では「平成 22 年 1 月以降」（2.8%）が最も多く、次いで「平成 20 年度中」（1.8%）であった。歯科診療所では「平成 22 年 1 月以降」（3.7%）が最も多く、次いで「平成 20 年度中」（2.6%）であった。保険薬局では「平成 22 年 1 月以降」（0.6%）が最も多かった。訪問看護ステーションでは「平成 18 年 3 月以前」（1.4%）が最も多かった。

また、「平成 22 年 1 月以降」と回答した施設における具体的な発行開始月は「4 月」が最も多かった。

図表 41 有料で明細書発行を始めた時期（明細書発行施設）



(注)「平成22年1月以降」と回答した施設における具体的な発行開始月は以下のとおり。

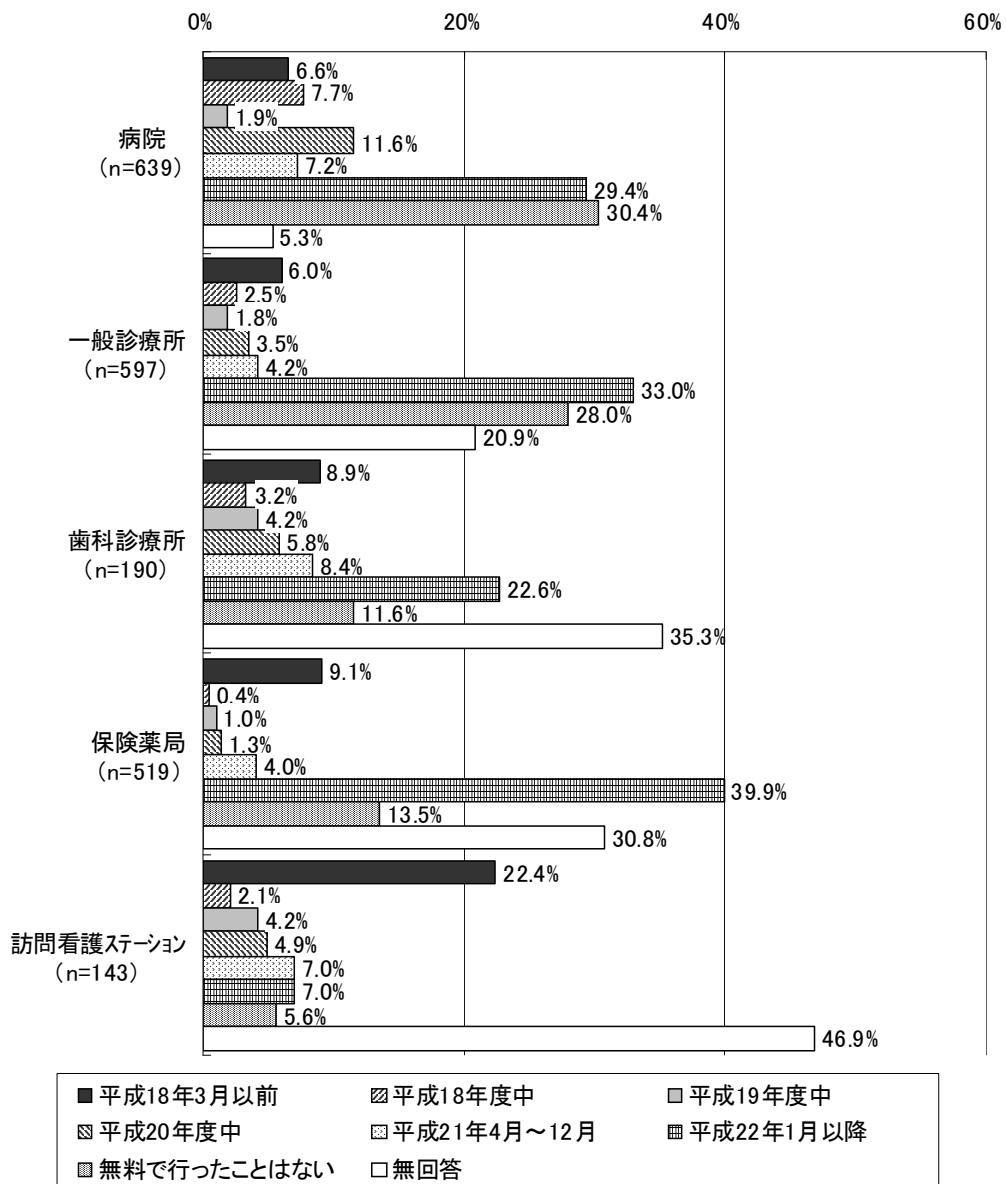
	総数	1月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	10月	11月	無回答
病院	4	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0
一般診療所	17	0	0	4	2	1	3	4	1	0	2
歯科診療所	7	1	1	2	0	0	0	0	0	1	2
保険薬局	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1
訪問看護ステーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2) 患者からの申し出があれば無料で明細書発行を始めた時期

明細書発行施設における、患者からの申し出があれば無料で明細書発行を始めた時期についてみると、病院では「平成 22 年 1 月以降」(29.4%) が最も多く、次いで「平成 20 年度中」(11.6%) であった。一般診療所では「平成 22 年 1 月以降」(33.0%) が最も多く、次いで「平成 18 年 3 月以前」(6.0%) であった。歯科診療所では「平成 22 年 1 月以降」(22.6%) が最も多く、次いで「平成 18 年 3 月以前」(8.9%) であった。また、歯科診療所では「全ての患者には無料で発行していない」が 57.9% と多かった。保険薬局では「平成 22 年 1 月以降」(39.9%) が最も多く、次いで「平成 18 年 3 月以前」(9.1%) であった。訪問看護ステーションでは「平成 18 年 3 月以前」(22.4%) が最も多く、次いで「平成 21 年 4 月～12 月」「平成 22 年 1 月以降」(ともに 7.0%) であった。

「平成 22 年 1 月以降」と回答した施設における具体的な発行開始月についてみると、「4 月」が最も多かった。

図表 42 患者からの申し出があれば無料で明細書発行を始めた時期（明細書発行施設）



(注)「平成 22 年 1 月以降」と回答した施設における具体的な発行開始月は以下のとおり。

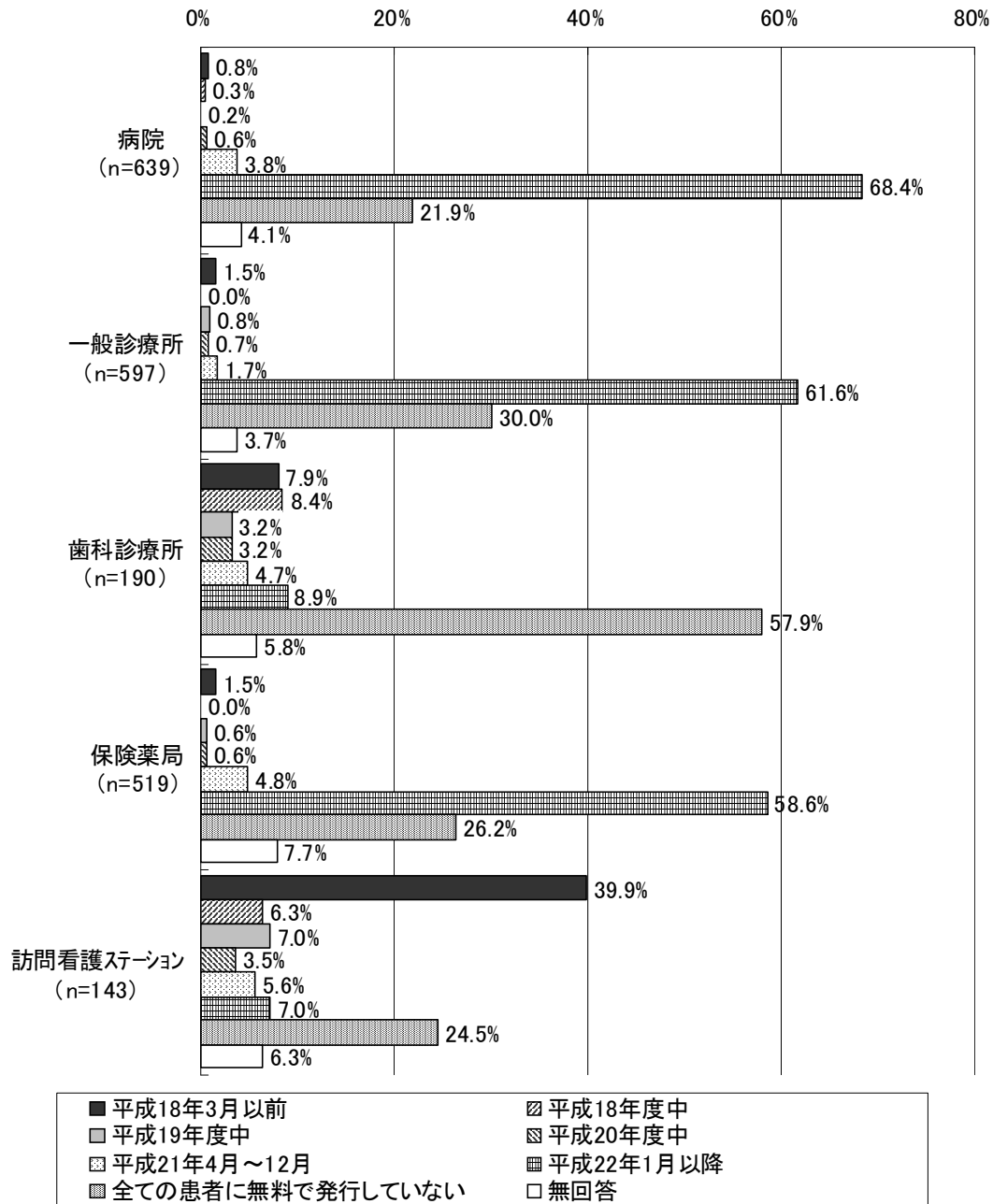
	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	無回答
病院	188	1	0	4	167	2	1	1	2	0	0	1	0	9
一般診療所	197	1	0	5	134	11	5	14	7	0	2	1	1	16
歯科診療所	43	1	1	0	11	5	3	3	1	2	1	3	3	9
保険薬局	207	2	0	5	177	3	0	3	1	3	2	1	0	10
訪問看護ステーション	10	0	0	0	4	0	1	0	2	1	0	0	1	1

3) 全ての患者に対して無料で明細書発行を始めた時期

明細書発行施設における、全ての患者に対して無料で明細書発行を始めた時期についてみると、病院では「平成22年1月以降」(68.4%)が最も多く、次いで「平成21年4月～12月」(3.8%)であった。一般診療所では「平成22年1月以降」(61.6%)が最も多く、次いで「平成21年4月～12月」(1.7%)であった。歯科診療所では「平成22年1月以降」(8.9%)が最も多く、次いで「平成18年度中」(8.4%)であった。保険薬局では「平成22年1月以降」(58.6%)が最も多く、次いで「平成21年4月～12月」(4.8%)であった。訪問看護ステーションでは「平成18年3月以前」(39.9%)が最も多く、次いで「平成19年度中」「平成22年1月以降」(ともに7.0%)であった。

「平成22年1月以降」と回答した施設における具体的な発行開始月についてみると、「4月」が最も多かった。

図表 43 全ての患者に対して無料で明細書発行を始めた時期（明細書発行施設）



(注)「平成22年1月以降」と回答した施設における具体的な発行開始月は以下のとおり。

	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	無回答
病院	437	2	0	6	384	7	7	3	2	4	2	0	0	20
一般診療所	368	3	1	6	268	16	9	25	12	3	2	0	1	22
歯科診療所	17	1	0	0	7	0	0	0	3	1	0	2	1	2
保険薬局	304	1	0	4	273	3	1	2	1	1	0	1	1	16
訪問看護ステーション	10	0	0	2	3	2	0	0	0	0	0	0	1	2

③明細書発行件数（平成 22 年 11 月 1 か月間）

1) 病院

平成 22 年 11 月 1 か月間の病院における 1 施設あたりの外来明細書発行件数についてみると、「全体」での無料発行件数の平均は 3,122.4 件（標準偏差 4,505.1、中央値 1,616.5）であった。「全ての患者に発行」している施設の無料発行件数の平均は 3,850.1 件（標準偏差 4,801.7、中央値 2,200.0）、「一部の患者に発行」している施設の無料発行件数の平均は 431.1 件（標準偏差 960.5、中央値 23.0）であった。

「全体」での有料発行件数の平均は 0.1 件（標準偏差 1.1、中央値 0）であった。「全ての患者に発行」している施設の有料発行件数の平均は 0.0 件（標準偏差 0.0、中央値 0）、「一部の患者に発行」している施設の有料発行件数の平均は 0.3 件（標準偏差 2.3、中央値 0）であった。

図表 44 病院における 1 施設あたりの外来明細書発行件数

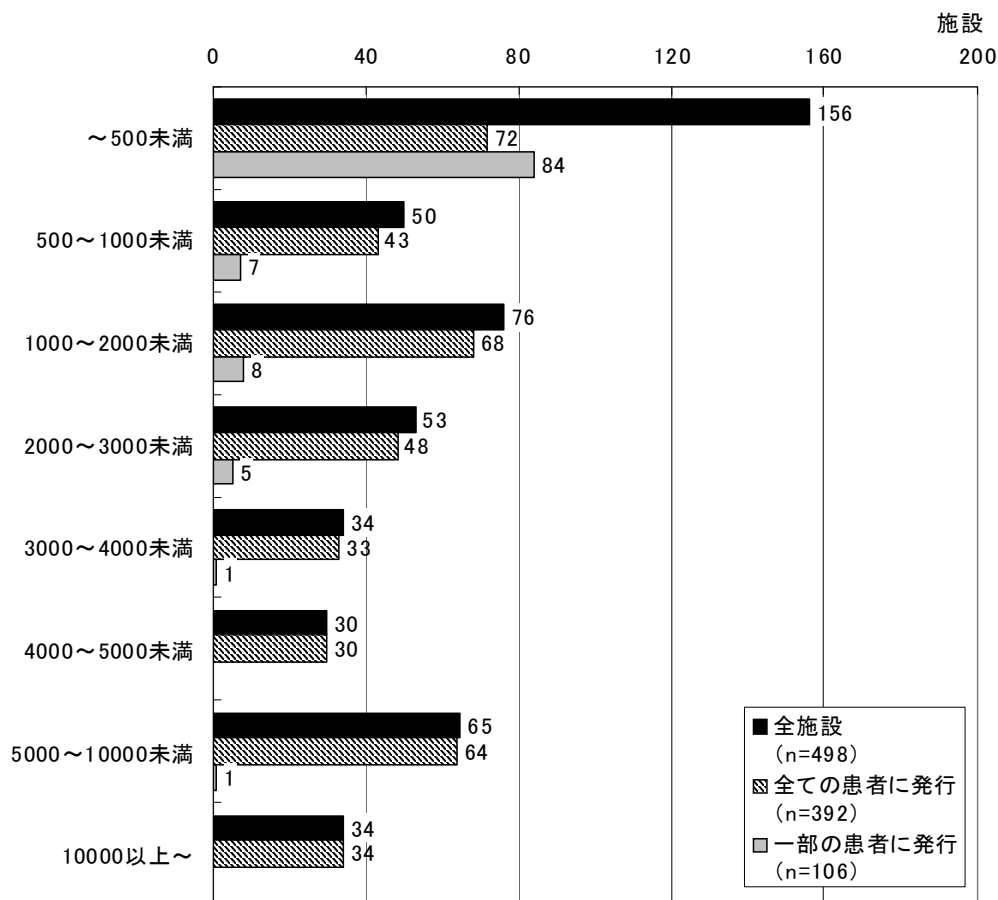
（単位：件）

	施設数 (件)	無料発行件数			有料発行件数			総発行件数		
		平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値
全体	498	3,122.4	4,505.1	1,616.5	0.1	1.1	0	3,122.4	4,505.1	1,616.5
全ての患者に発行	392	3,850.1	4,801.7	2,200	0.0	0.0	0	3,850.1	4,801.7	2,200
一部の患者に発行	106	431.1	960.5	23	0.3	2.3	0	431.4	960.3	23

（注）・平成 22 年 11 月 1 か月間。

・明細書発行件数について記載があった施設 498 施設を集計対象とした。

図表 45 病院における外来明細書無料発行件数別の施設分布



(注) 平成 22 年 11 月 1 か月間。

平成 22 年 11 月 1 か月間の病院における 1 施設あたりの入院明細書発行件数についてみると、「全体」での無料発行件数の平均は 220.8 件（標準偏差 298.2、中央値 133）であった。「全ての患者に発行」している施設における無料発行件数の平均は 257.6 件（標準偏差 309.5、中央値 165）であった。「一部の患者に発行」している施設における無料発行件数の平均は 88.0 件（標準偏差 205.2、中央値 10）であった。

「全体」での有料発行件数の平均は 0.0 件（標準偏差 0.7、中央値 0）であった。「全ての患者に発行」している施設における有料発行件数の平均は 0.0 件（標準偏差 0.0、中央値 0）であった。「一部の患者に発行」している施設における有料発行件数の平均は 0.2 件（標準偏差 1.5、中央値 0）であった。

図表 46 病院における1施設あたりの入院明細書発行件数

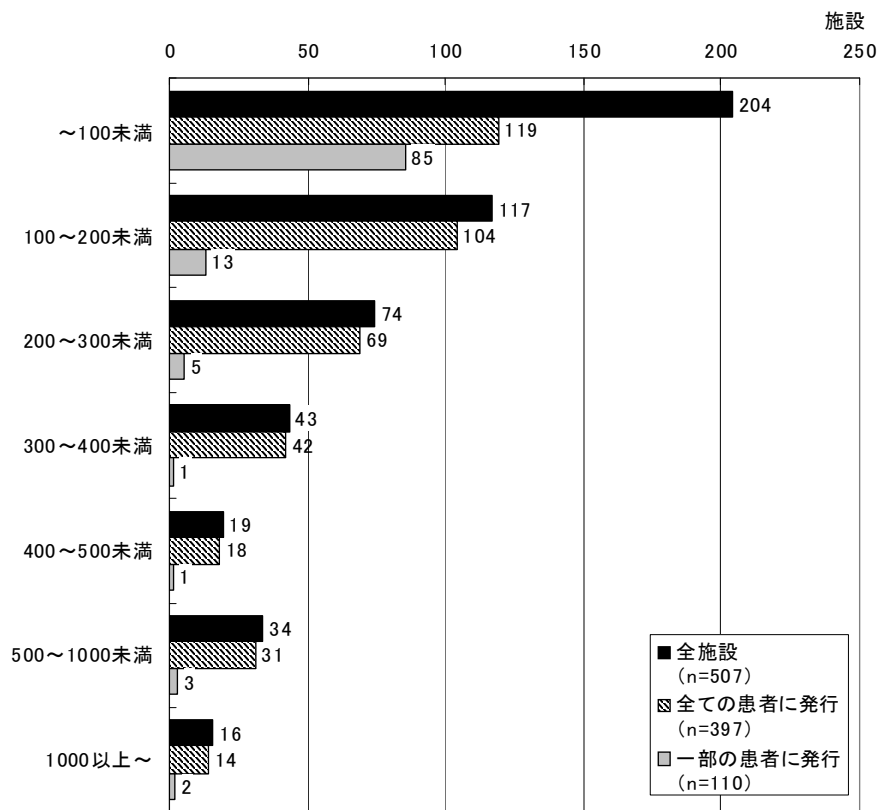
(単位：件)

	施設数 (件)	無料発行件数			有料発行件数			総発行件数		
		平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値
全体	507	220.8	298.2	133	0.0	0.7	0	220.8	298.2	133
全ての患者に発行	397	257.6	309.5	165	0.0	0.0	0	257.6	309.5	165
一部の患者に発行	110	88.0	205.2	10	0.2	1.5	0	88.2	205.1	10

(注)・平成22年11月1か月間。

・明細書発行件数について記載があった施設507施設を集計対象とした。

図表 47 病院における入院明細書無料発行件数別の施設分布



(注) 平成22年11月1か月間。

2) 一般診療所

平成22年11月1か月間の一般診療所における1施設あたりの外来明細書発行件数についてみると、「全体」での無料発行件数の平均は800.7件（標準偏差828.1、中央値600）であった。「全ての患者に発行」している施設における無料発行件数の平均は1,005.7件（標準偏差822.7、中央値840）であった。「一部の患者に発行」している施設における無料発行件数の平均は265.1件（標準偏差560.7、中央値42.5）であった。

「全体」での有料発行件数の平均は18.7件（標準偏差140.5、中央値0）であった。「全ての患者に発行」している施設における有料発行件数の平均は25.9件（標準偏差164.7、中央値0）であった。「一部の患者に発行」している施設における有料発行件数の平均は0.1件（標準偏差0.8、中央値0）であった。

図表 48 一般診療所における1施設あたりの外来明細書発行件数

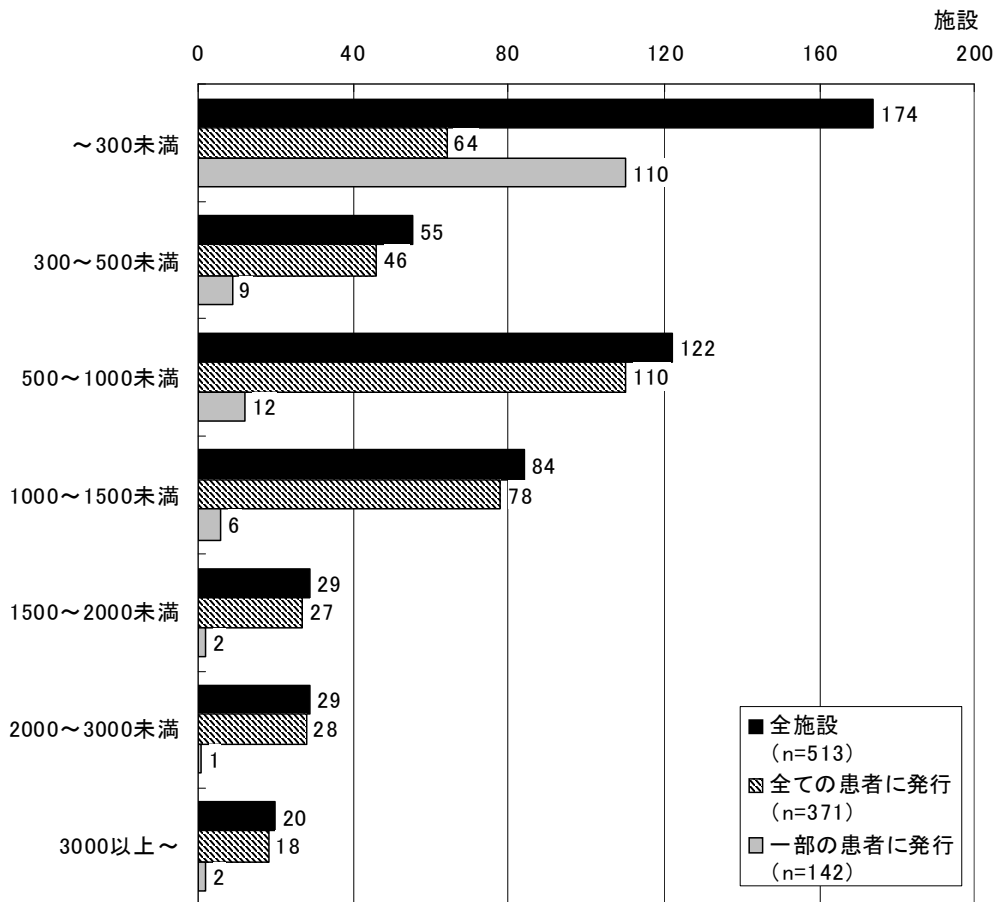
(単位：件)

	施設数 (件)	無料発行件数			有料発行件数			総発行件数		
		平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値
全体	513	800.7	828.1	600	18.7	140.5	0	819.4	821.8	623
全ての患者に発行	371	1,005.7	822.7	840	25.9	164.7	0	1,031.5	807.4	877
一部の患者に発行	142	265.1	560.7	42.5	0.1	0.8	0	265.1	560.6	42.5

(注)・平成22年11月1か月間。

・明細書発行件数について記載があった施設513施設を集計対象とした。

図表 49 一般診療所における外来明細書無料発行件数の施設分布



(注) 平成 22 年 11 月 1 か月間。

平成 22 年 11 月 1 か月間の一般診療所（有床）における 1 施設あたりの入院明細書発行件数についてみると、「全体」での無料発行件数の平均は 11.8 件（標準偏差 24.5、中央値 1）であった。「全ての患者に発行」している施設における無料発行件数の平均は 13.8 件（標準偏差 27.0、中央値 1.5）であった。「一部の患者に発行」している施設における無料発行件数の平均は 4.1 件（標準偏差 6.9、中央値 0）であった。有料発行はなかった。

図表 50 一般診療所（有床）における 1 施設あたりの入院明細書発行件数

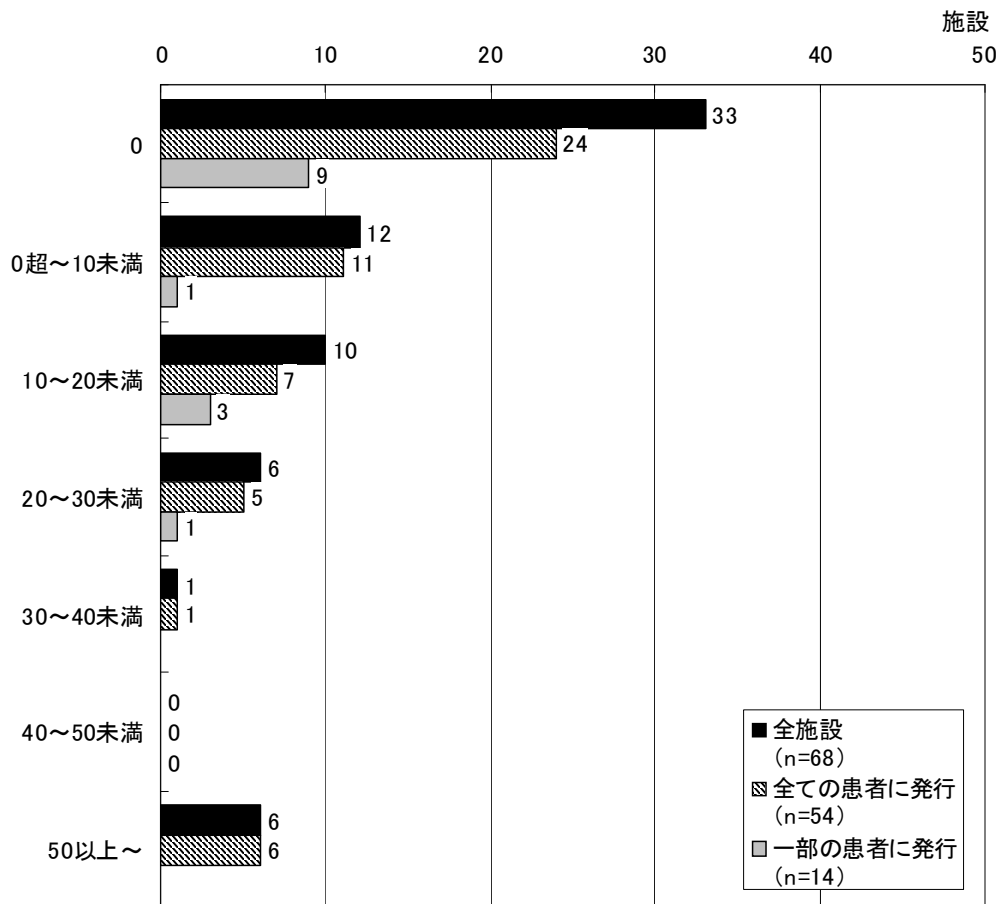
(単位：件)

	施設数 (件)	無料発行件数			有料発行件数			総発行件数		
		平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値
全体	68	11.8	24.5	1	0.0	0.0	0	11.8	24.5	1
全ての患者に発行	54	13.8	27.0	1.5	0.0	0.0	0	13.8	27.0	1.5
一部の患者に発行	14	4.1	6.9	0	0.0	0.0	0	4.1	6.9	0

(注) ・平成 22 年 11 月 1 か月間。

・明細書発行件数について記載があった施設 68 施設を集計対象とした。

図表 51 一般診療所(有床)における入院明細書無料発行件数別の施設分布



(注) 平成 22 年 11 月 1 か月間。

3) 歯科診療所

平成 22 年 11 月 1 か月間の歯科診療所における 1 施設あたりの明細書発行件数についてみると、「全体」での無料発行件数の平均は 181.8 件（標準偏差 287.7、中央値 20）であった。「全ての患者に発行」している施設における無料発行件数の平均は 410.8 件（標準偏差 333.8、中央値 360）であった。「一部の患者に発行」している施設における無料発行件数の平均は 33.2 件（標準偏差 92.0、中央値 1）であった。

「全体」での有料発行件数の平均は 0.0 件（標準偏差 0.2、中央値 0）であった。「全ての患者に発行」している施設における有料発行件数の平均は 0.0 件（標準偏差 0.0、中央値 0）であった。「一部の患者に発行」している施設における有料発行件数の平均は 0.0 件（標準偏差 0.2、中央値 0）であった。

図表 52 歯科診療所における1施設あたりの明細書発行件数

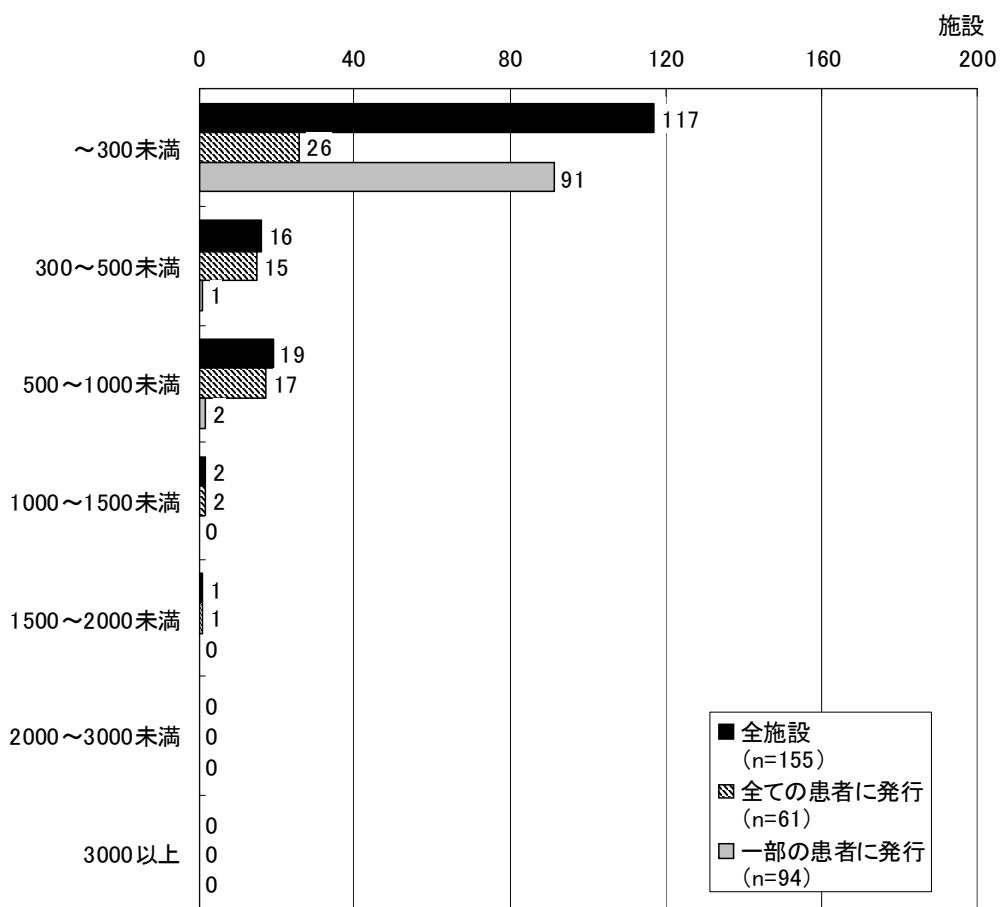
(単位：件)

	施設数 (件)	無料発行件数			有料発行件数			総発行件数		
		平均 値	標準 偏差	中央 値	平均 値	標準 偏差	中央 値	平均 値	標準 偏差	中央 値
全体	155	181.8	287.7	20	0.0	0.2	0	181.8	287.7	20
全ての患者に発行	61	410.8	333.8	360	0.0	0.0	0	410.8	333.8	360
一部の患者に発行	94	33.2	92.0	1	0.0	0.2	0	33.3	92.0	1

(注)・平成22年11月1か月間。

・明細書発行件数について記載があった施設155施設を集計対象とした。

図表 53 歯科診療所における明細書無料発行件数別の施設分布



(注) 平成22年11月1か月間。

4) 保険薬局

平成22年11月1か月間の保険薬局における1施設あたりの明細書発行件数についてみると、「全体」での無料発行件数の平均は923.6件（標準偏差1,003.6、中央値701）であった。「全ての患者に発行」している施設における無料発行件数の平均は1,169.1件（標準偏差1,047.7、中央値940）であった。「一部の患者に発行」している施設における無料発行件数の平均は298.2件（標準偏差484.5、中央値75）であった。

有料発行はなかった。

図表 54 保険薬局における1施設あたりの明細書発行件数

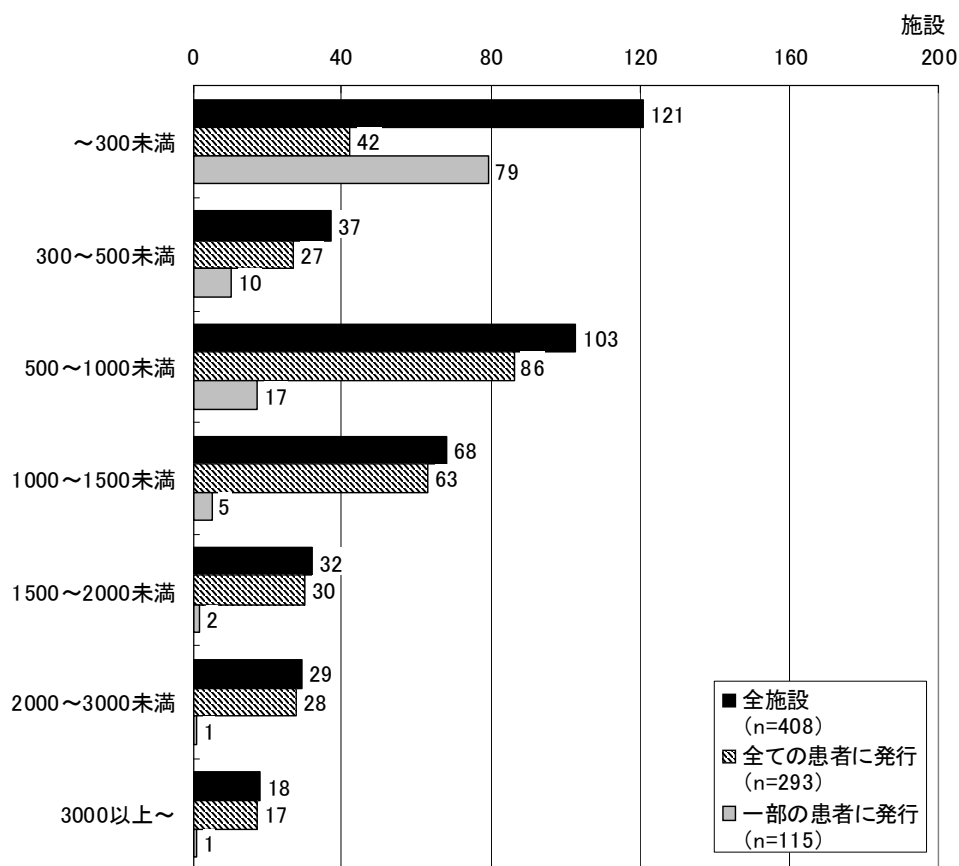
(単位：件)

	施設数 (件)	無料発行件数			有料発行件数			総発行件数		
		平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値
全体	408	923.6	1,003.6	701	0.0	0.0	0	923.6	1,003.6	701
全ての患者に発行	293	1,169.1	1,047.7	940	0.0	0.0	0	1,169.1	1,047.7	940
一部の患者に発行	115	298.2	484.5	75	0.0	0.0	0	298.2	484.5	75

(注)・平成22年11月1か月間。

・明細書発行件数について記載があった施設408施設を集計対象とした。

図表 55 保険薬局における明細書無料発行件数別の施設分布



(注) 平成22年11月1か月間。

5) 訪問看護ステーション

平成22年11月1か月間の訪問看護ステーションにおける1事業所あたりの明細書発行件数についてみると、「全体」での無料発行件数の平均は37.2件（標準偏差56.6、中央値21.5）であった。「全ての患者に発行」している施設における無料発行件数の平均は47.3件（標準偏差61.6、中央値29）であった。「一部の患者に発行」している施設における無料発行件数の平均は6.4件（標準偏差12.0、中央値1）であった。有料発行はなかった。

図表 56 訪問看護ステーションにおける1事業所あたりの明細書発行件数

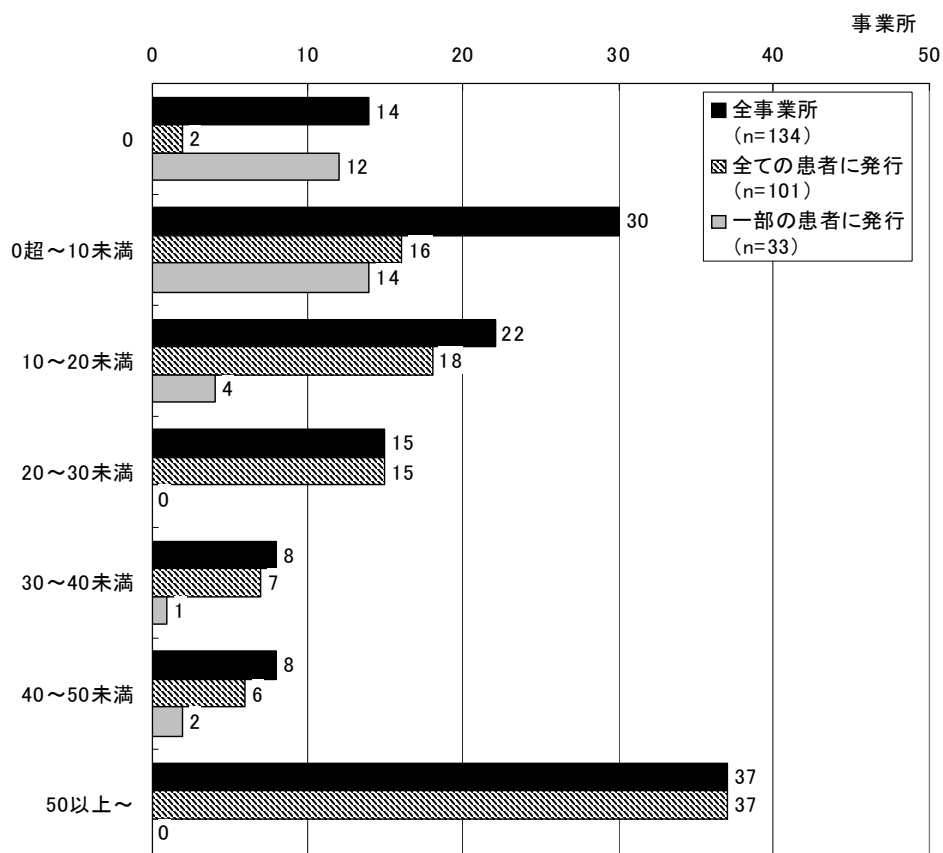
(単位：件)

	事業所数(件)	無料発行件数			有料発行件数			総発行件数		
		平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値
全体	134	37.2	56.6	21.5	0.0	0.0	0	37.2	56.6	21.5
全ての患者に発行	101	47.3	61.6	29	0.0	0.0	0	47.3	61.6	29
一部の患者に発行	33	6.4	12.0	1	0.0	0.0	0	6.4	12.0	1

(注)・平成22年11月1か月間。

・明細書発行件数について記載があった事業所134事業所を集計対象とした。

図表 57 訪問看護ステーションにおける明細書無料発行件数別の事業所分布



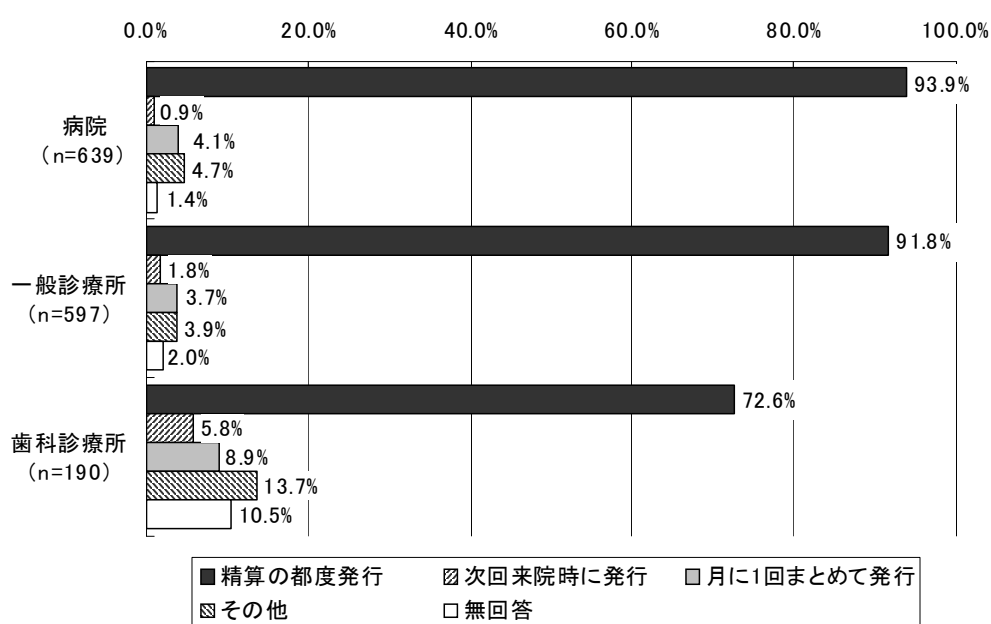
(注) 平成22年11月1か月間。

④明細書発行のタイミング

1) 医療機関における外来患者に対する明細書発行のタイミング（頻度）

医療機関における外来患者に対する明細書発行のタイミング（頻度）についてみると、病院、一般診療所では「精算の都度発行」（それぞれ 93.9%、91.8%）が最も多かった。歯科診療所でも「精算の都度発行」（72.6%）が最も多いが、病院や一般診療所と比較すると、その割合は低かった。

図表 58 医療機関における外来患者に対する明細書発行のタイミング（頻度）
（複数回答）

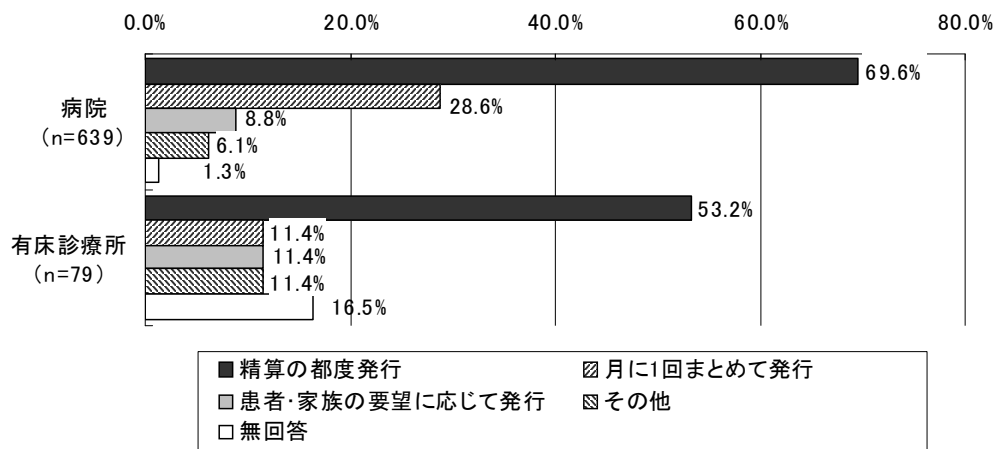


(注) 「その他」の具体的な内容としては、いずれの施設においても「患者からの申し出があった時」が多く挙げられた。この他、一般診療所では「初診は精算の都度、再診は希望者のみ」「年1回」、歯科診療所では、「1年分をまとめて」「治療終了時」といった内容が挙げられた。

2) 医療機関における入院患者に対する明細書発行のタイミング（頻度）

医療機関における入院患者に対する明細書発行のタイミング（頻度）についてみると、病院では「精算の都度発行」（69.6%）が最も多く、次いで「月に1回まとめて発行」（28.6%）、「患者・家族の要望に応じて発行」（8.8%）であった。有床診療所では、「精算の都度発行」（53.2%）が最も多く、次いで「月に1回まとめて発行」「患者・家族の要望に応じて発行」「その他」（それぞれ11.4%）であった。

図表 59 医療機関における入院患者に対する明細書発行のタイミング（頻度）
（複数回答）

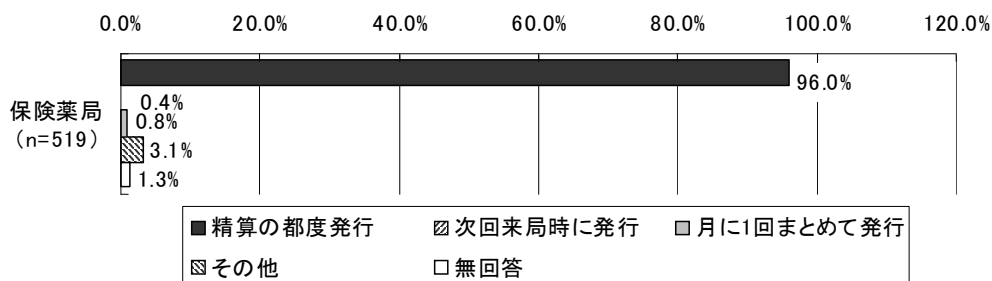


（注）「その他」の具体的な内容としては、病院では「退院時」「月2回の請求時」「月3回の請求時」が挙げられた。有床診療所の場合、「入院なし」という回答が多かった。

3) 保険薬局における明細書発行のタイミング（頻度）

保険薬局における明細書発行のタイミング（頻度）についてみると、「精算の都度発行」（96.0%）が最も多かった。

図表 60 保険薬局における明細書発行のタイミング（頻度）（複数回答）

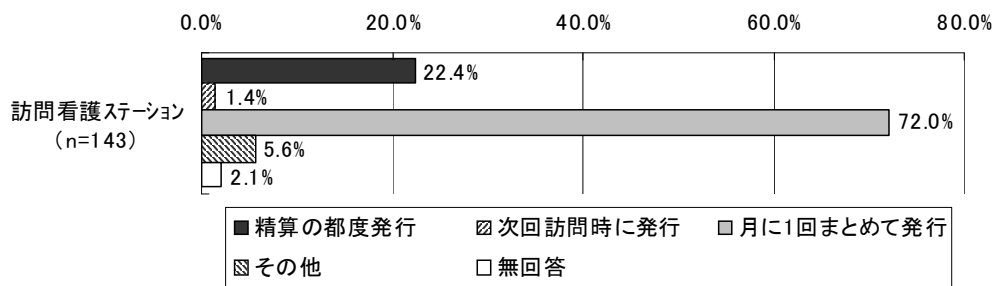


（注）「その他」の具体的な内容としては、「患者からの申し出があった時」が多く挙げられた。この他、「患者の意向を聞いてから」「前回と合計金額が異なる時」「新患及び希望者」が挙げられた。

4) 訪問看護ステーションにおける明細書発行のタイミング（頻度）

訪問看護ステーションにおける明細書発行のタイミング（頻度）についてみると、「月に1回まとめて発行」（72.0%）が最も多く、次いで「精算の都度発行」（22.4%）であった。

図表 61 訪問看護ステーションにおける明細書発行のタイミング（頻度）（複数回答）



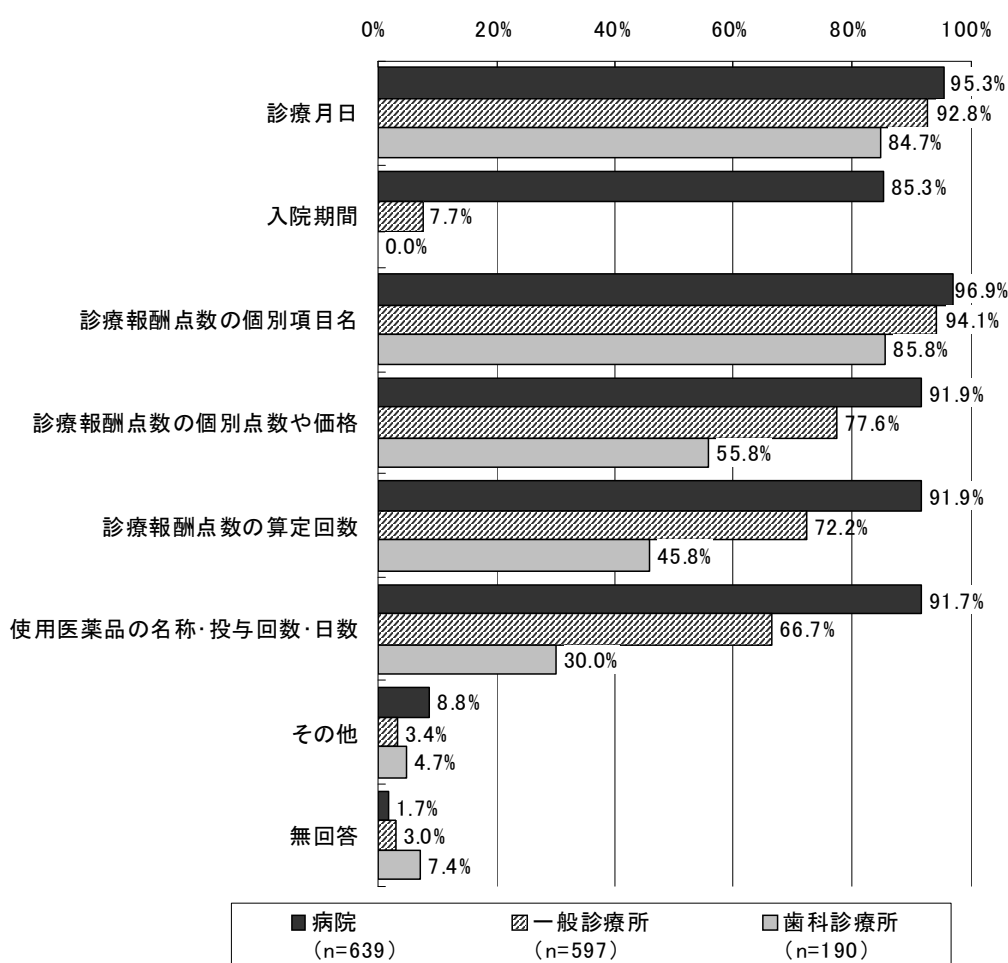
(注) 「その他」の具体的な内容としては、「患者からの申し出があった時」が多く挙げられた。この他、「請求書と一緒に」が挙げられた。

⑤明細書の記載内容

1) 医療機関における明細書の記載内容

医療機関における明細書の記載内容についてみると、病院、一般診療所、歯科診療所において最も多いのが「診療報酬点数の個別項目名」（それぞれ 96.9%、94.1%、85.8%）であり、次いで「診療月日」（それぞれ 95.3%、92.8%、84.7%）、「診療報酬点数の個別点数や価格」（91.9%、77.6%、55.8%）であった。病院では「診療報酬点数の算定回数」「使用医薬品の名称・投与回数・日数」も 9 割を超えたが、一般診療所では 6 割強から 7 割強、歯科診療所では 3 割から 5 割弱であった。

図表 62 医療機関における明細書の記載内容（複数回答）

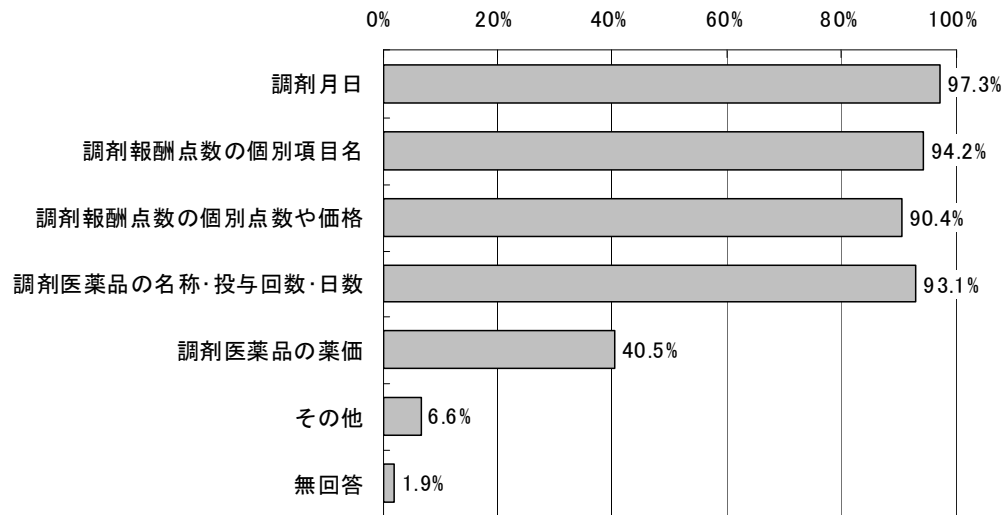


(注) 「その他」の具体的な内容としては、いずれの施設においても「保険外負担」「自費分」など保険外負担の項目に関する内容が多く挙げられた。また、病院・一般診療所では「診療科」が多く挙げられた。この他、病院では「病棟」「病室」「患者番号」が挙げられた。

2) 保険薬局における明細書の記載内容

保険薬局における明細書の記載内容についてみると、「調剤月日」(97.3%)、「調剤報酬点数の個別項目名」(94.2%)、「調剤医薬品の名称・投与回数・日数」(93.1%)、「調剤報酬点数の個別点数や価格」(90.4%)では9割以上となったが、「調剤医薬品の薬価」は40.5%と他と比較すると低かった。

図表 63 保険薬局における明細書の記載内容（複数回答、n=519）



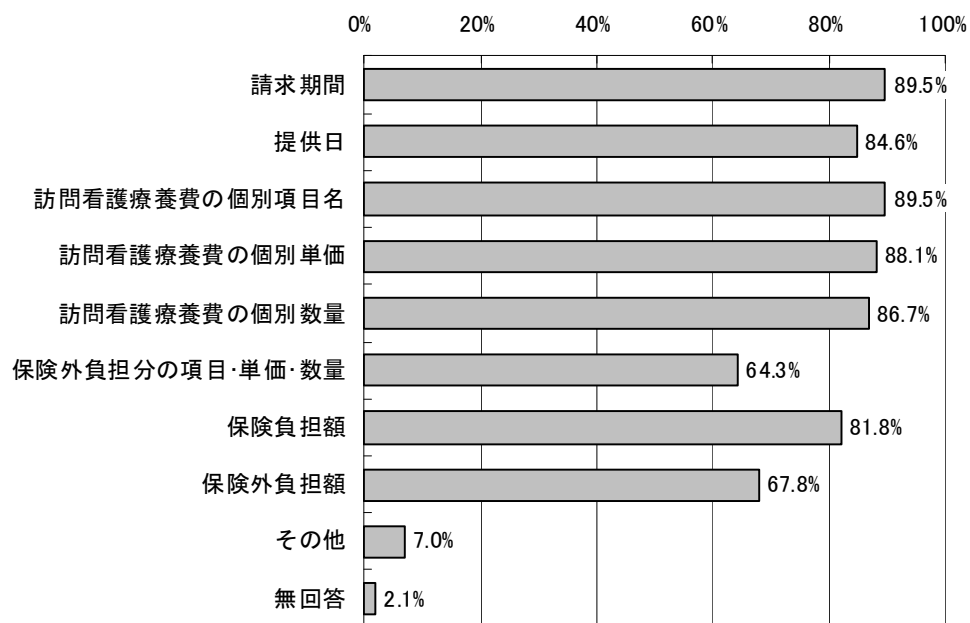
(注) 「その他」の具体的な内容としては、「処方せん発行医療機関」「処方医」「自費分」「薬剤料」「後発医薬品（の印）」等が挙げられた。

3) 訪問看護ステーションにおける明細書の記載内容

訪問看護ステーションにおける明細書の記載内容についてみると、「請求期間」「訪問看護療養費の個別項目名」(それぞれ 89.5%) が最も多く、次いで「訪問看護療養費の個別単価」(88.1%)、「訪問看護療養費の個別数量」(86.7%) であった。

8割を下回ったのは「保険外負担額」(67.8%)、「保険外負担分の項目・単価・数量」(64.3%) であった。

図表 64 訪問看護ステーションにおける明細書の記載内容 (複数回答、n=143)

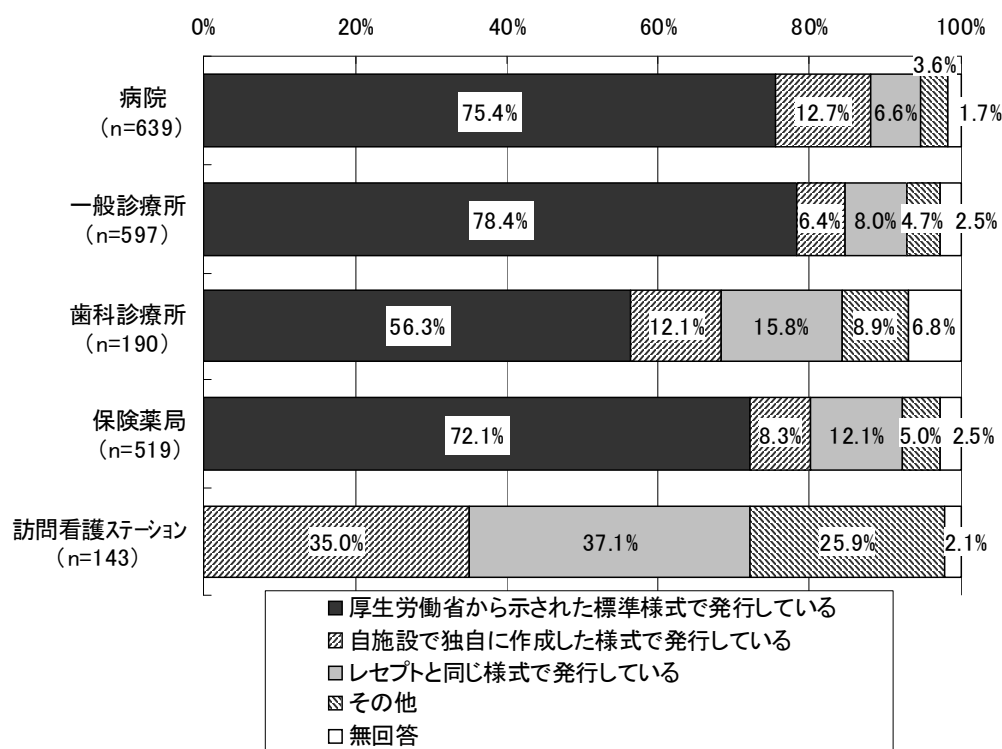


(注) 「その他」の具体的な内容としては、「交通費」「加算項目」等が挙げられた。

⑥明細書の様式

明細書の様式についてみると、病院では、「厚生労働省から示された標準様式で発行している」(75.4%)が最も多く、次いで「自施設で独自に作成した様式で発行している」(12.7%)であった。一般診療所では、「厚生労働省から示された標準様式で発行している」(78.4%)が最も多く、次いで「レセプトと同じ様式で発行している」(8.0%)であった。歯科診療所では、「厚生労働省から示された標準様式で発行している」(56.3%)が最も多く、次いで「レセプトと同じ様式で発行している」(15.8%)であった。保険薬局では、「厚生労働省から示された標準様式で発行している」(72.1%)が最も多く、次いで「レセプトと同じ様式で発行している」(12.1%)であった。訪問看護ステーションでは、「レセプトと同じ様式で発行している」(37.1%)が最も多く、次いで「自施設で独自に作成した様式で発行している」(35.0%)であった。

図表 65 明細書の様式



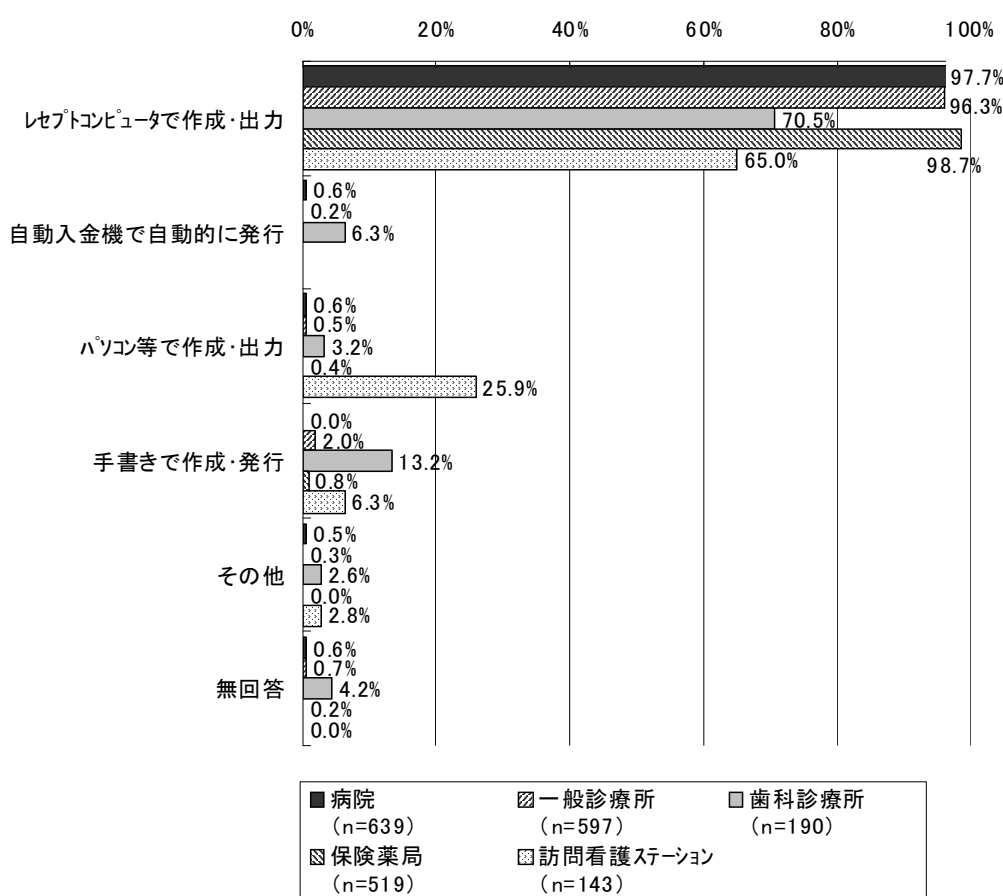
(注)・訪問看護ステーション調査では「厚生労働省から示された標準様式で発行している」という選択肢を設けていない。また、「自施設で独自に作成した様式で発行している」は「独自に作成した様式で発行している」とした。

・「その他」の具体的な内容としては、施設種別を問わず「レセプトコンピュータに入っている様式」が多く挙げられた。これ以外では、病院・一般診療所では「ORCAに入っている様式」、歯科診療所では「県歯科医師会の様式」、訪問看護ステーションでは「ワイズマンの形式」等が挙げられた。

⑦明細書の作成方法

明細書の作成方法についてみると、病院、一般診療所、保険薬局では「レセプトコンピュータで作成・出力」（それぞれ 97.7%、96.3%、98.7%）が 9 割以上を占める結果となった。歯科診療所では「レセプトコンピュータで作成・出力」（70.5%）が最も多く、次いで「手書きで発行・作成」（13.2%）、「自動入金機で自動的に発行」（6.3%）であった。訪問看護ステーションでは、「レセプトコンピュータで作成・出力」（65.0%）が最も多く、次いで「パソコン等で作成・出力」（25.9%）、「手書きで発行・作成」（6.3%）であった。

図表 66 明細書の作成方法（単数回答）

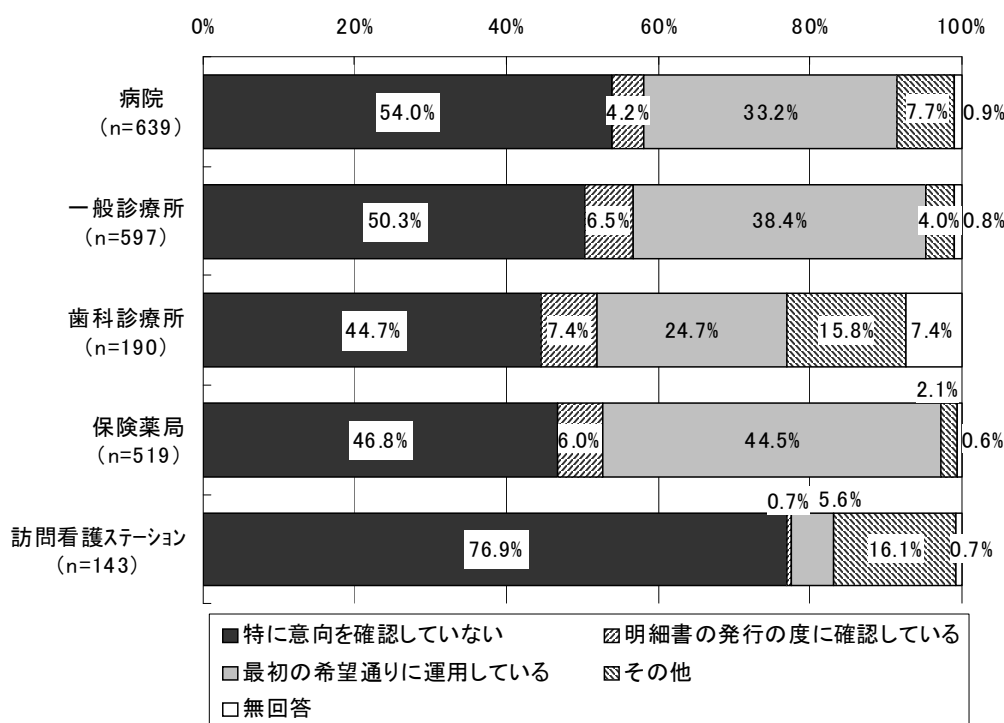


(注) 保険薬局調査、訪問看護ステーション調査では「自動入金機で自動的に発行」という選択肢を設けていない。

⑧明細書発行に関する患者の意向確認の方法

明細書発行に関する患者の意向確認の方法についてみると、「『明細書は不要』との申し出がない限り、特に意向を確認していない」（病院 54.0%、一般診療所 50.3%、歯科診療所 44.7%、保険薬局 46.8%）がいずれの施設でも半数近くを占めた。次いで、「最初に明細書を発行する際、発行の希望の有無を聞き、それを記録して、それ以降の受診時の際にも最初の希望通りに運用している」（同 33.2%、38.4%、24.7%、44.5%）が多かった。「明細書の発行の度に、発行を希望するかどうかを患者に確認している」という回答は 1 割にも満たなかった。

図表 67 明細書発行に関する患者の意向確認の方法



(注)・選択肢（凡例）の表現は正確には以下のとおりである。

「特に意向を確認していない」：『明細書は不要』との申し出がない限り、特に意向を確認していない。

「明細書の発行の度に確認している」：「明細書の発行の度に、発行を希望するかどうかを患者に確認している」。

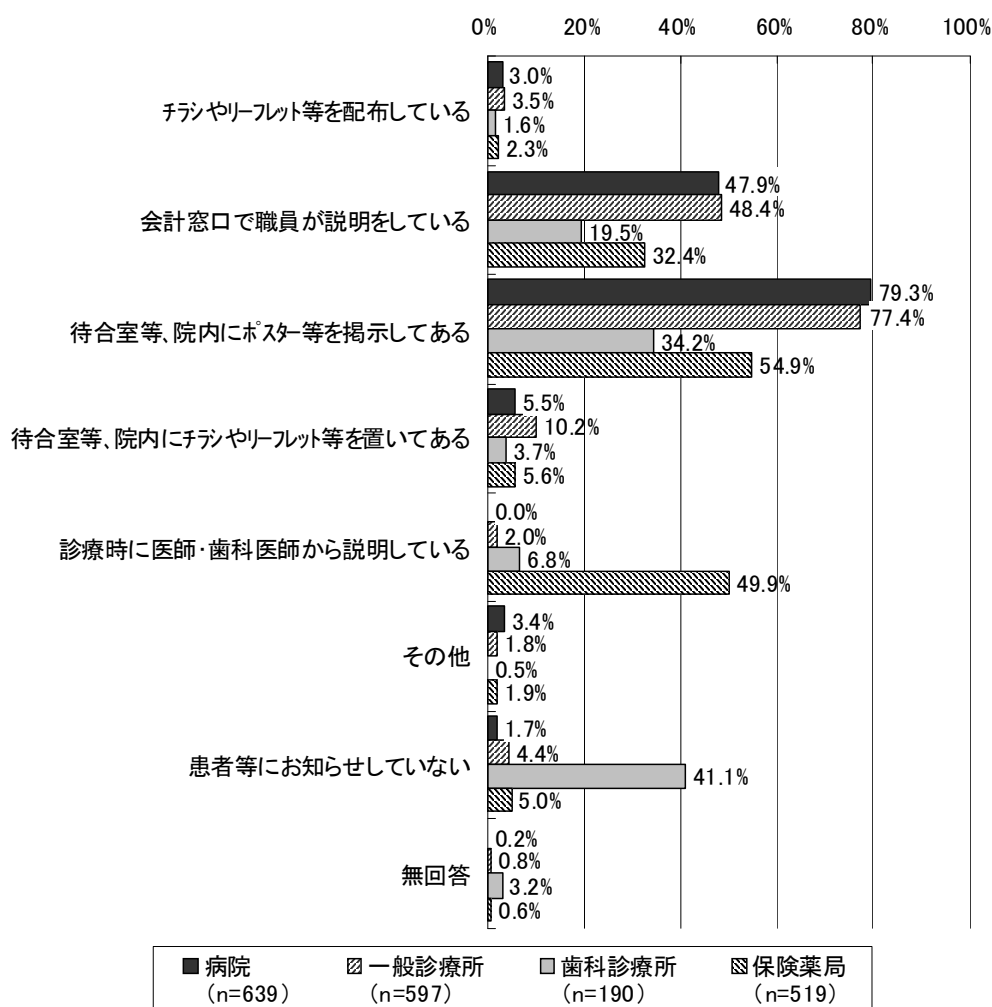
「最初の希望通りに運用している」：「最初に明細書を発行する際、発行の希望の有無を聞き、それを記録して、それ以降の受診時の際にも最初の希望通りに運用している」

・「その他」の具体的な内容として、「申し出のある場合のみ発行」が多く挙げられた。

⑨明細書無料発行原則義務化についての患者への周知方法

明細書無料発行原則義務化についての患者への周知方法についてみると、病院・一般診療所では「待合室等、院内にポスター等を掲示してある」（それぞれ 79.3%、77.4%）が最も多く、次いで「会計窓口で職員が説明をしている」（それぞれ 47.9%、48.4%）であった。歯科診療所では「患者等にお知らせしていない」（41.1%）が最も多く、次いで「待合室等、院内にポスター等を掲示してある」（34.2%）、「会計窓口で職員が説明している」（19.5%）であった。保険薬局では「待合室等、院内にポスター等を掲示してある」（54.9%）が最も多く、次いで「薬の交付時に薬剤師から説明している」（49.9%）、「会計窓口で職員が説明をしている」（32.4%）であった。

図表 68 明細書無料発行原則義務化についての患者への周知方法（複数回答）



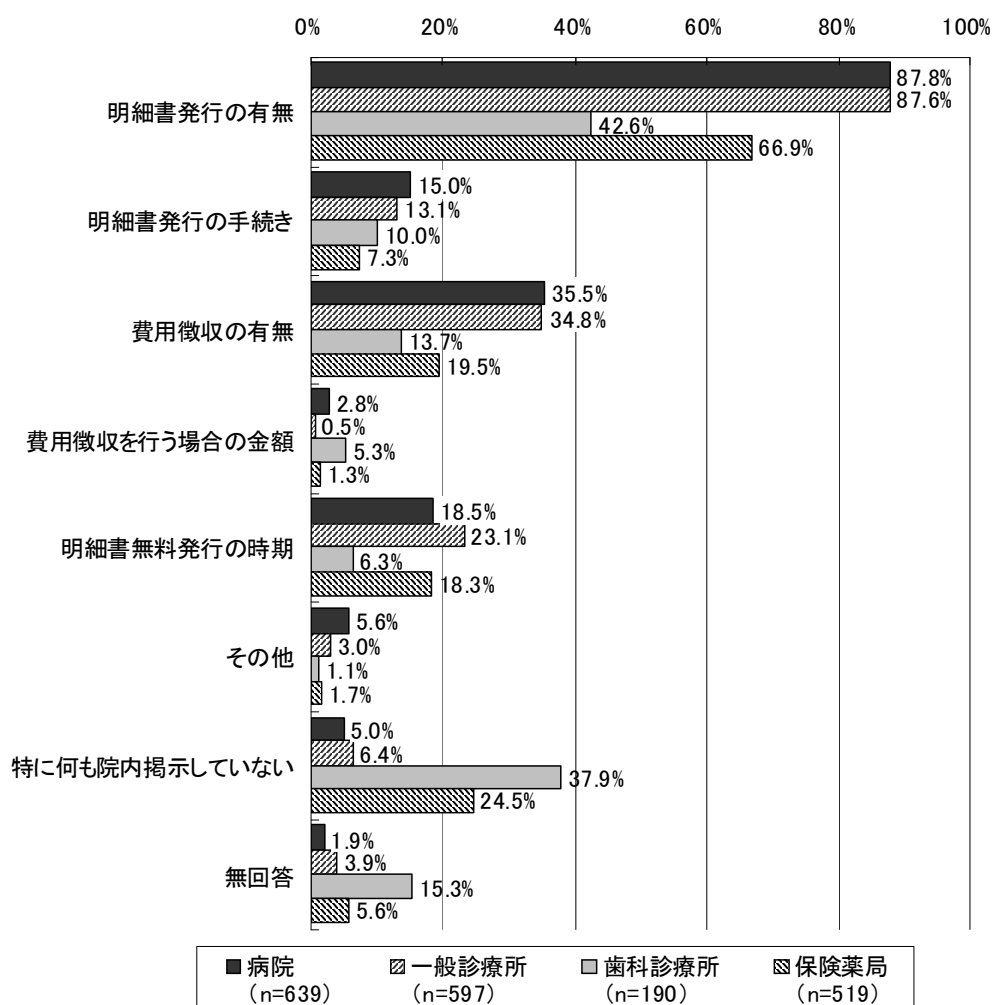
(注)・訪問看護ステーション調査には当該質問項目は設けていない。

・保険薬局では、「診療時に医師・歯科医師から説明している」は「薬の交付時に薬剤師から説明している」という選択肢とした。

⑩院内掲示などで患者等に伝えている内容

院内掲示などで患者等に伝えている内容についてみると、病院と一般診療所では、「明細書発行の有無」(それぞれ 87.8%、87.6%) が最も多く、次いで「費用徴収の有無」(それぞれ 35.5%、34.8%) であった。歯科診療所では、「明細書発行の有無」(42.6%) が最も多く、次いで「特に何も院内掲示していない」(37.9%) であった。保険薬局では「明細書発行の有無」(66.9%) が最も多く、「特に何も院内掲示していない」(24.5%) であった。

図表 69 院内掲示などで患者等に伝えている内容（複数回答）



(注)・訪問看護ステーション調査には当該質問項目は設けていない。

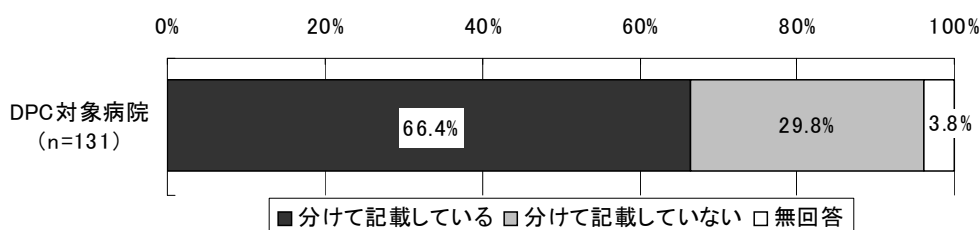
・「その他」の具体的な内容としては、病院・一般診療所では「不要な場合の申し出」が、歯科診療所では「必要な場合の申し出」「保険証の提示」が挙げられた。

⑪DPC 対象病院における明細書の記載状況等

1) DPC 対象病院における明細書の記載状況

DPC 対象病院における明細書の記載状況（「包括評価部分」と「出来高部分」について）をみると、「分けて記載している」が 66.4%、「分けて記載していない」が 29.8%であった。

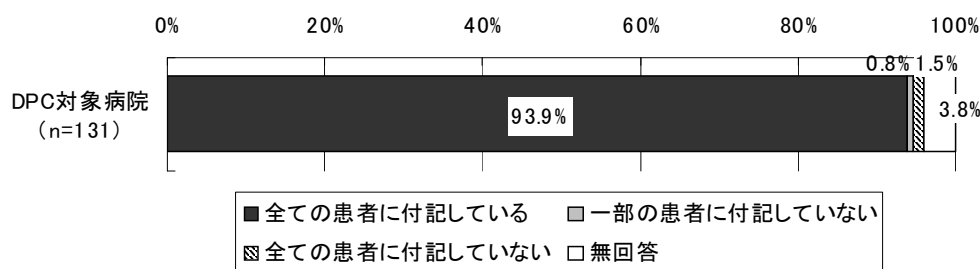
図表 70 DPC 対象病院における明細書の記載状況
（「包括評価部分」と「出来高部分」について）



2) DPC 対象病院における医薬品や検査の名称の明細書への付記状況

DPC 対象病院における医薬品や検査の名称の明細書への付記状況についてみると、「全ての患者に付記している」が 93.9%、「一部の患者に付記していない」が 0.8%、「全ての患者に付記していない」が 1.5%であった。

図表 71 DPC 対象病院における医薬品や検査の名称の明細書への付記状況



一部・全ての患者に付記していない DPC 対象病院（n=3）における医薬品や検査の名称を付記しない理由（複数回答）

- ・ レセプトコンピュータ等のシステムが対応できないため（2 施設）
- ・ 患者の希望のため（1 施設）

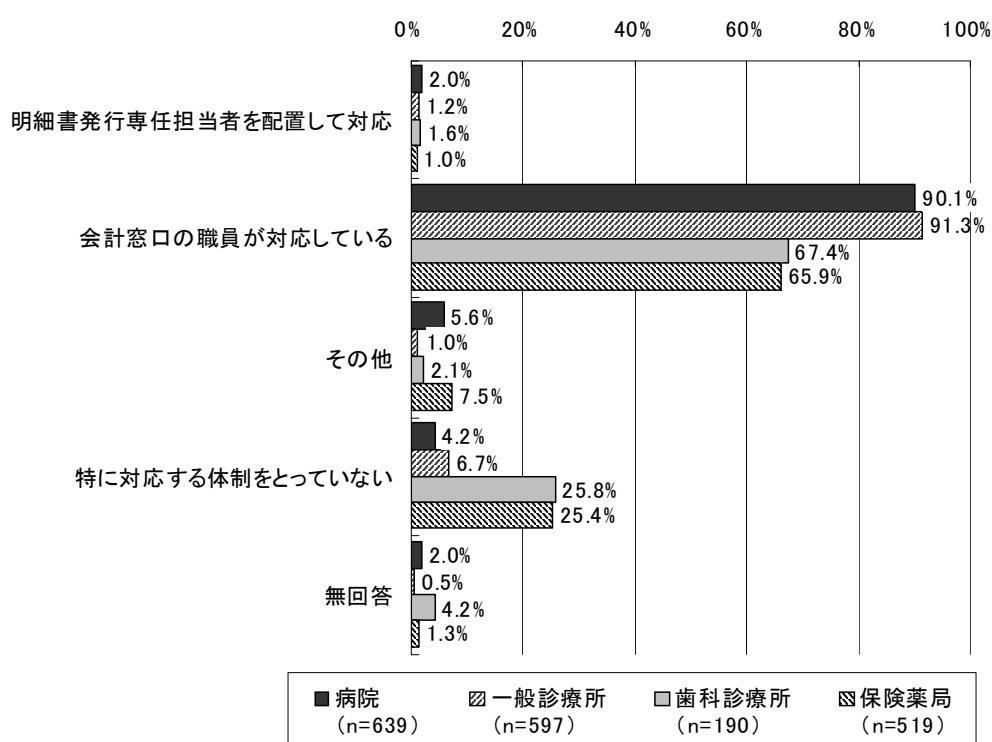
(4) 明細書発行施設における事務・設備整備等の負担状況等

①明細書作成・発行の体制

明細書作成・発行の体制についてみると、「会計窓口の職員が対応している」が病院(90.1%)、一般診療所(91.3%)、歯科診療所(67.4%)、保険薬局(65.9%)でそれぞれ最も多かった。

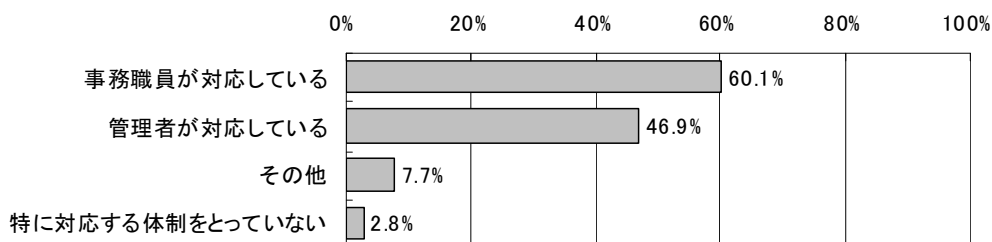
訪問看護ステーションでは、「事務職員が対応している」(60.1%)が最も多く、次いで「管理者が対応している」(46.9%)であった。

図表 72 明細書作成・発行の体制（訪問看護ステーション以外、複数回答）



(注) 「その他」の具体的な内容としては、病院では「医事課職員が対応している」「入院については入院会計担当者が対応している」、一般診療所では「レセコンで対応」、歯科診療所では「院長が発行」、保険薬局では「レセコンで作成し薬を渡す薬剤師が交付している」等が挙げられた。

図表 73 明細書作成・発行の体制（訪問看護ステーション、複数回答）



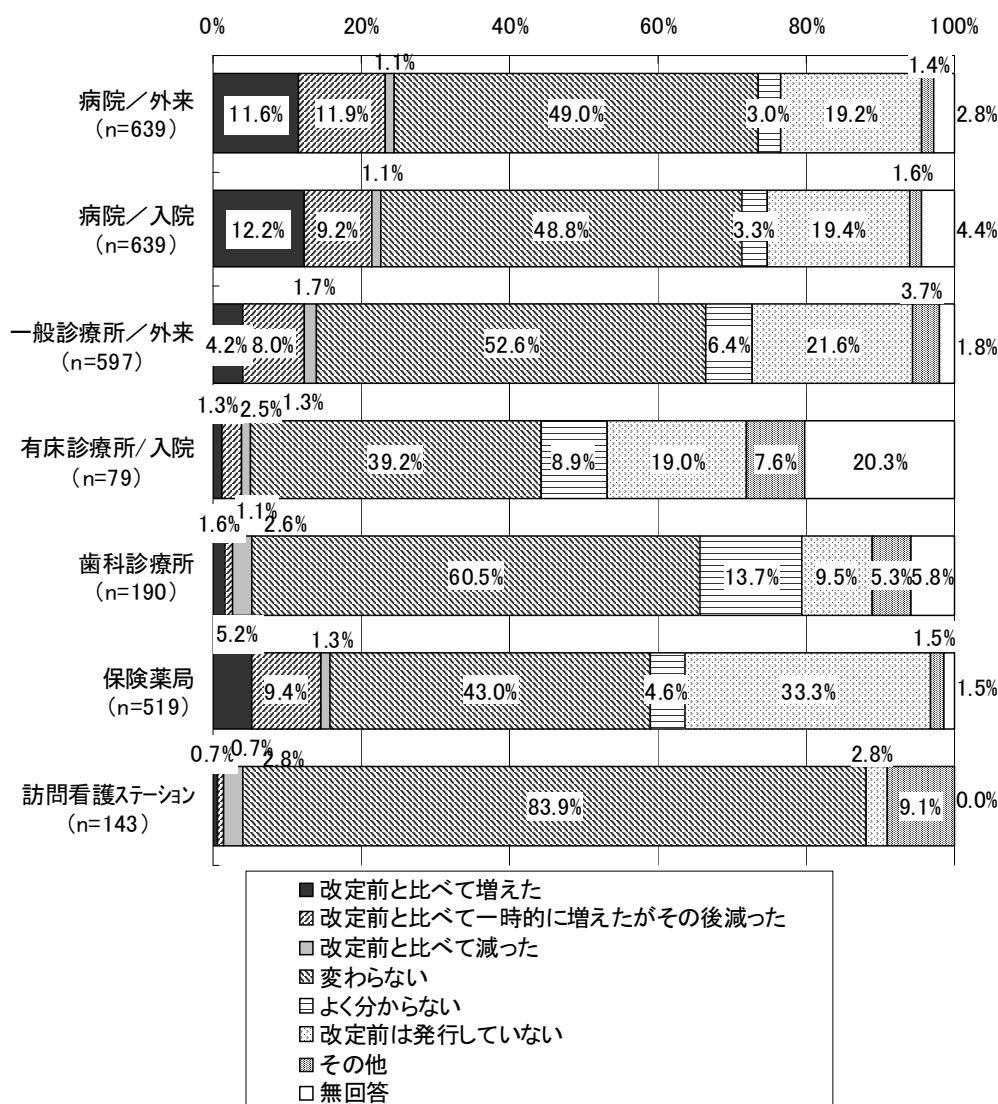
(注) 「その他」の具体的な内容として、「看護師が対応している」等が挙げられた。

②明細書の内容についての患者からの問い合わせ状況

明細書の内容についての患者からの問い合わせ状況についてみると、改定前と「変わらない」が病院／外来（49.0%）、病院／入院（48.8%）、一般診療所／外来（52.6%）、有床診療所／入院（39.2%）、歯科診療所（60.5%）、保険薬局（43.0%）、訪問看護ステーション（83.9%）のそれぞれで最も多かった。

病院／外来、病院／入院では「改定前と比べて増えた」「改定前と比べて一時的に増えたがその後減った」がそれぞれ1割程度あった。

図表 74 明細書の内容についての患者からの問い合わせ状況

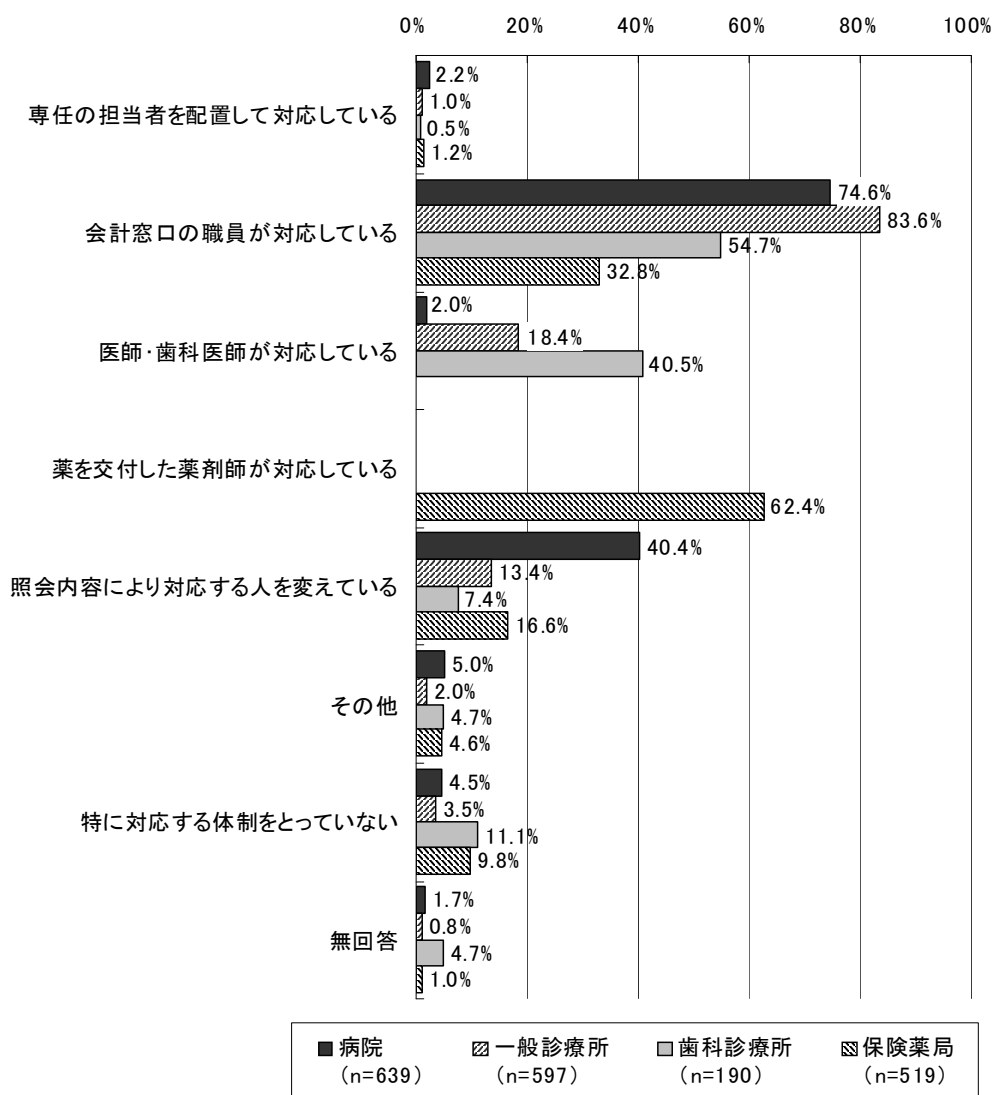


③明細書の内容等の問い合わせに対する対応体制

1) 医療機関・薬局における明細書の内容等の問い合わせに対する対応体制

医療機関・薬局における明細書の内容等の問い合わせに対する対応体制についてみると、病院、一般診療所、歯科診療所では「会計窓口の職員が対応している」（それぞれ 74.6%、83.6%、54.7%）が最も多かった。次いで、病院では「照会内容により対応する人を変えている」（40.4%）が、一般診療所、歯科診療所では「医師・歯科医師が対応している」（それぞれ 18.4%、40.5%）が多かった。保険薬局では「薬を交付した薬剤師が対応している」（62.4%）が最も多く、次いで「会計窓口の職員が対応している」（32.8%）であった。

図表 75 医療機関・薬局における明細書の内容等の問い合わせに対する対応体制
(訪問看護ステーション以外、複数回答)

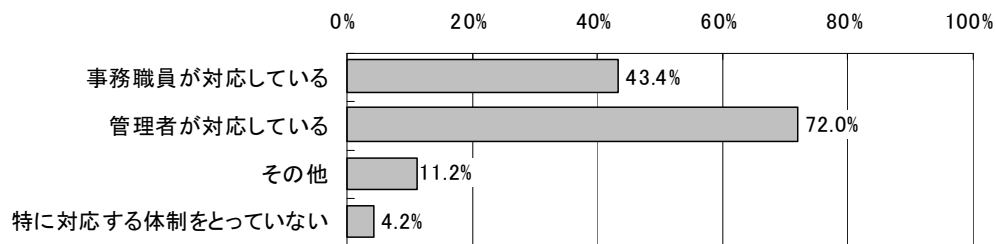


(注)「その他」の具体的な内容としては、病院では「医事課職員が対応している」「事務長が対応している」「問い合わせがない」、一般診療所では「問い合わせがない」「看護師が対応」、歯科診療所では「問い合わせがない」、保険薬局では「問い合わせがない」「問い合わせを受けた職員」等が挙げられた。

2) 訪問看護ステーションにおける明細書の内容等の問い合わせに対する対応体制

訪問看護ステーションにおける明細書の内容等の問い合わせに対する対応体制についてみると、「管理者が対応している」(72.0%)が最も多く、次いで「事務職員が対応している」(43.4%)であった。

図表 76 訪問看護ステーションにおける明細書の内容等の問い合わせに対する対応体制（訪問看護ステーション、複数回答）



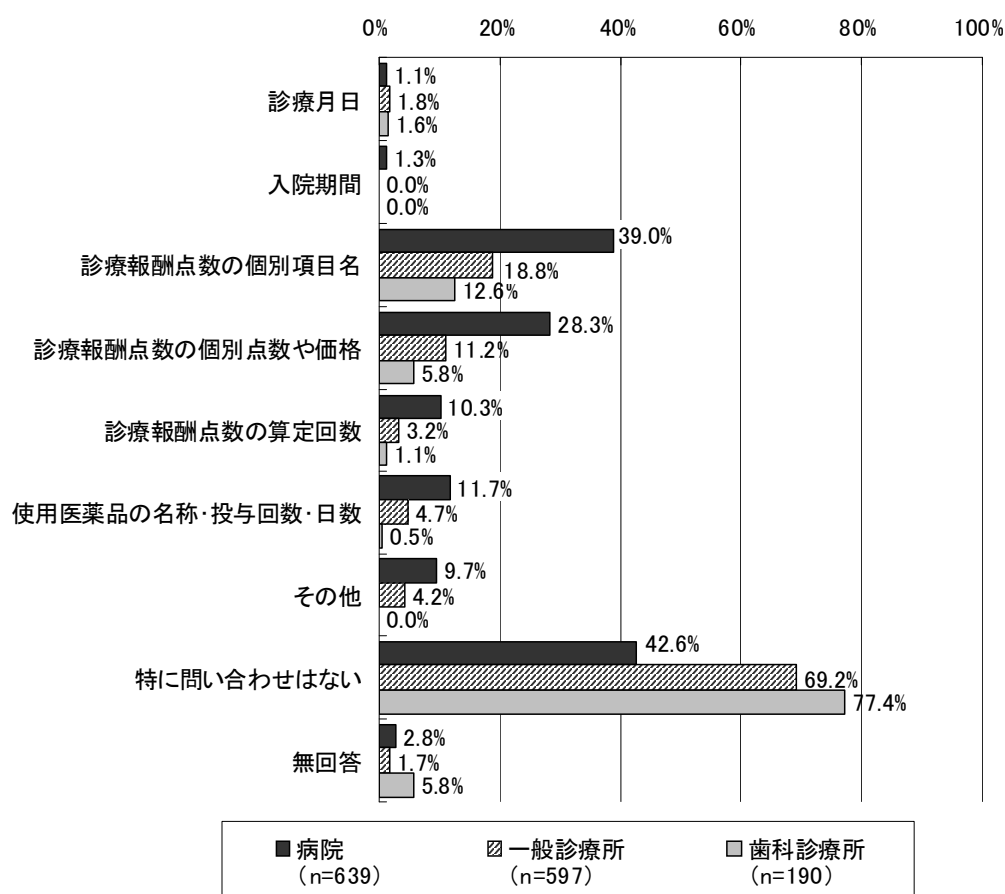
(注)「その他」の具体的な内容として、「看護師が対応している」等が挙げられた。

④明細書の問い合わせ項目

1) 医療機関における明細書の問い合わせ項目

医療機関における明細書の問い合わせ項目についてみると、「特に問い合わせはない」（病院 42.6%、一般診療所 69.2%、歯科診療所 77.4%）が最も多かった。問い合わせ項目として1割以上の回答があったものは、病院では「診療報酬点数の個別項目名」（39.0%）、「診療報酬点数の個別点数や価格」（28.3%）、「使用医薬品の名称・投与回数・日数」（11.7%）、「診療報酬点数の算定回数」（10.3%）であった。一般診療所では「診療報酬点数の個別項目名」（18.8%）、「診療報酬点数の個別点数や価格」（11.2%）であった。歯科診療所では、「診療報酬点数の個別項目名」（12.6%）であった。

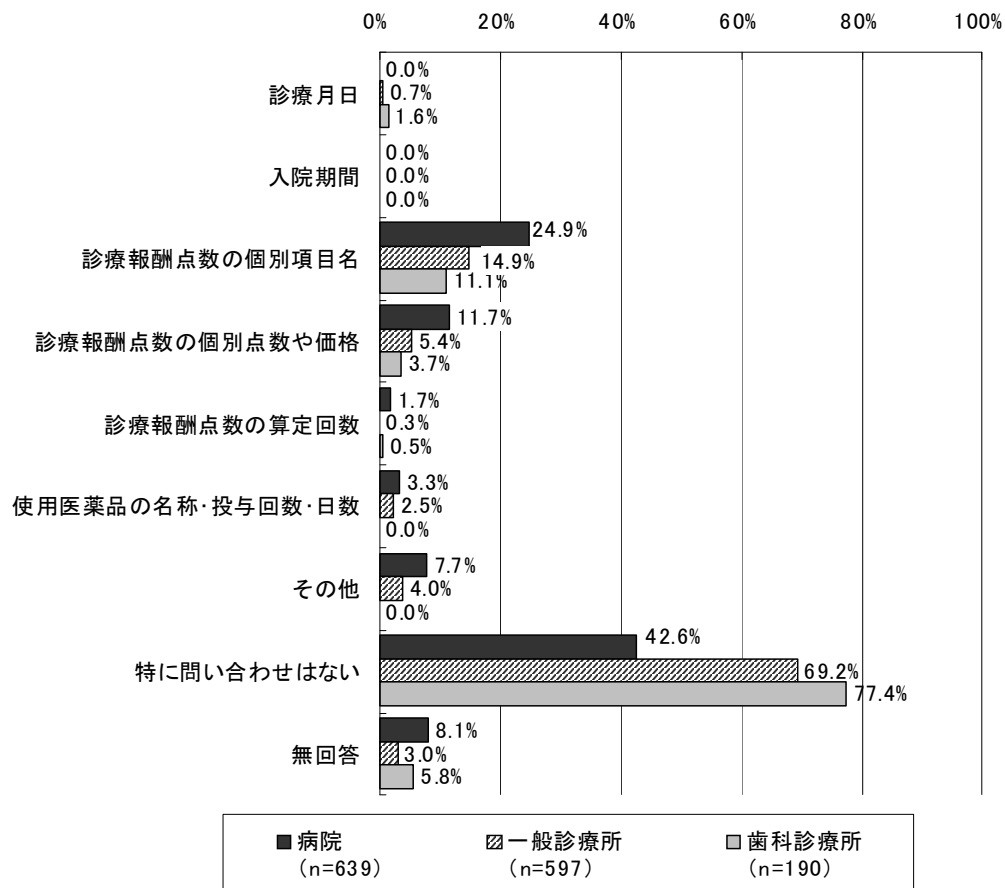
図表 77 医療機関における明細書の問い合わせ項目（複数回答）



(注) 「その他」の具体的な内容として、病院・一般診療所では「明細書の目的」「明細書の見方」「明細書と領収証の関係」「点数と金額」「保管すべき期限」「確定申告での必要性」「食事回数」等が挙げられた。

医療機関における明細書の問い合わせ項目について最も多いものを尋ねたところ、「診療報酬点数の個別項目名」が病院（24.9%）、一般診療所（14.9%）、歯科診療所（11.1%）のそれぞれで最も多かった。

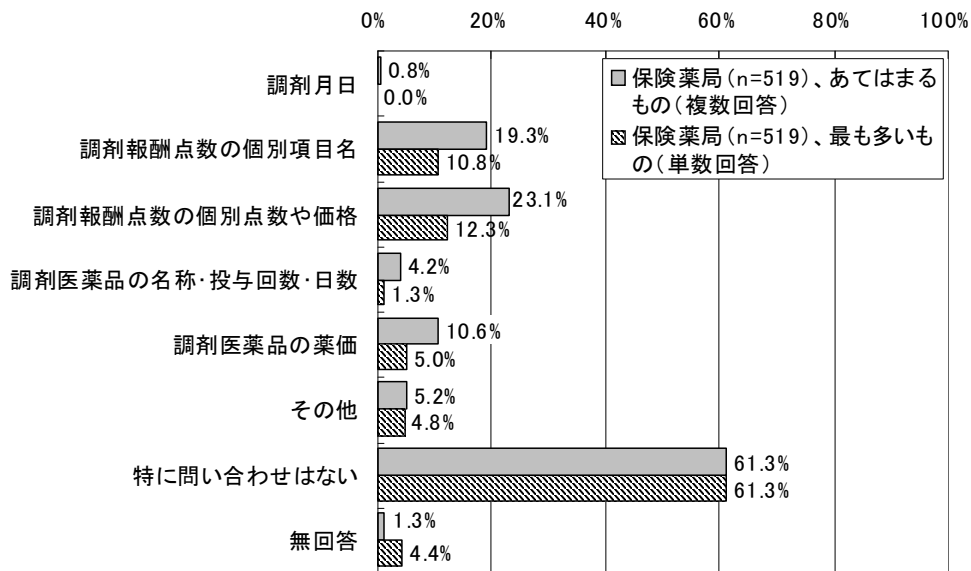
図表 78 医療機関における明細書の問い合わせ項目（最も多いもの）



2) 保険薬局における明細書の問い合わせ項目

保険薬局における明細書の問い合わせ項目についてみると、「特に問い合わせはない」が61.3%で最も多かった。次いで「調剤報酬点数の個別点数や価格」(23.1%)、「報酬報酬点数の個別項目名」(19.3%)であった。最も多いものについてもこの順位は変わらなかった。

図表 79 保険薬局における明細書の問い合わせ項目

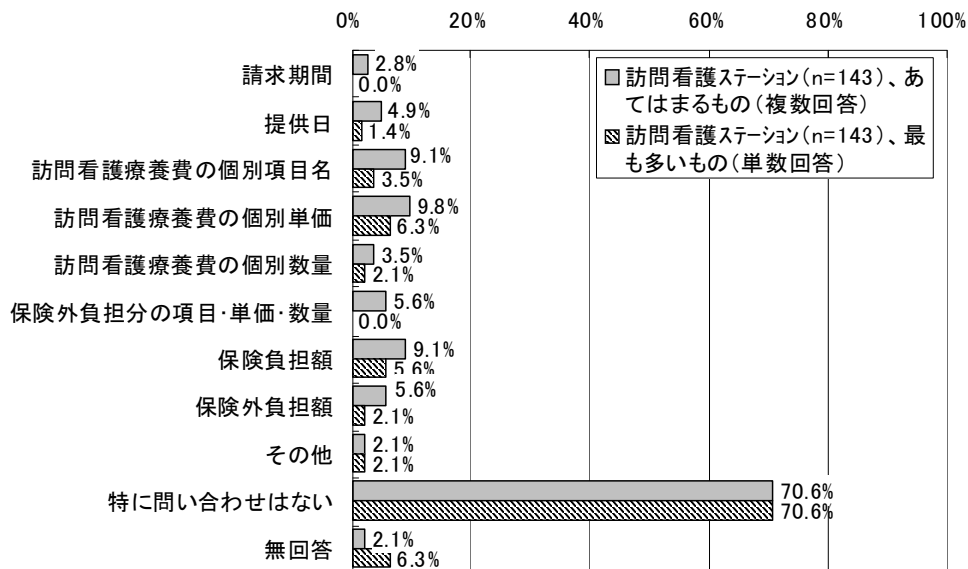


(注) 「その他」の具体的な内容として、「明細書の目的」「明細書の見方」「計算の仕方」「保管の必要性」等が挙げられた。

3) 訪問看護ステーションにおける明細書の問い合わせ項目

訪問看護ステーションにおける明細書の問い合わせ項目についてみると、「特に問い合わせはない」が70.6%で最も多かった。次いで「訪問看護療養費の個別単価」(9.8%)、「訪問看護療養費の個別項目名」「保険負担額」(それぞれ9.1%)であった。

図表 80 訪問看護ステーションにおける明細書の問い合わせ項目

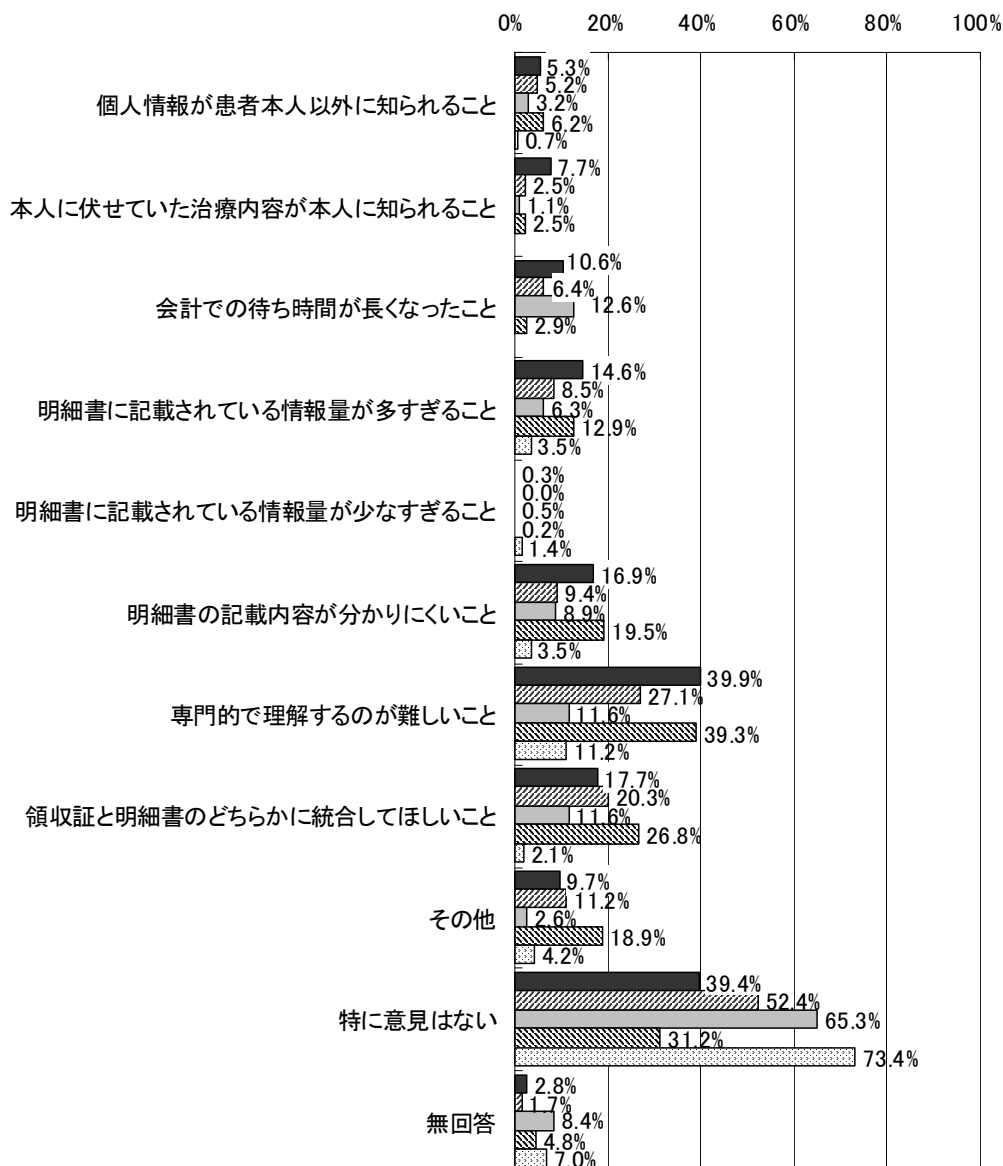


⑤明細書についての患者からの意見

明細書についての患者からの意見についてみると、特に一般診療所、歯科診療所、訪問看護ステーションで「特に意見はない」(それぞれ52.4%、65.3%、73.4%)が過半数を占め、多かった。この他についてみると、病院、一般診療所、保険薬局では「専門的で理解するのが難しいこと」(それぞれ39.9%、27.1%、39.3%)が最も多く、次いで「領収証と明細書のどちらかに統合してほしいこと」(それぞれ17.7%、20.3%、26.8%)であった。歯科診療所では「会計での待ち時間が長くなったこと」(12.6%)が最も多く、次いで「専門的で理解するのが難しいこと」「領収証と明細書のどちらかに統合してほしいこと」(それぞれ11.6%)であった。訪問看護ステーションでは「専門的で理解するのが難しいこと」(11.2%)が1割を超えたが、他の項目は1割に満たなかった。

また、明細書についての患者からの意見で最も多いものは、病院、一般診療所、保険薬局、訪問看護ステーションでは「専門的で理解するのが難しいこと」(それぞれ24.4%、16.1%、21.0%、9.1%)、歯科診療所では「会計での待ち時間が長くなったこと」(6.8%)であった。

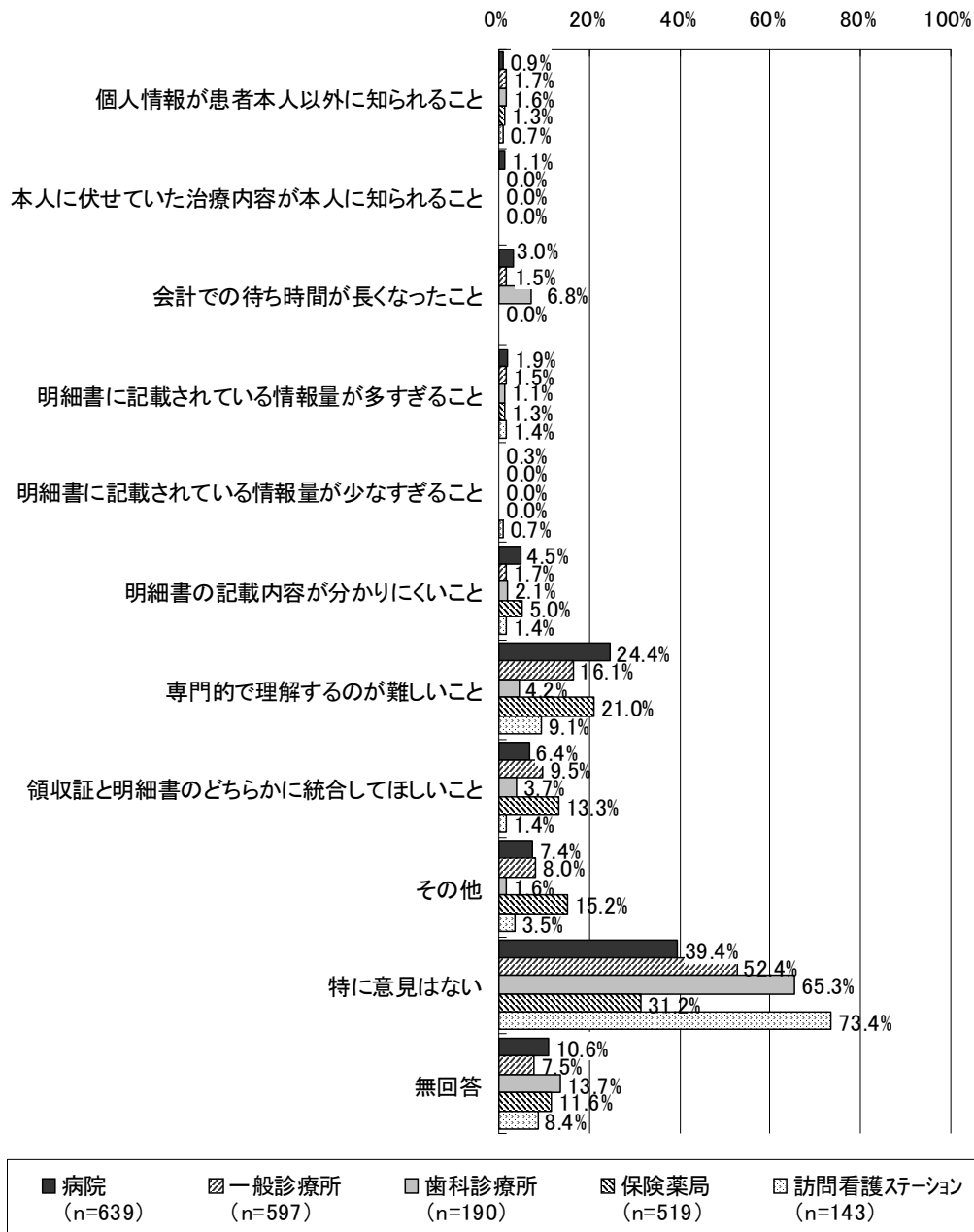
図表 81 明細書についての患者からの意見（複数回答）



■ 病院 (n=639) ☒ 一般診療所 (n=597) □ 歯科診療所 (n=190) ☒ 保険薬局 (n=519) ☒ 訪問看護ステーション (n=143)

(注)・訪問看護ステーション調査では、「本人に伏せていた治療内容が本人に知られること」「会計での待ち時間が長くなったこと」の選択肢は設けていない。
 ・「その他」の具体的な内容として、いずれの施設でも「明細書発行は必要ない」「紙の無駄」が多く挙げられた。

図表 82 明細書についての患者からの意見（最も多いもの）



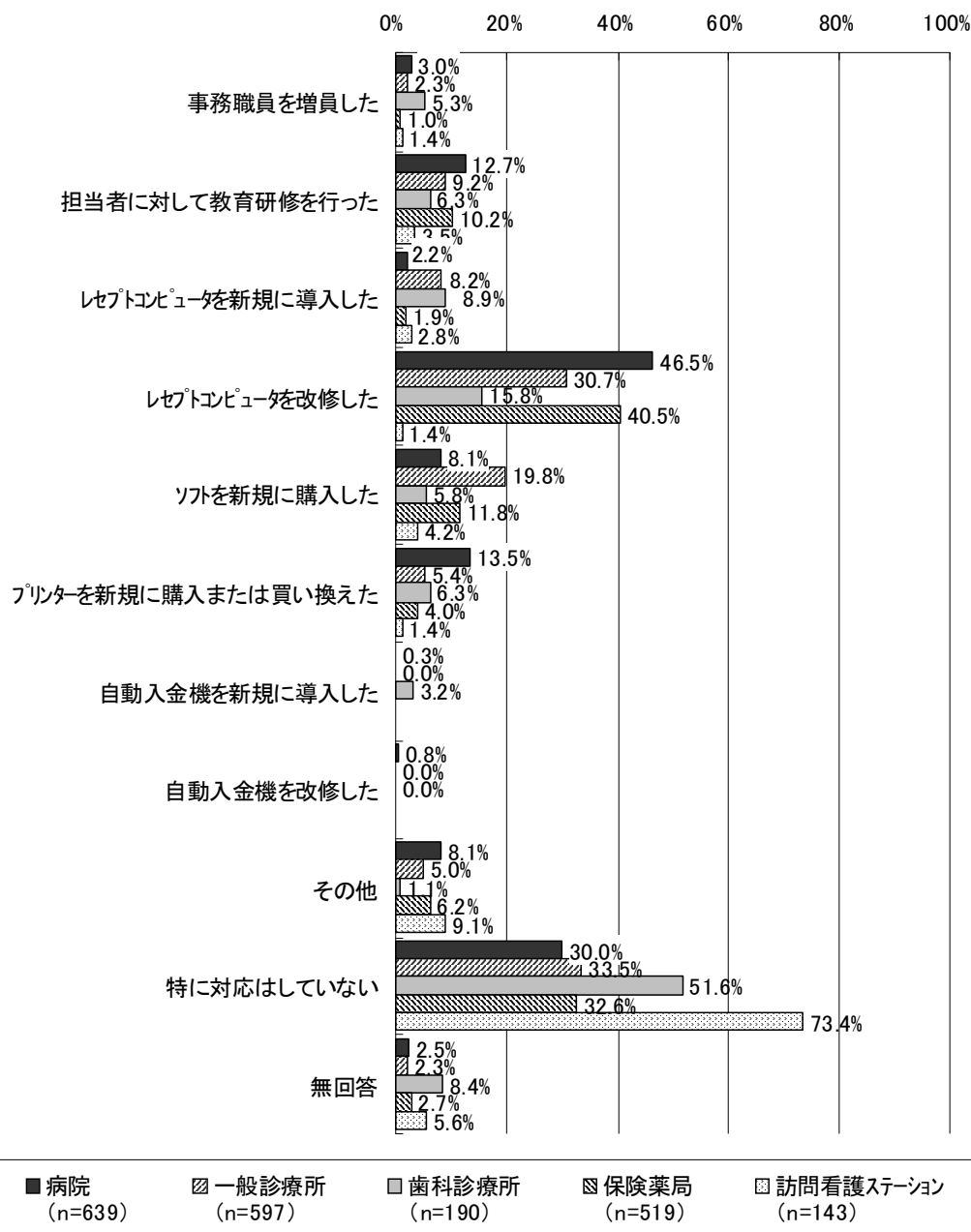
(注)訪問看護ステーション調査では、「本人に伏せていた治療内容が本人に知られること」「会計での待ち時間が長くなったこと」の選択肢は設けていない。

⑥明細書発行に対応するために取り組んだこと

明細書発行に対応するために取り組んだことについてみると、いずれの施設・事業所も「特に対応はしていない」（病院 30.0%、一般診療所 33.5%、歯科診療所 51.6%、保険薬局 32.6%、訪問看護ステーション 73.4%）が3割以上と多かった。特に原則義務化前である歯科診療所と義務化されていない訪問看護ステーションではこの割合が高かった。

この他についてみると、「レセプトコンピュータを改修した」が病院では 46.5%、一般診療所では 30.7%、歯科診療所では 15.8%、保険薬局では 40.5%と多かった。次いで、病院では、「プリンターを新規に購入または買い換えた」（13.5%）、一般診療所、保険薬局では「ソフトを新規に購入した」（それぞれ 19.8%、11.8%）、歯科診療所では「レセプトコンピュータを新規に導入した」（8.9%）であった。

図表 83 明細書発行に対応するために取り組んだこと（複数回答）



(注)・保険薬局調査、訪問看護ステーション調査では、「自動入金機を新規に導入した」「自動入金機を改修した」の選択肢は設けていない。

- ・「その他」の具体的な内容としては、病院では「プリンターのカセットを追加購入した」「対応方法について職員に周知した」「病名の告知について Dr との連絡方法の確立」、一般診療所では「用紙を大量に購入した」「ポスターを作成した」、保険薬局では「ソフトの更新をした」等が挙げられた。

「事務職員を増員した」という施設・事業所における増員した人数についてみると、病院（19 施設）では平均 0.9 人（標準偏差 0.2、中央値 1）、一般診療所（14 施設）では平均 1.0 人（標準偏差 0.4、中央値 1）、歯科診療所（9 施設）では平均 1.2 人（標準偏差 0.7、中央値 1）、保険薬局（5 施設）では平均 0.8 人（標準偏差 0.3、中央値 1）、訪問看護ステーション（2 事業所）では平均 1.0 人（標準偏差 0.0、中央値 1）であった。

図表 84 事務職員を増員した施設・事業所における増員した人数
（事務職員を増やした施設・事業所）

（単位：人）

	件数(件)	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
病院	19	0.9	0.2	1	1	0.5
一般診療所	14	1.0	0.4	1	2	0.3
歯科診療所	9	1.2	0.7	1	3	1.0
保険薬局	5	0.8	0.3	1	1	0.5
訪問看護ステーション	2	1.0	0.0	1	1	1.0

⑦明細書発行に対応するために追加的に発生した費用等

1) 明細書発行に対応するために追加的に発生した費用（設備投資）

設備投資を行った施設・事業所における明細書発行に対応するために追加的に発生した費用（設備投資）についてみると、病院では平均 110.1 万円（標準偏差 198.2、中央値 22.5）、一般診療所では平均 108.5 万円（標準偏差 139.9、中央値 40）、歯科診療所では平均 186.2 万円（標準偏差 165.8、中央値 200）、保険薬局では平均 42.7 万円（標準偏差 89.1、中央値 10）、訪問看護ステーションでは平均 61.0 万円（標準偏差 74.7、中央値 27.5）であった。

図表 85 明細書発行に対応するために追加的に発生した費用（設備投資）

	施設数			「費用あり」の施設における 費用額(万円)		
	総数	費用なし	費用あり	平均値	標準偏差	中央値
病院	341	235	106	110.1	198.2	22.5
一般診療所	296	207	89	108.5	139.9	40
歯科診療所	86	53	33	186.2	165.8	200
保険薬局	258	209	49	42.7	89.1	10
訪問看護ステーション	75	63	12	61.0	74.7	27.5

(注)「総数」は数値の記入があった施設数、「費用なし」は「0」(万円)と記入があった施設数である。

2) 明細書発行に対応するために追加的に発生した費用（人材体制面強化）

追加的費用が発生した施設・事業所における明細書発行に対応するために追加的に発生した費用（人材体制面強化）についてみると、病院では平均 99.1 万円（標準偏差 129.8、中央値 25）、一般診療所では平均 51.4 万円（標準偏差 113.5、中央値 10）、歯科診療所では平均 50.3 万円（標準偏差 78.3、中央値 22.5）、保険薬局では平均 36.1 万円（標準偏差 50.0、中央値 12.5）、訪問看護ステーションでは平均 8.6 万円（標準偏差 6.1、中央値 5.8）であった。

図表 86 明細書発行に対応するために追加的に発生した費用（人材体制面強化）

	施設数			「費用あり」の施設における 費用額(円)		
	総数	費用なし	費用あり	平均値	標準偏差	中央値
病院	366	350	16	99.1	129.8	25.0
一般診療所	322	299	23	51.4	113.5	10.0
歯科診療所	68	60	8	50.3	78.3	22.5
保険薬局	304	296	8	36.1	50.0	12.5
訪問看護ステーション	76	68	8	8.6	6.1	5.8

(注)「総数」は数値の記入があった施設数、「費用なし」は「0」(万円)と記入があった施設数である。

3) 明細書発行に係る継続的費用

継続的費用が発生した施設・事業所における平成 22 年 11 月 1 か月間の明細書発行に係る継続的費用についてみると、病院では平均 8.1 万円（標準偏差 41.2、中央値 2）、一般診療所では平均 2.9 万円（標準偏差 6.4、中央値 1）、歯科診療所では平均 3.3 万円（標準偏差 5.4、中央値 1）、保険薬局では平均 2.1 万円（標準偏差 4.6、中央値 1）、訪問看護ステーションでは平均 2.5 万円（標準偏差 3.9、中央値 1）であった。

図表 87 明細書発行に係る継続的費用（平成 22 年 11 月 1 か月間）

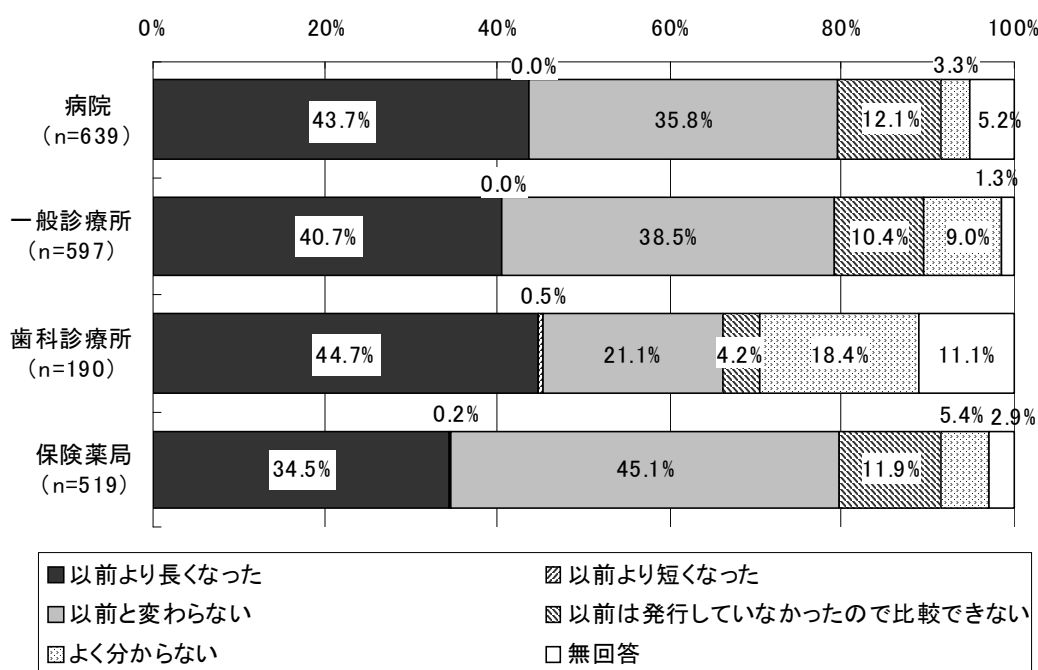
	施設数			「費用あり」の施設における 費用額(円)		
	総数	費用なし	費用あり	平均値	標準偏差	中央値
病院	136	42	94	8.1	41.2	2
一般診療所	173	51	122	2.9	6.4	1
歯科診療所	55	34	21	3.3	5.4	1
保険薬局	131	41	90	2.1	4.6	1
訪問看護ステーション	47	33	14	2.5	3.9	1

(注)「総数」は数値の記入があった施設数、「費用なし」は「0」（万円）と記入があった施設数である。

⑧明細書発行による、窓口などでの患者1人にかかる対応時間の変化

明細書発行による、窓口などでの患者1人にかかる対応時間の変化についてみると、「以前より長くなった」が病院では43.7%、一般診療所では40.7%、歯科診療所では44.7%と4割以上を占める結果となった。保険薬局では「以前と変わらない」(45.1%)が最も多く、次いで「以前より長くなった」(34.5%)であった。

図表 88 明細書発行による、窓口などでの患者1人にかかる対応時間の変化

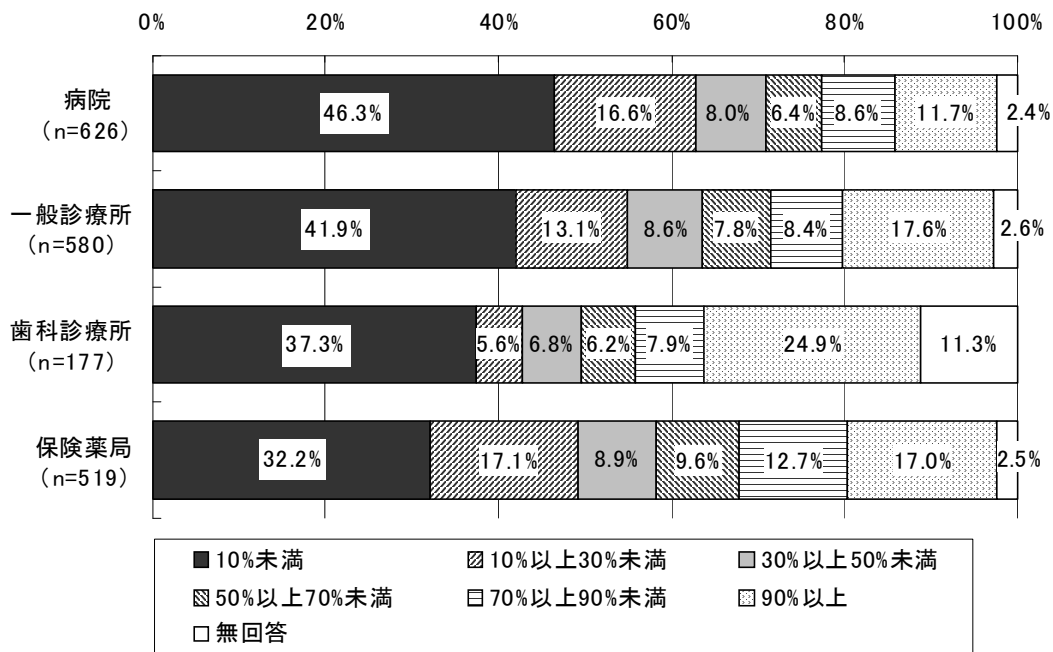


(5) 明細書発行による患者への影響と効果

①無料発行後における明細書発行を希望しない患者の割合（医療機関・薬局）

無料発行後における明細書発行を希望しない患者の割合についてみると、いずれの施設も「10%未満」（病院 46.3%、一般診療所 41.9%、歯科診療所 37.3%、保険薬局 32.2%）が最も多かった。次いで、病院と保険薬局では「10%以上 30%未満」（それぞれ 16.6%、17.1%）であった。一方で5割以上（「50%以上 70%未満」「70%以上 90%未満」「90%以上」という回答に着目すると、病院では 26.7%、一般診療所では 33.8%、歯科診療所では 39.0%、保険薬局では 39.3%となった。特にしか診療所では「90%以上」と回答した施設が 24.9%と他の施設に比べて多かった。

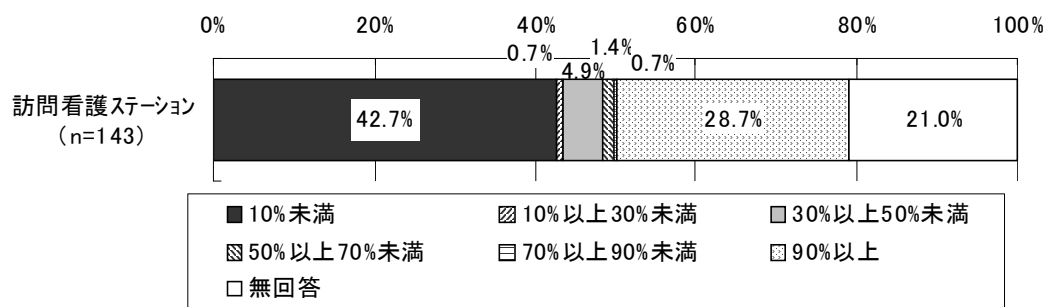
図表 89 無料発行後における明細書発行を希望しない患者の割合
（明細書の無料発行を行っている施設）



②訪問看護ステーションにおける明細書発行を希望する患者の割合

訪問看護ステーションにおける明細書発行を希望する患者の割合をみると、「10%未満」(42.7%) が最も多く、次いで「90%以上」(28.7%) と二極化した。

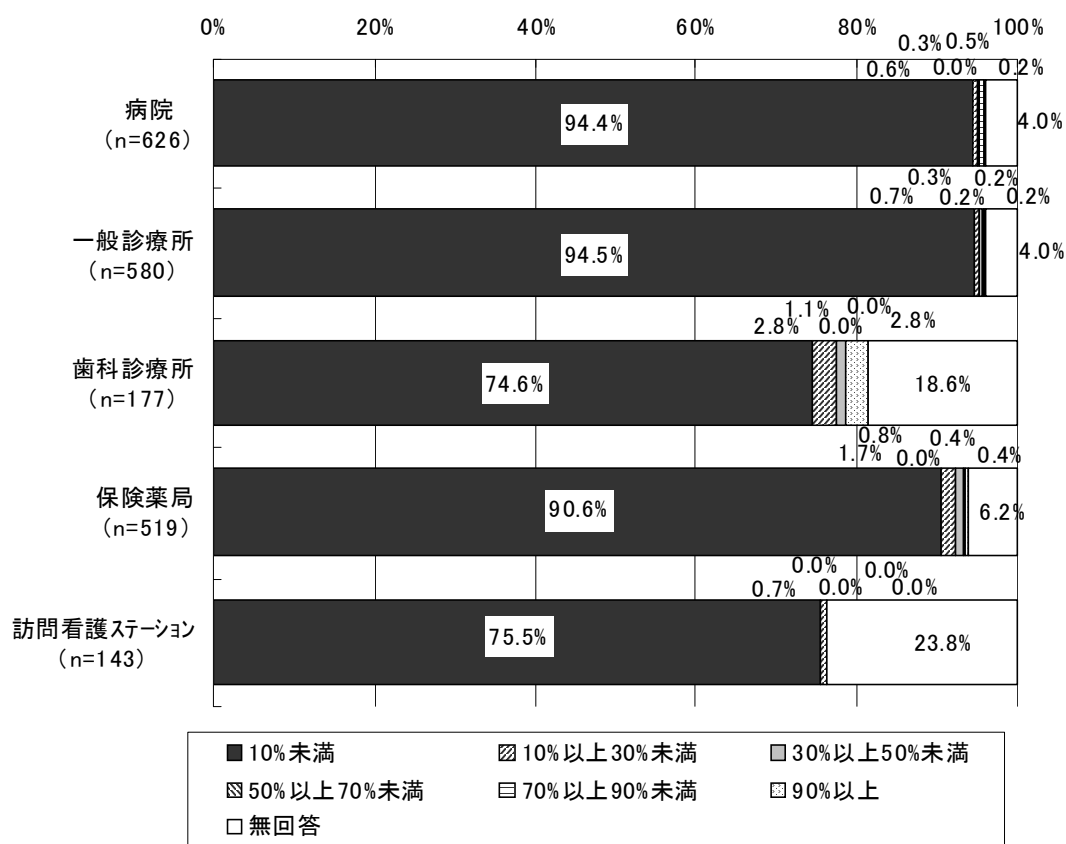
図表 90 訪問看護ステーションにおける明細書発行を希望する患者の割合
(明細書の発行を行っている事業所)



③療養の継続に支障が生じると医師等が判断して明細書を発行しなかった患者の割合

平成22年4月以降に療養の継続に支障が生じると医師等が判断して明細書を発行しなかった患者の割合についてみると、「10%未満」が病院（94.4%）、一般診療所（94.5%）、歯科診療所（74.6%）、保険薬局（90.6%）、訪問看護ステーション（75.5%）でそれぞれ最も多かった。

図表 91 療養の継続に支障が生じると医師等が判断して明細書を発行しなかった患者の割合（平成22年4月以降）



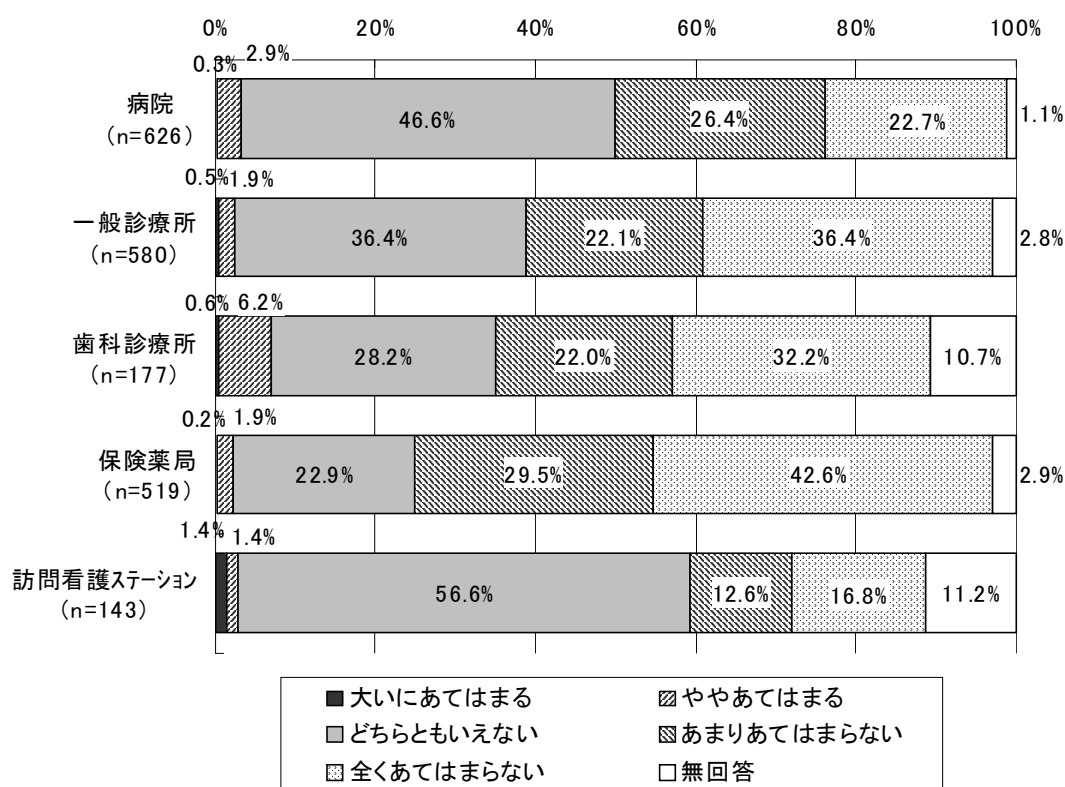
(注)医療機関・薬局については明細書無料発行施設、訪問看護ステーションについては明細書発行事業所を対象としている。

④明細書の無料発行による効果等

1) 治療（調剤・訪問看護）の内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になったか

治療（調剤・訪問看護）の内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になったかを明細書無料発行施設・明細書発行事業所に尋ねたところ、病院では「どちらともいえない」（46.6%）が最も多かったが、「あまりあてはまらない」（26.4%）と「全くあてはまらない」（22.7%）をあわせると5割程度を占めた。この両者を合わせた割合は一般診療所では58.5%、歯科診療所では54.2%、保険薬局では72.1%と過半数を占めた。訪問看護ステーションでは「どちらともいえない」（56.6%）が最も多く、次いで、「全くあてはまらない」（16.8%）、「あまりあてはまらない」（12.6%）であった。

図表 92 治療（調剤・訪問看護）の内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になったか（明細書無料発行施設・明細書発行事業所）

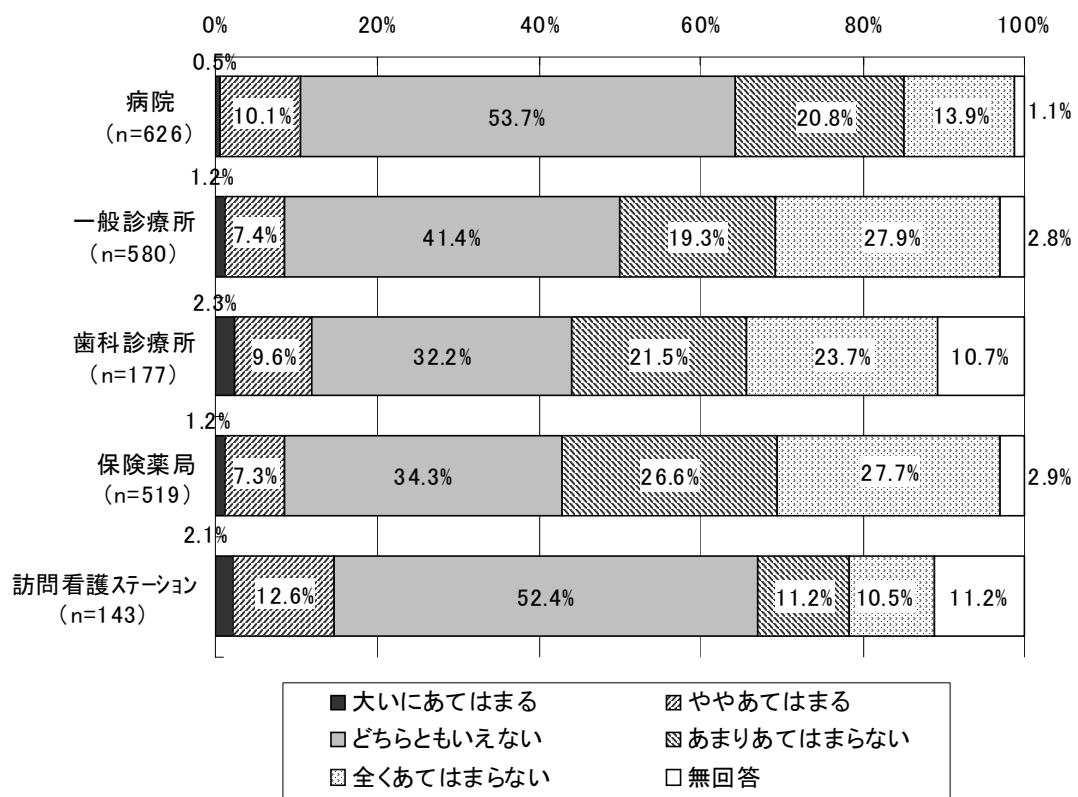


(注)医療機関・薬局については明細書無料発行施設、訪問看護ステーションについては明細書発行事業所を対象としている。

2) 治療（調剤・訪問看護）が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになったか

治療（調剤・訪問看護）が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになったかを明細書無料発行施設・明細書発行事業所に尋ねたところ、全ての施設・事業所で「どちらともいえない」が最も多く、「大いにあてはまる」「ややあてはまる」をあわせた割合は1割程度であり、「あまりあてはまらない」「全くあてはまらない」を合わせた割合よりも大きく下回る結果となった。

図表 93 治療（調剤・訪問看護）が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになったか（明細書無料発行施設・明細書発行事業所）

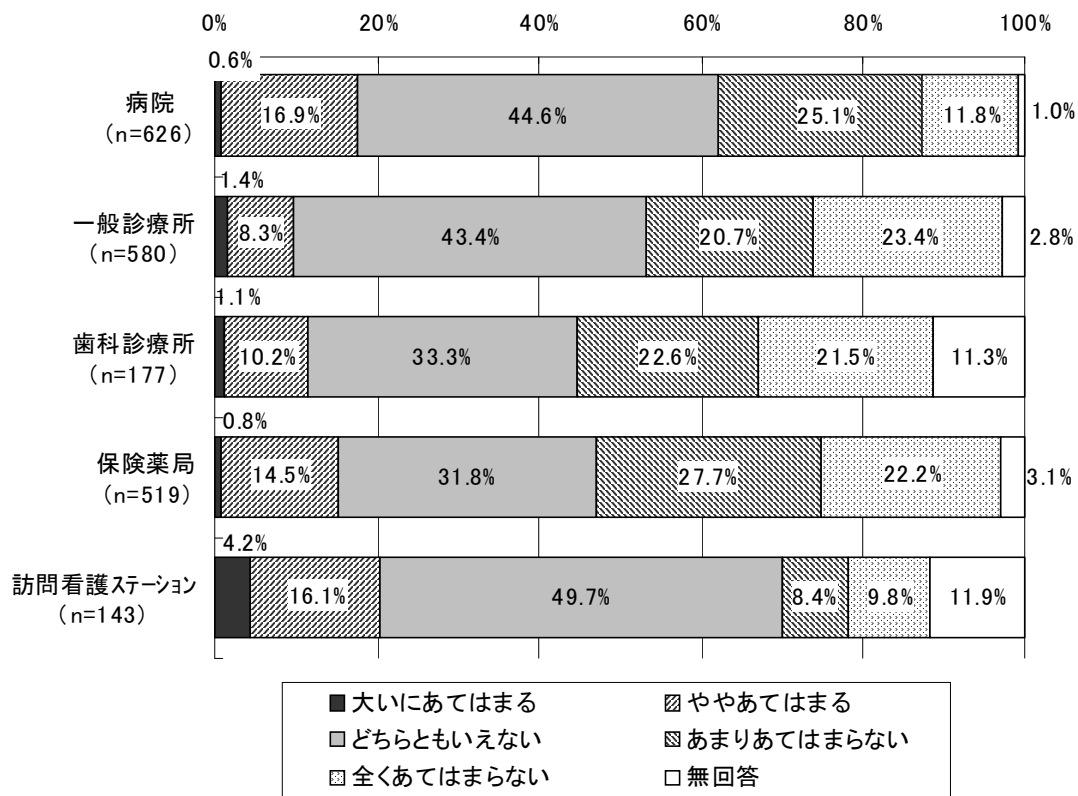


(注)医療機関・薬局については明細書無料発行施設、訪問看護ステーションについては明細書発行事業所を対象としている。

3) 患者の医療費に関する理解が深まったか

患者の医療費に関する理解が深まったかを明細書無料発行施設・明細書発行事業所に尋ねたところ、全ての施設・事業所で「どちらともいえない」が最も多かった。また、病院と訪問看護ステーションでは「大いにあてはまる」「ややあてはまる」をあわせた割合は2割程度となった。しかし、この割合は、訪問看護ステーションを除く全ての施設で、「あまりあてはまらない」「全くあてはまらない」を合わせた割合よりも大きく下回る結果となった。

図表 94 患者の医療費に関する理解が深まったか
(明細書無料発行施設・明細書発行事業所)

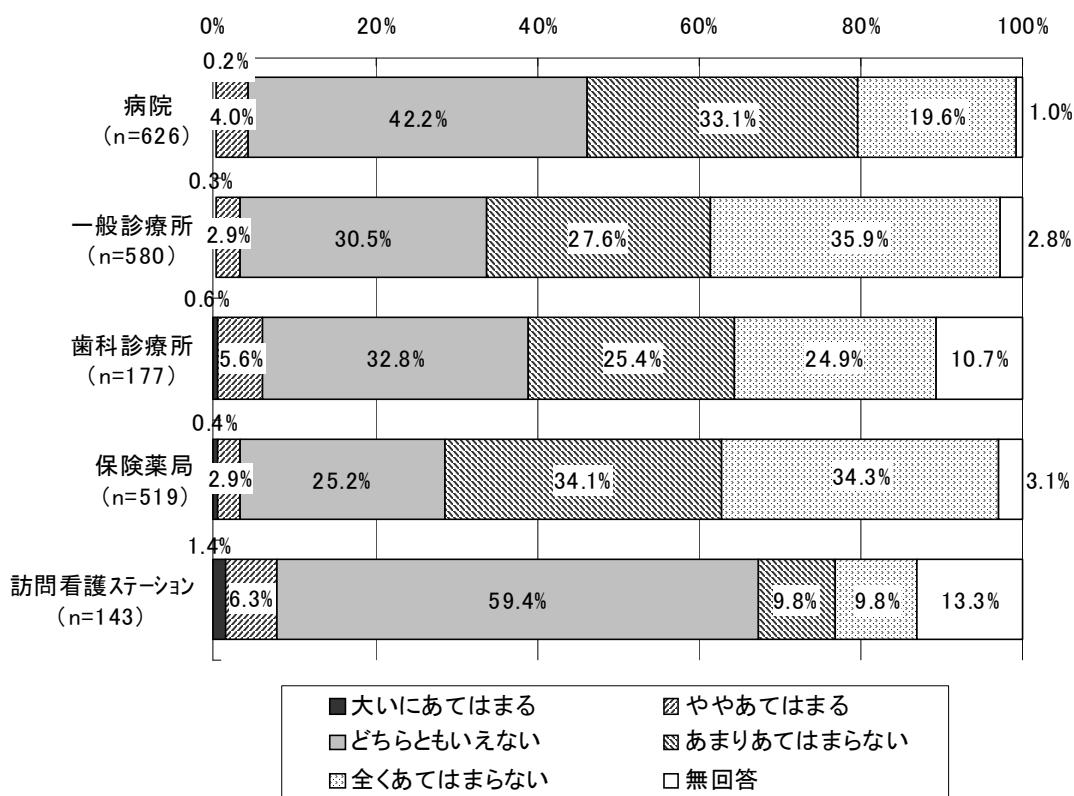


(注)医療機関・薬局については明細書無料発行施設、訪問看護ステーションについては明細書発行事業所を対象としている。

4) 明細書が有益であると患者から評価されたか

明細書が有益であると患者から評価されたかを明細書無料発行施設・明細書発行事業所に尋ねたところ、「あまりあてはまらない」「全くあてはまらない」を合わせた割合は、訪問看護ステーションでは2割程度であったが、他の施設では5割から7割程度となった。この他、「どちらともいえない」の割合も高く、「大いにあてはまる」「ややあてはまる」という回答は両者を合わせても1割に満たなかった。

図表 95 明細書が有益であると患者から評価されたか
(明細書無料発行施設・明細書発行事業所)



(注)医療機関・薬局については明細書無料発行施設、訪問看護ステーションについては明細書発行事業所を対象としている。

5) 明細書（無料）発行によるその他の効果

図表 96 明細書（無料）発行によるその他の効果（自由記述式）

○病院

- ・ 診療内容の透明化を図ることができる（患者、医療機関共に）。
- ・ 医師側の治療、処方に対する緊張感が高まり、なるべく無駄な治療をするまいと心がけるようになった。民間、個人開業医の利益目的の診療は正されると思う。
- ・ 閉鎖的な医療業界で少しオープン化されたような気がするので、結果どうこうより、施行して正解だと個人的には考える。
- ・ 領収証の内容に対する説明が容易になった。
- ・ 診療内容を細かく聞かれなくなった。
- ・ 医療費の計算チェックが容易になった。
- ・ 入力ミスに気付きやすくなった。会計前にさっと目を通すことで、会計→入力ミス発覚→返金・差額徴収、という従来の流れが、入力ミス発見→訂正→会計、とスムーズに流れるようになった。
- ・ 会計後に請求入力誤り等について明細書での確認が可能である。
- ・ 明細書を発行することにより、患者が加入している保険会社へ提出する診断書(有料)が、領収証と明細書を保険会社へ提出することにより代用できる場合があり、患者自身の診断書料の負担軽減となっている（全てが代用できるわけではなく、ケースによっては診断書と領収証、明細書を保険会社へ提出している患者もいる）。

○一般診療所

- ・ 治療内容が透明化された事は評価できると思う。
- ・ 検査、処置、手術など領収証だけでは内容がわからなかった項目については、治療内容が明確になり、患者がより安心できるサポートの1つにはなっていると思う。
- ・ 窓口負担の内容に関する問い合わせが皆無となった。
- ・ 採血検査等の内容がわかりやすくなった。また、特定疾患管理料を算定する時、説明しやすくなった。

○歯科診療所

- ・ 診療所が閉鎖になっても、個人が明細書さえもっていれば、投薬、処置の説明ができるのでよい。
- ・ 治療内容についての具体的な把握が不十分であっても、患者が帰宅後に明細書を家の人に見せることにより周りの家族の方も安心されている。

○保険薬局

- ・ ジェネリック医薬品について説明するのが楽になった。
- ・ 薬の価格を確認していただき、高い薬をジェネリック医薬品に変更する話のきっかけができてよいと思う。

- ・ 時間が経過し体制の慣れにより、医療費支出（個人、公的にも）の理解は少なからず深まるであろうと期待される。
- ・ 負担金が多い時に薬剤費が高額のためであって診療報酬が多い理由でないと患者に理解していただけること。
- ・ 他医療機関の診療内容の把握が正確になった。
- ・ 今まで明細を聞きたくても遠慮していた人にとっては良かったと思っている。一方で大きな紙に細かく書かれていてもその情報を必要としない方も多くおられることを実感している。
- ・ 関心がない方がほとんどだが、一部の関心がある方にとっては明細が分かり、不安も取り除けていいと思う。以前に比べて明細に関する質問も減った。

○訪問看護ステーション

- ・ 問い合わせがあった時の説明材料として有効であると考ええる。
- ・ 職員のコスト意識の向上。
- ・ 申告するときに説明しやすいと言われた。

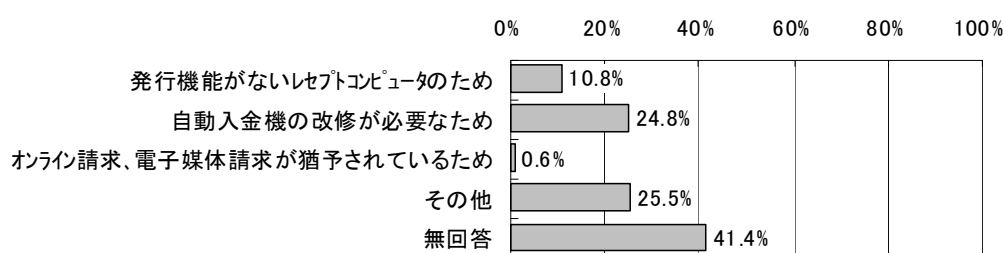
(6) 全ての患者に明細書の無料発行をしていない理由等

①明細書の無料発行原則義務化に対応していない理由

1) 病院

病院において、明細書の無料発行原則義務化に対応していない理由についてみると、「自動入金機の改修が必要なため」(24.8%)が最も多く、次いで「発行機能がないレセプトコンピュータのため」(10.8%)であった。

図表 97 明細書の無料発行原則義務化に対応していない理由(病院、複数回答、n=157)

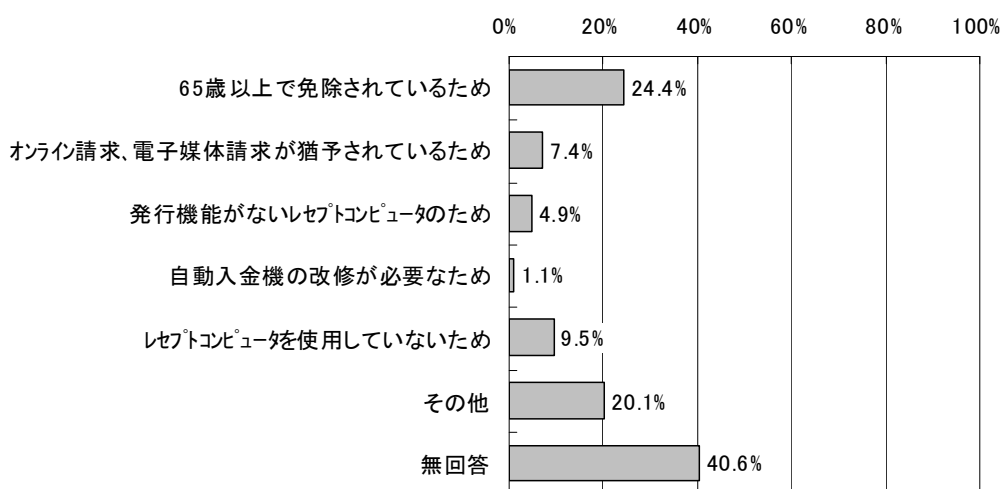


(注)「その他」の具体的な内容として、「患者の要望がないため」が多く挙げられた。

2) 一般診療所

一般診療所において、明細書の無料発行原則義務化に対応していない理由についてみると、「65歳以上で免除されているため」(24.4%)が最も多く、次いで「レセプトコンピュータを使用していないため」(9.5%)であった。

図表 98 明細書の無料発行原則義務化に対応していない理由
(一般診療所、複数回答、n=283)

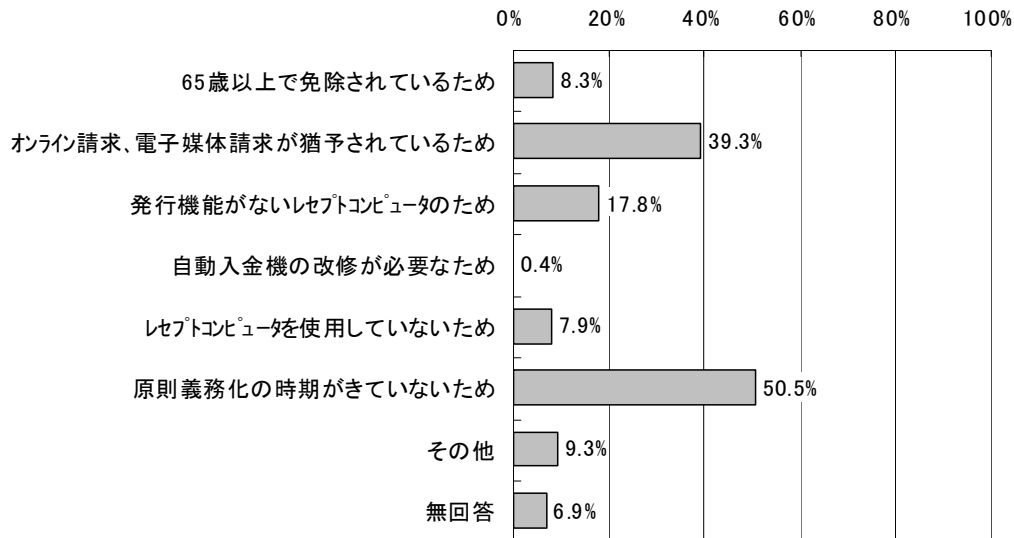


(注)「その他」の具体的な内容として、「患者の要望がないため」「患者から不要と言われた場合には明細書を発行しないため」等の回答が多く挙げられた。

3) 歯科診療所

歯科診療所において、明細書の無料発行原則義務化に対応していない理由についてみると、「原則義務化の時期がきていないため」(50.5%)が最も多く、次いで「オンライン請求、電子媒体請求が猶予されているため」(39.3%)であった。

図表 99 明細書の無料発行原則義務化に対応していない理由
(歯科診療所、複数回答、n=507)

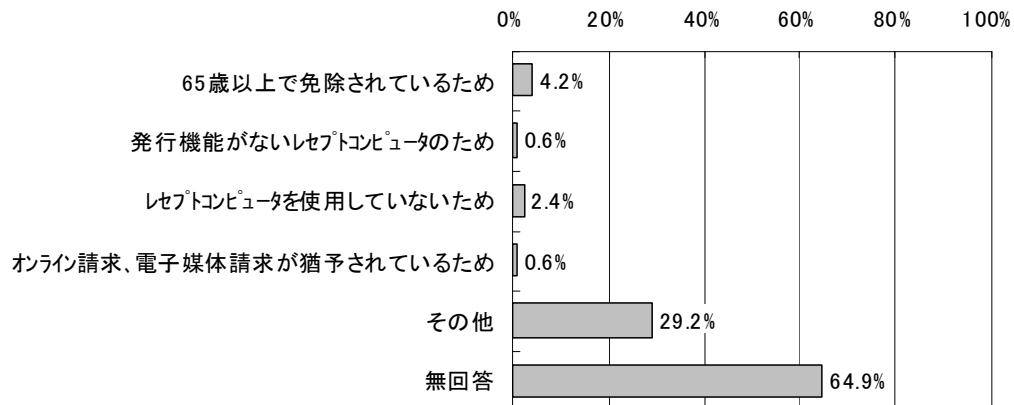


(注)「その他」の具体的な内容として、「患者の要望がないため」の回答が多く挙げられた。

4) 保険薬局

保険薬局において、明細書の無料発行原則義務化に対応していない理由についてみると、「65歳以上で免除されているため」(4.2%)が最も多く、次いで「レセプトコンピュータを使用していないため」(2.4%)であった。

図表 100 明細書の無料発行原則義務化に対応していない理由
(保険薬局、複数回答、n=168)

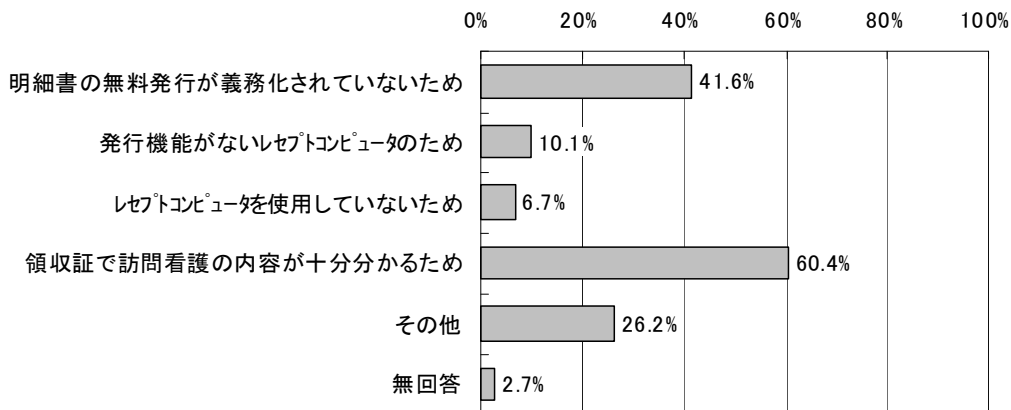


(注)「その他」の具体的な内容として、「患者の要望がないため」「患者から不要と言われた場合には明細書を発行しないため」等が多く挙げられた。

5) 訪問看護ステーション

訪問看護ステーションにおいて、全ての患者には明細書を発行していない理由についてみると、「領収証で訪問看護の内容が十分分かるため」(60.4%)が最も多く、次いで「明細書の無料発行が義務化されていないため」(41.6%)であった。

図表 101 全ての患者には明細書を発行していない理由
(訪問看護ステーション、複数回答、n=149)

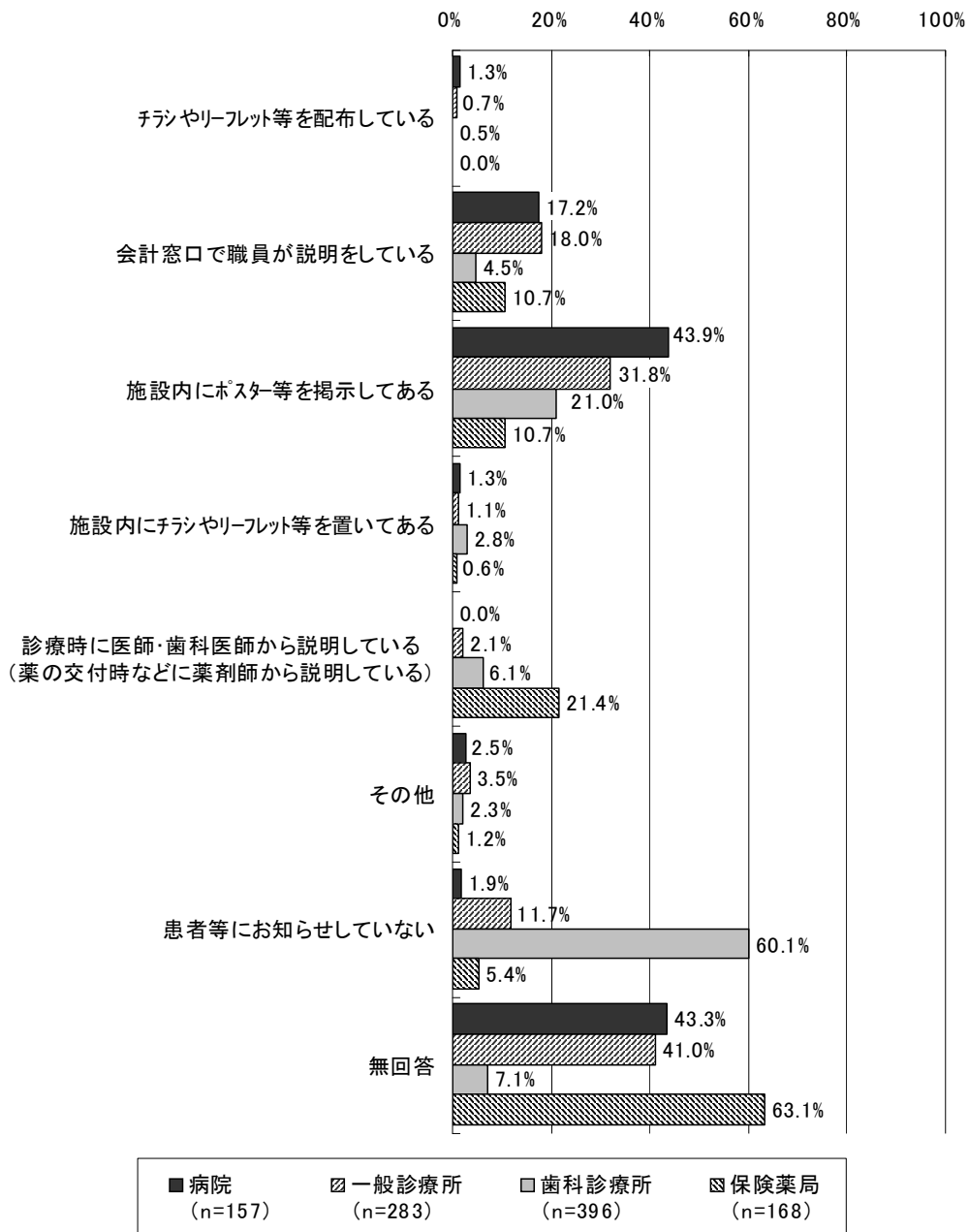


(注)「その他」の具体的な内容として、「患者の要望がないため」「領収証・請求書で訪問看護療養費内容がわかるため」「自己負担のない患者には発行しないため」等の回答が挙げられた。

②明細書発行に関する患者等への周知方法

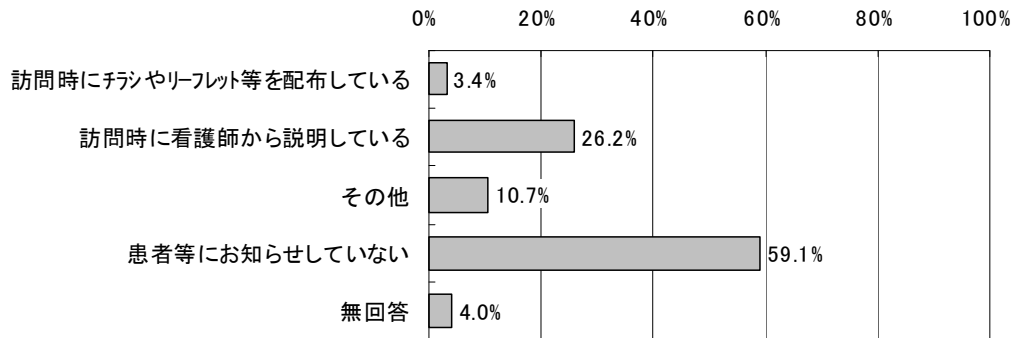
明細書発行に関する患者等への周知方法についてみると、病院、一般診療所では「施設内にポスター等を掲示してある」(それぞれ 43.9%、31.8%)が最も多く、次いで「会計窓口で職員が説明をしている」(それぞれ 17.2%、18.0%)であった。歯科診療所では「患者等にお知らせしていない」(60.1%)が最も多く、次いで「施設内にポスター等を掲示してある」(21.0%)であった。保険薬局では「薬の交付時などに薬剤師から説明している」(21.4%)が最も多く、次いで「会計窓口で職員が説明をしている」「施設内にポスター等を掲示してある」(ともに 10.7%)であった。

図表 102 明細書発行に関する患者等への周知方法
(訪問看護ステーション以外、複数回答)



訪問看護ステーションにおける明細書発行に関する患者等への周知方法をみると、「患者等にお知らせしていない」(59.1%)が最も多く、次いで「訪問時に看護師から説明している」(26.2%)であった。

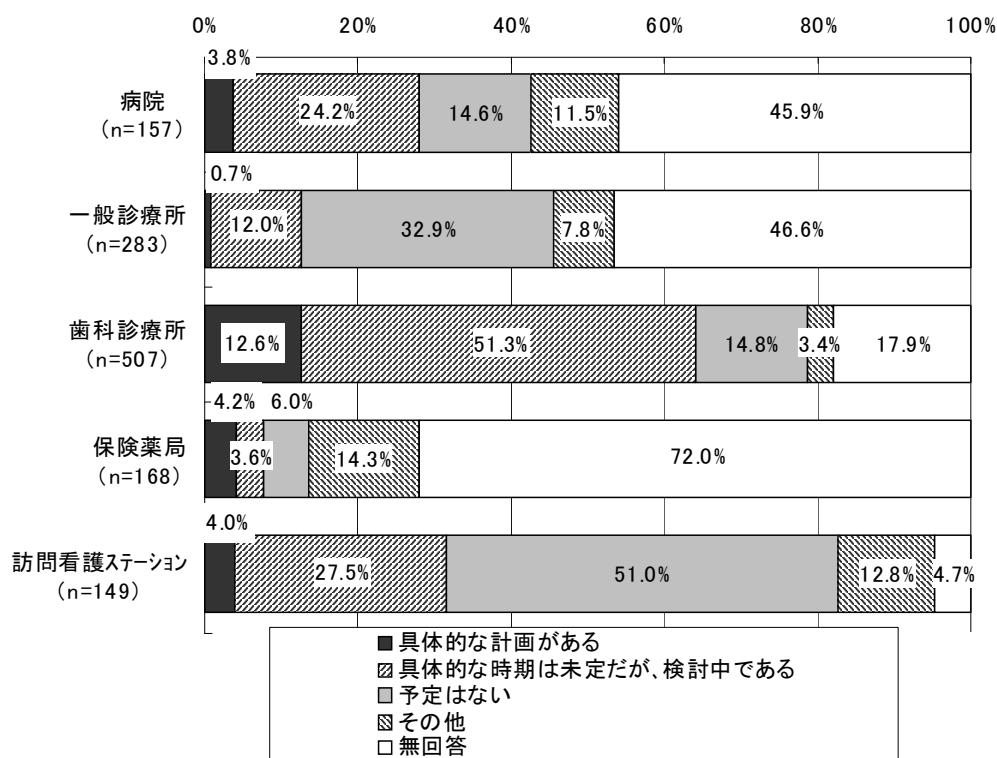
図表 103 明細書発行に関する患者等への周知方法（訪問看護ステーション、複数回答）



③明細書無料発行体制の今後の整備予定

明細書無料発行体制の今後の整備予定についてみると、病院では「具体的な時期は未定だが、検討中である」(24.2%)が最も多く、次いで「予定はない」(14.6%)であった。一般診療所では「予定はない」(32.9%)が最も多く、次いで「具体的な時期は未定だが、検討中である」(12.0%)であった。歯科診療所では「具体的な時期は未定だが、検討中である」(51.3%)が最も多く、次いで「予定はない」(14.8%)であった。保険薬局では「予定はない」(6.0%)が最も多く、次いで「具体的な計画がある」(4.2%)であった。訪問看護ステーションでは「予定はない」(51.0%)が最も多く、次いで「具体的な時期は未定だが、検討中である」(27.5%)であった。

図表 104 明細書無料発行体制の今後の整備予定



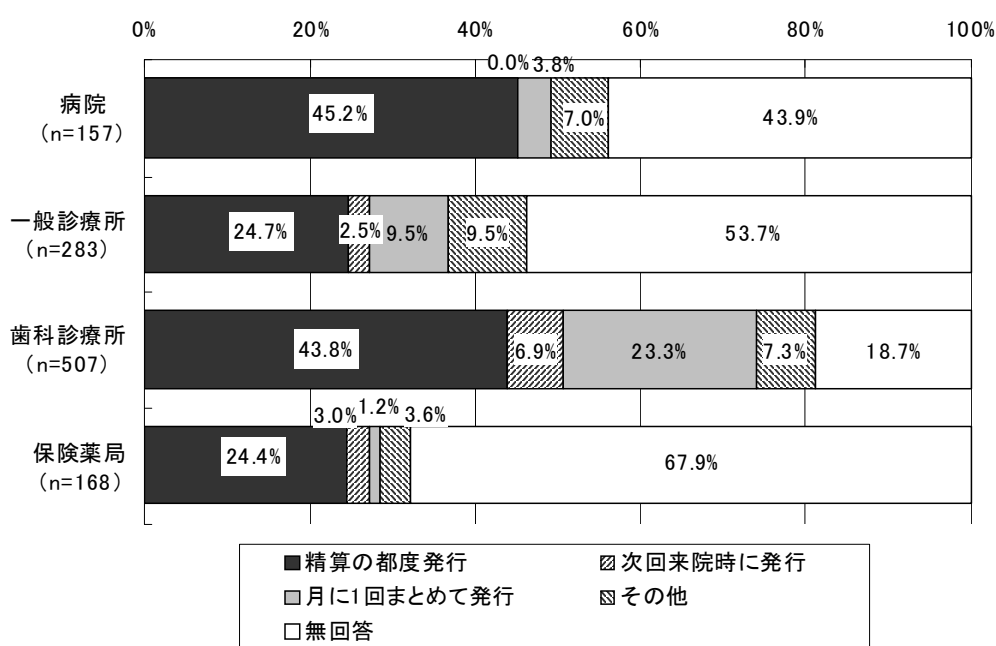
(注)「その他」の具体的な内容として、病院・一般診療所・保険薬局では「既に体制は整っている」等の回答が多く挙げられた。歯科診療所では「義務化されたら」「希望者には発行する体制となっている」等の回答が挙げられた。

④今後対応可能な明細書発行タイミング

今後対応可能な明細書発行タイミングについてみると、病院では「精算の都度発行」(45.2%)が最も多かった。一般診療所では「精算の都度発行」(24.7%)が最も多く、次いで「月に1回まとめて発行」「その他」(ともに9.5%)であった。歯科診療所では「精算の都度発行」(43.8%)が最も多く、次いで「月に1回まとめて発行」(23.3%)であった。保険薬局では「精算の都度発行」(24.4%)が最も多かった。

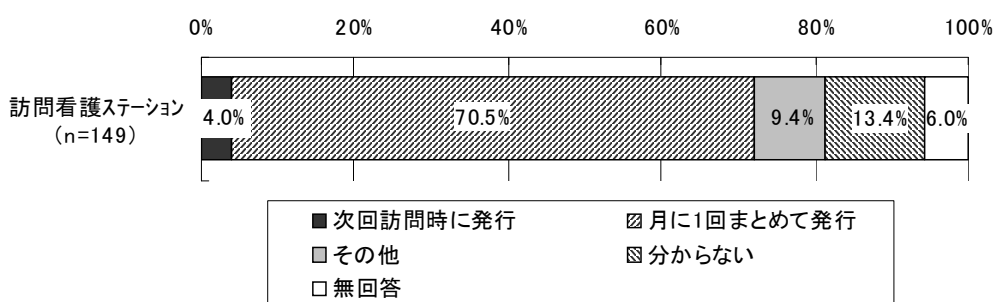
訪問看護ステーションでは「月に1回まとめて発行」(70.5%)が最も多かった。

図表 105 今後対応可能な明細書発行タイミング (訪問看護ステーション以外)



(注)「その他」の具体的な内容として、施設種類によらず「患者の希望申し出時」「不明」「わからない」等の回答が多く挙げられた。

図表 106 今後対応可能な明細書発行タイミング (訪問看護ステーション)



(注)「その他」の具体的な内容として、施設種類によらず「患者の希望申し出時」「請求書発行と同時に」「領収証を渡すとき」等の回答が挙げられた。

(7) 明細書の発行にあたっての問題点・課題等（主な意見）

①病院

【業務負担が大きい】

- ・ 明細書の項目説明を診察室と会計窓口で二度行う状況が見受けられる。待ち時間延長も止むを得ない。
- ・ 当院では明細書と領収証発行のプリンターが異なるため、突合せ作業に1人の人員を割いている状況である。無駄なことを減らす時代に逆行した政策だと思われる。
- ・ 自動精算機を導入した場合、当然ながら会計担当の人員を削減することになるが、精算機から明細書を出力する場合、当院では10枚を超えることもあるため、不便極まりない。結局、入院患者の明細書は別途医事システム等から出力することになり、手間が増加することになる。
- ・ 内容についての問い合わせの時、医師への確認も多く、時間を要する。
- ・ 当院のように透析医療をメインとしていると、月の来院が13~14回となる患者が多い。月締めの領収証と一緒に発行できなかったり、明細書発行作業に時間を要したりと現場労力は増大したと感じている。また、「患者が本当に望んでいるのか」と考えることもある。「必要に応じて紙で出力可能な体制」を原則でも良いのではないだろうか。

【会計などの待ち時間が長くなっている】

- ・ 多少なりとも会計の待ち時間が長くなっている。
- ・ 会計待ち時間がもともと長かったが、さらに長くなった。
- ・ 現在のプリンターでは発行に時間がかかり、待ち時間が増えたため、苦情がある。
- ・ 説明に時間がかかり、待ち時間がかかり不評である。
- ・ 当院は本年度当初より無料発行の対応をしたが、病院会計窓口の現場では、詳細な明細の発行が大多数の患者のニーズとして本当にあるのかということがわからないままである（定着した現時点においても）。確かに20代、30代の患者は「それ以上の世代の患者」より詳細な明細を希望する比率が高いように思われるので、将来的には意味のあることだと思うが、現時点では「それ以上の世代の患者」が大部分を占めるため詳細な明細の発行自体より、発行のための手順が増えたことによる待ち時間増加（発行のための物理的時間、要否確認のための説明の時間など）をどうにかしてほしいということの方が、大多数の患者の関心事であるように思う。
- ・ 窓口での対応も、領収証+院外処方せん+明細書+診察券とセットするのにも時間を要する（領収証と明細書はそれぞれ別のプリンターから出力）。希望される患者に発行した方がよいと思う。

【がん患者への対応】

- ・ がん患者に対しての「未告知の方」についての対応に気を配った（ご家族希望時）。
- ・ 悪性腫瘍の患者等で明細書に悪性腫瘍等の名称が出力されるのは告知を受けていても、その都度現実を突きつけられているようである。
- ・ 療養の継続に支障が生じると医師が判断して明細書発行を行わない患者への窓口対応について、国からの明確な基準等が何ら示されず、現場での対応に苦慮している。ガイドラインや情報の提供をお願いしたい。
- ・ 化学療法を行っていない悪性腫瘍の患者に告知をしていない場合、事務的に渡してよいものかどうか。特に悪性腫瘍の検査（マーカー）を行った場合、どのような対応をすればよいか。
- ・ がん未告知であった場合、明細書の表示により病名が漏れてしまう恐れがある。未告知であるとわかるように工夫をしているが、時間に追われる中で業務に携わる者がミスを犯さないとも限らず不安を感じる。
- ・ 未告知のがん患者が、腫瘍マーカーの検査をしている場合、医師から明細書を渡さないよう指示が出た時の対応に注意をしている。
- ・ 当院では、自動入金機の改修が行えない機種のため、計算センターで明細書の無料発行を行っている。当初、明細書の発行にあたって懸念された事項は、病名の告知をされていない患者への対応だった。院内で議論を踏まえ、当面は「がん性疼痛緩和指導管理料」「悪性腫瘍特異物質治療管理料」「小児悪性腫瘍患者指導管理料」などについては「がん性」「悪性腫瘍」などの特定名称を削除するシステムの変更を行い発行にこぎつけた。

【経済的負担が大きい】

- ・ システムの仕様の変更とハードの準備に費用がかかる。またランニングコストも含め、採算の取れる仕組みの構築を望む。
- ・ 1枚10円とすると、1か月あたり25万円程度の紙代とトナー代がかかっている。
- ・ 紙代が大変かかることもあるが、請求書と同時に出力されるので、故障する頻度が増え、（外来の患者には）そのまま帰って頂くことが増えた。
- ・ 紙代・プリンターのトナー代がかかるようになって費用負担が増えたわりには、患者の関心がなく、廃止にしてほしい。
- ・ 明細書を全員に無料で発行することは、患者にとって医療行為の内容、金銭的な面等を把握することができ、間接的に医療費抑制の効果はあると考えるが、医療機関側にとってはコスト増となり、収益を圧迫するもの。また、説明に時間を要しコスト高となる。
- ・ 平成22年4月から診療報酬改定で「明細書の無料発行原則義務化」の通達を受け当院でも4月からシステムを改修し対応している。診療内容の「透明化」では、支払時に明細書の内容をよく見て「わかりやすくなった」と評価される患者もいるが、一方では高齢の患者のほとんどは「見てもわからない」という声が多いことも事実である。明細書を、毎月A4の用紙で平均12,500枚程を発行して渡しているが、果たして何割の方が診

療内容確認をしているか疑問である。それに加えて用紙代もかかる。また、患者全員に無料発行しており会計窓口で手渡す際に診療内容についての問い合わせがあるため、頻繁に会計が滞りがちになる。「明細書の無料発行原則義務化」が廃止されるとは考えていないが、対処患者を「希望者のみ発行」と限定すれば会計待ち時間の短縮や用紙の発行枚数も減り、コスト面でも負担が減ると思われる。

- ・ 当院では全患者に明細書を発行するため、自動入金機の改修を検討しているが、その費用として約 270 万円要する。また取り急ぎ窓口での支払患者全員に発行することとしたが、プリンターの導入に約 8 万円、紙やインク代に月 2 万円弱要し、経費面で負担増となっている。他にも患者の待ち時間増加や、病名未告知者に対する配慮などに苦慮している。
- ・ 病院側には詳細な明細を発行するためのコスト（用紙代、人件費）が点数上で補填されていないところに不満はある。受益者がそのコストを負担するような制度の検討をお願いしたい。

【環境負荷が大きい】

- ・ 「エコ」と言われ出してから、相当の日数が経っているが、全医療施設で発行する明細書枚数は何億以上に上るのか、エコと逆行していないのか。高齢者（特に 1 割負担の方）はほとんど関心がなく興味を示さないし、理解のできない人が多い。病院で領収証・明細書をもらい、また、処方せんをもらい薬局では内・外用の内訳明細、薬効書をもらい、紙、紙、紙と紙づくしである。院外処方だけでも手間なのに、明細まで理解せよとは、何かどこかおかしいのではないか。もっと別な医療の透明化や情報提供の仕方があるのではないでか。工夫が必要だ。
- ・ 明細書の紙が大量に消費される。患者からも資源の無駄使いとの意見を頂戴している。
- ・ 病院で使用されている紙代、インク代、資源を有効に利用しているとは考えられない。
- ・ 前回と同じ場合、患者はいらないと言うが、すでに発行した後のため、ペーパーと時間の無駄が生じる。

【患者が明細書の意義・内容を理解できない】

- ・ 外来では圧倒的に明細書はいらないとの声が多い。入院では、明細書を発行しても、一部負担金（食事療養費の詳細）の説明を求められ、説明のための計算書を作成しなければならない。明細書の標準化が患者側の要求しているものでなければ「いらない」との声が多くなるのも仕方がない。保険ルールが複雑なことも患者に理解されにくい一因と思われる。
- ・ 高齢の患者が多いため、窓口で受け取る枚数が増え（処方せん、明細書、領収証等）、混乱してしまうことがある。
- ・ 明細書の無料発行原則義務化が今回の診療報酬改定で取り決められたが、発行する医療機関側の体制整備もままならず、かつそれを受け取る患者側も何の知識もない状態での

スタート。医療の透明化、情報公開を目的とすることはいいことだとは思いますが、果たして複雑な診療報酬体系の内容・名称の明細書でどこまで患者が理解できているのか疑問を感じる。理解していない、もしくは不必要と感じている方が多数を占めている場合、医療機関側の一方的な行為にならないか懸念を抱く。

- ・ 記載内容は専門的となってしまう、患者（老人）にとって理解したいがなかなか理解できない。
- ・ 明細書を発行し配布しても、内容が専門用語での記載のため理解できないと思われる。

【患者が関心を持っていない】

- ・ 患者から明細書に関する質問は一切ない。何のために渡されているのか理解できないようだ。当院では必要ないと受け取られない患者もいるので、回収するトレーを置き、そこへ入れていただいている。個人情報なので、レセプトと同様に保管し、処分している。紙の無駄だとも思える。
- ・ 明細書について患者からの質問等が皆無に等しいことから、ほとんどの方が受け取っても見ていないのではないかとと思われる。
- ・ 検査内容など専門的な用語が使用されているため、明細書は受け取っているが、内容についてはあまり理解されていない方が多いように感じる。また、領収証とは別に発行しているので、紙がもったいないという意見も患者から言われる。
- ・ 診療内容や明細書の項目についての質問があった場合を想定して、診療内容については看護師が、明細書については事務担当者が説明を行うことで調整を行った。診療内容によっては、月1回に限り算定するものもあり、きっと多くの問い合わせがあるだろうと危惧していたものの実際にはほとんど問い合わせがない。事前のマスコミ報道では、明細書を健康のバロメーターとして活用しようと呼びかけがあったようだが、実際にはあまり活用がなされていないように感じている。

【患者から不要といわれる】

- ・ 患者から「不要」と言われる（特に公費医療証があり、一部負担金がある患者にそのような傾向がある）。
- ・ 明細書が必要という患者にのみ発行するのがよろしいかと思う。明細書が必要ではない方が徐々に増え、10%を超えている。明細書の処分にも苦慮されているようで、院内のゴミ箱、近隣の商業施設にも廃棄される患者がおり、個人情報の漏洩となっている。
- ・ 一部の患者が明細書の発行を望んでいるだけで、多くの患者は必要なしと受け止めている（時々紙の無駄だと言われることあり）。
- ・ 明細書、領収証、院外処方せんなど高齢の方に紙ばかり増えると指摘された。
- ・ 「紙が増えて、いらぬ」と言われる患者が意外に多いので正直驚いた。もう少し患者は関心があると思っていたが全然ない印象だ。

【個人情報保護ができない】

- ・ (明細書を) 無料発行しても帰る時にゴミ箱に捨てられるので困る。また、ロビー等に置いて帰られ、個人情報保護ができない。
- ・ 近隣の病院で実際にあったことだが、患者が明細書をコンビニのゴミ箱に捨てて、それがちゃんと入ってなかったため、ゴミ箱の外に出てしまい、回り回って近所の人の目に留まった。その患者は自分がゴミ箱に捨てたことを後から思い出したそうだが、その時は病院が個人情報をばらまいたと立腹されていたと聞いた。
- ・ 無料で発行に問題はない。希望する方についてのみ発行とすべき。大半の人が「不要です」とは言わないものの、家で捨てているのではないか。紙と時間の無駄と感じる。また、薬名、検査名、管理料名等、プライバシーに関するもの、治療上表示が好ましくない項目についても出力され、それを個々に制御することは難しい。高齢の方に多いが、明細書と領収証、処方せんの区別がつかず、混乱されている方も多い。
- ・ 明細書の内容は一般の患者にとって不透明なことと、悪性腫瘍や精神疾患の患者等、個人情報管理や守秘義務の視点で問題があり、見直しが必要である。

【明細書発行対象者を限定すべき】

- ・ 入院患者用、初診の患者へは無料発行を義務付けし、外来再診の患者へは希望者のみ発行を義務付けした方がより理解できるのではないかと考える。
- ・ 必要な患者には有料発行する制度化。
- ・ 正直毎回渡される明細書に最初ほどのありがたみはないようで、当院でも「いらない」という人が少しずつ増えている。反対に明細書を無料でもらえてよかったと喜んでいる患者もいる。希望者が病院に申請した場合は無料で渡すというやり方のほうがスムーズで無駄もないと思う。
- ・ 希望があれば無料で発行する方法に変更したい。
- ・ 申し出をされない人を含めると、明細書を希望されない方が大半であると現場は感じている。資源、コスト、労力の無駄を行ってまでも全員に必要なのか、疑問に感じる。
- ・ 患者への医療給付額の説明責任は、本来保険者にあるものであり、その説明責任や明細書発行に係る手間をすべて医療機関に行わせる現在の取扱いは業務的にも経費的にも大きな負担となっているため、希望者のみへの発行とする等の改善を希望する。

【その他】

- ・ 厚生労働省担当部署からの明細書の重要性を理解していただくべく告知、啓発活動を望む。
- ・ 全ての医療機関で義務化しないのは問題である。
- ・ 治療、処方内容が前回と同じ場合は発行しなくてもよい等の規定がほしい。
- ・ 会計窓口でその都度不要の申し入れをするのではなく、これから先不要の申し入れがあった場合、必要の申し入れがあるまで発行しない、ということはどうなのかな。平成 22

年4月に厚生局に問い合わせをしたところ、基本的にその都度不要と言われない限りは発行すると回答があった。

- 明細書については、医療機関側と患者側で情報の共有ができるのでとても良い運用であると感じる。
- 明細書の発行については、患者への診療の透明化としては良いことと認識しているが、会計業務等の遅延による患者からのクレームも増えていることは明らかだ。病院経営上患者のサービス向上と人件費・その他の費用の上昇は比例することこは否めない。より患者に満足していただくにあたって病院の努力として行うのであれば、義務化の必要性は個々の病院の判断で良いのではないか。必要とあれば明細書の発行や説明は今までも行っていたが、義務化になり職員の負担、コストの上昇により経営は益々悪化している。義務化を行うにあたっては、病院側の負担等を見直していただき、多少でも労力・コストに対する診療報酬の増加をお願いしたい。
- 治療内容の透明化としては十分に効果があると思われるので、患者の要求に応じ無料発行する等、一考する必要があると思われる。是非検討してもらいたい。患者から地球温暖化に対する意識改革が強く求められているこの時に無駄な紙を出すのはいかなものかと言われたことを付け加えておく。
- 明細書交付の目的として「患者の視点を重視し、自分の医療内容、情報を患者自ら知ること」とされているが、患者に必要な医療情報が記載されていない場合もある。例えば、DPCや療養病棟など包括の場合、あくまでも「記入することが原則」とされた目的から考えるなら、医師の判断の下に検査結果を患者に説明し、渡すことまで必要なのではないか。さらに障害を持っている人、生活保護の人など窓口負担の生じない人には明細書の発行は義務化されていない点は問題視したいと思う。
- 明細書に関して患者様の多くが「見てもわからないが無料ならもらっておく」という意見だった。個人情報を受け取っているという意識があまりないためコンビニのゴミ箱に（通院の）帰りに捨てたりと、情報の漏れが心配される。また「なぜ発行することになったのか」「薬の情報は別にもらっているのに必要なのか」という問い合わせが多いため、何か回答のマニュアルなどがあるとうれしい。発行を希望されない人の意見としては「昔から来ているので自分のやってもらっていることくらいわかっている」「ゴミが増える」というものがあった。医事としては、他院より紹介で来院された患者様が明細書を持っていると、詳しい診療内容がわかるのでありがたい。明細書を発行することによどのような意義があるのかということを確認に患者様に伝える必要があると思う。そちらのPRをお願いしたい。ただそれが十分に理解されないのであれば、無料発行という形は、病院側にとっても患者様にとってもリスクが伴うのではないかと考える。
- 医療の透明性など明細書の受付の意義はある程度評価できるものであるが、実情は患者側の理解度は低く、もらっても特にご覧になる方は少ない。患者によっても明細書受付により、待ち時間が伸びたと思われる方も多々おり、会計窓口での説明にも苦慮することもあり、本当に全ての患者に交付する必要があるのか否か疑問を感じる。本当に必要

と訴える方のみには交付すべきで、紙の無駄、時間の無駄、人件費の無駄が生じることも考慮し、今後の見直しを検討して頂きたい。

②一般診療所

【会計などの待ち時間が長くなっている】

- ・ 明細書発行が原則義務化であるため、窓口での患者応対に時間がかかるようになった。明細書発行は希望者のみ、申告制かつ自己負担にしてほしい。
- ・ 明細書が特に医療への理解・治療の向上につながっているとは思えない。診療上窓口では内容説明への煩雑さが発生しやすくなると思われる。診療への集中力が低下する。
- ・ 窓口業務と会計で患者をお待たせする時間が長くなった。
- ・ 患者の認知度が低く、詳しく説明しなければならず、会計時の対応時間が以前より長くなり、患者の待ち時間が長くなった。

【がん患者への対応】

- ・ 家族が告知を希望しない場合であっても、本人が明細書発行を希望した場合等、いろいろと問題があると思う。
- ・ 腫瘍マーカー検査後に患者様のご家族からの問い合わせや相談が多くなり、検査がやりづらくなった。
- ・ がん等の悪性腫瘍マーカー実施時に、本人に告知していない場合、明細書に出てしまうこと。

【経済的負担が大きい】

- ・ 診療報酬が下がっている中での明細書発行義務化ということで、人員も増員せざるを得ず、経費の増加が問題であると思う。次期改定時にはそのあたりを考慮していただきたい。
- ・ 医療機関としては紙代、インク代がかさむ。
- ・ 領収証とは別に A4 の明細書を発行しており、紙代、インク代等考えると、1 点の加算では厳しいと思う。患者からも明細書があつて良かった等の反応もない。治療内容はわかりやすくなったとは思うが、医療機関の負担は大きい。
- ・ 明細書発行義務化はレセコン導入を強いるものである。レセコン導入は弱小クリニックの経営を困難にし、病院へ誘導するものであることを理解していただきたい。
- ・ 処方せん発行と明細書発行のプリンターが同一また複写不可の用紙を使用している。よって従来より用紙代が倍になり、コストが増えた。

【環境負荷が大きい】

- ・ 原則全ての患者に明細書を発行する行為は、現在のペーパーレス社会に逆行するやり方

と考える。そのままゴミ箱に捨てて帰る患者さんも多く、必要でない人の方が実際には多いのではないかと感じる。

- ・ 今回の義務化は、治療にあまり活かされておらず、医療を提供している私どもも、紙の使用量が倍に増えて、エコに逆行しているのではと疑問を感じている。
- ・ 紙の減りかがかなり早く、患者様からも「これは紙の無駄。もったいないね。時代はエコなのにね」とよく言われる。実際私もそうだと思う。なので、患者様から求めてもらえれば明細書を出すという以前のやり方に戻すべきではないかと思う。特に当院ではリハビリ治療の方が多いので、毎回同じ明細書(再診とリハビリのみ)ということが多い。毎回必要か不要かを患者様に確認する手間もあり、無駄なことが多い制度だなと思う。
- ・ エコの時代なのに、紙がもったいないと言われる。明細書が必要でない方は発行を停止することもできることを呼びかけているが、協力してくれる人は少ない。もらえるものはもらっておくや、ゴミ箱にそのまま捨てて帰る方もいる。外国人で日本語の読み書きができない人もいる。
- ・ 東京では領収証と明細書が一体化したものを発行していると聞いたことがある。または領収証と明細書が両面に印刷される様式とか、用紙の節約にもつながり、まだまだ工夫次第でいろんな可能性があるかもしれないと思った。

【患者が明細書の意義・内容を理解できない】

- ・ 「内容を理解するのが難しい」という意見を多々聞くので、患者にとってはあまり必要ないものでないかと思う。
- ・ 患者からは「専門用語でわからない」、「明細書を見ても理解できない」、「紙代がもったいない」と言われた。自宅でゴミに出そうと思っても名前が書いてあるので処分に困る。
- ・ 明細書を発行しても内容が難しくわからないとの意見が多数聞かれる(特に高齢の方)。「どうせゴミになるのに、紙の無駄使い」との声もあった。
- ・ 患者さんにとって明細書の内容は結局よくわからないという意見・感想がほとんどで、無料なのでもらっていくという感じである。
- ・ 患者様で明細書の意味がわかっていない人が多い。
- ・ 説明してもあまり興味がない人が多く、項目名も難しく、理解されている人は多くないと思う。

【患者が関心を持っていない】

- ・ 患者さん達はあまり評価しておらず、無関心の方が多い。
- ・ 90%以上の患者はこの「明細書」に全く関心がなく、無意味に終わっているようだ。「いらぬ」という患者が予想以上に多い。

【患者から不要といわれる】

- ・ 希望されないものを無理に渡すのはどうか。資源の無駄とも言われている。現在通りで

希望者のみ発行するのがベストではないか。地域性、年齢層とも関係すると思うので、一律に行政指導は必要ないを考える。住民票1通は300円、明細書は無料、公平性について皆は納得できるか。発行した当時ゴミだけは増えていた。

- ・ 小規模のクリニックでは検査をする度に説明をしているので、あまり必要性を感じられず、患者様も不必要な方が増えてきているのが現状である。
- ・ 当院では高齢者の患者様が多いので、会計時に処方せん、領収証、明細書といくつかの書類に混乱される方も多々いらっしゃる、領収証で十分だと言う方が多い。
- ・ よく通院されている患者さんからは明細書をもらっても見ることはないから不必要と言われることが多い。
- ・ 現時点では特に問題なく経過している。ただし、当初はどんなものか興味を持っていた患者さんも①毎回の発行は保管に困る、②確定申告に必要なのなら紙代がもったいない、③領収証だけで充分治療内容がわかる等の理由で次第に発行を希望されない方が増えている。
- ・ 明細書を窓口において帰る患者もいる（ゴミになる、見てもわからないなどが理由と考えられる）。

【個人情報保護ができない】

- ・ 明細書の紛失や置忘れによって、患者の個人情報が他の方へ漏洩する可能性が増したことと、患者からもそれを心配する意見が増えたこと。
- ・ クリニック内または近所の調剤薬局のゴミ箱に多く捨てられている状況である。紙の無駄だけでなく、個人情報の流出にもつながる危険性がある。特に小さなクリニックでは初再診と処方せん料のみというワンパターン明細書であり、領収証のみと変わらない。全く無駄だ。
- ・ 保険点数など詳細つき領収証を発行しているため、患者からの理解は得られていたため、明細書はプライバシーの点から不評。無料のため受領する患者も、有料になると100%発行を希望しないと思われる。
- ・ 「患者さんの大切な個人情報が含まれておりますので取り扱いにご注意ください」と注意喚起の貼紙は出してあるが、患者さんの認識は低い。

【希望者にのみ発行すべき】

- ・ 義務化の必要はない。要求のあった場合のみの発行でよい。義務化が実施されれば、職員を増員しなければならず、個人診療所では負担が増すだけ。受診者より信頼されているため、通常は発行要求のある患者は月に数人だけである。
- ・ 眼科の場合、検査や薬剤の種類も少なく、点数も低いので明細発行はあまり意味がない。「再診料のみ」でも発行するのは実にばかばかしい限りだ。事務員の労力が増すし、紙のコストもかかる。「義務」ではなく「希望者には無料で発行する」ことに改めてほしい。

- 内容について確認をする患者は非常に少なく、領収証のみを確認し、しまってしまう方が多いとの印象である。必要な方は申し出るようにした方が、医院側の負担も少なくなくて良いのではないですか。
- 情報の開示、透明化の視点は大事だと思うが、その対象者にもよると思われる。特に高齢の方は「もらっても捨てるだけ」など、必要でないという意見が聞かれる。必要な人に発行する体制で、開示、透明化等のために明細書が発行できる旨の情報提供を強化すべきかと思われる。
- 大多数の患者様が受け取るが、あまり関心がないように見受けられる。個人情報でもあるため、不要の明細書も再利用できず、シュレッダーにかける手間が大変である。明細書は希望者のみに発行の方が無駄がないと思う。

【その他】

- 窓口対応人員が少ない小規模診療所なので、患者本人に明細書の希望有無を確認して不要ならば以前のように領収証のみでもよいということを徹底してほしい。時間帯によっては明細書を出すのにかなり時間を要してしまい、診療に差し支えてしまう。
- 患者の「明細書の無料発行義務化」についての認知度はかなり低いと思われる。そのため院内に文書を掲示していても、発行不要と申し出る患者はほとんどいなかった。
- 明細書の義務化は納得できない。義務化するなら施設の都合など関係なく特例をなくすべき。さらに費用については十分利益の出る点数をつけるか、実費徴収も許可すべきである。細かい内容が知りたいかどうかは患者側が決めることで、おしつけられるのは迷惑である。理解を深めるには別の啓蒙活動を考えた方が良い。
- 大半の患者さんは詳細に明細書を検討することはされていないと思われるが、コスト意識の高い患者さんは、わからないことがあってもきちんと保存していると思う。過剰医療の抑制、医療レベルの平準化にはある程度役立っていると思う（追記 検査等で医療費支払いが高額となった患者さんにとって透明化が高まったと思う）。
- 明細書発行義務化は医療にプラスにならない。医療は患者との信頼関係の上に成り立つものである。したがって、望まない明細書を提出されることは、信頼関係に水をさすような感じで、患者さんによっては険しい表情を感じさせられることがある由（受付会計担当者より）。
- 診療報酬の名称と実際の治療行為について必ずしも一致していない。たとえば婦人科の頸管粘液検査を算定すると、尿・糞便検査判断料を算定するが、患者からすれば、尿・糞便検査はしてもらっていないということになる。国の定めたことで決定している項目と説明しても理解してもらえない。こういった名称について整備してから、明細書を発行すべき。急にそのまま制度を施行されると、現場（患者・医療機関）は混乱する。名称についても患者には難しすぎる。医療従事者であれば理解できる部分もあるが、特に入院関連の名称は難しすぎる。

③歯科診療所

【診療に影響を与える】

- ・ 不慣れなパソコン操作に時間と神経を使うより患者さんとの対話、治療時間に使いたい。治療前に何度も説明をし（詳細に）再度、明細書等を渡すのは二度手間になる。
- ・ 明細の内容について、いちいち説明を求められた場合、診療時間に大きく影響がある。現在ただでも文書の提供の記入等で、大きな影響を及ぼしているのに。
- ・ 明細書を必要としていない患者にまで発行する必要は全くない。事務処理が煩雑になるため、本来の診療行為が影響を受ける。
- ・ 診療内容の透明化としては大いに賛成であるが、内容に対する質問等が頻発した場合の時間的な問題を考えると、対応は歯科医師にならざるを得ず、通常診療に影響が出ると思われる。現在の領収証でも充分ではないかと思う。完全義務化された場合の個人診療所での対応には限界があると思う。
- ・ 複雑な保険点数に基づいた明細書になるため、患者には内容がわかりにくく、誤解を生じることが多々あると考えられる。患者から質問があれば、その都度診療時間を削って説明しなければならず、またいらぬ不信感を与えてしまうことがあると思う。医療従事者の負担が増えるだけで、真の医療サービスとは言えず、デメリットの方が大きいと考える。

【業務負担が大きい】

- ・ 会計時に時間がかかり患者を待たせることになる。スタッフの事務処理等負担が増える。明細を本当に必要としている患者のみに発行するのが良いと思われる。
- ・ 印刷機を常時窓口近くに配置しておくスペースがない。カルテ内容を、レセプトコンピュータに入力する時間的余裕がない。
- ・ 事務手続が煩雑になるため、できれば義務化してほしくない。

【経済的負担が大きい】

- ・ 紙の無駄。電算レセにせっかくしても、紙のレセの時より紙代金等、印刷コストがかかる。
- ・ 収入が減っているのに手間や発行するための費用がかかる。より良い医療に（明細書は）本当に必要かどうか疑問が残る。
- ・ 導入する時に必要なコスト、発行時の手間等、個人診療所に負担が大きい。
- ・ 無料発行義務化になると診療以外での金銭的時間的負担が大きくなるので、希望される方のみにしてほしい。その金銭的負担は誰にかかるのか。
- ・ 経済的（発行に要する人件費、時間的）コストを診療報酬に反映していただければ、発行について異論はない。
- ・ 発行する場合、紙代、インク代、人件費など負担も増す。
- ・ レセコンを使用しているが、明細書発行機能を有するためのソフト更新費用は 50～60

万円かかるとのことである。よって現状では全ての患者に無料で発行することは考えていない。何らかの補助があれば検討したいと考えている。

- ・ 明細付領収証、歯管、義管など紙による発行物が多く、人件費や手間や設備投資に費用がかかり、資金繰りが苦しい。歯科の本業である歯の治療に集中できるようにしてほしい。普通にしていたら生きていけるような歯科にしてほしい。領収証の発行のために事務員を雇い入れて人件費がかさむのにさらにつらい。パソコンの入替時に廃業しようと思う。

【環境負荷が大きい】

- ・ 他の発行紙等も一緒であるが「ゴミになる」「もったいないね」とよくいわれる。
- ・ ペーパーレス、省エネの時代に逆行。
- ・ 全ての患者に発行するというのは紙資源の無駄。医院側のコストの増大につながる。
- ・ 患者は、現在発行している領収証も大きすぎて財布に入らず、煩わしいと文句が出ており、その場で捨てていかれる方もいる。紙を多く使用して資源の無駄ではないのか。25%削減に反するのではないかとの指摘を受けている。実際、その他にも指導書を渡しているので、これ以上患者へ渡す文書が多くなっても、喜ばれないと思う。

【領収証と一体にすべき】

- ・ 一定の要件が満たされれば、明細書1枚で医療費の「領収証」の発行を兼ねることができ事務手続きの簡素化及び紙の消費の無駄を省けるようになると思われる。受付時に明細書と領収証が2枚発行されることは明らかに混乱を招くことになると思われる。
- ・ 領収証と同一用紙に印刷をしても可としてほしい。A4用紙の左が領収証、右が明細書という具合に。
- ・ 明細書と領収証を統合して1つにしてほしい。患者さんは明細書を希望されませんので発行は少数である。
- ・ 患者利益のためには非常に大事なことではあるが、発行する者にとっては（当院のような小規模診療所では）コスト・時間・人等の負担が大きくなるため、できれば、領収証と明細書がシンプルに1枚の紙で発行できるような形態になれば良いと思う。

【患者が明細書の意義・内容を理解できない】

- ・ 患者が本当に理解しているか不安であり、トラブルのもとになると思う。
- ・ ほとんどの患者は明細書の内容を理解していないと思われる。必要な者だけの発行が良い。

【患者から不要といわれる】

- ・ 患者さんにとって本当に必要なものなら発行することはいいと思う。ただし今の領収証ですらいらないと言う方が多いので地域性もあるのかもしれないが当医院ではあまり

望まれていないようにも感じる。

- ・ 一時期試験的に渡して意見を聞いたが「いらぬ」との返事が大半だった。手間ばかりかかって意味がない。
- ・ 当院では明細書を必要とする患者さんは 5% もいない。領収証さえ必要としない方が 10% 程いる。明細書の発行義務化を大多数の患者さんは望んでいない。
- ・ 高齢の患者が多いので明細書を発行しても帰りにゴミ箱に捨ててしまうことが多い。無料発行でも希望者のみに発行した方が時間（患者、医療者とも）の無駄、紙の無駄がなくてすむ。

【患者との信頼関係を損ねる恐れがある】

- ・ 永年、診療者として患者さんと良い関係を保ってきたつもりであるが、診療者の事務量の増加と、患者さんとの間に無用な不信感を芽生えさせる恐れあり。不要と考える。
- ・ 明細書の項目名についてももう少しわかりやすく単純に整理して患者さんとの信頼を深めるものにしていかないとだめだと思う。今のままだと内容がわかりにくいと思われる。
- ・ 患者とのトラブルの種となりかねないので心配。何のためにやるのかとても疑問である。歯科は外科的な処置を中心とするので、少人数の診療所ほど負担は大きい。大変である。
- ・ 以前、通院中の患者さんが領収証を落とし、警察より連絡をもらったことがあった。患者さんが明細書の管理に気をつけないと、治療内容が他人に明確に知られてしまうのは、プライバシーの観点から問題があるようにも思える。

【希望者にのみ発行すべき】

- ・ 明細書は希望する患者に渡すようにすること（希望する時のみ）。当地区では中学生まで医療費が無料であり年少受診者も多いため明細書を発行していない割合が多い。本来、診療内容を説明し相互理解の上で診療をする目的であれば負担金を生じないすべての患者に対して診療内容を伝える形式にした方がよい。
- ・ 領収証で治療内容がおおざっぱに把握できるので、患者さんからは細かい内容は必要ないという意見が多かった。小さな診療所においては、医療は信頼関係で成り立っているので、明細書は希望する患者さん以外には必要ない気がする。
- ・ 明細書無料発行については、患者様にとってはとても親切なことではあるが、当院のわかりつけの患者様に話を聞くと「明細書は必要ない」、あるいは「領収証のみで充分」という意見が多数ある。私の意見としては、義務化による全ての患者様対象というよりも、必要な患者様に提供するという方向がよいのではないか。その他、歯科では様々な提供文書をお渡ししているので、当院のような小規模な歯科医院の受付業務は、多少助かると思う。

【その他】

- ・ 歯科は通院頻度が多い。領収証+明細書（当院 A4 版）を患者様の財布に毎回収めるの

は患者負担ではないか（嫌がられる）。早く撤回してほしい。

- ・ 領収証より明細書の方が患者としては有用と思う（①歯科医師があいまいな算定ができない、②毎回再診料のみの治療費請求が患者に理解してもらえる）。
- ・ 歯科の検査（基本検査）は患者にとって検査と受けとられない「検査」の項目に check があると誤解（不正）されやすい。用語術式等平易なものに統一するべき。コストに見合う費用徴収ができるようにしてほしい。
- ・ 患者さんの方から発行の必要の有無を医院側に伝えてほしい。
- ・ メーカーによっては領収証と明細書を1枚で出すものと、別々に発行するものなどがある。統一化（様式）を国が主導して行ってほしい。

④保険薬局

【経済的負担が大きい】

- ・ 紙代、インク代が余分にかかる。
- ・ いろいろな説明の用紙の他に明細書用紙が増え、手間・紙・インクが無駄と言われる。
- ・ 紙・インク代などのランニングコストが前に比べてかかってしまうので、その分を調剤報酬で考えてほしい。
- ・ 経費節減の中、紙代・インク代・設備投資が必要となり、薬局側は対するメリットなし。
- ・ 用紙代（コスト）がかかる。

【環境負荷が大きい】

- ・ 「用紙の無駄」とよく言われる。「個人情報載っているので廃棄に困る」、「領収証があればよい」等のご意見は頂くが、「便利」、「活用している」といったご意見を聞くことはない。しかし、多くの方が明細書の存在に気づいていないようで、特に何も言われない。
- ・ 医療のコストについて他の方法（私自身は考えが及ばないので、無責任だが・・・）で理解を深めてもらえる何かがあれば良いと思う。紙がもったいない。
- ・ あまり混乱は見られないが、ゴミ箱に捨てられていることもあり、必要な方にだけお渡しできれば「エコ」だと思う。
- ・ 紙の無駄。患者が理解し、きちんと管理できているか心配。薬品名等の記載があることを始めは説明していたが、いちいち説明するのに手間がかかって遅くなるので（現在は）説明を省いている。
- ・ 「紙の無駄」と言う人や発行労力、時間のムダだと言う意見の患者が多い。実際発行に当たっては手間や時間がかかっている。原則義務化には必要性があったのか疑問である。

【患者が明細書の意義・内容を理解できない】

- ・ 患者様より、「明細書をもらっても点数の内容がわからないので意味がわからない」、「紙

の無駄だ」と言われる。同じなら毎回発行しなくてもいいのでは。

- ほとんどの方が「こんなものを見てもわからないから、いらない」と言う。今までどおり領収証だけでいいのでは。明細書があるかいないか聞くため、時間がかかってしまう。
- 領収証と間違える患者が多数いる。患者にとって内容が難解すぎる。
- 2週間に1回発行される(受診される方)明細書を家で保存しておられる患者さんから、「何に使うんですか」とよくたずねられる。必要ない方もいらっしやる。
- 「これを何に使うの」という質問が多い。「領収証以外いらない」と言われる。この制度は必要ないと思う。
- 点数で記載されているためよく見方もわからず、老人の方は特にわからないため、最初から中を見ることもない。
- 無料発行スタート時は全ての患者に発行していたが、「領収証のみで良い」、「ゴミになるのでいらない」、「内容が理解できないのでいらない」という声が多く、現在の希望者と新患、処方変更時に発行というスタイルになった。内容に専門用語が多く、わかりづらいのが問題かと思われる。

【患者から不要といわれる】

- 説明の手間の割に患者様から喜ばれない。「毎回の説明はいらない」と言われることが多い。
- 明細書不要の患者が多い。「領収証のみで十分」との意見が多い。明細書要の患者はその内容についての質問が多く、従業員の対応が大変(特に薬剤師)。有料化すべきである。
- 患者からは「個人情報がたくさん載ったものなのでゴミに出す時に困る」、「見てもよくわからないものをもらっても困る」といった、必要ないとおっしゃる意見が多く寄せられる。

【患者からのクレーム等が発生した】

- 用法ごとに調剤料が発生することを知った患者が、すべての薬を1つの用法にしてほしいと攻撃された。
- 「施設に対する加算(基準調剤、後発品体制)は、患者さん個々へのサービスにはあてはまらないので、患者にその点数分を上乗せして支払わせるのは納得いかない」と言われたことがある。
- 「日数を減らして1度にたくさんの錠数を処方できないか」と言われた。一部負担金が少しでも安くなるような悪知恵を働かせる患者が増えた。
- 薬歴管理指導料や薬剤情報提供料など本来必要な患者様が要らないと言ってくるものがあつたので、そのあたりの対応が今後の課題かと考えている。

【希望者にのみ発行すべき】

- ・ 「患者さんから求めがあった場合無料で発行する」というので良いのではないかと思われる。
- ・ 特に明細書に関心がある患者からの請求に限り無料発行すればよい。薬局での手間、待ち時間が増えていて負担に見合う実際的な効果が出ていない。
- ・ 平成 22 年 4 月より全ての患者様に明細書を発行し説明してきたが、ほとんどの方が不要であるとの意思表示をされた。個人情報なので破棄するのに大変な思いをするので迷惑との意見もあった。全てに出すのではなく、必要な方にのみ出す形でよいのではないか。
- ・ 氏名・薬剤名が載っているため、家での処方を嫌がる方もいるので、希望者だけでもよいのではないか。
- ・ 明細書を必要と言われる方が非常に少ないので、窓口の手間を省けることも考えて、「明細書が必要な方は申し出てください」との表示がよいと思われる。紙・インク等も節約できる。

【その他】

- ・ 点数の説明をすると、この薬は中止してもらいたいとか、高い点数の薬を服用するのを中止しようと言われていたり、コンプライアンス上あまり良くないケースもあった。ジェネリックなどのお話をしたりもしているが、なかなか理解できないこともあるようだ。
- ・ 休日加算などの説明には有効と感ずることもある。
- ・ 一般的にわかりやすいものを渡したいと感じている。意識改善という意味では良いことのように感じた。
- ・ 医療機関発行の明細書については、検査内容等が明確になっているため、患者理解も深まったと思われるが、薬局発行の分については、薬剤情報や領収証と内容も重なっているため、義務化の必要があったのか疑問に感じている。
- ・ 薬の価格（点数）の算定方法がもともとややこしいので、算定方法を改善しないことには明細書としての意味が半減すると思う。説明する度に「なぜそんなにややこしい計算方法なのか」と聞かれるので。
- ・ プリンターの都合で明細書は A5 版の用紙に印刷しているため文字が小さくなってしまふ。患者さんが読みづらと思われる。明細書をどのように活用していけばいいのか説明できる資材があればいい。
- ・ 明細書兼領収証（A5 サイズ以内）1 枚ですむよう、レセコンメーカーに対応を促して頂きたい。理由は、①重複記載書類が多い、②領収証は医療費控除に必要で大事に保管される方が多く、サイズが小さい方が管理しやすい、③透明化では全てを出すにこしたことはない、④現在 3 台のプリンターにて対応しているが、プリンターに不測の事態が起こった時のことを考えると余裕が少ない。
- ・ 明細書を受理した患者様からも指摘されたことでもあるが、領収証と明細書を別々に発

行するのではなく、領収証と明細書を兼用して A4 版コピー用紙 1 枚で済むようにすべきであると考え。資源の無駄をなくすことと、経費の節約に連なることになると思う。

- ・ 領収証と明細書が同一のものになるのが望ましいと思う。どこまで開示・明示するかという点では線を引かなければならないと感じる。不必要な人にとって情報の過大は不安をあおることになるし、情報を渡さないというのもまた不安を感じるはずである。

⑤訪問看護ステーション

【業務負担が大きい】

- ・ 訪問看護事業所（病院の併設のない事業所）の多くは、事務職員もいなく、管理者が事務を行っていることが多い。当事業所でも事務職員はいないため、管理者が行っている。明細書については、請求書の内訳でわかるように工夫している。が、事務負担が多くそこまで手がまわらないのが現状である。
- ・ 100 人以上の利用者様毎に毎月、請求書・明細書・領収証を準備するのはけっこう手間がかかっている。
- ・ 明細書を発行したほうが利用者様家族の方に内容照会ができて、安心感も与えることと思うが、自ら体制を整える余裕がない。
- ・ 義務化になれば発行せざるを得ないが、事務職員がいないステーションがほとんどで、ますます事務管理量が増え、訪問外の事務処理に時間がかかってしまうように思っている。
- ・ 事務業務が、今以上に繁雑になると予測され、事務員の増員若しくは、ナースが事務を行う場合は残業となることが必至。
- ・ 手書きレセプトのため、労力がかかるので明細書交付の体制まで整っていない。
- ・ 訪問看護ステーションなどの小規模な事業所は、コスト面でレセプトも月に 10 数名くらいでレセコンの導入は難しいところがある。

【患者が明細書の意義・内容を理解できない】

- ・ 明細の個別項目がわかりにくい。
- ・ 利用者は高齢者が多く、ほとんどの人が「必要ない」、「わかりにくい」と言っているが、明細書を発行するようにしている。時間短縮ができ、わかりやすいものにできるよう検討中である。
- ・ 明細書・請求書・領収証を紙ばかりが多く、仕事が繁雑である。利用者にとっても、まぎらわしく、「ゴミになりますから結構です」と受け取り拒否される方があった。口頭で説明した方がわかりやすく、紙ばかり提示される高齢者にはかえって不安を感じる様子がみられた。また、混乱すると見える精神障害者や高齢者には渡さないでいる。

【患者から不要といわれる】

- ・ 利用者様の中には、「紙が増える」と言われる方もおられ、毎月 1 回程度の頻度ではあるが、2 枚ではなく領収証内にも明細書と同様の内容が記入されていることから、領収証のみでよいとも思っている。
- ・ 請求書・領収証に明細書と同様の内容が記入されているため、現時点で患者様より求められたことがない。また、もし無料で全ての患者様に明細書を発行したとしても書類が多くなることで、必要ないと言われる患者様のほうが多いかと思われる。

【明細書発行の必要性がわからない】

- ・ 請求書・領収証に訪問内容がわかるようになっているため明細書の必要性はあるのか。
- ・ 22 年改定時に領収証にわかりやすく項目を載せるようにしている。明細書は希望者には有料にて出力させていただくようお知らせしているが、希望者は 0 である。明細書は一般の方にはわかりにくく、領収証の方が理解しやすいかと思う。
- ・ 医療の診療内容と比べ訪問看護のサービス内容は簡素であり、領収証に示されたサービス内容の提示で十分であると考える。
- ・ 契約時に、加算や利用料について説明し了承していただいていることと、療養費ごとに金額内訳のわかる領収証を毎月発行しているため、明細書の発行がなくても問題はない。現在使用している領収証（レセプトコンピュータ使用）で、訪問看護内容料金は明確に出ているが、更なる明細が必要かは疑問を感じる。

【その他】

- ・ 明細書を発行するようになってから職員の方から利用者様に利用料について説明しやすくなったという報告を受けている。利用者様からは、「いろいろ大変ね」と声をかけられている。
- ・ 介護・医療ともに法規上の言葉が難しいが、それ以外の表現にすることもできないので、質問されることが 3 年に 1 回ぐらいある。わかりやすい明細書の内容にするためにはやさしい表現の言葉あるいは統一した言葉の意味（説明文）を作っただけだとありがたい。
- ・ 基本的に発行することがよいと考えている。
- ・ 義務化となると、中には告知されていない利用者の方もいらっしゃるので、病名等知られてしまう可能性があり、利用者の方やご家族の方達への精神的な影響が危惧される。明細書の内容について検討が必要のように感じる。

3. 患者調査の結果概要

【調査対象等】

①病院（入院）患者調査

調査対象：調査期間中に「病院調査」の対象施設で精算があった入院患者。ただし、1施設につき最大4名の患者を対象とした。

回答数：790人

②病院（外来）患者調査

調査対象：調査期間中に「病院調査」の対象施設で精算があった外来患者。ただし、1施設につき最大4名の患者を対象とした。

回答数：1,227人

③一般診療所患者調査

調査対象：調査期間中に「一般診療所調査」の対象施設で精算があった外来患者。ただし、1施設につき最大3名の患者を対象とした。

回答数：1,025人

④歯科診療所患者調査

調査対象：調査期間中に「歯科診療所調査」の対象施設で精算があった外来患者。ただし、1施設につき最大3名の患者を対象とした。

回答数：808人

⑤保険薬局患者調査

調査対象：調査期間中に「保険薬局調査」の対象施設に院外処方せんを持って来局し、精算があった患者。ただし、1施設につき最大3名の患者を対象とした。

回答数：829人

⑥訪問看護ステーション患者調査

調査対象：「訪問看護ステーション調査」の対象事業所の訪問看護（医療保険）を1か月以上利用し、かつ調査期間中も利用のあった患者。ただし、1事業所につき最大5名の患者を対象とした。

回答数：424人

上記①～⑥の調査についての回答者及び調査方法は、以下のとおりである。

回答者：本人または家族等

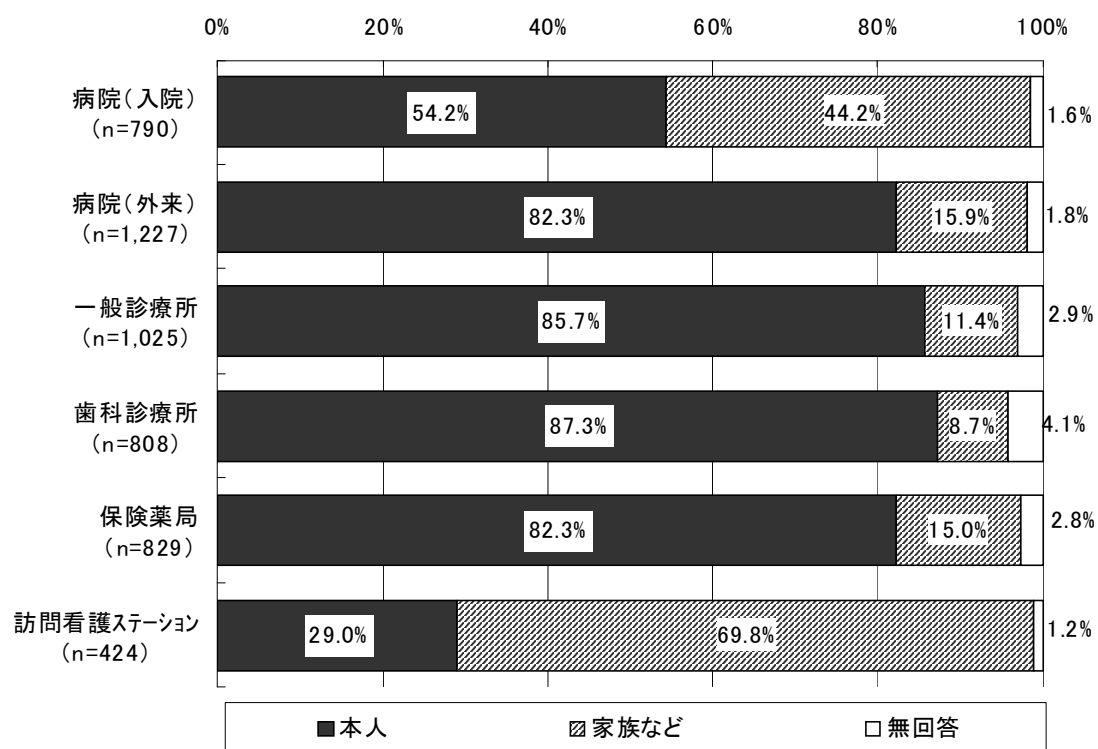
調査方法：調査対象施設・事業所を通じて各調査票を配布した。回収は各患者から施設を通さずに事務局宛の返信用封筒にて直接回収を行った。

(1) 患者の属性等

①回答者

回答者についてみると、病院（外来）、一般診療所、歯科診療所、保険薬局では「本人」が8割を超えたが、病院（入院）では「本人」が5割強、訪問看護ステーションでは3割程度にとどまった。

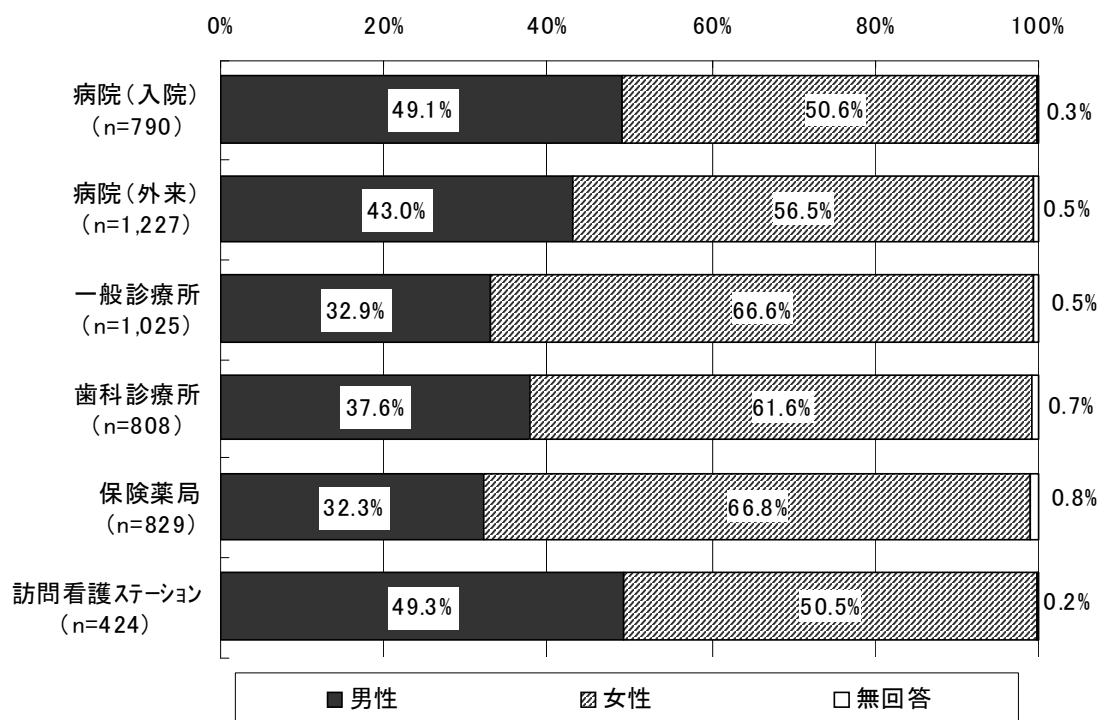
図表 107 回答者



②患者の性別

患者の性別についてみると、病院（入院）では「男性」が49.1%、「女性」が50.6%であった。病院（外来）では「男性」が43.0%、「女性」が56.5%であった。一般診療所では「男性」が32.9%、「女性」が66.6%であった。歯科診療所では「男性」が37.6%、「女性」が61.6%であった。保険薬局では「男性」が32.3%、「女性」が66.8%であった。訪問看護ステーションでは「男性」が49.3%、「女性」が50.5%であった。

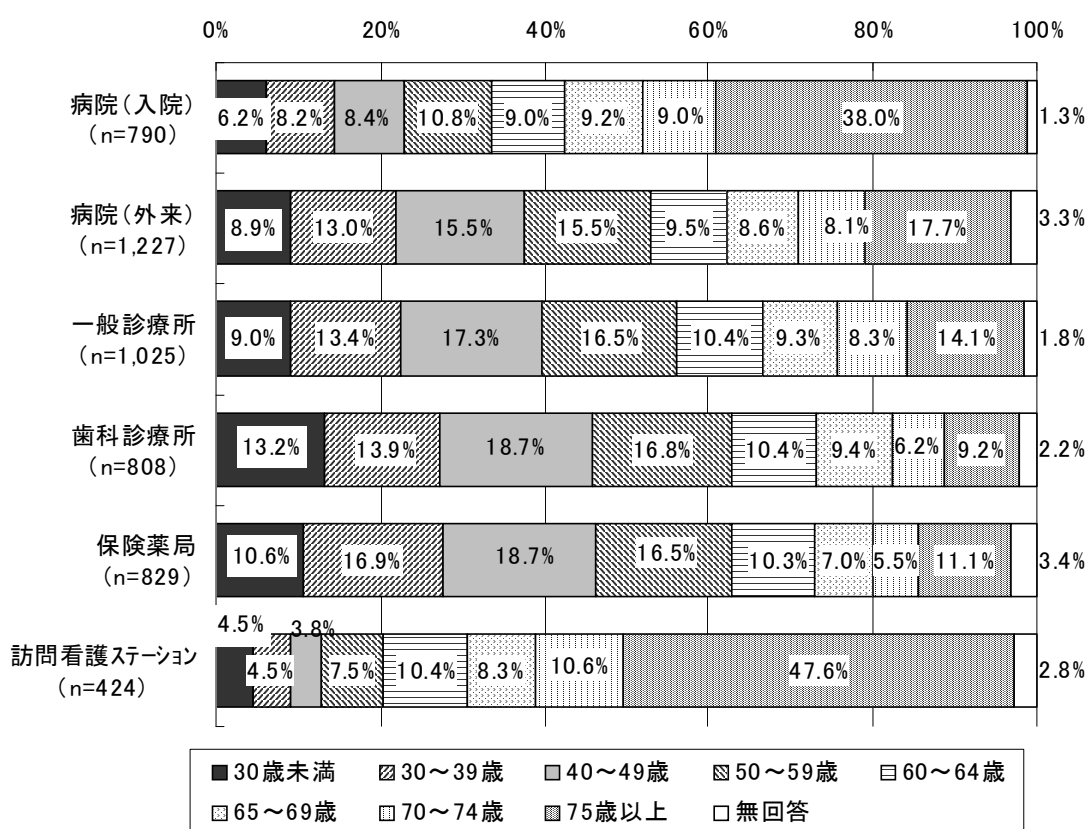
図表 108 患者の性別



③患者の年齢

患者の年齢分布についてみると、病院（入院）では「75 歳以上」（38.0%）が最も多く、次いで「50～59 歳」（10.8%）であった。病院（外来）では「75 歳以上」（17.7%）が最も多く、次いで「40～49 歳」「50～59 歳」（ともに 15.5%）であった。一般診療所では「40～49 歳」（18.7%）が最も多く、次いで「50～59 歳」（16.5%）であった。歯科診療所では「40～49 歳」（18.7%）が最も多く、次いで「50～59 歳」（16.8%）であった。保険薬局では「40～49 歳」（18.7%）が最も多く、次いで「30～39 歳」（16.9%）であった。訪問看護ステーションでは「75 歳以上」（47.6%）が最も多く、次いで「70～74 歳」（10.6%）であった。

図表 109 患者の年齢分布



患者の年齢についてみると、病院（入院）では平均 64.1 歳（標準偏差 20.5、中央値 68.0）であった。病院（外来）では平均 55.2 歳（標準偏差 19.1、中央値 57.0）であった。一般診療所では平均 53.8 歳（標準偏差 18.9、中央値 55.0）であった。歯科診療所では平均 50.5 歳（標準偏差 17.9、中央値 51.0）であった。保険薬局では平均 51.3 歳（標準偏差 17.1、中央値 50.0）であった。訪問看護ステーションでは平均 69.4 歳（標準偏差 18.9、中央値 74.0）であった。

図表 110 患者の年齢

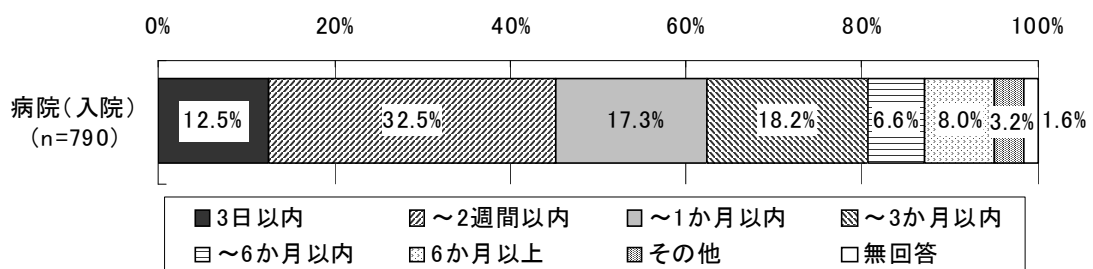
(単位：歳)

	人数(人)	平均値	標準偏差	中央値
病院(入院)	780	64.1	20.5	68.0
病院(外来)	1,187	55.2	19.1	57.0
一般診療所	1,007	53.8	18.9	55.0
歯科診療所	790	50.5	17.9	51.0
保険薬局	801	51.3	17.1	50.0
訪問看護ステーション	412	69.4	18.9	74.0

④受療期間等

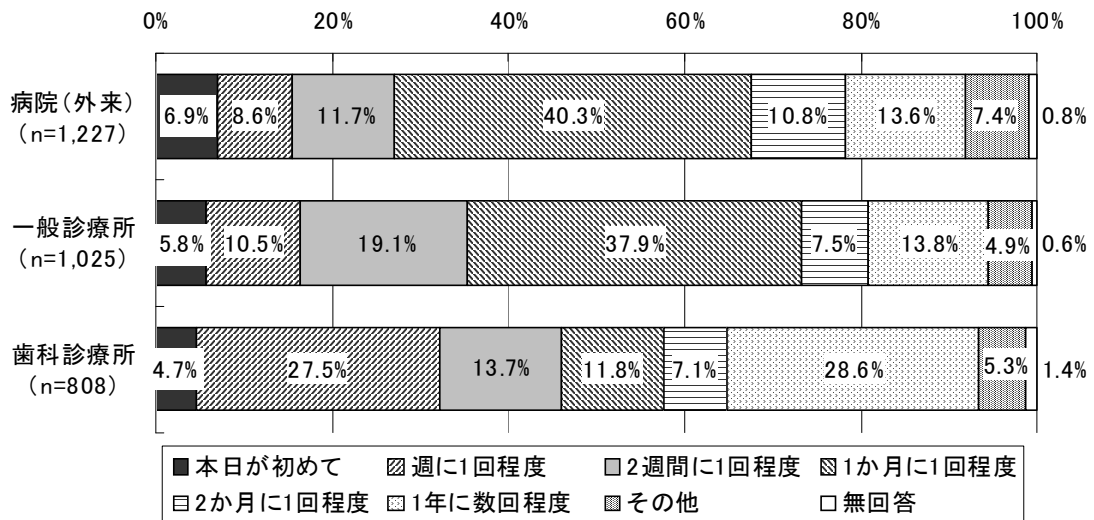
病院（入院）患者における入院期間についてみると、「3 日超～2 週間以内」（32.5%）が最も多く、次いで「1 か月超～3 か月以内」（18.2%）、「2 週間超～1 か月以内」（17.3%）であった。

図表 111 病院（入院）患者における入院期間



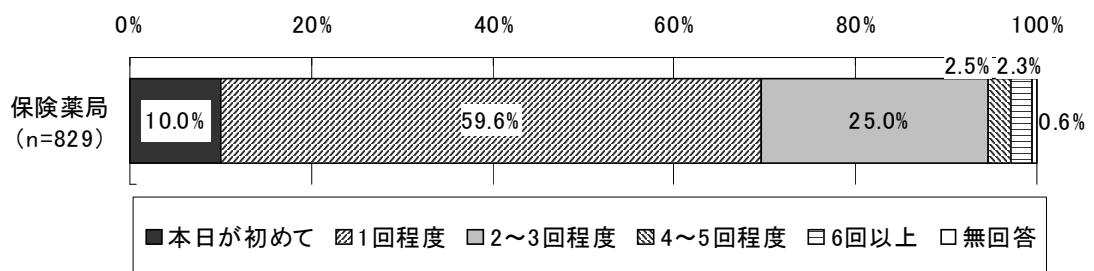
病院（外来）・一般診療所・歯科診療所患者における医療機関の利用頻度についてみると、病院（外来）では「週に1回程度」（40.3%）が最も多く、次いで「1年に数回程度」（13.6%）であった。一般診療所では「週に1回程度」（37.9%）が最も多く、次いで「2週間に1回程度」（19.1%）であった。歯科診療所では「1年に数回程度」（28.6%）が最も多く、次いで「週に1回程度」（27.5%）であった。

図表 112 病院（外来）・一般診療所・歯科診療所患者における医療機関の利用頻度



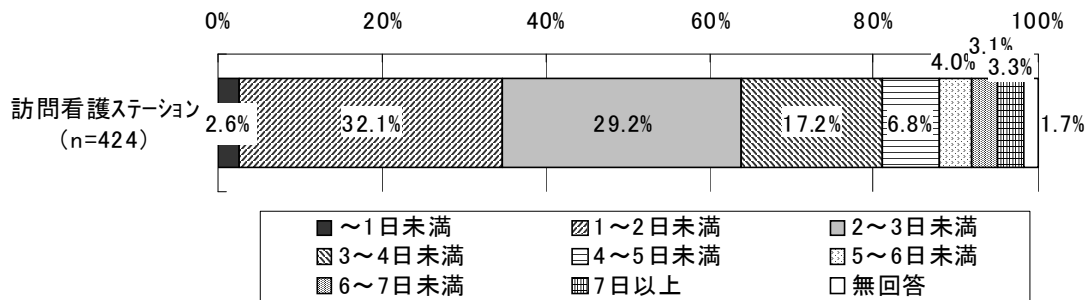
保険薬局患者における1か月あたりの利用頻度についてみると、「1回程度」（59.6%）が最も多く、次いで「2～3回程度」（25.0%）であった。

図表 113 保険薬局患者における利用頻度（1か月あたり）



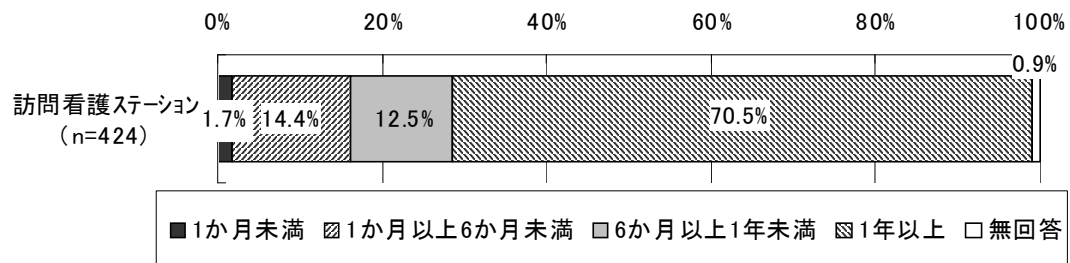
訪問看護ステーション利用者における1週間あたりの利用頻度についてみると、「1～2日未満」(32.1%)が最も多く、次いで「2～3日未満」(29.2%)、「3～4日未満」(17.2%)であった。

図表 114 訪問看護ステーション利用者における利用頻度 (1週間あたり)



訪問看護ステーション利用者における利用期間についてみると、「1年以上」(70.5%)が最も多く、次いで、「1か月以上6か月未満」(14.4%)、「6か月以上1年未満」(12.5%)であった。

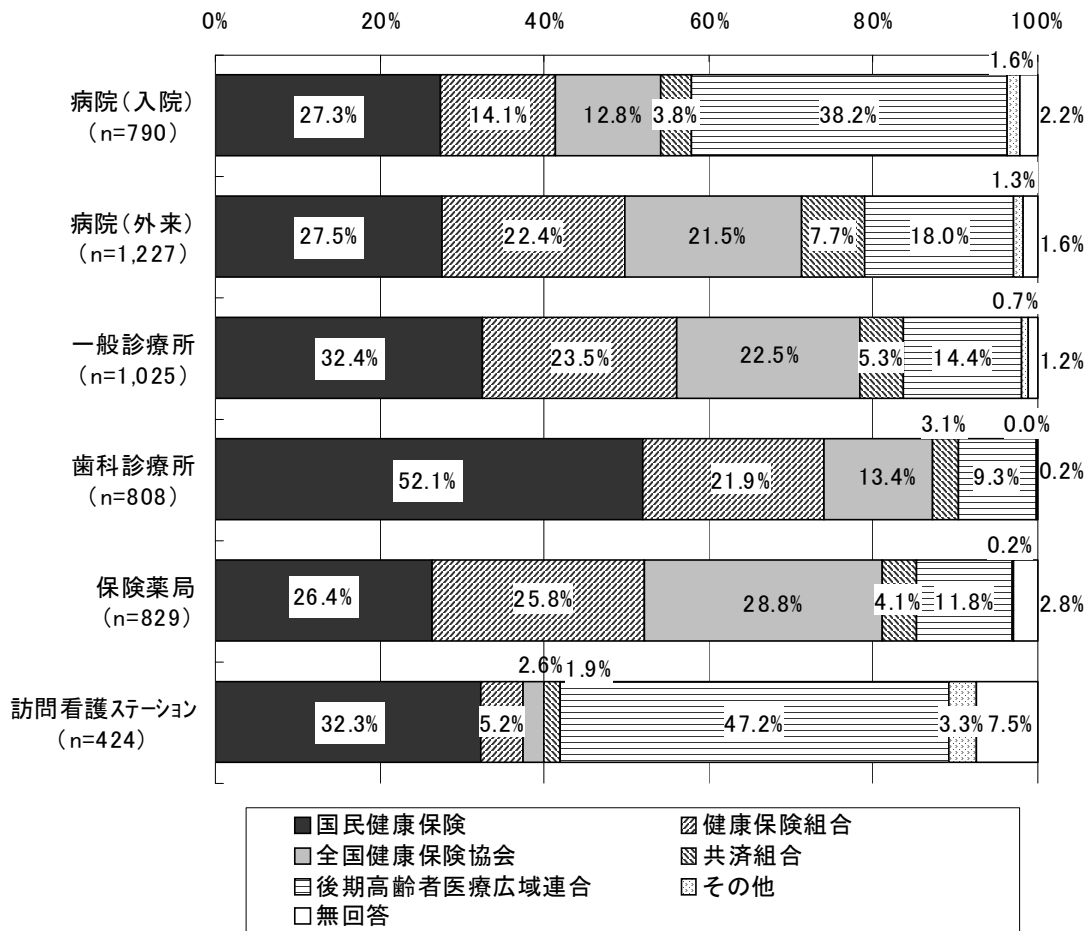
図表 115 訪問看護ステーション利用者における利用期間



⑤ 公的医療保険の種類

公的医療保険の種類についてみると、病院（入院）では「後期高齢者医療広域連合」（38.2%）が最も多く、次いで「国民健康保険」（27.3%）であった。病院（外来）では「国民健康保険」（27.5%）が最も多く、次いで「健康保険組合」（22.4%）であった。一般診療所では「国民健康保険」（32.4%）が最も多く、次いで「健康保険組合」（23.5%）であった。歯科診療所では「国民健康保険」（52.1%）が最も多く、次いで「健康保険組合」（21.9%）であった。保険薬局では「全国健康保険協会」（28.8%）が最も多く、次いで「国民健康保険」（26.4%）であった。訪問看護ステーションでは「後期高齢者医療広域連合」（47.2%）が最も多く、次いで「国民健康保険」（32.3%）であった。

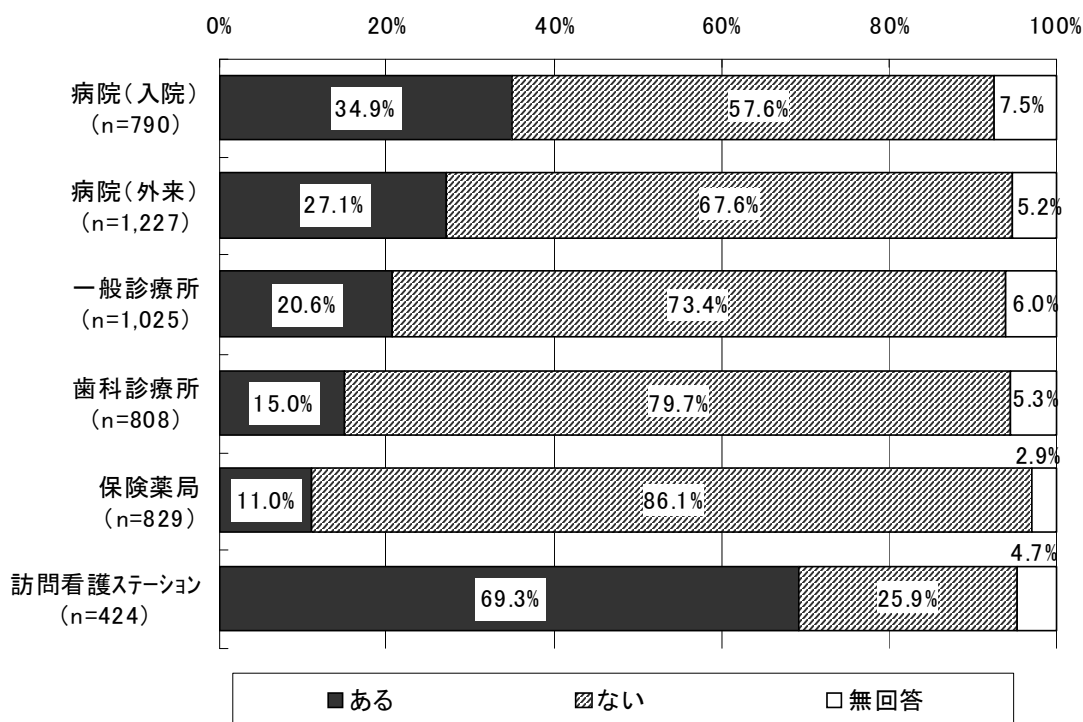
図表 116 公的医療保険の種類



⑥公費負担医療による自己負担の軽減の有無

公費負担医療による自己負担の軽減の有無についてみると、病院（入院）では「ある」が34.9%、「ない」が57.6%、病院（外来）では「ある」が27.1%、「ない」が67.6%、一般診療所では「ある」が20.6%、「ない」が73.4%、歯科診療所では「ある」が15.0%、「ない」が79.7%、保険薬局では「ある」が11.0%、「ない」が86.1%、訪問看護ステーションでは「ある」が69.3%、「ない」が25.9%であった。

図表 117 公費負担医療による自己負担の軽減の有無

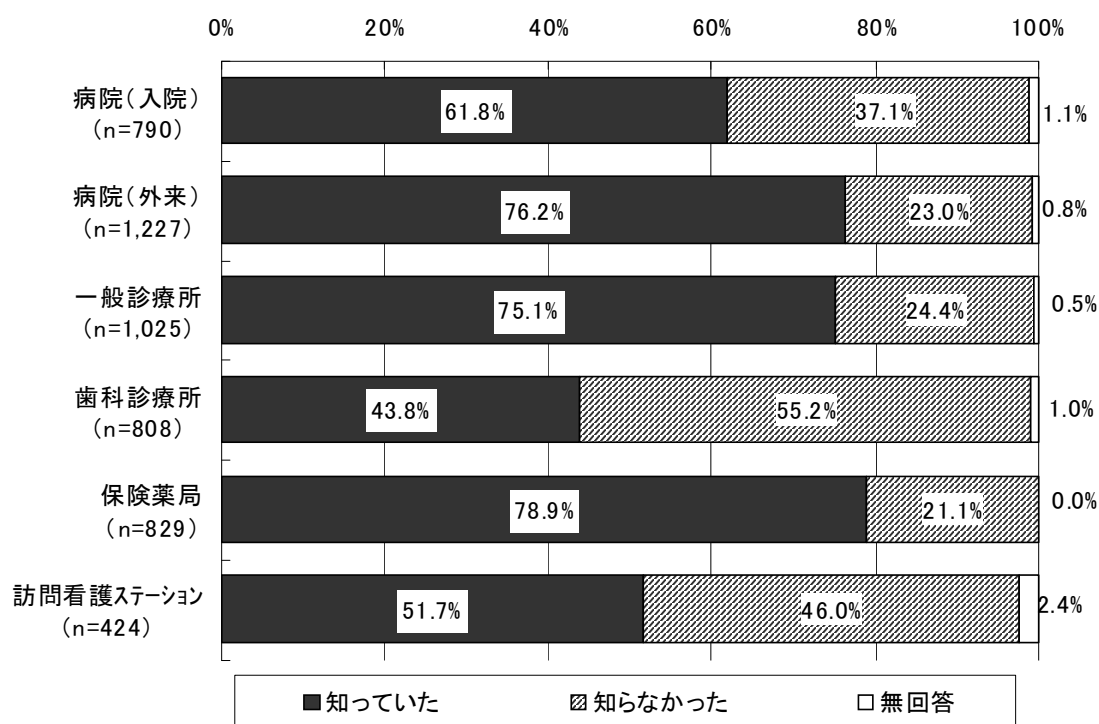


(2) 明細書発行原則義務化に関する認知度等

①明細書発行原則義務化に関する認知状況

明細書発行原則義務化に関する認知状況についてみると、病院（入院）では「知っていた」が61.8%、「知らなかった」が37.1%、病院（外来）では「知っていた」が76.2%、「知らなかった」が23.0%、一般診療所では「知っていた」が75.1%、「知らなかった」が24.4%、歯科診療所では「知っていた」が43.8%、「知らなかった」が55.2%、保険薬局では「知っていた」が78.9%、「知らなかった」が21.1%、訪問看護ステーションでは「知っていた」が51.7%、「知らなかった」が46.0%であった。

図表 118 明細書発行原則義務化に関する認知状況

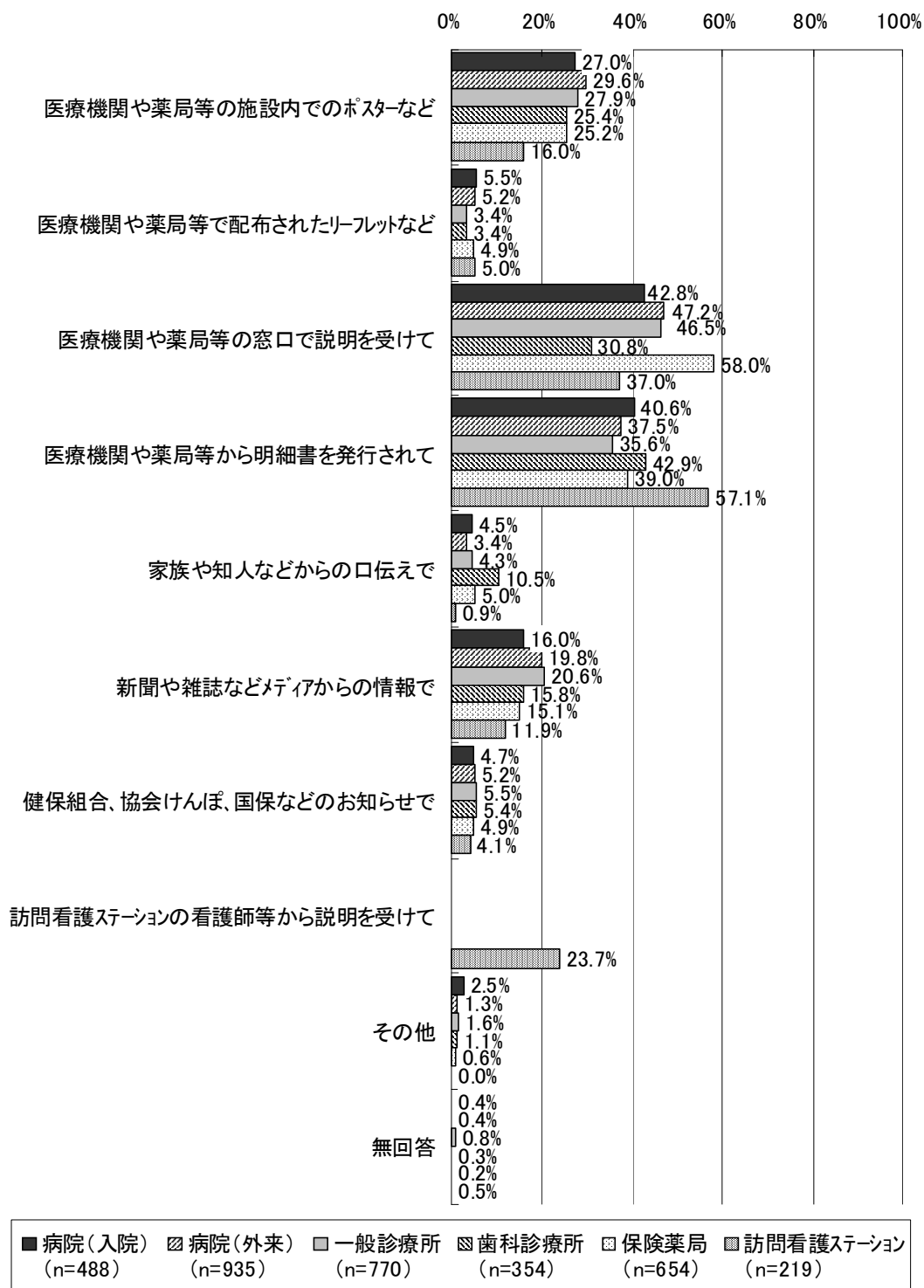


(注) 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局の患者調査では、明細書の無料発行が原則義務化されたこと（一般診療所は平成22年4月から、歯科診療所では平成23年5月から）について、訪問看護ステーションでは、「患者から求められたときは、明細書の発行に努めること」について、知っているかたずねた。

②明細書発行原則義務化を知ったきっかけ

明細書発行原則義務化を知っていた人に知ったきっかけを尋ねたところ、病院（入院）では「医療機関や薬局等の窓口で説明を受けて」（42.8%）が最も多く、次いで「医療機関や薬局等から明細書を発行されて」（40.6%）であった。病院（外来）では「医療機関や薬局等の窓口で説明を受けて」（47.2%）が最も多く、次いで「医療機関や薬局等から明細書を発行されて」（37.5%）であった。一般診療所では「医療機関や薬局等の窓口で説明を受けて」（46.5%）が最も多く、次いで「医療機関や薬局等から明細書を発行されて」（35.6%）であった。歯科診療所では「医療機関や薬局等から明細書を発行されて」（42.9%）が最も多く、次いで「医療機関や薬局等の窓口で説明を受けて」（30.8%）であった。保険薬局では「医療機関や薬局等の窓口で説明を受けて」（58.0%）が最も多く、次いで「医療機関や薬局等から明細書を発行されて」（39.0%）であった。訪問看護ステーションでは「医療機関や薬局等から明細書を発行されて」（57.1%）が最も多く、次いで「医療機関や薬局等の窓口で説明を受けて」（37.0%）であった。

図表 119 明細書発行原則義務化を知ったきっかけ（知っていた人、複数回答）

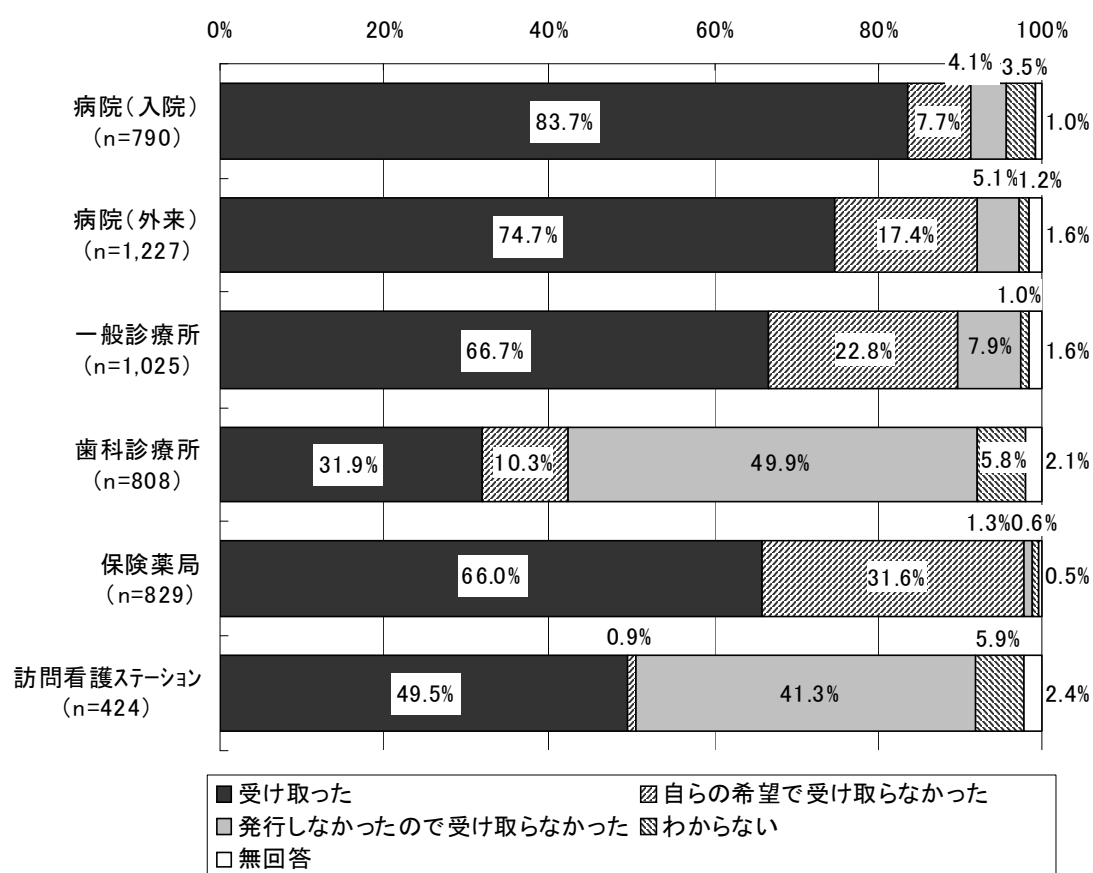


(3) 調査日における明細書の受取状況等

①調査日における明細書の受取状況

調査日における明細書の受取状況についてみると、「受け取った」と回答した人が「病院（入院）」（83.7%）、「病院（外来）」（74.7%）、「一般診療所」（66.7%）、「保険薬局」（66.0%）では6割を超え他と比べて高い割合となった。一方「歯科診療所」「訪問看護ステーション」では「発行しなかったので受け取らなかった」が4割を超える結果となった。

図表 120 調査日における明細書の受取状況

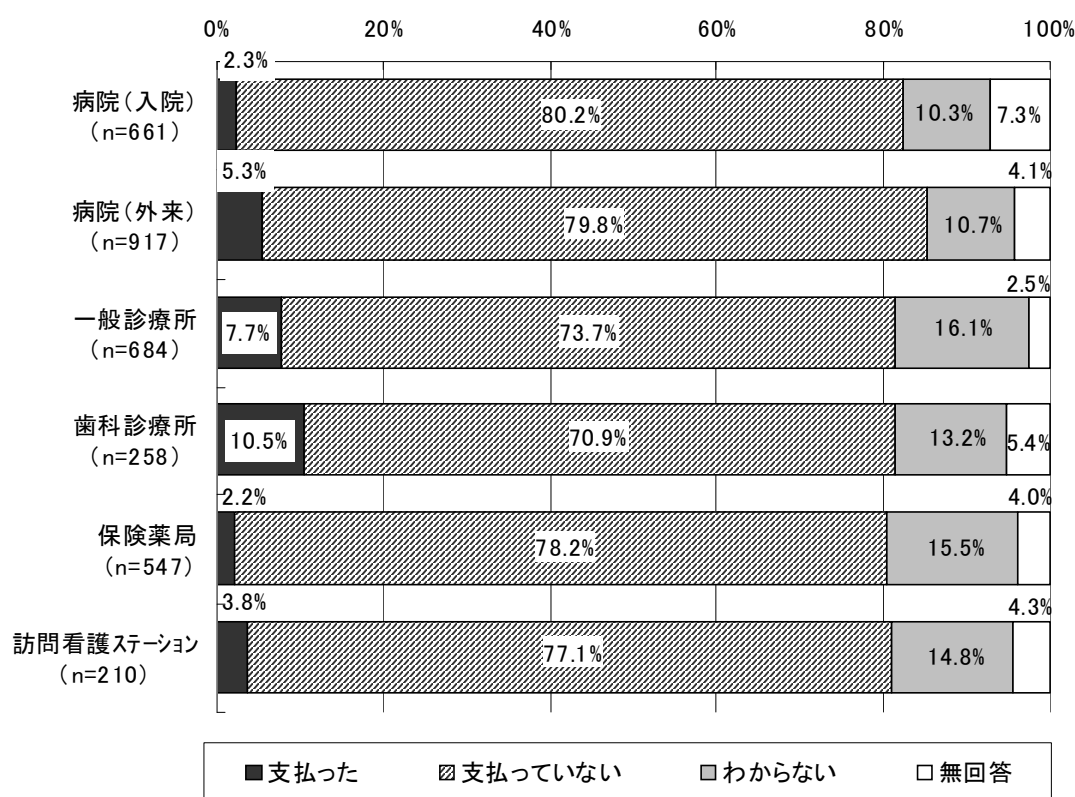


②明細書受取に際しての費用支払いの有無等

1) 明細書受取に際しての費用支払いの有無

明細書を受け取ったと回答した人に対して、明細書受取に際しての費用支払いの有無を尋ねたところ、「支払った」という回答は、病院（入院）では2.3%、病院（外来）では5.3%、一般診療所では7.7%、歯科診療所では10.5%、保険薬局では2.2%、訪問看護ステーションでは3.8%であった。一方、「支払っていない」という回答は、全ての施設・事業所で7割～8割程度となっており、「わからない」という回答が10%台を占めた。

図表 121 明細書受取に際しての費用支払いの有無（明細書を受け取った人）



2) 明細書受取に際して支払った金額

支払いがあったと回答した人に対して、明細書受取に際して支払った金額を尋ねたところ、病院（入院）では平均 799.0 円（標準偏差 678.2、中央値 420.0）、病院（外来）では平均 578.6 円（標準偏差 481.0、中央値 410.0）、一般診療所では平均 620.7 円（標準偏差 554.1、中央値 500.0）、歯科診療所では平均 735.5 円（標準偏差 544.6、中央値 600.0）、保険薬局では平均 257.5 円（標準偏差 10.6、中央値 257.5）、訪問看護ステーションでは平均 600.0 円（中央値 600.0）であった。

図表 122 明細書受取に際して支払った金額（支払いがあった人）

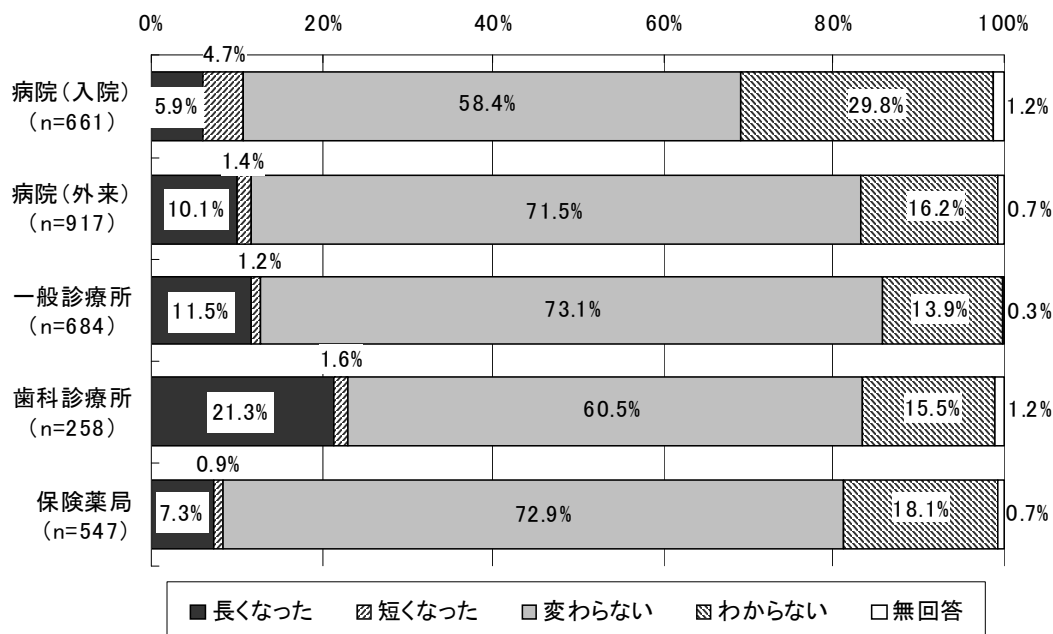
（単位：円）

	人数(人)	平均値	標準偏差	中央値
病院(入院)	5	799.0	678.2	420.0
病院(外来)	27	578.6	481.0	410.0
一般診療所	29	620.7	554.1	500.0
歯科診療所	20	735.5	544.6	600.0
保険薬局	2	257.5	10.6	257.5
訪問看護ステーション	1	600.0	-	600.0

③明細書を受け取るための会計での待ち時間の変化

明細書を受け取るための会計での待ち時間の変化を尋ねたところ、全ての施設・事業所で「変わらない」が6割から7割程度を占め最も多かった。「長くなった」という回答については、「歯科診療所」(21.3%)で最も多く、次いで「一般診療所」(11.5%)、「病院(外来)」(10.1%)であった。

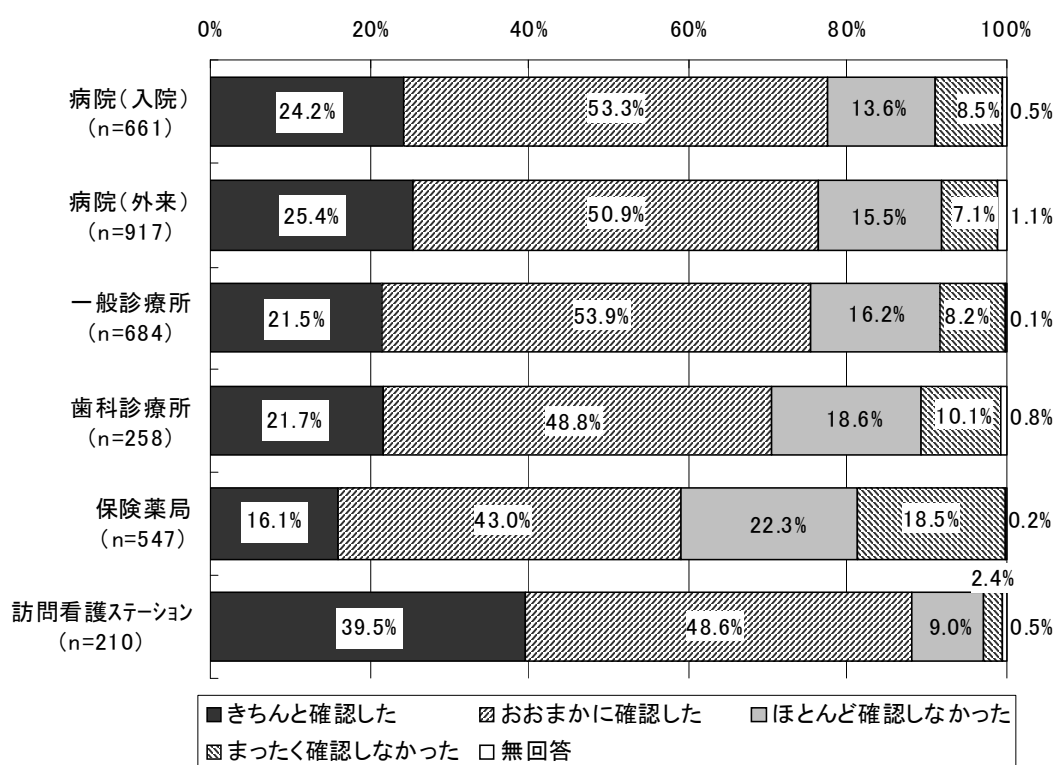
図表 123 明細書を受け取るための会計での待ち時間の変化（明細書を受け取った人）



④明細書の内容の確認状況

明細書を受け取った人に明細書の内容の確認状況を尋ねたところ、「大まかに確認した」が全ての施設・事業所で最も多かった。これに「きちんと確認した」という回答を加えると、病院（入院）では 77.5%、病院（外来）では 76.3%、一般診療所では 75.4%、歯科診療所では 70.5%、保険薬局では 59.1%、訪問看護ステーションでは 88.1%となった。保険薬局では、他の施設・事業所と比較して「ほとんど確認しなかった」「まったく確認しなかった」という回答割合が高く、両者を合わせた割合がおおよそ 4 割となった。

図表 124 明細書の内容の確認状況（明細書を受け取った人）

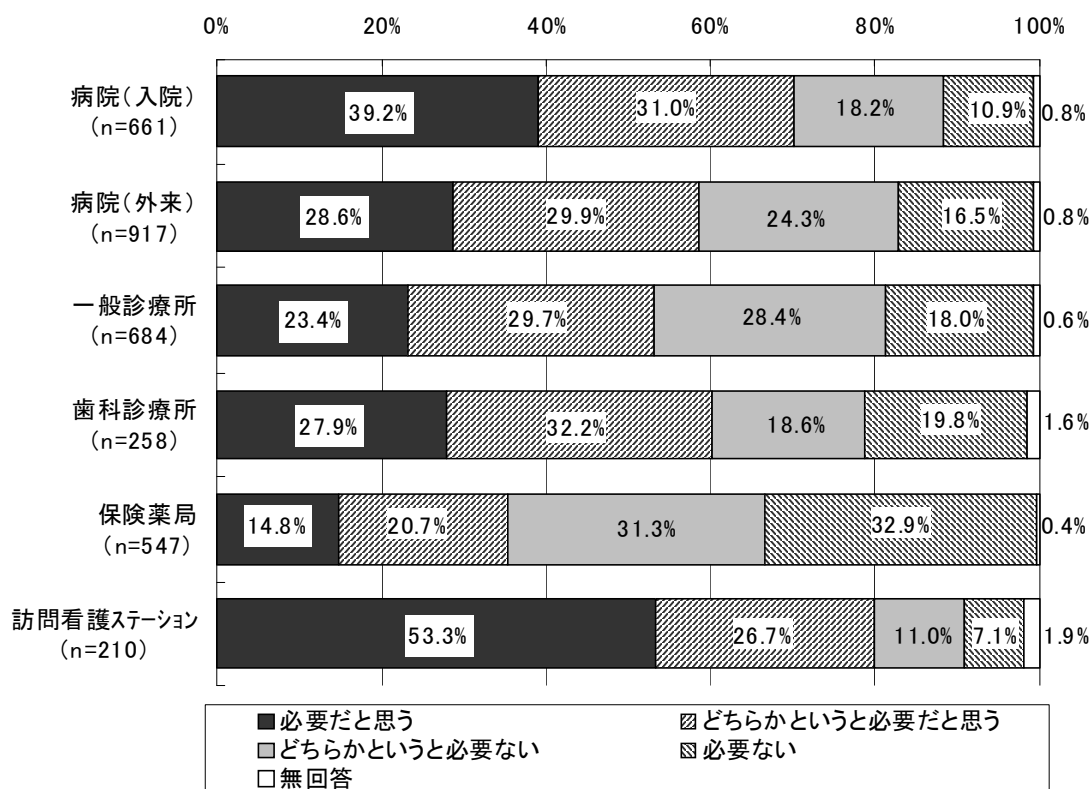


⑤明細書の必要性

明細書の必要性について明細書を受け取った人に尋ねたところ、病院（入院）では「必要だと思う」（39.2%）が最も多く、次いで「どちらかという必要だと思う」（31.0%）であった。病院（外来）では「どちらかという必要だと思う」（29.9%）が最も多く、次いで「必要だと思う」（28.6%）であった。一般診療所では「どちらかという必要だと思う」（29.7%）が最も多く、次いで「どちらかという必要ない」（28.4%）であった。歯科診療所では「どちらかという必要だと思う」（32.2%）が最も多く、次いで「必要だと思う」（27.9%）であった。保険薬局では「必要ない」（32.9%）が最も多く、次いで「どちらかという必要ない」（31.3%）であった。訪問看護ステーションでは「必要だと思う」（53.3%）が最も多く、次いで「どちらかという必要である」（26.7%）であった。

「必要だと思う」「どちらかという必要だと思う」を合わせた割合は、病院（入院）が70.2%、病院（外来）が58.5%、一般診療所が53.1%、歯科診療所が60.1%、保険薬局が35.5%、訪問看護ステーションが80.0%であった。

図表 125 明細書の必要性（明細書を受け取った人）

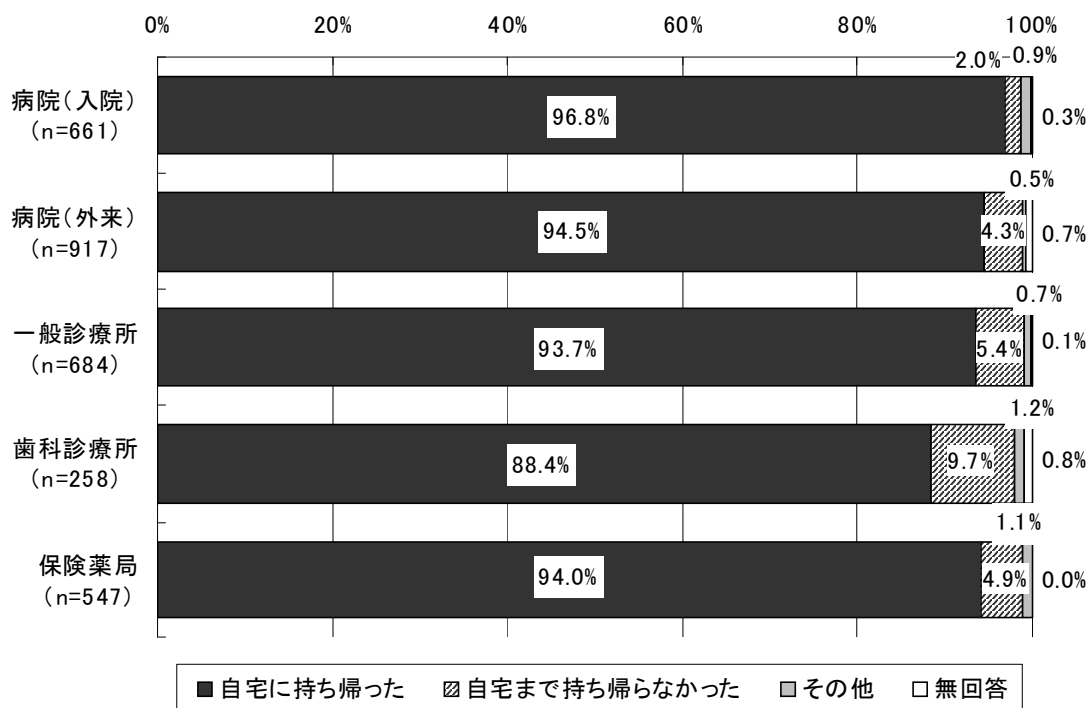


⑥明細書の持ち帰り状況

1) 医療機関・薬局

医療機関・薬局において明細書を受け取った人に対して、明細書の持ち帰り状況を尋ねたところ、全ての施設において「自宅に持ち帰った」が9割から9割強となった。

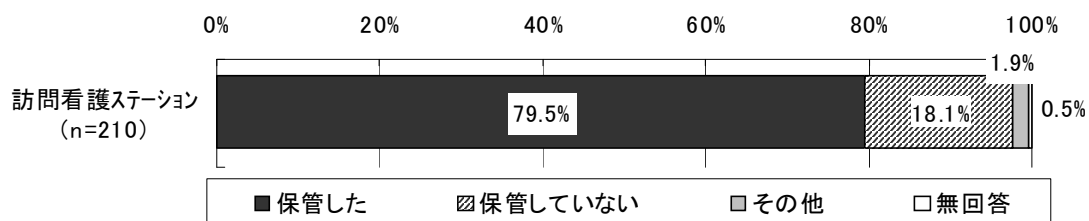
図表 126 明細書の持ち帰り状況（明細書を受け取った人）



2) 訪問看護ステーション

訪問看護ステーションにおいて明細書を受け取った人に対して、明細書の保管状況を尋ねたところ、「保管した」が79.5%、「保管していない」が18.1%であった。

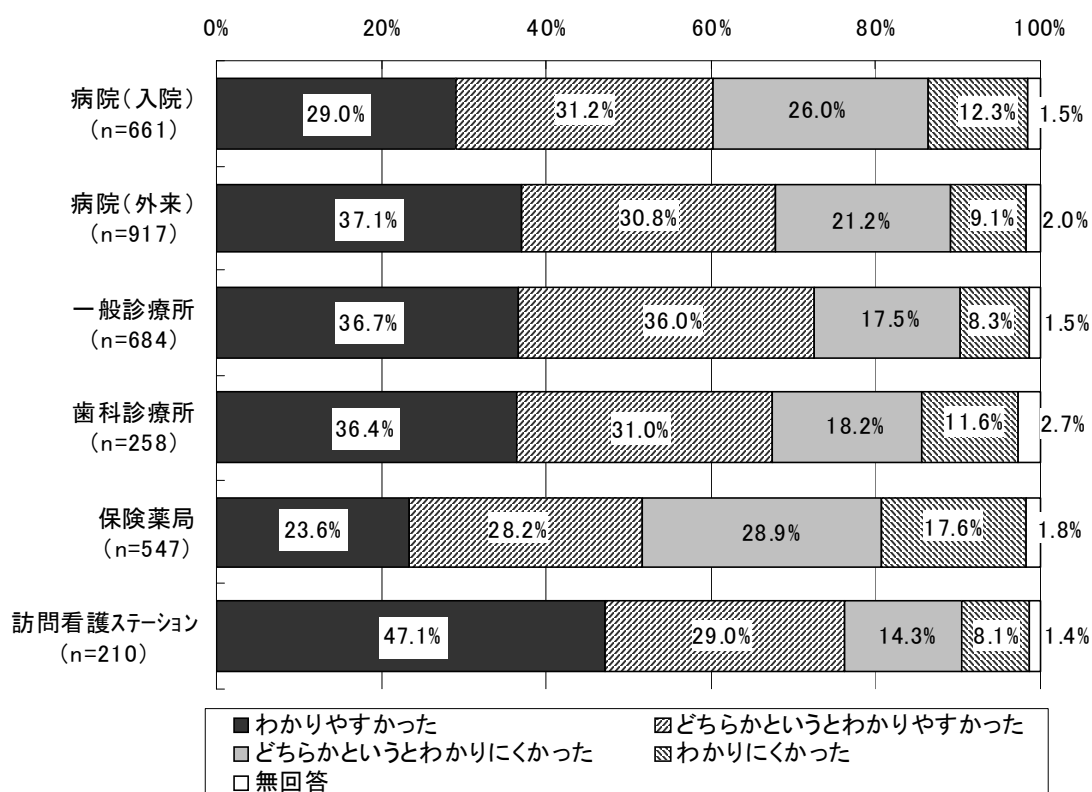
図表 127 明細書の保管状況（訪問看護ステーション、明細書を受け取った人）



⑦明細書の内容のわかりやすさ

明細書の内容のわかりやすさを尋ねたところ、「わかりやすかった」という回答割合が高かったのは、訪問看護ステーション（47.1%）であり、次いで、病院（外来）（37.1%）、一般診療所（36.7%）、歯科診療所（36.4%）であった。病院（入院）（29.0%）、保険薬局（23.6%）では「わかりやすかった」は3割に満たず、「どちらかというとわかりにくかった」「わかりにくかった」を合わせた割合がそれぞれ38.3%、46.5%となった。

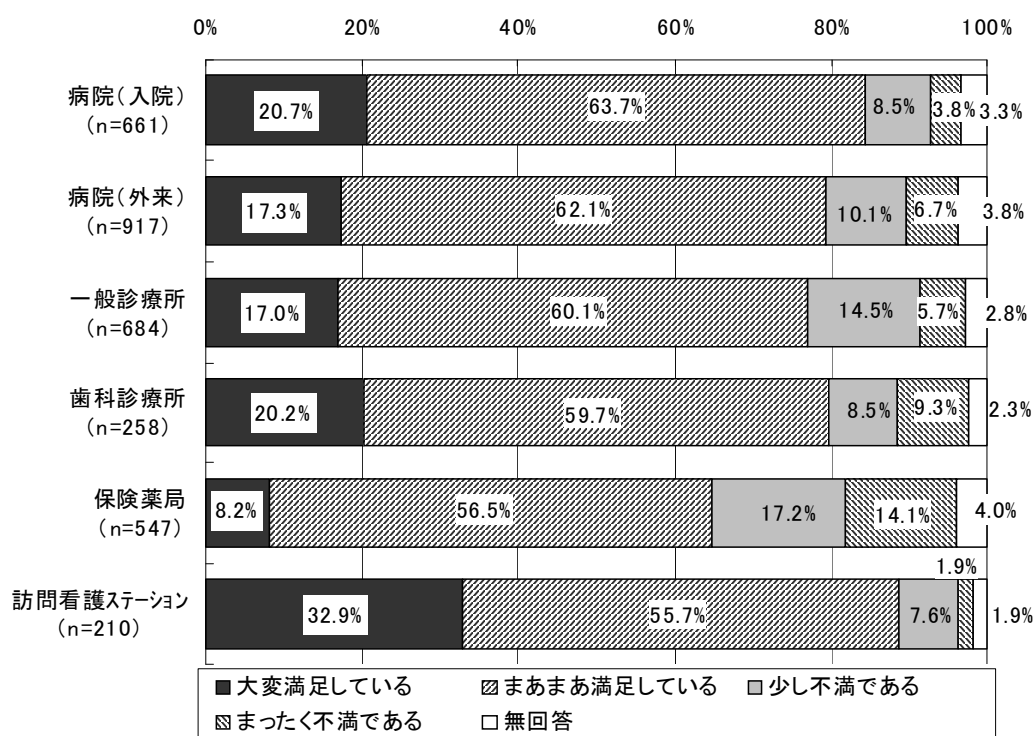
図表 128 明細書の内容のわかりやすさ（明細書を受け取った人）



⑧明細書受取の満足度

明細書を受け取った人に明細書受取の満足度を尋ねたところ、保険薬局を除く全ての施設・事業所において「大変満足している」「まあまあ満足している」を合わせた割合が8割前後となった。保険薬局では「少し不満である」「まったく不満である」を合わせた割合が3割程度となり、満足しているという回答割合が6割強と他の施設と比較すると低い結果となった。

図表 129 明細書受取の満足度（明細書を受け取った人）

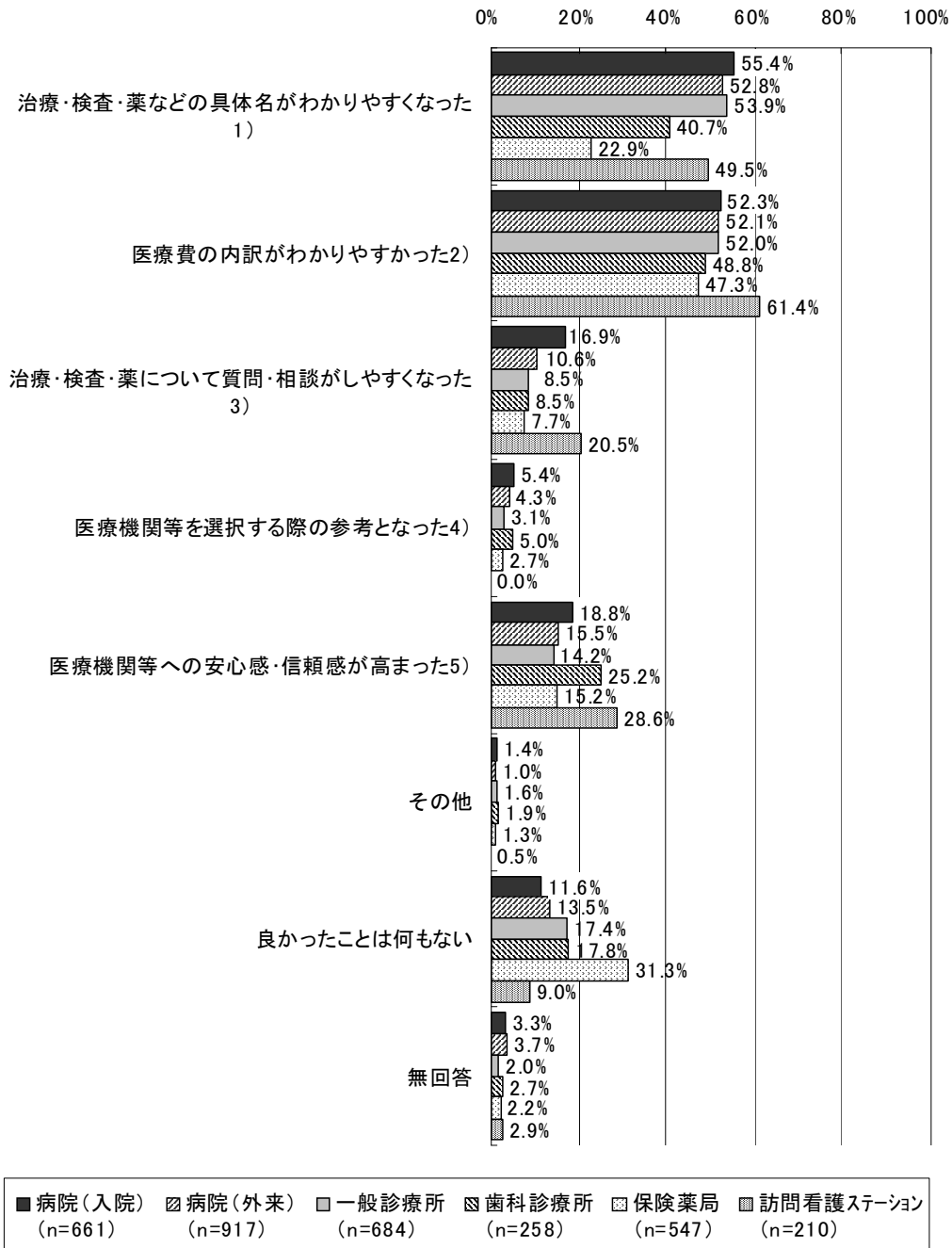


⑨明細書を受け取って良かったこと

明細書を受け取った人に、明細書を受け取って良かったことを尋ねたところ、病院（入院）では「治療・検査・薬などの具体名がわかりやすくなった」（55.4%）が最も多く、次いで「医療費の内訳がわかりやすかった」（52.3%）であった。病院（外来）では「治療・検査・薬などの具体名がわかりやすくなった」（52.8%）が最も多く、次いで「医療費の内訳がわかりやすかった」（52.1%）であった。一般診療所では「治療・検査・薬などの具体名がわかりやすくなった」（53.9%）が最も多く、次いで「医療費の内訳がわかりやすかった」（52.0%）であった。歯科診療所では「医療費の内訳がわかりやすかった」（48.8%）が最も多く、次いで「治療・検査・薬などの具体名がわかりやすくなった」（40.7%）であった。保険薬局では「医療費の内訳がわかりやすかった」（47.3%）が最も多く、次いで「良

かったことは何もない」(31.3%)であった。訪問看護ステーションでは「費用の内訳がわかりやすかった」(61.4%)が最も多く、次いで「訪問看護の提供内容がわかりやすくなった」(49.5%)であった。

図表 130 明細書を受け取って良かったこと（明細書を受け取った人、複数回答）

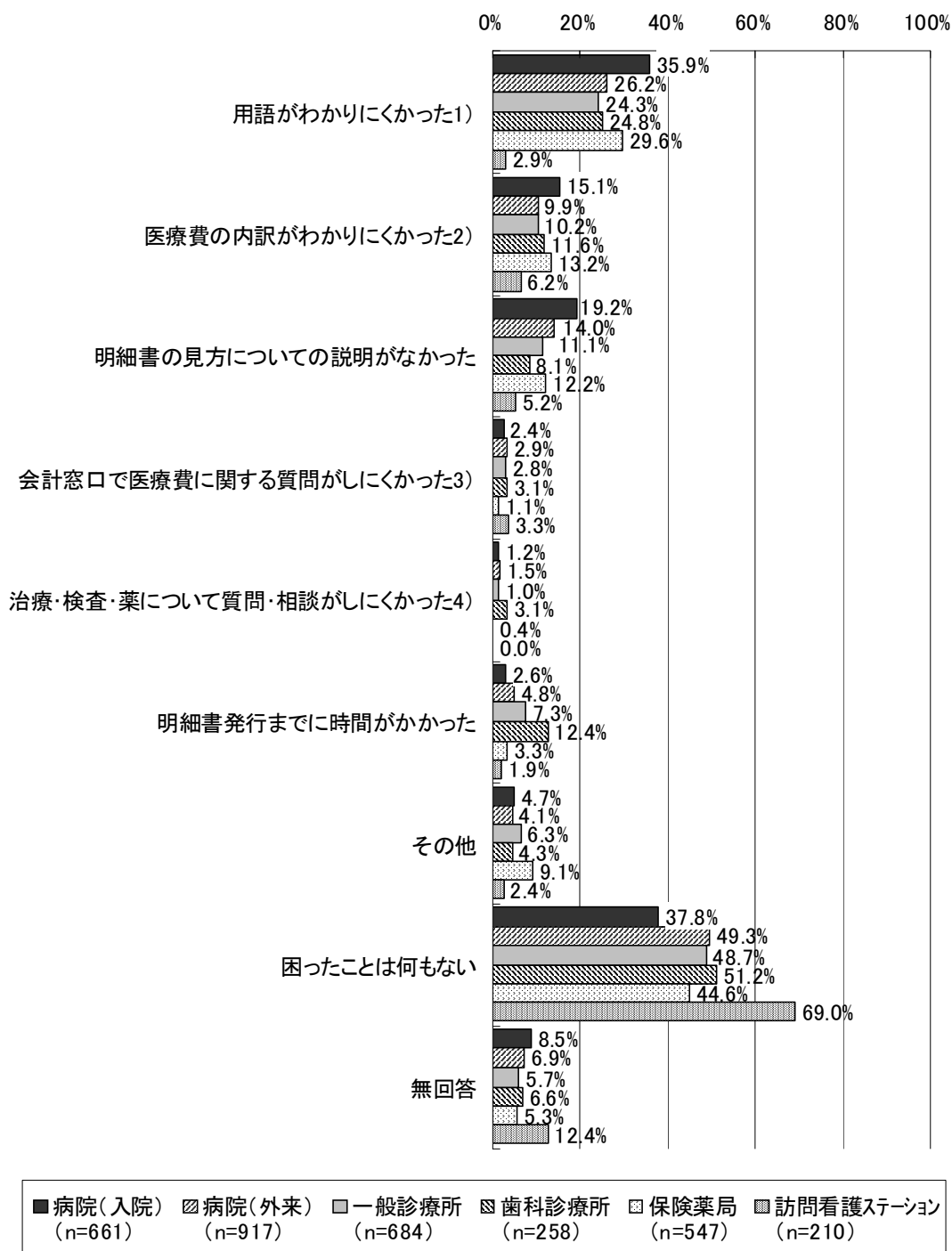


- (注) 1)訪問看護ステーションでは「訪問看護の提供内容がわかりやすかった」。
 2)訪問看護ステーションでは「医療費」ではなく「費用の内訳」。
 3)訪問看護ステーションでは「看護師等に訪問看護の内容について質問・相談しやすくなった」
 4)訪問看護ステーションには当該選択肢を設けていない。
 5)訪問看護ステーションでは「訪問看護ステーションへの安心感・信頼感が高まった」。

⑩明細書を受け取って困ったこと

明細書を受け取った人に、明細書を受け取って困ったことを尋ねたところ、全ての施設・事業所で「困ったことは何もない」が最も多かった。困ったことの内容としては、病院（入院）では「用語がわかりにくかった」（35.9%）が最も多く、次いで「明細書の見方についての説明がなかった」（19.2%）であった。病院（外来）では「用語がわかりにくかった」（26.2%）が最も多く、次いで「明細書の見方についての説明がなかった」（14.0%）であった。一般診療所では「用語がわかりにくかった」（24.3%）が最も多く、次いで「明細書の見方についての説明がなかった」（11.1%）であった。歯科診療所では「用語がわかりにくかった」（24.8%）が最も多く、次いで「明細書発行までに時間がかかった」（12.4%）であった。保険薬局では「用語がわかりにくかった」（29.6%）が最も多く、次いで「医療費の内訳がわかりにくかった」（13.2%）であった。訪問看護ステーションでは「費用の内訳がわかりにくかった」（6.2%）が最も多く、次いで「明細書の見方についての説明がなかった」（5.2%）であった。

図表 131 明細書を受け取って困ったこと（明細書を受け取った人、複数回答）



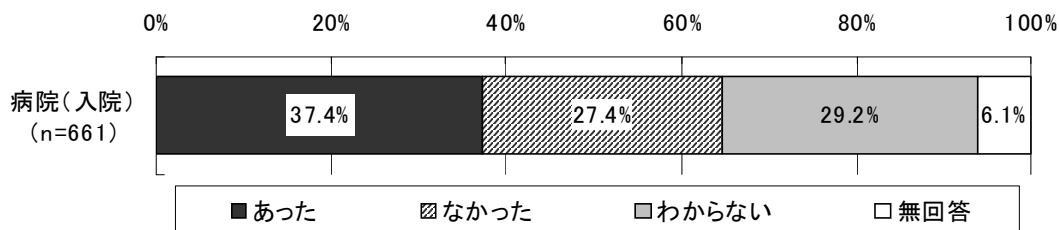
(注) 1)訪問看護ステーションでは「訪問看護の提供内容がわかりにくかった」。
 2)訪問看護ステーションでは「医療費」ではなく「費用の内訳」。
 3)訪問看護ステーションでは「費用に関する質問がしにくかった」。
 4)訪問看護ステーションには「看護師等に訪問看護の内容についての質問・相談がしにくかった」。

⑪明細書における DPC 記載の有無等

1) 明細書への DPC 記載の有無

病院（入院）における明細書への DPC 記載の有無についてみると、「あった」が 37.4%、「なかった」が 27.4%、「わからない」が 29.2%であった。

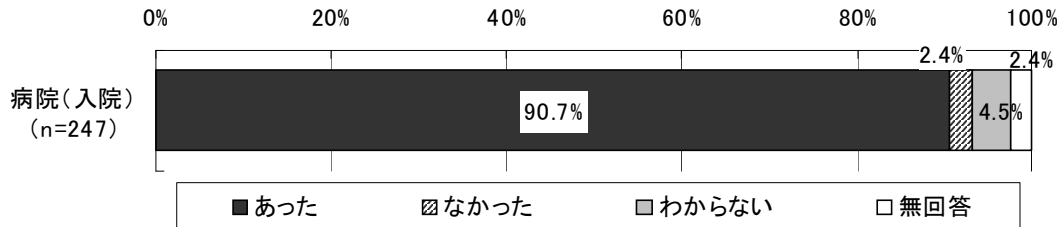
図表 132 明細書への DPC 記載の有無



2) 医薬品・検査の名称についての記載の有無

病院（入院）において、明細書に DPC 記載があった人に医薬品・検査の名称についての記載の有無を尋ねたところ、「あった」が 90.7%、「なかった」が 2.4%、「わからない」が 4.5%であった。

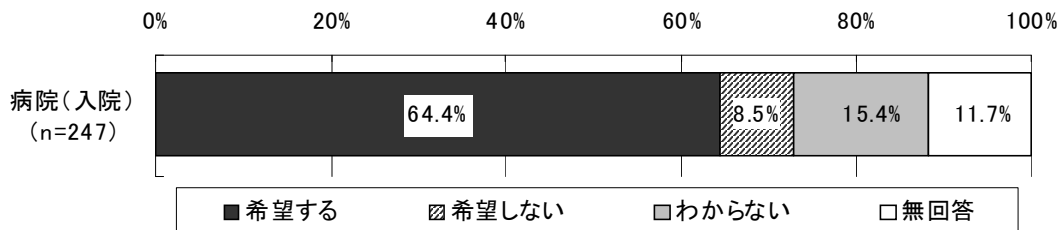
図表 133 医薬品・検査の名称についての記載の有無（明細書に DPC 記載があった人）



3) 医薬品・検査の名称記載の希望

病院（入院）において、明細書に DPC 記載があった人に明細書への医薬品・検査の名称記載の希望を尋ねたところ、「希望する」が 64.4%、「希望しない」が 8.5%、「わからない」が 15.4%であった。

図表 134 明細書への医薬品・検査の名称記載の希望（明細書に DPC 記載があった人）

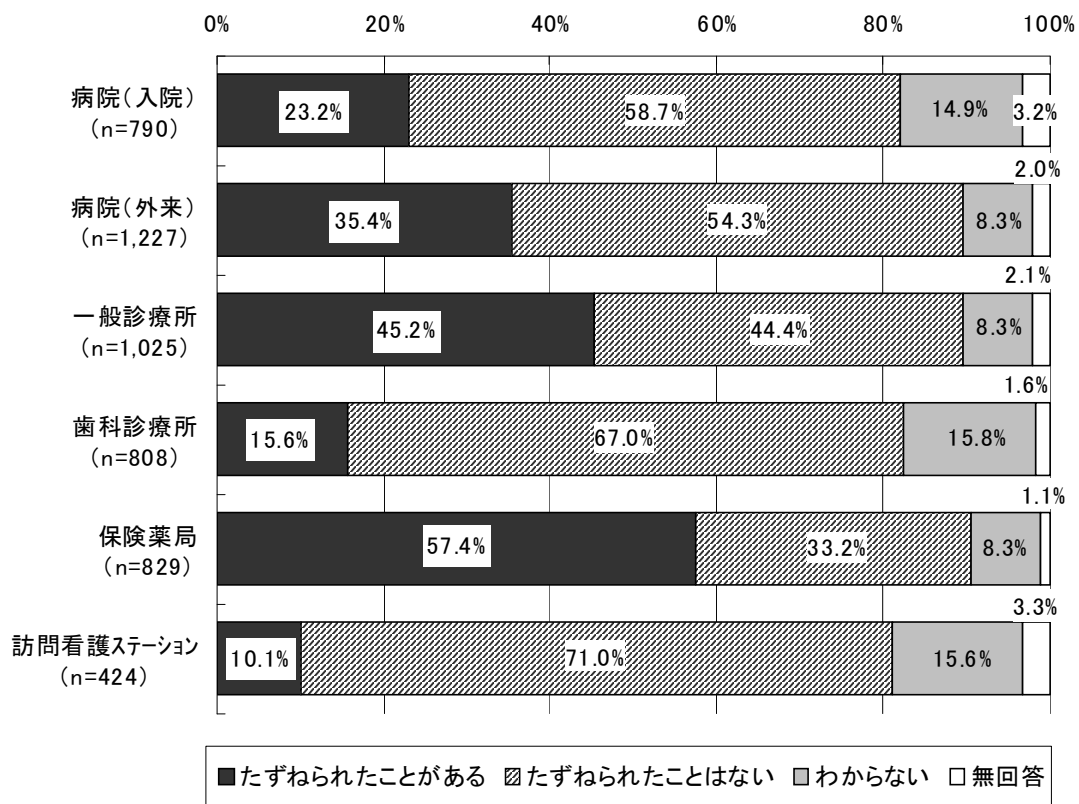


(4) 平成22年4月以降の明細書に関する調査対象施設での経験等

①調査対象施設における明細書発行の希望を尋ねられた経験の有無

調査対象施設における明細書発行の希望を尋ねられた経験の有無についてみると、「たずねられたことがある」と回答した人は、病院（入院）では23.2%、病院（外来）では35.4%、一般診療所では45.2%、歯科診療所では15.6%、保険薬局では57.4%、訪問看護ステーションでは10.1%であった。保険薬局、一般診療所でこの割合が高い結果となった。

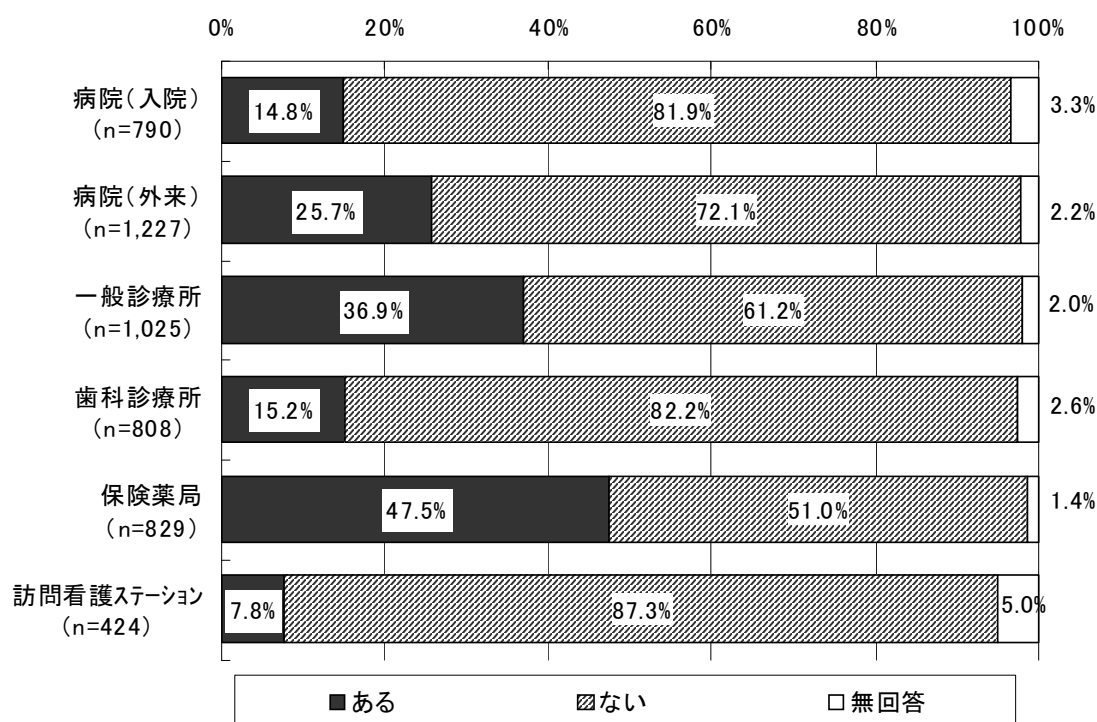
図表 135 調査対象施設における明細書発行の希望を尋ねられた経験の有無



②明細書発行を希望しないことを伝えた経験の有無

明細書発行を希望しないことを伝えた経験の有無についてみると、「ある」と回答した人は、病院（入院）では 14.8%、病院（外来）では 25.7%、一般診療所では 36.9%、歯科診療所では 15.2%、保険薬局では 47.5%、訪問看護ステーションでは 7.8%であった。保険薬局、一般診療所でこの割合が高い結果となった。

図表 136 明細書発行を希望しないことを伝えた経験の有無

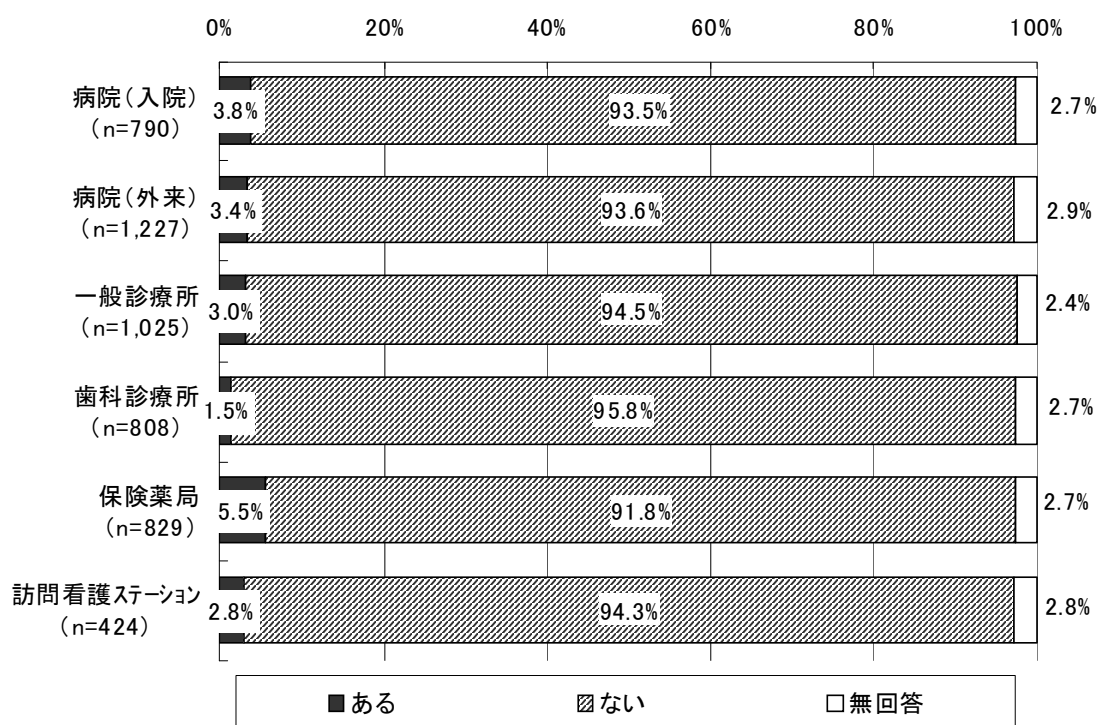


③明細書について問い合わせをした経験の有無等

1) 明細書について問い合わせをした経験の有無

明細書について問い合わせをした経験の有無についてみると、「ある」と回答した人は、病院（入院）では3.8%、病院（外来）では3.4%、一般診療所では3.0%、歯科診療所では1.5%、保険薬局では5.5%、訪問看護ステーションでは2.8%といずれも低い結果となった。

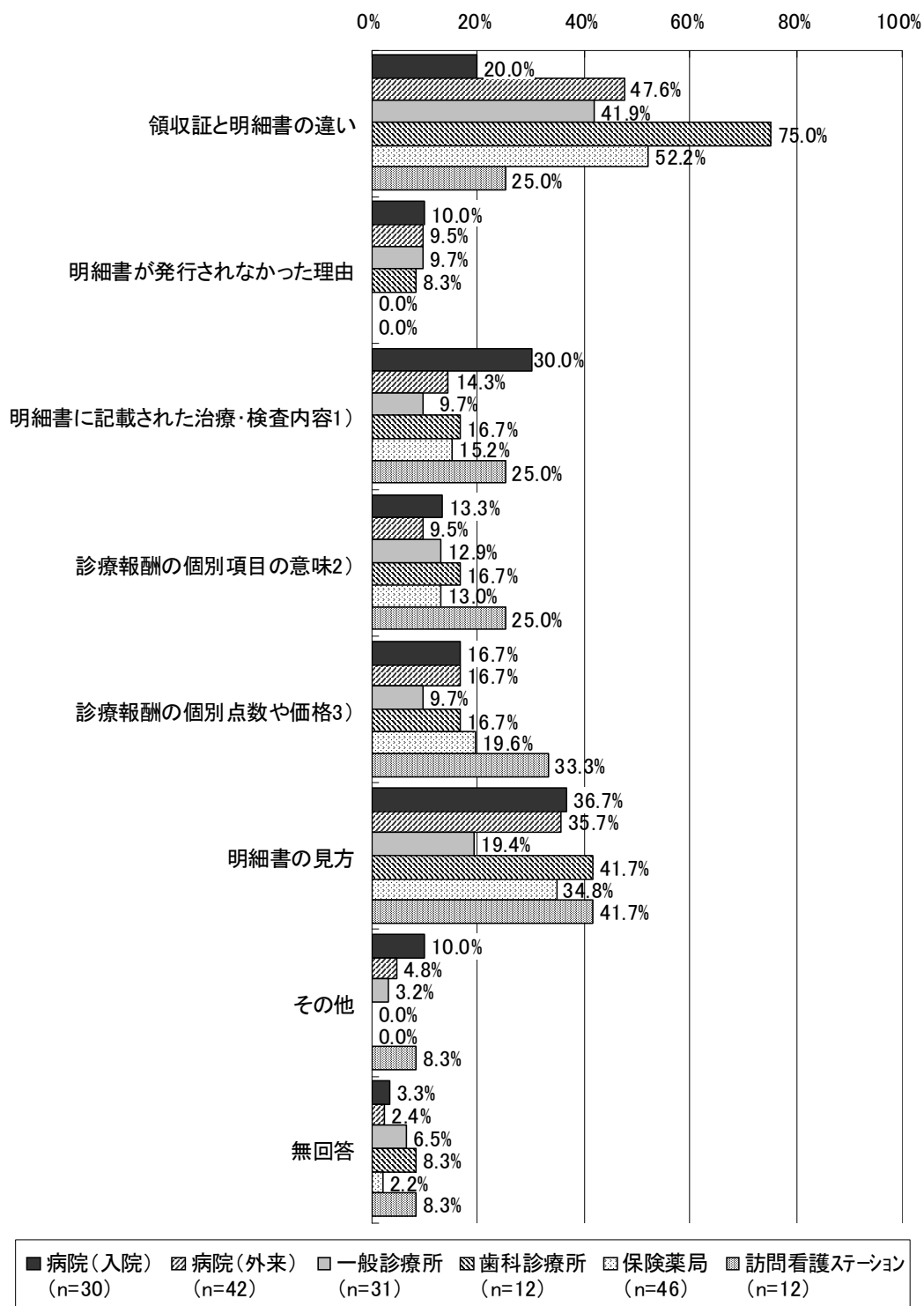
図表 137 明細書について問い合わせをした経験の有無



2) 明細書について問い合わせをした内容

問い合わせた経験のある人に、明細書について問い合わせをした内容を尋ねたところ、病院（入院）では「領収証の見方」（36.7%）が最も多く、次いで「明細書に記載された治療・検査内容」（30.0%）であった。病院（外来）では「領収証と明細書の違い」（47.6%）が最も多く、次いで「明細書の見方」（35.7%）であった。一般診療所では「領収証と明細書の違い」（41.9%）が最も多く、次いで「明細書の見方」（19.4%）であった。歯科診療所では「領収証と明細書の違い」（75.0%）が最も多く、次いで「明細書の見方」（41.7%）であった。保険薬局では「領収証と明細書の違い」（52.2%）が最も多く、次いで「明細書の見方」（34.8%）であった。訪問看護ステーションでは「明細書の見方」（41.7%）が最も多く、次いで「個別の価格」（33.3%）であった。

図表 138 明細書について問い合わせをした内容（問い合わせた経験のある人、複数回答）



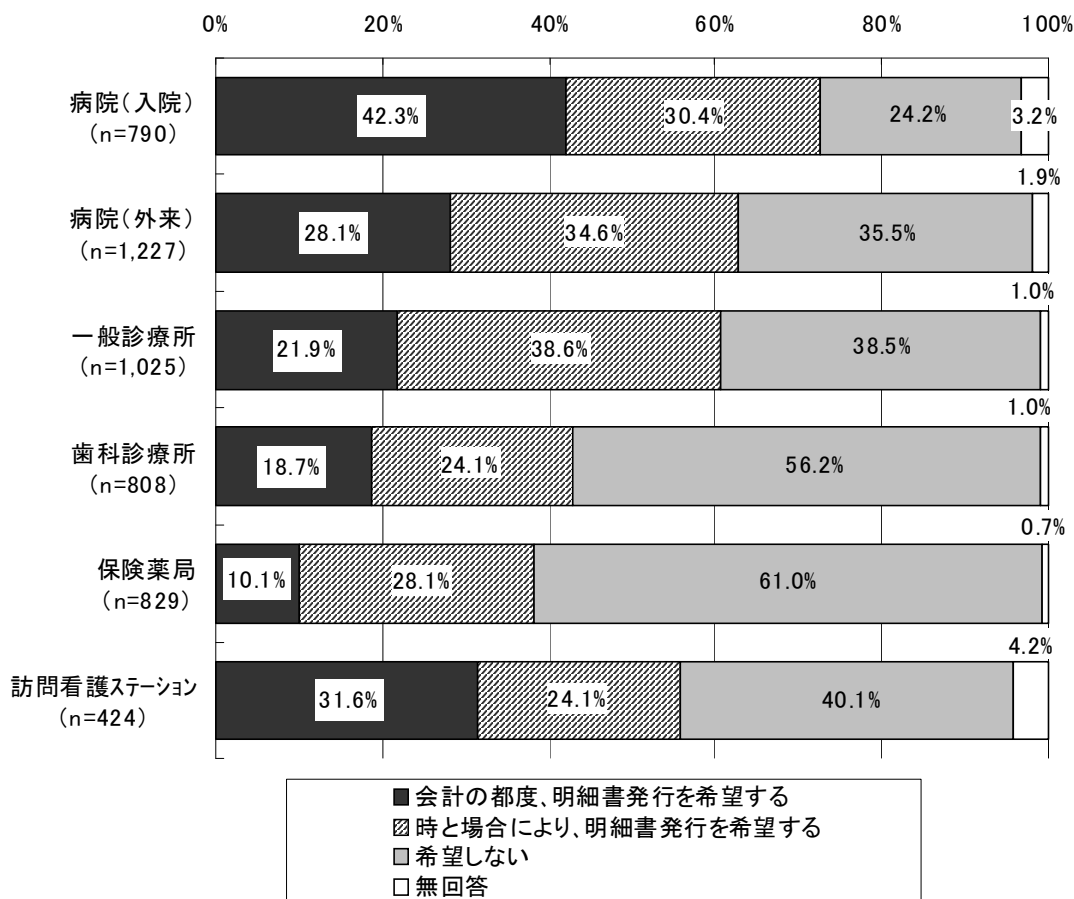
(注) 1)保険薬局では「明細書に記載された薬」、訪問看護ステーションでは「明細書に記載された訪問看護の内容」。
 2)保険薬局では「調剤報酬の個別項目の意味」、訪問看護ステーションでは「個別項目の意味」。
 3)保険薬局では「調剤報酬の個別点数や価格」、訪問看護ステーションでは「個別の価格」。

(5) 明細書発行に関する今後の希望等

①明細書無料発行に関する今後の希望

明細書無料発行に関する今後の希望についてみると、病院（入院）では「会計の都度、明細書発行を希望する」が 42.3%で最も多かった。「会計の都度、明細書発行を希望する」「時と場合により、明細書発行を希望する」を合わせた割合は、病院（入院）が 72.7%、病院（外来）が 62.7%、一般診療所が 60.5%、歯科診療所が 42.8%、保険薬局が 38.2%、訪問看護ステーションが 55.7%であった。歯科診療所、保険薬局では「希望しない」（歯科診療所 56.2%、保険薬局 61.0%）が過半数となった。

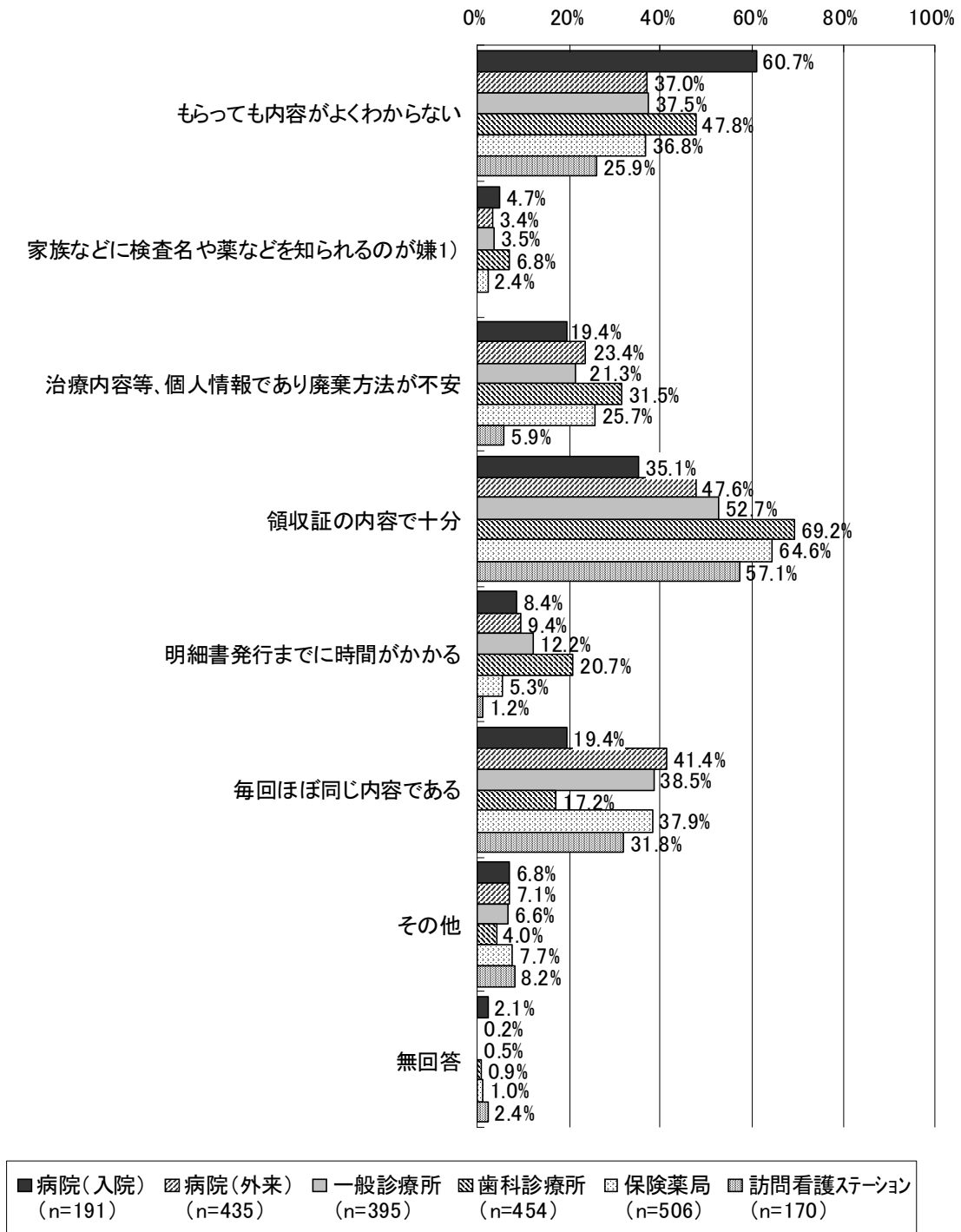
図表 139 明細書無料発行に関する今後の希望



②明細書無料発行を希望しない理由

明細書無料発行を希望しない理由を尋ねたところ、病院（入院）では「もらっても内容がよくわからない」（60.7%）が最も多く、次いで「領収証の内容で十分」（35.1%）であった。病院（外来）では「領収証の内容で十分」（47.6%）が最も多く、次いで「毎回ほぼ同じ内容である」（41.4%）であった。一般診療所では「領収証の内容で十分」（52.7%）が最も多く、次いで「毎回ほぼ同じ内容である」（38.5%）であった。歯科診療所では「領収証の内容で十分」（69.2%）が最も多く、次いで「もらっても内容がよくわからない」（47.8%）であった。保険薬局では「領収証の内容で十分」（64.6%）が最も多く、次いで「毎回ほぼ同じ内容である」（37.9%）であった。訪問看護ステーションでは「領収証の内容で十分」（57.1%）が最も多く、次いで「毎回ほぼ同じ内容である」（31.8%）であった。

図表 140 明細書無料発行を希望しない理由（希望しない人、複数回答）

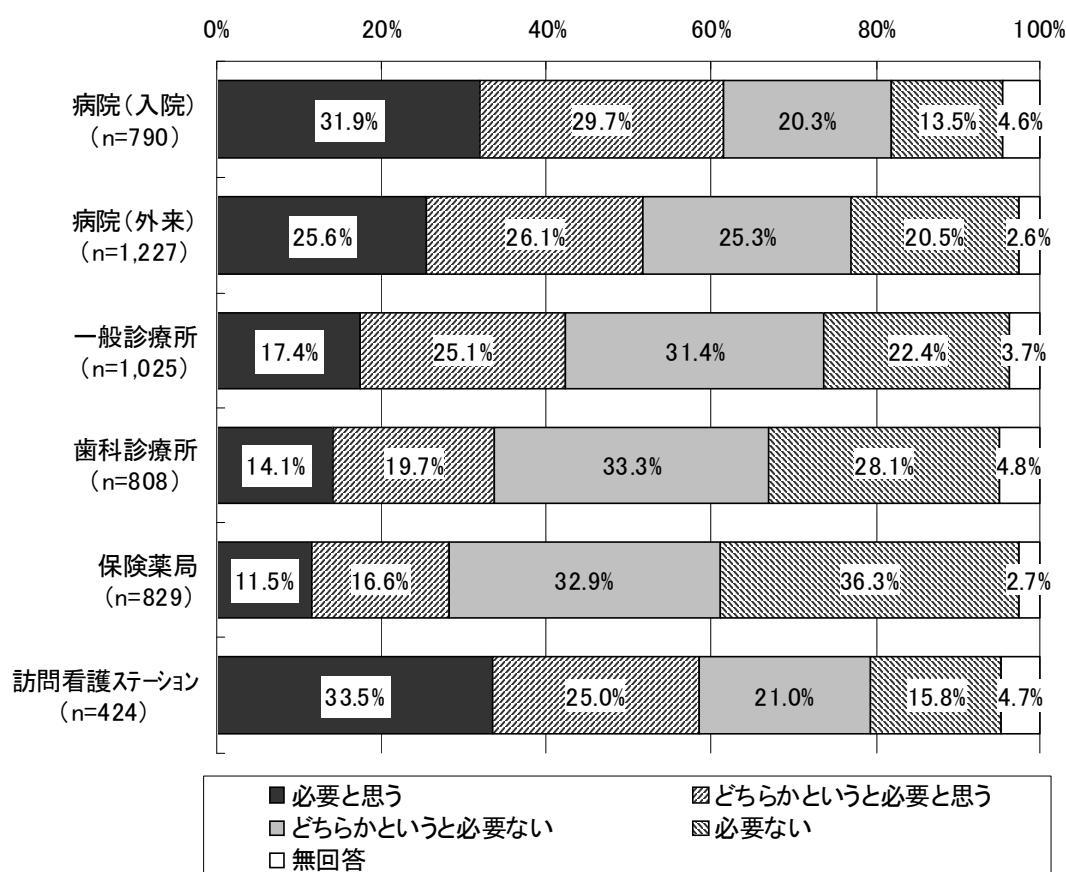


③全ての患者に明細書が無料で発行される制度の必要性

全ての患者に明細書が無料で発行される制度の必要性についてみると、病院（入院）では「必要と思う」（31.9%）が最も多く、次いで「どちらかという必要と思う」（29.7%）であった。病院（外来）では「どちらかという必要と思う」（26.1%）が最も多く、次いで「必要と思う」（25.6%）であった。一般診療所では「どちらかという必要ない」（31.4%）が最も多く、次いで「どちらかという必要と思う」（25.1%）であった。歯科診療所では「どちらかという必要ない」（33.3%）が最も多く、次いで「必要ない」（28.1%）であった。保険薬局では「必要ない」（36.3%）が最も多く、次いで「どちらかという必要ない」（32.9%）であった。訪問看護ステーションでは「必要と思う」（33.5%）が最も多く、次いで「どちらかという必要と思う」（25.0%）であった。

「必要と思う」「どちらかという必要と思う」を合わせた割合は、病院（入院）が 61.6%、病院（外来）が 51.7%、一般診療所が 42.5%、歯科診療所が 33.8%、保険薬局が 28.1%、訪問看護ステーションが 58.5%であった。

図表 141 全ての患者に明細書が無料で発行される制度の必要性



(6) 明細書発行についてのご意見（主な意見）等

①病院（入院）患者

【制度を続けてほしい】

- ・ この制度を継続してほしい。
- ・ 良いことなので、改善して継続してほしい。
- ・ 無料で発行してくれることはとても良いことだと思う。明細書が有料になると明細書を手元にもらわない患者も大勢出てくると思う。8月にも同じ病院にいて退院する際に、明細書もらったが後から家でゆっくりと「このような点滴をしたんだな」と改めて見ることができた。また、病院にいる間に何をしたか、何食食べたか、病衣を何着借りたかまでわかるから個人的にとっても良いと思った。高齢の方で見るのが困難な方はご家族の方の手に渡れば様子がわかって良いと思う。ぜひこれからも続けていってほしいと思う。
- ・ 明細書があるのは、とても安心感がある。今、何をしてどうなっているのかがわかるし、健康体に戻る助けにもなる。ぜひ、今後もお願いしたい。
- ・ 大変良いことだと思う。何も無い時は良いが、明細書は何か事が起こった時に必要だと思う。また、どんなことにどのくらい費用がかかっているかを知ることは良いことだと思う。

【よくわかってよい】

- ・ 明細書の発行によって、家族もよく理解できて良いと思う。
- ・ 使用された注射名、手術で使われた物品、注射名等により、実施手術の概要がわかるので、今後も続けてほしい。また、他人への紹介の折、具体的に知らせることができる。
- ・ 診療明細書により受診料、部、区分、項目名に分けて記載されており、診療内容がわかるので、とても参考になった。領収証（医療費の内訳がわかる）、明細書（個別診療内容がわかる）と分けているので必ず見ている。とても見やすい。
- ・ 総保険点数の負担割合が自費分になるのが、（明細書を）発行してもらいよくわかった。
- ・ 受診する者が老人なので明細があればいっしょに受診しなくても（特に入院中のことなど）何を治療されたか医師や看護師の方に聞かなくてもわかるので無料で頂けるのはありがたい。
- ・ 診療明細書のDPC包括対象項目で、点滴を受けた薬液の内容等が書いてあるのを見てわかりやすく、治療内容もわかり安心した。
- ・ 自分になされた治療の内容を知ることは大切だと思う。よく知ることは病気の予防にもつながると思う。
- ・ 医療に関する事項が非常にわかりやすい。安心度が高い。

【明細書は必要】

- ・ 本人は脳内出血で長期入院している。会話することもできなく、家族としては顔を見に行き、

支払いをしてるだけであるが、看護師さんともなかなか話をする機会もなく、明細書を見ることによって内容が少しはわかる。

- ・ 透明な医療を提供していくためには明細書は必要だと思う。
- ・ 領収証のみでは区分毎の総点数表示のみで具体的に何もわからない。このシステムが必要と決定した真の理由は不明であるが何か問題があったものと推測する。データの管理保管されているはずであり、病院側が発行に対してクレームを発しているのか不明であるが明細書の発行は当然と考える。
- ・ 診療の内容や検査・薬などの名前・使用量などがわかり、今後とも必要だと思う。
- ・ 明細書の発行に関しては、項目名、点数、回数等がはっきりわかるので当然患者さんが「知る権利」として是非必要なことではないかと思う。
- ・ 入院し手術や検査を受けた時は詳しく内容がわかるので安心感があり、部屋代や食事代なども細かく書かれていて間違いはないか確認できるので必要と思われる。
- ・ 診療内容の把握のため、必ず必要だと思う。
- ・ 病院にとっては手間、経費がかかると思うが、患者にとっては信頼感が増して良いことと思う。
- ・ 診療報酬、薬価、診療内容、投薬などの透明化のため必要だと思う。
- ・ 入院、手術の時の注射・点滴・検査の内容がわかるように毎回発行してもよい。

【状況によって明細書は必要】

- ・ 重大な病気になった時は細かく明細が出されていた方がよいと思うが、軽い風邪とかその他の時は別にいらなと思う。
- ・ いつも同じ内容で同じ薬なら1回発行すれば何回もいらな（もったいな）。見ないと思う。診療内容が変わればその時はあった方がよい。
- ・ 検査等があった場合は必要と思うが通常は必要ないと思う。明細書の発行は経費が増大するのみではないか。
- ・ 毎回同じ薬なら必要なし。入院中の検査や治療は、確認・納得して前向きに治療をするためにはあった方がよい。いちいち先生から薬・検査の詳細の説明を受けないから。今はNETで情報を得られる時代なので詳細の記述があれば自分で調べることができる。
- ・ 一般的に言って、完結した治療については、さほど必要とは思わないが、事後に何らかの異変・症状があった場合、医師に示すには有効と思う。特に使用中の薬、治療中のものについて、詳しくたずねられたので必要性はあると思うが、無料である必要があるか否かは、どれくらいの労力が必要かわからないので何とも言えな。

【内容がわかりにくい】

- ・ 用語が難しい。
- ・ 用語が難解である。PT、PTT、ESRなど専門用語が多く、注釈などが欲しい。
- ・ できれば薬品名や効能等、通常患者間で言われている言語で表現してほしい。

- ・ DPC の口頭による説明が不足していた。書面を見て何となく理解した程度で親切でなかったと思う。
- ・ 明細書を見るだけでは何にもならない。点数だけでわからない。項目名ごとに金額でもあればわかる。できれば明細書に金額を入れ領収証と一緒にできないものか。
- ・ 明細書の明細書が必要です。素人には用語がまったくわからない。
- ・ 明細書の「無料」「有料」よりも明細書の正しい見方をもっと PR すべきと思う。明細書だけではわかりづらいのでしっかり説明してもらえる人がいると良い。また、後からでも見ることができるので発行はとても良いと思う。
- ・ 治療費が明確になるのは患者側も安心だと思う。ただ病院用語が多く（点数や項目など）わかりにくいように思う。質問しやすく、老若男女、わかりやすいものを望む。
- ・ 明細書の内容を説明してもらっても、理解が難しいので必要性を感じない。紙の無駄になっていると思う。
- ・ 点数と費用の関係がわからない。
- ・ もっと患者に対しわかりやすい（明細書・領収証）制度にしてほしい。
- ・ 発行の必要はあると思うし、もらったことで検査等の名前がわかったり、内訳がわかったりと、医療に対しての透明性は感じられたが、実際はすべての項目については理解ができていないし、職員に質問しようと思っても、記載されている用語等全くわからないので、どのように質問したら良いかわからない。結局のところ、発行されたものを見て、こんな感じなのかと思うだけである。

【明細書は必要でない】

- ・ いただけるものはありがたいが、よくわからないのでいらないと思う。
- ・ 明細書の内容はわかりにくいし、医療機関や調剤薬局等領収証の他いろいろ頂くと保管や重要なもの（領収証）を逆に紛失したりとデメリットの方が多い。エコにもならない。
- ・ 明細書の発行にも、紙や人件費等のコストがかかるものだと思うので、その分を恵まれない国の子供たちに寄付でもしていただけたらと感じる。明細書を詳しく確認している人は少ないのではないかと思う。
- ・ 明細書発行は無駄な経費である。
- ・ 明細書をもっても内容がよくわからないし、必要ない。せつかくもらってもゴミ箱で、紙や作成の無駄である。
- ・ 経費の無駄と思う。紙も発行する側も手間がかかっているようだ。そんな無駄を省いて、もっと大事なことの方に心を向けてほしい。子供は今年1年入退院の繰り返しだった。病名がわからなかったため、病名がわかった時は既に身体が動かなくなっていた。親としてこんな情けないことはない。
- ・ 領収証だけでわかるので明細書はいらない。明細書発行義務化の意味がわからない。義務化されたので支払の度に明細書もらうが、いらない人の方が多いと思う。わからない時があれば、直接窓口の人に聞いたなら教えてくれるので十分。支払を待っている間も、通院の人で

「明細書は次から要らない」と言っている人が何人もいた。

【環境によくない／資源の無駄】

- ・ 資源の無駄。必要性が感じられない。
- ・ 今回手術での入院のため、明細書が数枚となり、紙の無駄では。発行義務化であればA4 1枚（多くて2枚）におさまるような形式にしてもらえると良い。
- ・ 紙代などの費用を考えるともったいないように思う（専門的用語が多いのでわかりづらい）。ただ病気などによっては次の治療に役立ったりするのではないか。
- ・ 紙の無駄使いのような気がする。
- ・ 節約時代に用紙が大きく無駄になる。
- ・ 紙（用紙）の無駄使いだと思う。世間ではエコ等が騒がれているので、発行すべきではないと思う。
- ・ 外来受診の都度、明細書を発行する医療機関があるが、ほとんどゴミ箱に直行するだけで資源の無駄である。また、重要な個人情報が含まれているのに、人によっては認識が異なり、個人情報保護の面からも問題がある。入院の明細書の内容を理解することは全く無理があり、記載内容について、専門家のアドバイスがなければ意味がない。

【必要な時に発行すればよい】

- ・ 患者から必要とされて明細書を求められたら無料で出すのが望ましいと思います。
- ・ 必要な時にももらえれば良い。
- ・ 希望者のみへの発行で良いと思う。必要かどうか、発行前（入院中）に聞いてもらえると良い。
- ・ 経費とゴミが増えるだけ。知りたい時に医療機関が発行してくれれば良い。毎回同じ内容なので。
- ・ 定期的に通院している外来の場合は治療内容に変更があった時のみでいいかと思う。窓口での会計時、気忙しく「明細書発行を希望しない」と伝えるタイミングを失っている。
- ・ 必要な人だけがもらえばいいと思う。無料じゃなく有料にしたらどうか。
- ・ 確かに必要であると感じるが、基本は希望者のみで良いのではないかと思う。病院に来る方はほとんどが老人ばかりなので、明細書の内容を理解するのは難しいと思う。また環境問題等を考えると、所詮ゴミとなりうるものなので、改める機会があれば、希望者だけ発行するのが良いと思う。
- ・ 高齢のため、理解できない方もたくさんいらっしゃると思う。また、専門用語や検査名などが明記されていても、よくわからないのが現状である。あっても良いとは思いますが、最初から必要であるという意思を持った方たちだけに発行してはいかがか。
- ・ 高齢で書類の意味のわからない方などには不要ではないかと思う。また、精神疾患の方に発行した場合には本人の反応がどうなのか少しばかり気になった。
- ・ 明細書をもらっても薬のことなどわからない。どの病院へ行ってもくわしく書いてあるがそ

れを望む人もいるだろうが私たちはわからないので大まかな領収証だけで良いと思う。

- ・ 紙、機械の無駄。機械を導入してしまったのだから希望する人にだけ渡せばいい。患者は素人なことから理解できなくてあたり前。チェックして納得したり指摘できるレベルの人は少ないはず。
- ・ 全ての患者には必要ないと思う。場合によっては知りたくないこともある。
- ・ 自分が治療を受けた直後は何かと慌しく、ゆっくり考えることができないため、口頭での説明だけではあやふやになってしまう部分があるが、書面で頂くと、冷静に確認することもでき、次回などに質問・説明を受けることができるようになるので、私は発行されるようになってよかったと思う。しかし、事務方では仕事量が増え、その分の負担もあると思うので、要・不要を確認し、必要な方に渡す方法でよいのではないかと。
- ・ 必要な方が必要な時だけ発行すれば良いと思う。時間も紙も無駄である。せっかく発行していただいても正直見る人はほとんどいないと思うので。
- ・ 「どちらかといえば必要と思う」に丸をつけたが、理解のできる年齢とか、家族の方の理解とかいろいろあると思う。私は家族の一員として、こんなにお薬を使って懸命に治療してくださっていると、感謝の気持ちがいっぱい。私自身も健康にはますます気をつけようと強く思った。

【その他】

- ・ 家族にがん告知等を知らせていない場合の発行をしないように手続きするのは、特に大きな病院等では家族が大変である。ポスター等、よく見ている者は少ない。どういう内容の治療かを知る権利はあるが、知らないで過ごした方がよい時もある。
- ・ 明細書が出る度に説明をしてほしい。
- ・ 明細書の説明を、外来で長い時間待っている時を利用するなどしてわかりやすく説明してほしいと思う。
- ・ 明細書はその病院の請求内容なので、無料はあたり前だと思う。
- ・ 病状がほぼ同じ状態で、診療内容も薬剤の種類にも変更がないような場合は、毎回同じ明細書をもらう必要はないと思う。ただ、ほとんどの患者が明細書は不要であるとの意思表示をしないのではないかと（内容が同じかどうか判断できないこともある）。同様の内容であれば、事務的に繁雑なだけで、無用の経費を要することになると思う。患者への情報開示という考え方は理解できるが、形式だけのものになってしまうおそれがありそうに思う。

②病院（外来）患者

【制度を続けてほしい】

- ・ 治療内容、会計の透明化の点から更に安心度を深める点から続けてほしい。
- ・ 当然のこと。遅いぐらいだった。明細書の内容に検討の必要あり。
- ・ 明細書があれば細かく医療費の内訳がわかるので、良いと思う。無料ということで助かる。

【よくわかってよい】

- ・ 明細書をもらうようになって治療、検査、薬など意識するようになり、医師に質問しやすくなった。
- ・ 近年薬の効用等については薬局で説明があり、説明書が手渡されるので、診察の結果概要などが記載されていると明細書発行の意義が高まると思われる。
- ・ どのようにして点数がつけられているかがわかりやすいのでいいと思う。
- ・ 投薬の種類、名称がわかるので、発行してもらったほうがよいと思う。
- ・ 検査の内容や薬の内容（量）など、後で見たい時も参考にでき、とても助かっている。また何がどのくらいの金額なのかも認識することもできて良い。ただ明細書は無料ということだが、今日受診した病院以外で5円程度だが、料金を加算している所もあり、統一性がないのは困る。無料ならば全国どの病院でも無料で統一するべきである。
- ・ 診療内容は同じなのに会計で千円以上いつもより高かったので聞いた時に明細書を出され、血液の検査内容がいつもより2つ多いためとわかった。
- ・ 検査内容等明確でよいと思う。改めて聞きにくい（医師、医療従事の方）ことでも、明細書があると明確である。検査内容、診療内容の点数を知ることができた。
- ・ 治療内容が明確になり、また保険会社に提出する資料等に記入しやすくなったので満足している。
- ・ 診察の内容がわかりやすくて良いと思う。自分が治療を受けた内容などがわかり、納得して治療を受けることができる。
- ・ 今まで検査の点数というものがわからなかったので1万円以上の支払いになると何に対してこんなにするのか知りたかった。それがわかるので良いと思う。

【明細書は必要】

- ・ どんな薬を飲んでいるか患者自身もわかるので必要だと思う。
- ・ 明細書は必要だと思う。今日の領収証は投薬代金などの金額のみなので、明細書と領収証は一緒が良いと思う。薬は別に説明書が出るので、1回の通院で①領収証②明細書③薬の説明書、の3つをもらうのは資源のムダになるのでは、と思うところもある。
- ・ 自覚をした生活を過ごせるようになると思う。
- ・ 入院でも外来でも治療内容を知りたいと思ってもなかなか思うように聞けない。明細書があれば自分の治療内容を少しでも知ることができ、自分の病気を積極的に治療するという気持

ちにプラスになり、助かる。

- ・ 明細書での内容確認は重要だと思う。金額がとても高い時もあるので、細かく示してあることはいいことだと思う。確かに医療内容はわからなくても、点数など出ていれば、概算でわかるため必要だと思う。
- ・ 内容もよくわかるので必要だと思う。
- ・ いろいろな検査をするような治療の場合は明細書を見てどんな検査をしていただいたかを知るのに必要。また、どのくらいの費用がかかるのかを知ること大切で、今後検査を受ける参考になると思う。医療費が国の財政に大きなウェイトを占めていると思うので、本当に必要な検査のみを受ける参考にできたらよいと思う。

【状況によって明細書は必要】

- ・ 私の場合は毎回同じ薬である。変更のない時は必要ない。ただ薬の数（種類）が多い場合は明細書と薬の照合ができるので（間違いなく種類、日数分が出ているか）有意義な点もある。
- ・ 治療内容に変更があり、薬等が変わったら明細書が必要と思う。
- ・ 検査内容が変更（薬）の時のみ必要。検査データも入っていた方がいい。

【内容がわかりにくい】

- ・ 発行される明細書は誰が見てもわかるよう、たとえば子供にもわかるような様式とすることが必要と思う。
- ・ 点数と同時に金額を明記していただければ、わかりやすいものになると思う。
- ・ 明細書は一般的に内容がわかる人が少ないと思う。治療内容とか薬の点数などは一般人には必要がないと思う。領収証の内容である程度の点数はわかる。明細書をもらっても家での保管が大変である。
- ・ 医療用語で記載されているため、医療機関に関わっていない人はわからないと思う。
- ・ 今回は老人ホームに入居している母親も一緒に受診したが、A4の用紙2枚分の明細書を見てもほとんどわからない（多すぎる）。あまりにも薬の種類が多く確認できない。
- ・ 明細書の項目名の方を具体的にわかりやすいようにして頂きたいと思う。文章だけではわかりにくいところを改善してほしい。
- ・ 医療の勉強をしているわけでもないのに、明細書を発行されても記入されている内容や点数、金額が正しいものなのかは見てもわからない。

【明細書は必要でない】

- ・ 医療機関で働く者としては、紙代も時間もかかる。無駄なことだと思うのでこの制度をやめてほしい。
- ・ 持病のため定期的を受診しているが、受診内容、投薬、検査内容、毎回同じなので、受診の都度の明細書は必要ない。発行する手間、用紙の無駄だと思う。それよりも待ち時間の短縮を考えてほしい。

- ・ 現在の医療制度が圧迫されている中で、病院の負担が増すようならやめた方がいい。個人的には明細書不要。
- ・ 病院によって紙の大きさがバラバラだったり、明細書が2枚になったりとかさばるし、いつ捨ててよいのかわからないので、私にとっては不必要なものである。氏名や生年月日などやたらと個人情報印刷されたものが渡されるのもどうかと思う。
- ・ A4の用紙でかさばるので保管しにくいので捨てた。
- ・ 個人情報が心配である。途中で落とす可能性もある。家に帰っても直ちにシュレッダーで捨てている。

【環境によくない／ごみになる】

- ・ ほとんどの人が見もしないでゴミ箱へ入れていく。病院の待合室で目にする光景である。つまり本当に必要な人は少ないのではないか。紙とインクと時間のロスである。どうしても必要と言う方にだけ発行する形が望ましい。「エコ」と言われている中で、すぐにゴミ箱に捨てられる紙をすべての人に発行するのはもったいない話である。
- ・ 領収証を保管しているが、無料とはいえ書類がたまり過ぎる。確定申告書のための領収証以外の明細書は病院、薬と出ていて、紙（用紙）が多くなるので、どうかと思う。
- ・ 時間と用紙の無駄である。事務員の仕事が増しただけで何の意味もない。多分大多数の人はすぐ破り捨てるだろうと思う。
- ・ 明細書の書類で白紙の所が多いのはもったいないと思う。どちらかと言えば領収証なども大きすぎるのではないだろうかと思う。用紙の半分は白紙なのでもったいないと思う。これは処方箋も同じだと思う。
- ・ 病院のゴミ箱がいっぱいになっている。絶対に無駄。

【必要な時に発行すればよい】

- ・ 慢性疾患で診察をして頂いており、毎回内服は変更ない。変更がなければ明細書は必要ないと思う。
- ・ 本人が希望する時だけで良い。紙も無駄になり発行時間もかかる。
- ・ 毎回だと時間もかかるし、紙ももったいないと思うので、希望した場合のみ発行するという形をとった方が良いと思う。
- ・ 納得した治療を受けられるためにも必要と思う。しかしエコ化の時代、ペーパーレスの時代でもあり、「患者にリクエストがあれば発行」でも良いと思っている。
- ・ 定期通院（毎回、同じ検査のための通院）の費用明細は不要と思う。必要者または不要者はどこに申請すれば良いのかわからない。
- ・ 会計時に領収証を頂くので、それだけで充分だと思う。希望者のみの発行とすれば、待ち時間も短くて良いのと思った。
- ・ 必要な方だけに、また治療内容が変わった場合等、希望するかどうか聞いて発行するようになれば・・・。明細書作成のため、待ち時間がさらに長くなった。

- ・ 病院の人ならわかるのかもしれないが、明細書を見ても、何をしたのかがよくわからなかった。捨てるのも、どうやって捨てたらいいのかとか、どれくらいとっておいたらいいのかわからない。欲しい人には渡したらいいと思うが、全員に渡す必要があるのかは疑問である。
- ・ 希望者のみに渡したらいいと思う。毎回同じ薬なので紙の無駄だと思う。変更があった時のみでいいと思う。
- ・ 希望する人にだけ発行した方が良いのではないか。内容の意味も理解できないまま、いっぱい紙をもらっても役に立っているのかわからない。

【その他】

- ・ 医療機関により IT での領収証の記載と同じで費用をかけての発行は無意味。小規模の医療機関で領収証等の記載が不十分の場合は必要あるかもしれませんが、すべての医療機関でする必要はないと思う。
- ・ 明細書の発行は良いが、紙の大きさを考え、領収証と統合で1枚で済むのではないか。
- ・ 長く保存しておく人はあまりいないと思うので、もっと小さな紙で良いと思う。
- ・ 手数、紙代、人件費がもったいない反面、税金（保険料）の不正を防ぐメリットが多ければ必要か。
- ・ 病院にいくつか受診している。病院によっては、発行希望を伝えないと発行してくれない所もあり、その際「時間がかかります」と言われる。患者からしてみると「時間がかかるなら不要」と思うので、そう思わせる何かを感じてしまう（信頼できない）。
- ・ 自分の診療内容の確認ができるのは良いと思うが、紙として渡されるので、廃棄方法等、個人情報保護について考えなければならないこともあると思う。
- ・ 医療機関に負担（紙代や説明に必要な人員の確保等）がかかるのに、無料はおかしい。
- ・ 有料・無料に関係なく、患者にとって何が大切なのかの方が大事なことであり、特に老人の場合は小さい字で記入されていたり、理解できないようなものは、かえって窓口の事務を増すだけではなかろうか。単に形式的なものならば必要ないと思われる。
- ・ 窓口及び掲示板に無料発行のポスター等を掲示してほしい。

③一般診療所患者

【制度を続けてほしい】

- ・ 明細書を見れば受診した内容がすべてわかるので、これからもこの制度を続けてほしいと思う。
- ・ 治療内容(内訳) がわかり、必要なことだと思う。
- ・ 明細書を見ることで自分の病気や治療を振り返ることにつながるのではないかという点で見るといいと思う。しかし、毎回内容が同じであれば次第に見なくなることもありそうである。
- ・ いつも行っている外来ではさほど明細が気にならないが、入院した折には、支払った額が高額だったこともあり、明細がとても参考になった。良いことであると思う。
- ・ 医療機関が出す薬や検査の内容がわかって安心。無料は賛成だ。
- ・ お金を支払ってその明細がわからなかった今までがおかしかった。ましては医療という命に関わる内容である。自分が何をされて何を飲まされているのかしっかり把握できるようになったのは、当然のことだ。遅すぎた感あり。
- ・ 大変良い制度で続けてほしい。
- ・ 明細書の希望を伝えた時、「発行料がかかる」と説明を受け、不自然に思った。お金を支払う者にとって、内容を把握するのは当然だと思う。ぜひ、無料にしていきたい。

【よくわかってよい】

- ・ 以前は何も気にしていなかったが、具体的な明細書を見ると何にどれくらい費用がかかっているのかがわかり、今までは「高いな」と思う日があったが、納得できるようになった。
- ・ 今まで何が何点なのかわからなかった。明細書で自分のものが良くわかってよいと思う。
- ・ 今までの領収証だと点数が記入してあるだけで何のことも不明だったので、明細があるとわかりやすく良いと思う。ただ、紙ベースにしているとやっぱり資源とか気になるので、例えば診察券で一元管理するとか、もう少し改良の余地があるのではないかと。PC で確認できると良い。
- ・ 薬については薬局で薬の説明があるのでわかりやすいが、治療や検査等は内容がわかりやすくなり、理解がしやすくなった。入院した時は特に内容がわかりやすく、良かったと思う。
- ・ 心臓病で内科にかかっているが、毎回3割負担で1万円以上請求されていた。なぜこんなに高いのかと思っていてもなかなか聞きにくかったが、明細書を見てある程度納得できた。
- ・ 治療内容が具体的に書かれ、点数もわかるので大変良いと思う。
- ・ 何にいくらかかったのか、わかるようになって安心している。今までは何にこんなにかかっているのかわからない時が多々あったので、わかりやすく記載されていていいと思う。

【明細書は必要】

- ・ 以前とは違い、検査をした時に診療明細に点数などを見ることができるので安心できた。領

収額だけよりも安心できた。大切に保管したいと思う。

- ・ 内訳によく目を通すようになり、納得して治療費を支払うことができ、無料で発行され、ありがたい。
- ・ 明細書はあるととっても助かる。どんな検査をしていくらかかったか、窓口では聞きにくい。でも明細書を発行してくれれば自分で確認ができ、わからない点も質問しやすい。

【状況によって明細書は必要】

- ・ 重い病気や高額な治療費を支払った時にはその内容を知るために明細書も必要と思うが、定期的な診察や治療では毎度発行してくださなくても良いと思っている。
- ・ 診察のみの場合は必要ないのではないか。検査等、「時と場合により発行」でよいと思う。

【内容がわかりにくい】

- ・ 明細書の内訳の「点数」を「金額」に変えていただきたい。その方が何に対していくら支払ったのかが明確になり、一見するだけですぐわかる。
- ・ 医療用語がわかりにくい（一般用語でわかりやすく検査等の説明を添えていただきたい）。
- ・ せっかく明細書を発行してくれるなら、子供でもわかるくらい一目見て理解できるものにしてほしい。
- ・ 発行するなら老若男女全ての人が見てすぐに理解できるような内容にすべき。周りの人の感想も「いらない」「わからない」「くれるから持って帰る」「全部ゴミ箱行きだ」という意見が多い。特に我々老人はよほど関心がないかぎり見ない。
- ・ 保険点数1点につき医療費がいくらなのかわかりづらい。
- ・ 明細書の単価（点）を見ても私たち医療に関係ない者にはまったくわからない。

【明細書は必要でない】

- ・ 領収証でも以前とは違い、結構、細分化しているので、明細書は必要ないと思う（領収証のことであるが1年間は保存すると確定申告の時相当厚くなる）。明細書は用紙の無駄になるかもしれない。知人でも明細書は家に帰ると捨てると言っていた。相当多いようだ。
- ・ いつもかかっている病院や薬局等、内容がほぼ同じなので、大きい検査や手術をした時以外、紙の無駄だと思う。「いらない」と他の病院で言ったら、「捨ててください」と言われたので変に思った。
- ・ 外来で風邪でかかったくらいでは必要ない。入院や高い治療代がかかる場合は何がいくら知りたいが、領収証に金額が入っている。病院が不正をするわけじゃないと思っているから、わざわざ内容の紙は不要。ゴミになるだけだ。家族（高齢）は、見たことは一度もないと言っている。

【環境によくない／ごみになる】

- ・ 会計時に紙ばかり渡されてかさばるので特に必要ないし、自分から「いらない」というのも

面倒くさいし、私の場合自宅に帰ってから見ないので、特に必要なく、資源の無駄な気がする。

- ・ 紙と手間の無駄だと思う。必要な時のみでよい。
- ・ 眼科に通院しているが毎回同じ薬、同じ料金なので、明細など必要ない。紙の無駄使いだ。必要な人だけに発行してくれればよい。省資源、環境保護が叫ばれている今日この頃、ゴミ箱に捨てられる紙の量が増えることはよくない。
- ・ ごみが増えるだけだ。必要な人だけ請求すればよいと思う。

【必要な時に発行すればよい】

- ・ 患者が必要だと感じ、請求したときのみの発行で良い。
- ・ 毎週病院へ行く方などはその都度、明細書を発行しなくてもいいのではないかと。本人へ発行の希望を毎回聞き、必要というのであれば発行してもいいのではないかと思う。
- ・ リハビリ医療等、定期的に同一治療を受診する場合は、初回または医療内容変更、料金（医療費内容）の変更時に明細書を発行してもらえれば良いと思う。途中で明細書が必要と希望すれば発行されることはもちろんである。
- ・ 同じ症状で通院している時は明細書はいらない。
- ・ 継続的な治療を受けているわけではないので、その度の明細書はありがたいが、同じ治療を度々受けるようになったら、その度の発行が必要かは疑問である。
- ・ 必要と考えるが、毎回同様の医療行為の場合は不要と思う。内容が違う場合（前回と）は希望の確認の上で発行するなどの対応が良いと思うが、窓口業務の集中など、問題が発生するおそれがある時は、希望によらない発行も選択できるようにする方法も1つと思う。
- ・ 毎回同じ検査、内服薬で明細書を発行してしまうと財布の中が厚くなってしまっているので、内容が変わった時に発行してしまうとありがたい。
- ・ 薬剤名は薬剤情報提供書に記載されているので、明細書内容と重なっている。ただし、受けた処置に使われた薬剤名（注射液や塗布薬など）については知る必要があるので、明細書は必要だと思う。明細書について受け取る側（患者側）の認識次第で有益にもなるし、無駄紙にもなる。意識の高い患者（の家族）にのみ発行できれば良いのではないかと思う。
- ・ 必要と思う人もいれば必要でないと思う人もいると思うので、本人の希望に応じて発行すれば良いと思う。
- ・ 患者の希望があれば発行するという形でいいのではないかと思う。
- ・ 明細書を発行することで本人に告知していない病名等が知られてしまったり、個人情報为他人にもれてしまったりするおそれがあるので、希望者だけで良いと思う。
- ・ 検査や処置が多く窓口での支払いが高い時だけでいいのではないかと思う。

【その他】

- ・ 領収証も含め、規格の統一も必要だと思う。用紙は病院毎に大きさが異なり、大多数は大きすぎる。確定申告時の領収証の添付の量が馬鹿にならない。

- ・ 医療制度がちょくちょく変わる上に、いちいち明細書などがあれば、担当医（私の場合は開業の先生）の時間的負担が増え、実診療時間が減らされてしまうのではと不安である。
- ・ 歯科に通院している。自由診療を受けたが、歯科の場合、高額なのに金額が不透明で、毎回疑問を感じている。平成 23 年 5 月から義務化されるそうだが、大変良いことだと思う。逆に遅すぎた感がある。どこの病院に行っても、治療内容が同じなら、同一料金になるというあたり前のことが早く実現してもらいたい。このようなアンケートは大変有意義だと思う。今後期待している。
- ・ 保険外になる枠が検査は何回まで、注射などは何単位までなどの知識を得られやすいように告知してほしい。以前は病院や薬局の言うがままに治療費や薬代を支払っていたが、明細書が無料発行されたことにより、素人ながらも内訳に関心が芽生えて請求に少しでも気付け、不当な診療請求を防げ、医療費削減になっているのではないかと思った。
- ・ 無料である必要はないと思う。インク代も紙代もいるのに申し訳ない。
- ・ 明細書発行時、受付窓口等で「内容に関して不明な点や質問のある場合は是非ご質問ください」との一言があってもいいのではないか。明細書を見て感じたこと・・・医療費明細書を見て、医師の診療費より医薬品の調剤技術料の方が高く感じられたことに少し違和感を持った。もっと医師の診療報酬の方が高くても良いのではないか。もっと医師本人が責任ある診察ができるようになるためには、医師自身の診察費の値上げが必要と思われる。
- ・ 明細書は有料発行がよいと考える。簡単な内容ではないし、手間もかかる。不要な人もいるのではないか。しかし、ケースによっては内容を知りたい時もある。必要な時、必要な人は有料で発行してもらおうことが良いのではないか。明細書 1 通につき 30～50 円位ではどうか。100 円でもよい。

④ 歯科診療所患者

【制度を続けてほしい】

- ・ 医療機関によって診療費がかなり違うので疑問に思っていた。明細書が発行されることで、何が治療として行われたかもわかるし、不正な請求もなくなるだろう。支払をするのだから、無料で明細書を発行するのは当然だと思う。
- ・ 診療の明細がよくわかるし、確定申告の医療費控除の時にも役立つので、無料発行の続行をお願いしたい。
- ・ 治療内容、検査、薬の服用などの具体的な明細がわかることによって安心して治療に専念することができて、明細書の無料発行は必要だと思う。
- ・ 内科通院時に明細書を渡されていたが、義務化されていたことは知らなかった。治療内容が明らかになるので明細書発行は良いと思う。
- ・ 領収証とは別に診療明細書が発行されるのはいいと思う。項目と点数が具体的に記されていると何でこんなに点数が高いのかということがわかり、安心する。すばらしい取組みだと思う。しかし、診療明細書の発行に長時間待たされるのは苦痛なので、数分で発行してもらえるのであれば是非頂きたい。

【よくわかってよい】

- ・ 個々の治療について費用がよくわかり非常に良いことだと思う。
- ・ 歯科の場合は治療内容が把握しやすくてよいかと思う。
- ・ 治療内容を知りやすくなり良かったと思う。請求点数等、細かいことはこちらから尋ねにくいし、不明瞭なことが多かったのだ。

【明細書は必要】

- ・ いつも見るわけではないが、必要な時には見られるので質問などの参考になる。
- ・ 個人的には必要ないが、インフォームドコンセント、説明責任など時勢的に必要と思われる。
- ・ 内科、神経科、整形、耳鼻科、眼科、歯科全部の明細書を1年間保存している。

【状況によって明細書は必要】

- ・ 資源（紙、インク、電気代）の無駄遣いで必要な人にだけ有料で価格を設定して発行したら良いと思う。歯科医院では領収証だけでも内容の理解はできるので必要ないと思う。ただ病院では手術や検査とかいろいろ複雑にあるので、明細書発行はあっても良いと思う。
- ・ 全てについて必要とは思わないが、診療所と患者との関係のためには時々必要かもしれない。
- ・ 都度発行されても見ないと思うが、何か疑問や必要が生じた時は発行してほしいと思う。なお、そのことによって事務費用など患者負担が多くなることは困る。

【内容がわかりにくい】

- ・ 点数が書かれていてもそれが何を示しているのか、どのような仕組みになっているのか、根本的なところが理解できていないから、あまりよくわからない。領収証にも点数のところがよくわからないから、結局かかった金額のところしか見ない。
- ・ 明細書の内容がよく理解できないので発行してもらっても結局わからないままになる。
- ・ 明細書の内容はよくわからない。領収証の内容で十分である。それよりも保険の負担金の割合を少なくしてほしい。
- ・ 明細を出すのは当然だと思うが、細かすぎてわからない。金額だけで十分。
- ・ もっと患者側がわかるような明細書が必要であると思う（領収証も含めて）。何を書かれていても全くわからないので、ごまかされていても判断しようがない。いつもどこの病院でも説明もないので、明細書をわかりやすくしてほしい（無料発行するのであるならば）。

【明細書は必要でない】

- ・ 領収証の内容が細かく記入されている歯科医院なので、明細書は必要ないと思う。
- ・ 当日行われた治療で大体わかる。例えば歯を抜いた時、つめものした時、かぶせ物をした時でわかる。明細書は必要ない。領収証だけで十分である。
- ・ 医師を信じて治療を受けているので、明細書はいらないと感じている。余分な治療及び請求しているとは考えていない。
- ・ 今の領収証で十分である。大きくなればゴミになるし、必要であればその時にもらう。家計簿などで金額がわかれば十分である。
- ・ 入れ歯の修理だけなので必要を感じない。
- ・ 治療の説明を事前、事後に具体的な説明を受けており、明細書の発行を敢えて受ける理由はあまりない。医師、医院により個別的な信頼に負うところが大きいと考える。現在の治療においては請求する必要は全く感じていない。
- ・ 都度、明細書発行よりも診療請求書兼領収証で充分であるが、直接医者から説明していただける方が老人にはよく理解できると思う（参考までに）。

【環境によくない／ごみになる】

- ・ 頂いたとしても捨てるだけなので紙の無駄である。
- ・ 紙が何枚も出てきてわずらわしい。
- ・ 紙の無駄使い。領収証だけで十分。ゴミが増えるだけ。
- ・ ゴミになるだけなのでいらない。帰宅途中に落としたらと不安になる。
- ・ ゴミ箱によく捨てられているのを見る。紙の無駄だと思う。
- ・ 邪魔である。捨てるのに困る。これにお金をかけるなら料金を安くしてほしい。
- ・ 明細書は受診する回数が多いほど、家にたまり困る。「エコ」と今言われているのに、紙も毎回ではもったいないのではないか。それも無料になると、誰が負担するのか、病院側だけなのか。必要ないものを発行され負担が増えるのであれば、必要な人にだけでいいと思う。

【時間がかかる】

- ・ 歯科で色々な用紙をもらうが、余計に時間がかかり、口頭で済むならばはっきり言っていない。
- ・ 医科と違い、検査等も少なく、見ても内容はわからない。しかし時間ばかりかかり不満。
- ・ 発行にかかる時間を治療にかけてほしいから明細書はいらない。

【必要な時に発行すればよい】

- ・ 希望する時だけもらえれば良い。毎回毎回同じ内容になるものをもらうのは紙資源のむだと思う。
- ・ 継続的治療の場合、治療内容に変更がなければ初回の時だけ発行で良い。毎回の発行は、発行する医院の負担大、患者にはさしたる意味はないと思われる。
- ・ 必要な人だけが希望して発行してもらえれば十分だと思う。
- ・ 「全ての患者に」と言う必要はないのではないか。他の一般の医療機関でもらう明細書も、ほとんど目を通さない。内容がよくわからないし、いちいち質問していたら医療機関に嫌われると思うから。領収証で十分である。
- ・ 高齢者には明細書の内容が理解しにくいように思う。毎回の明細書の発行には用紙もたくさん必要でエコとは言にくい。患者側の希望がある時のみの発行でいいような気がする。
- ・ 内容を見ても理解できるものとできないものがある。もらってもすぐに破棄してしまう人もいると思うし、破棄もいちいちシュレッダーにかけなくてはいけないので手間がかかる。ちゃんと明細書に興味のある人は、自分から希望を名乗り出れば無駄も省けるし、良いと思う。

【その他】

- ・ 用紙が大きかったりかさばってしまうので、少しコンパクトにしてほしい。
- ・ 無料発行になっても必要のない時は伝えることができるようにしてほしい。
- ・ 個人情報漏れるのが不安である。領収証で十分である。
- ・ 歯科に限らず、治療（診療）の内容は専門的なことばかりなので、特に子供になされた診療内容がはっきりわかることはとても望ましいことである。ただそれが、毎回無料発行の必要性和イコールかというところでもないように思う。機械的に文書を発行すればよいという考えよりも、診療の内容と、それにかかるおよその費用について、医師と患者（または家族）との間に十分な話し合いなり、意思の伝達ができていけばいいように思うが。いずれにしてもこの義務化が個人経営の小さな、でも良心的な医療機関の経営をおびやかすものでないことを祈る。
- ・ 通院している整形外科で自動的に明細書が発行されるので内容は理解している。ただ都度発行手数料がかかるのが気になっており、本当は「希望した時だけくれば」と思っている。しかし、選択してもらう手間も病院に負担かと思うので、「不要です」と言ったことはない。不明な点は直接たずねればよいと私は思っている。

- 毎回必ず発行してほしいということではないが、患者が必要とする時には無料で発行してもらえるとありがたいと思う。
- 有料にして本当の希望者だけがもらうようにしたらいいと思う。無料だと意味なくもらう人もいるだろうし、そのせいで待ち時間が長くなるのは少し迷惑である。毎回有料ではなく、月1回数百円を出し放題にしたら、必要な人でもそんなに負担ではないのではないか。
- 領収証と明細書はだいたい内容が同じだから2枚も必要ないと思う。だったら領収証の内容を充実させ、患者さんにわかりやすい領収証を作れば良いと思う。簡単な領収証(レシート)を出している病院もまだたくさんある。

⑤保険薬局患者

【よくわかってよい】

- ・ 薬剤師の方にいろいろ相談できるようなきっかけになることは良いことと思う。
- ・ 今までどの薬にいくらかかっていたのか、どういった計算をしているのかがわからなかったが、明細書をもらうことでわかるようになったのがとても良かった。
- ・ 医療機関で働く者ですが、大きな病気にかかり、何度も病院にかかっている。支払金額が自分が思っていたよりも高い場合は明細書を見るような気がする。
- ・ 今日は5歳の息子だけの診察・投薬だったので、乳児医療（月600円まで）内での受診でお金を払うことがなかったので、明細書もいただかなかった。が、9歳の息子の受診の際は、3割負担で必ずお金を払うので、いつも明細書をいただき、何にいくらぐらいかかるのか確認をしている。医療機関としては、紙やインク代等経費がかかるので大変だろうが、受診する側としてはわかりにくい診療報酬の内訳が、詳しく見れて確認できるので良いと思う。
- ・ 薬、金額について関心ができた。その結果、薬を大切にす。健康に気をつける。
- ・ 明細書により、今まで何にどれくらいお金を払っていたのか内容が前よりわかったので、良いと思う。

【明細書は必要】

- ・ 無料で明細書が頂けるのはありがたい。というよりあたり前だと思う。領収証だけでは内訳がいまいちよくわからなかった。
- ・ 薬の価格を意識することにより、必要以上の薬をもらうことがなくなる。安心感がある。後日送られてくる健康保険組合からの医療費の明細と照合する際に役に立つ。
- ・ 医療機関の処置等の内容については知りたいと思う。
- ・ お金に関係することなので確かめたい。無駄なお金は出したくない。
- ・ 口で説明されるより明細書があった方が良いと思う。
- ・ 薬剤師には負担だろうが諸々の事案を見た時証拠となるものがあったとしても良いのでは。また患者自身も薬に対しての認識を深める材料になるのでは。

【内容がわかりにくい】

- ・ 文字が小さいため、年配の方は見づらいはずである。
- ・ 「今日のお薬」という説明書に具体的な薬の内容、使用方法等が記入されており、我々にはそれで十分である。明細書を見ても専門用語で書かれており、項目・点数等を見ても全く理解できない。家へ持ち帰ってもすぐ捨てるだけであり、患者にとっては全く無駄である。明細書の発行は希望者だけにすべきだと思う。
- ・ 薬の内訳がわかるのは良いが、いまいち見方がわからない。個人情報に記載されたものは、どこで悪用されるかわからない時代なので、極力少なくしてほしい。
- ・ 高齢者等明細書を見ても内容の理解度に差があると思う。活字の大きさ、表現の方法など工

夫が必要ではないかと感じる。

- ・ 明細書の内容が専門用語で書かれていてわかりづらい。かと言って、その内容を病院や薬局に聞こうとも思わないので、あまり必要ないと思う。もし義務化するのであれば、もっと積極的にわかりやすい内容を患者に提供できる工夫がほしい。例えば、専門用語の説明を書いた紙を明細書と一緒に渡すなど。
- ・ 明細書の内容を理解できる患者さんばかりではないし、用語の説明が受けにくい。診療に不安を抱く。
- ・ 明細書をもらっても説明もないし「調剤の内容がわかるもの」としてといっても、わからない用語ばかりで、発行の意味がよくわからない。現状のままならただの「紙の無駄」のような気が・・・。

【明細書は必要でない】

- ・ 明細書を発行してもらっても利用価値がない。無駄である。
- ・ 領収証の内容が細かくなった（3～4年前）のでそれで十分だと思う。
- ・ A4 の大きい紙はかさばるし、内容がいまいちわからないので、いらないと思った。待合室でも他の患者さん全員が「不要」と言っていた。
- ・ 病院では内容がよくわかり明細書はあっても良いが、薬局では薬の情報書をもらうのでそれだけでよくわかる。
- ・ 病院で特別な検査をした場合は、明細が気になるが、特に薬局では詳しい領収証がもらえるので私は必要ないと思う。病院では希望した時だけもらえれば良いと思う。結局は紙の無駄だと思う。

【環境によくない／ごみになる】

- ・ 発行する方は紙代、もらう方はゴミになるだけ。資源の無駄と思う。
- ・ エコに時代なのに資源の無駄。
- ・ エコを求める時代に、無駄なことをしていると思う。義務化せず、患者側からの要望があった場合のみ発行でよいと思う。私自身も特に目を通さなかったので、多くの人がそうであると思う。
- ・ 紙がもったいないと思う。病院は明細書があった方がよいと思うけれど、薬局はいらないと思う。
- ・ 紙の無駄使いだと思う。

【必要な時に発行すればよい】

- ・ 毎回出す必要はないように思う。薬を変更したり追加されたりした時は出して、ずっと同じであれば1回出すというのでもいいと思う。
- ・ 毎回同一の薬をもらっている。初回のみで良い。
- ・ いつもと全く同じ内容だったら何回も確認は必要ないので、明細は必要ないと思う。用紙も

無駄になる。ゴミにもなる。無料だからといって、毎回毎回同じ内容を渡す必要もないと思う。内容が違えば確認したいので必要です。

- ・ 義務化ではなく、必要な人が申請することで無料で発行してもらえれば差し支えないと思う。
- ・ 高額の治療費がかかった時等は必要かもしれないが、通常の処方では最初の一回のみで充分。紙資源の無駄と強く思う。
- ・ 定期的に薬をもらっている人には毎回発行する必要はないと思う。内容が変わった時だけ必要だと思う。同じ内容を毎回もらっても紙の無駄だと思う。
- ・ 内容を知るのには有効だと思う。以前はこちらから希望しないともらえなかったが、今はほとんど何も言わなくてももらえるのでいいと思う。興味がない人にはごみになってしまい、資源の無駄になってしまうと思うので、初めに本人に必要なか確認してから発行した方がいいと思う。
- ・ 明細書は必要な方だけもらった方が良く思う。ちなみに私は領収証だけで十分である。
- ・ 患者が希望した場合に発行したらよいと思う。紙ももったいない。
- ・ 患者全てに一律発行する必要があるのか。発行が義務化されたのなら希望者のみでも良いのではないか。
- ・ 薬の名前が書いてあるので捨てにくい。毎月同じものなので毎回は必要ない。希望者だけもらえばいいと思う。
- ・ 情報というものはそもそも有料のもの。無料はありがたいがエコの観点から必要ないと感じる人までも発行する必要はないと思う。

【その他】

- ・ 医療従事者に余計な負担をかける必要がない。
- ・ お薬手帳を無料にして皆が持つようにする方が良い。
- ・ 明細書と領収証が一緒になった領収証にしてほしい。二枚を比較してみるのは紛らわしく思う。
- ・ 明細書に何のメリットがあるのかわからない。もしメリットがあるならそれをもっときちんと提示して頂きたい。

⑥訪問看護ステーション利用者

【明細書は必要】

- ・ 一括して利用料だけだと不安なので明細書は必要だと思う。確かにその場で確認して取っておくだけだが、毎月大幅に請求が違えば見比べる。訪問看護ステーションで会計の際は説明だけでも結構だが、それもいちいち手数のかかることであり、(利用者が)質問がすぐできるとも思えない。自分の受けている処置が一つ一ついくら保険を使っているか知っておいても良いのかと。
- ・ 訪問看護ステーションの制度そのものがわからない。はっきりした明細書をきちっとその都度置いて行くべきだ。夜中の訪問時の内容については不明な点が多く、年金生活の私どもには理解できない。1時間の仕事の中身がアバウトである。もっと中味の濃い対応をしてほしい。もっと適格な行政指導を徹底してほしい。
- ・ 訪問介護に比べ訪問看護の明細書があまりわからない。明細書が無料で発行されるのなら是非明細を知らせてほしい。
- ・ 毎月の支払いは補助があるとはいえ病気のため収入が途絶えた自分には大きな金額である。それ故に明細内容の回数等医療サービスを受ける側が確認をすることは大切なことだと思う。明細書の作成がいくら PC でも入力するのは人間なので「100%ミスがない」とは言えない。また、毎月支払金額だけを伝えられ支払後に請求書兼領収証を受け取る。その時始めて明細を見ることができるが、なぜ事前に明細確認ができないのか。不思議でたまらない。通常、請求書→支払い→領収証ではないのか。明細内容の意味がわからなかったため問い合わせをすると、(訪問看護ステーションの担当者も)わからないようで随分日数をかけられ明確な説明とまでは言えなかった。現場サイドがわからない明細を医療サービスを受ける側に有無を問う前に現場サイドの意識レベルアップをされた方が良いと思う。身体を預ける者として本当に不安でたまらない。でも毎月の支払いはやって来る。これが現状である。
- ・ 専門用語が多く理解しにくい点もあるが詳細を当事者に伝えることは大切である。
- ・ 公費を使わせて頂いているので、どこからそのお金を頂いているのかを知って、感謝をそちらに向けたべきだと考える。それとともに、毎回ほとんど変わらないケアなので、初回と変更があった時だけで良いので、自分の利用状況を明細書によって把握しておきたい。「どの部分のケアがここに当たる」というような説明つきだとありがたい。自費でない分余計に大事なことだと思う。

【明細書は必要でない】

- ・ 大きな入院、検査処置では必要かと思うが、今は必要ない。
- ・ 現在もかなり詳しいものをもらっている。これ以上詳しいものは必要ない。コミュニケーションがとれていれば充分。
- ・ 事務処理の簡素化のため、極力雑務を防止することが必要である。
- ・ 病院は使用した薬剤等明細書を見ないとわからず必要性を感じるが訪問看護等は領収証で

十分わかるので色々書類は必要ないと思う。

【必要な時に発行すればよい】

- ・ 患者、もしくはその家族の必要に応じた発行でよいのではないかと思います。
- ・ 患者として診療内容を把握することにより自己の症状を知る上で有益と思う。ただし、常態として同一内容の診療や看護についてはその都度発行することは不要で内容に変更を生じた場合と限定すべきと思う。
- ・ 先日受け取った「医療費のお知らせ」で初めて金額を知った。基本的な細かい内容は1か月分だけ知りたい。内容の変更があった時のみ明細書の発行を希望。毎月のかかった日数と金額は知らせてほしい。
- ・ 希望者のみ発行すればいいと思う。紙の無駄だと思う。
- ・ 希望する人（時）のみ発行し、有料（50円位）でよいのではないかと。必要のない人にとっては資源の無駄にもなるし、廃棄するにも大変である。
- ・ 希望者が希望する都度発行すれば良いと思う。必要としない者、毎回内容が変わらない者、上限額で納まっている者などに毎回手間と場合により人件費が発生するようなら、制度として余計な無駄をはらんでいるのでは。
- ・ 毎日ケアの内容が違ったり、自己負担のある人は明細があった方が良く思うが、そうでない人もいますので、今まで通り、希望者のみで良いと思う。ナースは忙しいので、それによって仕事量が大幅に増加すると気の毒だし、患者へのケアがおろそかになってはいけません。ケアの内容の記録は置いていってくれるのでそれで良い。

【その他】

- ・ 近所の人に尋ねてみると関心のない人が多いように思う。
- ・ 現場の明細書を発行される職員に負担がかかってはと思う。
- ・ だいたい同じ内容なので、毎回は必要ない。半年に1度で良い。
- ・ まだ明細書を見たことがない。ぜひもらいたいと思う。無料というのもうれしい。
- ・ 明細書は請求書の内容を兼ねるようにし、もう少し詳細にわかりやすい言葉で記入してほしい。
- ・ あまり関心を持っていなかったように思う。望めば、詳細を聞けるような関係にあったのでなおさらそう思っていたように思う。今後のため知ることができ、このアンケートは私たち家族にとってよいことであったと思う。
- ・ 夫（76歳）、妻（患者、80歳）の二人暮らしなので明細書の必要、利用等に関しては公的には必要としていないが、事業者の中には介護費等の明細を出すことにより事業所の会計がスッキリとなる事業者もいるように思える。ちなみに利用している訪問医科（入浴、歯科、看護、診療）があるが、数多い業者の透明性がはっきりとした方が良く思う。全国で介護保険に群がっている業者のいないように。

4. まとめ

(1) 施設調査

- レセプトコンピュータ等による医事会計システムの導入状況については、病院では98.0%、一般診療所では91.4%、歯科診療所では79.9%、保険薬局では96.2%、訪問看護ステーションでは71.2%が「導入している」という結果であった(図表32)。
- レセプト請求方法については、病院と保険薬局では「オンライン請求」(病院94.5%、保険薬局91.9%)が最も多かった。一般診療所では「電子媒体による提出」(42.2%)、「オンライン請求」(38.1%)がそれぞれ4割程度であった。歯科診療所では「紙レセプトによる提出(医事会計システム)」(67.0%)、訪問看護ステーションでは、「紙レセプトによる提出(医事会計システム)」(77.8%)が最も多かった(図表33)。
- 明細書の無料発行原則義務化については、病院(94.3%)、保険薬局(88.9%)、一般診療所(78.7%)では「よく知っている」という回答が大半を占めた。しかし、明細書の無料発行原則義務化がまだ適用されていない歯科診療所では「よく知っている」が24.2%にとどまり、「だいたい知っている」が62.4%で最も多く、「ほとんど知らない」が11.2%であった。また、義務化されていない訪問看護ステーションでは「よく知っている」が38.9%、「だいたい知っている」41.2%と同程度で、「ほとんど知らない」が13.6%であった(図表34)。
- 明細書発行の状況については、病院(75.9%)、保険薬局(68.4%)、一般診療所(60.7%)では「全ての患者に発行している」が最も多かったが、「一部の患者のみに発行している」(病院22.1%、保険薬局29.4%、一般診療所23.6%)もそれぞれも2割~3割程度であった。一方、歯科診療所では「全ての患者に発行している」(13.5%)、「一部の患者のみに発行している」(18.9%)をあわせても3割程度であり、およそ7割の施設が「明細書を発行していない」(67.5%)という回答であった、また、訪問看護ステーションでは「全ての患者に発行している」が42.0%、「一部の患者のみに発行している」が13.6%、「明細書発行していない」が44.4%であった(図表35)。
- 診療所における「明細書発行体制等加算」の届出状況についてみると、一般診療所では、「届出している」が77.0%、「届出していない」が21.5%であった。歯科診療所では、「届出している」が8.3%、「届出していない」が89.1%であった(図表36)。
- 明細書発行にかかる費用徴収の有無についてみると、「徴収している」は、病院では1.6%、一般診療所では2.8%、歯科診療所では6.8%であった。保険薬局と訪問看護ステーションでは徴収している施設・事業所はなかった(図表39)。費用徴収がある施設における1件あたりの費用徴収額の平均は病院が411.7円、一般診療所が65.1円、歯科診療所が695.0円であった(図表40)。
- 明細書発行開始時期については、「有料で明細書発行を行ったことはない」という施設が多かった(図表41)。全ての患者に対して無料で明細書発行を始めた時期については、病院(68.4%)、一般診療所(61.6%)、保険薬局(58.6%)では「平成22年1月以降」が最も多かった。具体的には診療報酬改定が行われた「平成22年4月」が最も多かつ

た。また、歯科診療所では「全ての患者に無料で発行していない」が57.9%と多かった（図表43）。

- 平成22年11月1か月間における明細書の無料発行件数の1施設あたりの平均については、病院の外来が3,122.4件、病院の入院が220.8件、一般診療所の外来が800.7件、有床診療所の入院が11.8件、歯科診療所が181.8件、保険薬局が923.6件、訪問看護ステーションが37.2件であった（図表44、46、48、50、52、54、56）。
- 外来患者に対する明細書発行のタイミングについては、病院、一般診療所では「精算の都度発行」（それぞれ93.9%、91.8%）が最も多かった。歯科診療所でも「精算の都度発行」（72.6%）が最も多いが、病院や一般診療所と比較すると、その割合は低かった（図表58）。また、入院患者に対する明細書発行のタイミングについては、病院・有床診療所ともに「精算の都度発行」（69.6%、53.2%）が最も多かった。病院では、この他、「月に1回まとめて発行」（28.6%）が3割程度あった（図表59）。保険薬局においては「精算の都度発行」が96.0%、訪問看護ステーションでは「月に1回まとめて発行」が72.0%で最も多かった（図表60、61）。
- 明細書の記載内容については、病院、一般診療所、歯科診療所とも、最も多いのが「診療報酬点数の個別項目名」であり、次いで「診療月日」、「診療報酬点数の個別点数や価格」であった。病院では「診療報酬点数の算定回数」「使用医薬品の名称・投与回数・日数」が9割を超えたが、一般診療所では6割強から7割強、歯科診療所では3割から5割弱であった（図表62）。また、保険薬局については、「調剤月日」（97.3%）、「調剤報酬点数の個別項目名」（94.2%）、「調剤医薬品の名称・投与回数・日数」（93.1%）、「調剤報酬点数の個別点数や価格」（90.4%）では9割以上となったが、「調剤医薬品の薬価」は40.5%と他と比較すると低かった（図表63）。訪問看護ステーションについては、「請求期間」「訪問看護療養費の個別項目名」（それぞれ89.5%）が最も多く、次いで「訪問看護療養費の個別単価」（88.1%）、「訪問看護療養費の個別数量」（86.7%）であった。8割を下回ったのは「保険外負担額」（67.8%）、「保険外負担分の項目・単価・数量」（64.3%）であった（図表64）。
- 明細書の様式については、「厚生労働省から示された標準様式で発行している」が病院（75.4%）、一般診療所（78.4%）、歯科診療所（56.3%）、保険薬局（72.1%）では最も多かった。訪問看護ステーションでは「レセプトと同じ様式で発行している」（37.1%）、「自施設で独自に作成した様式で発行している」（35.0%）が同程度であった（図表65）。
- 明細書の作成方法については、いずれの施設・事業所も「レセプトコンピュータで作成・出力」が最も多かった。特に病院、一般診療所、保険薬局では100%近い数値となった。この他、歯科診療所では「手書きで作成・発行」が13.2%、訪問看護ステーションでは「パソコン等で作成・出力」が25.9%あった（図表66）。
- 明細書発行に関する患者の意向確認の方法については、「『明細書は不要』との申し出がない限り、特に意向を確認していない」（病院54.0%、一般診療所50.3%、歯科診療所44.7%、保険薬局46.8%）がいずれの施設でも半数近くを占めた。次いで、「最初に明細

書を発行する際、発行の希望の有無を聞き、それを記録して、それ以降の受診時の際にも最初の希望通りに運用している」(同 33.2%、38.4%、24.7%、44.5%)が多かった。「明細書の発行の度に、発行を希望するかどうかを患者に確認している」という回答は1割にも満たなかった(図表 67)。

- ・ 明細書無料発行原則義務化についての患者への周知方法については、既に義務化されている病院や一般診療所、保険薬局では「待合室等、院内にポスター等を掲示してある」が最も多く、次いで「会計窓口で職員が説明している」であった。義務化されていない歯科診療所では「患者等にお知らせしていない」が41.1%であった(図表 68)。
- ・ 院内掲示などで患者等に伝えている内容については、病院、一般診療所、保険薬局では「明細書発行の有無」は3分の2以上となったが、「明細書発行の手続き」や「費用徴収の有無」「費用徴収を行う場合の金額」「明細書無料発行の時期」は4割以下であった(図表 69)。
- ・ DPC 対象病院における明細書の記載状況(「包括評価部分」と「出来高分」)については、「分けて記載している」が66.4%、「分けて記載していない」が29.8%であった(図表 70)。
- ・ DPC 対象病院における医薬品や検査の名称の明細書への付記状況については、「全ての患者に付記している」が93.9%、「一部の患者に付記していない」が0.8%、「全ての患者に付記していない」が1.5%であった(図表 71)。
- ・ 明細書作成・発行の体制については、「会計窓口の職員が対応している」が病院(90.1%)、一般診療所(91.3%)、歯科診療所(67.4%)、保険薬局(65.9%)で最も多かった(図表 72)。訪問看護ステーションでは、「事務職員が対応している」(60.1%)が最も多く、次いで「管理者が対応している」(46.9%)であった(図表 73)。
- ・ 明細書の内容についての患者からの問合せ状況については、いずれの施設においても診療報酬改定前と「変わらない」が最も多かった。病院の外来・入院では「改定前と比べて増えた」「改定前と比べて一時的に増えたがその後減った」がそれぞれ1割程度であった(図表 74)。
- ・ 明細書の内容等の問い合わせに対する対応体制については、病院、一般診療所、歯科診療所では「会計窓口の職員が対応している」が最も多かった。次いで、病院では「照会内容により対応する人を買えている」が、歯科診療所では「歯科医師が対応している」が多かった。保険薬局では「薬を交付した薬剤師が対応している」が最も多かった(図表 75)。訪問看護ステーションでは、「管理者が対応している」(72.0%)が最も多く、次いで「事務職員が対応している」(43.4%)であった(図表 76)。
- ・ 明細書の問合せ項目については、「特に問合せはない」が病院、一般診療所、歯科診療所では最も多かった。問合せ項目としては、病院、一般診療所、歯科診療所とも「診療報酬点数の個別項目名」「診療報酬点数の個別点数や価格」という順であった(図表 77)。保険薬局においても「特に問合せはない」が6割を占め、最も多かった。問合せ項目としては、「調剤報酬点数の個別点数や価格」「調剤報酬点数の個別項目名」という順であ

- った（図表 79）。同様に、訪問看護ステーションにおいても「特に問合せはない」が 7 割を占め、最も多く、他のいずれの項目も 1 割に満たなかった（図表 80）。
- ・ 明細書についての患者からの意見については、「特に意見はない」がそれぞれの施設・事業所で 3 割から 7 割強を占め多かった。病院と保険薬局では「専門的で理解するのが難しいこと」がおおよそ 4 割となった（図表 81）。
 - ・ 明細書発行に対応するために取り組んだことについては、病院（46.5%）、保険薬局（40.5%）では「レセプトコンピュータを改修した」が最も多かった。一般診療所では、「特に対応はしていない」が最も多かったが、これ以外に「レセプトコンピュータを改修した」（30.7%）、「ソフトを新規に購入した」（19.8%）となった（図表 83）。
 - ・ 明細書発行に対応するために追加的に発生した費用額は、設備投資については、病院 110.1 万円、一般診療所 108.5 万円。歯科診療所 186.2 万円、保険薬局 42.7 万円、訪問看護ステーション 61.0 万円であった（図表 85）。人材体制強化面では、病院 99.1 万円、一般診療所 51.4 万円。歯科診療所 50.3 万円、保険薬局 36.1 万円、訪問看護ステーション 8.6 万円であった（図表 86）明細書発行に係る継続的費用（1 か月あたり）では、病院 8.1 万円、一般診療所 2.9 万円。歯科診療所 3.3 万円、保険薬局 2.1 万円、訪問看護ステーション 2.5 万円であった（図表 87）
 - ・ 明細書発行による、窓口などでの患者 1 人にかかる対応時間の変化については、「以前より長くなった」は病院（43.7%）、一般診療所（40.7%）、歯科診療所（44.7%）で約 4 割を占めた。保険薬局では「以前と変わらない」（45.1%）が最も多く、次いで「以前より長くなった」（34.5%）となった（図表 88）。
 - ・ 無料発行後における明細書発行を希望しない患者の割合については、病院では「10%未満」（46.3%）が最も多く、次いで「10%以上 30%未満」（16.6%）であった。一般診療所では「10%未満」（41.9%）が最も多く、次いで「90%以上」（17.6%）であった。歯科診療所では「10%未満」（37.3%）が最も多く、次いで「90%以上」（24.9%）であった。保険薬局では「10%未満」（32.2%）が最も多く、次いで「10%以上 30%未満」（17.1%）であった（図表 89）。訪問看護ステーションでは「10%未満」（42.7%）が最も多く、次いで「90%以上」であった（図表 90）。
 - ・ 平成 22 年 4 月以降に療養の継続に支障が生じると医師等が判断して明細書を発行しなかった患者の割合については、「10%未満」が病院（94.4%）、一般診療所（94.5%）、歯科診療所（74.6%）、保険薬局（90.6%）、訪問看護ステーション（75.5%）でそれぞれ最も多かった（図表 91）。
 - ・ 明細書無料発行による効果等として「治療（調剤・訪問看護）の内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になったか」を尋ねたところ、病院では「どちらともいえない」（46.6%）が最も多かったが、「あまりあてはまらない」（26.4%）と「全くあてはまらない」（22.7%）をあわせると 5 割程度を占めた。この両者を合わせた割合は一般診療所では 58.5%、歯科診療所では 54.2%、保険薬局では 72.1%と過半数を占めた。訪問看護ステーションでは「どちらともいえない」（56.6%）が最も多く、次いで、「全

- くあてはまらない」(16.8%)、「あまりあてはまらない」(12.6%)であった(図表 92)。
- 明細書無料発行による効果等として「治療(調剤・訪問看護)が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになったか」を尋ねたところ、全ての施設・事業所で「どちらともいえない」が最も多く、「大いにあてはまる」「ややあてはまる」をあわせた割合は1割程度であり、「あまりあてはまらない」「全くあてはまらない」を合わせた割合よりも大きく下回る結果となった(図表 93)。
 - 明細書無料発行による効果等として「患者の医療費に関する理解が深まったか」を尋ねたところ、全ての施設・事業所で「どちらともいえない」が最も多かった。病院と訪問看護ステーションでは「大いにあてはまる」「ややあてはまる」をあわせた割合は2割程度となった。しかし、この割合は、訪問看護ステーションを除く全ての施設で、「あまりあてはまらない」「全くあてはまらない」を合わせた割合よりも大きく下回る結果となった(図表 94)。
 - 明細書無料発行による効果等として「明細書が有益であると患者から評価されたか」を尋ねたところ、「あまりあてはまらない」「全くあてはまらない」をあわせた割合は、訪問看護ステーションでは2割程度であったが、他の施設では5割から7割程度となった。この他、「どちらともいえない」の割合も高く、「大いにあてはまる」「ややあてはまる」という回答は両者を合わせても1割に達しなかった(図表 95)。
 - 明細書無料発行によるその他の効果を自由記述形式で尋ねたところ、「診療内容の透明化を図ることができた」「会計上のミスが減った」「患者家族の安心感につながった」等の意見が挙げられた(図表 96)。
 - 全ての患者に明細書の無料発行をしていない施設・事業所に対してその理由を尋ねたところ、病院では「自動入金機の改修が必要なため」(24.8%)、一般診療所では「65歳以上で免除されているため」(24.4%)、歯科診療所では「原則義務化の時期がきていないため」(50.5%)、訪問看護ステーションでは「領収証で訪問看護の内容が十分分かるため」(60.4%)が最も多かった(図表 97、98、99、100、101)。
 - 全ての患者に明細書の無料発行をしていない施設・事業所における明細書発行に関する患者への周知方法等についてみると、病院、一般診療所では「施設内にポスター等を掲示してある」が最も多かった。保険薬局では「薬の交付時などに薬剤師から説明している」が最も多かった。一方、義務化前である歯科診療所では「患者等にお知らせしていない」が6割を占めた(図表 102)。同様に、義務化されていない訪問看護ステーションでも、「患者等にお知らせしていない」が6割を占めた(図表 103)。
 - 全ての患者に明細書の無料発行をしていない施設・事業所における、明細書無料発行体制の今後の整備予定を尋ねたところ、「予定はない」という回答は、病院 14.6%、一般診療所 32.9%、歯科診療所 14.8%、保険薬局 6.0%、訪問看護ステーション 51.0%であった。歯科診療所では51.3%が「具体的な時期は未定だが検討中である」と回答した(図表 104)。
 - 全ての患者に明細書の無料発行をしていない施設・事業所における今後対応可能な明細

書発行タイミングについては、訪問看護ステーションを除くいずれの施設も「精算の都度発行」が最も多かった。歯科診療所については「月に1回まとめて発行」も2割程度あった（図表 105）。訪問看護ステーションについては、「月に1回まとめて発行」が7割を占め、最も多かった（図表 106）。

（2）患者調査

- 患者の性別については、病院（入院）、訪問看護ステーションでは、男性と女性の割合が同程度であったが、病院（外来）、一般診療所、歯科診療所、保険薬局では、女性の割合が高かった（図表 108）。
- 患者の年齢分布については、病院（入院）、訪問看護ステーションでは、「75歳以上」の占める割合が高かった。それ以外の患者については、年齢が幅広く分布していた（図表 109）。患者の年齢の中央値をみると、訪問看護ステーションが74歳で最も高く、次いで病院（入院）が68.0歳、病院（外来）が57歳、一般診療所が55歳、歯科診療所が51歳、保険薬局が50歳という順であった（図表 110）。
- 受療期間については、病院（入院）患者の入院期間は「～2週間以内」（32.5%）が最も多く、次いで「～3か月以内」（18.2%）、「～1か月以内」（17.3%）であった（図表 111）。病院（外来）患者、一般診療所患者の受診頻度は「週に1回程度」（40.3%、37.9%）が最も多かった。歯科診療所患者の受診頻度は、「1年に数回程度」（28.6%）が最も多く、次いで「週に1回程度」（27.5%）であった（図表 112）。保険薬局患者の1か月あたりの来局頻度は「1回程度」（59.6%）が最も多く、次いで「2～3回程度」（25.0%）であった（図表 113）。訪問看護ステーション利用者の1週間あたりの利用頻度は「1～2日未満」（32.1%）が最も多く、次いで「2～3日未満」（29.2%）、「3～4日未満」（17.2%）であった（図表 114）。また、利用期間は「1年以上」が70.5%を占めた（図表 115）。
- 公的医療保険の種類については、病院（入院）、訪問看護ステーションでは、「後期高齢者医療広域連合」が最も多く、他の施設の患者と比べても多かった。歯科診療所では「国民健康保険」の患者が52.1%と半数を占めた（図表 116）。
- 公費負担医療による自己負担の軽減については、「ある」という回答は、病院（入院）では34.9%、病院（外来）では27.1%、一般診療所では20.6%、歯科診療所では15.0%、保険薬局では11.0%、訪問看護ステーションでは69.3%となった（図表 117）。
- 明細書発行原則義務化に関する認知状況については、病院（外来）、一般診療所、保険薬局の患者では、「知っていた」が70%台後半となっている。病院（入院）の患者では「知っていた」は61.8%、原則義務化前の歯科診療所の患者では43.8%、明細書発行が義務化されていない訪問看護ステーションの利用者では51.7%であった（図表 118）。
- 明細書発行原則義務化を知っていた人に知ったきっかけについては、病院（入院）、病院（外来）、一般診療所、保険薬局の患者では、「医療機関や薬局等の窓口で説明を受けて」が、歯科診療所の患者、訪問看護ステーションの利用者では「医療機関や薬局等か

ら明細書を発行されて」が最も多かった（図表 119）。

- ・ 調査日における明細書の受け取り状況については、「受け取った」と回答した人の割合は、病院（入院）が 83.7%、病院（外来）が 74.7%、一般診療所が 66.7%、保険薬局が 66.0%であった。一方、明細書発行の義務化前である歯科診療所では、「受け取った」は 31.9%と 3 割にとどまり、「発行しなかったので受け取らなかった」（49.9%）を下回った。明細書発行が義務かれていない訪問看護ステーションでは、「受け取った」が 49.5%、「発行しなかったので受け取らなかった」が 41.3%となった（図表 120）。
- ・ 明細書を受け取ったと回答した人における、明細書受け取りに際しての費用支払いの有無については、「支払った」という回答が、病院（入院）では 2.3%、病院（外来）では 5.3%、一般診療所では 7.7%、歯科診療所では 10.5%、保険薬局では 2.2%、訪問看護ステーションでは 3.8%であった。一方、「支払っていない」という回答は、全ての施設・事業所で 7 割～8 割程度となり、その他、「わからない」という回答が 10%台を占めた（図表 121）。
- ・ 明細書受取に際して支払った金額の平均については、病院（入院）患者では 799.0 円、病院（外来）では 578.6 円、一般診療所では 620.7 円、歯科診療所では 735.5 円、保険薬局では 257.5 円、訪問看護ステーションでは 600.0 円であった（図表 122）。
- ・ 明細書を受け取るための会計での待ち時間の変化については、全ての施設・事業所で「変わらない」が 6 割から 7 割程度を占め最も多かった。「長くなった」という回答については、「歯科診療所」（21.3%）で最も多く、次いで「一般診療所」（11.5%）、「病院（外来）」（10.1%）であった（図表 123）。
- ・ 明細書の内容の確認状況については、「大まかに確認した」が全ての施設・事業所で最も多かった。これに「きちんと確認した」という回答をあわせると、病院（入院）では 77.5%、病院（外来）では 76.3%、一般診療所では 75.4%、歯科診療所では 70.5%、保険薬局では 59.1%、訪問看護ステーションでは 88.1%となった。保険薬局では、他の施設・事業所と比較して「ほとんど確認しなかった」「まったく確認しなかった」という回答割合が高く、両者を合わせた割合が 4 割を占めた（図表 124）。
- ・ 明細書の必要性については、病院（入院）、訪問看護ステーションでは「必要だと思う」という回答が最も多かった。「必要だと思う」「どちらかという必要だと思う」をあわせた割合は、病院（入院）では 70.2%、病院（外来）では 58.5%、一般診療所では 53.1%、歯科診療所では 60.1%、保険薬局では 35.5%、訪問看護ステーションでは 80.0%となった（図表 125）。
- ・ 医療機関・薬局において明細書を受け取った人の、明細書の持ち帰り状況についてみると、全ての施設において「自宅に持ち帰った」が大半を占める結果となった（図表 126）。訪問看護ステーションでは「保管した」が 79.5%、「保管していない」が 18.1%であった（図表 127）。
- ・ 明細書の内容のわかりやすさについては、「わかりやすかった」という回答割合が高かったのは、訪問看護ステーション（47.1%）であり、次いで、病院（外来）（37.1%）、

一般診療所（36.7%）、歯科診療所（36.4%）であった。病院（入院）（29.0%）、保険薬局（23.6%）では「わかりやすかった」は3割に満たず、「どちらかというとなりにくかった」「わかりにくかった」をあわせた割合がそれぞれ38.3%、46.5%となった（図表128）。

- ・ 明細書受取の満足度については、保険薬局を除く全ての施設・事業所において「大変満足している」「まあまあ満足している」を合わせた割合が8割前後を占めた。保険薬局では「少し不満である」「まったく不満である」を合わせた割合が3割程度となり、満足しているという回答割合が6割強と他の施設と比較すると低い結果となった（図表129）。
- ・ 明細書を受け取って良かったことについては、病院（入院）、病院（外来）、一般診療所では「治療・検査・薬などの具体名がわかりやすくなった」が、歯科診療所、保険薬局、縄文看護ステーションでは「医療費（費用）の内訳がわかりやすかった」が最も多かった。この他、「医療機関等への安心感・信頼感が高まった」という回答が歯科診療所（25.2%）、訪問看護ステーション（28.6%）で2割を超えた（図表130）。
- ・ 明細書を受け取って困ったことについては、全ての施設・事業所で「困ったことは何もない」が最も多かった。困ったことの内容としては、「用語がわかりにくかった」が病院（入院）（35.9%）、病院（外来）（26.2%）、一般診療所（24.3%）、歯科診療所（24.8%）、保険薬局（29.6%）で2割を超えたが、それ以外では2割を超えた項目はなかった（図表131）。
- ・ 病院（入院）における明細書へのDPC記載の有無については、「あった」が37.4%、「なかった」が27.4%であった（図表132）。明細書にDPCの記載があった人に医薬品・検査の名称についての記載の有無を尋ねたところ、「あった」が90.7%、「なかった」が2.4%であった（図表133）。また、明細書への医薬品・検査の名称記載の希望を尋ねたところ、「希望する」が64.4%、「希望しない」が8.5%であった（図表134）。
- ・ 調査対象施設で明細書発行の希望をたずねられた経験の有無については、「たずねられたことがある」と回答した人は、病院（入院）では23.2%、病院（外来）では35.4%、一般診療所では45.2%、歯科診療所では15.6%、保険薬局では57.4%、訪問看護ステーションでは10.1%であった。特に保険薬局、一般診療所でこの割合が高い結果となった（図表135）。
- ・ 明細書発行を希望しないことを伝えた経験の有無については、「ある」と回答した人の割合は、病院（入院）では14.8%、病院（外来）では25.7%、一般診療所では36.9%、歯科診療所では15.2%、保険薬局では47.5%、訪問看護ステーションでは7.8%であった。保険薬局、一般診療所でこの割合が高い結果となった（図表136）。
- ・ 明細書について問い合わせをした経験の有無については、「ある」と回答した人の割合が、病院（入院）では3.8%、病院（外来）では3.4%、一般診療所では3.0%、歯科診療所では1.5%、保険薬局では5.5%、訪問看護ステーションでは2.8%といずれも低い結果となった（図表137）。

- ・ 明細書について問合せをした内容については、病院（入院）と訪問看護ステーションでは「明細書の見方」が、それ以外の病院（外来）、一般診療所、歯科診療所、保険薬局では「領収証と明細書の違い」が最も多かった。この他、3割以上となった項目としては、病院（入院）における「明細書に記載された治療・検査内容」、訪問看護ステーションにおける「診療報酬の個別点数や価格」があった（図表 138）。
- ・ 明細書無料発行に関する今後の希望については、病院（入院）では「会計の都度、明細書発行を希望する」が 42.3%で最も多かった。「会計の都度、明細書発行を希望する」「時と場合により、明細書発行を希望する」を合わせた割合は、病院（入院）が 72.7%、病院（外来）が 62.7%、一般診療所が 60.5%、歯科診療所が 42.8%、保険薬局が 38.2%、訪問看護ステーションが 55.7%であった。歯科診療所（56.2%）、保険薬局（61.0%）では「希望しない」が過半数となった（図表 139）。
- ・ 明細書無料発行を希望しない理由については、病院（入院）では「もらっても内容がよくわからない」が最も多く、次いで「領収証の内容で十分」であった。病院（外来）、一般診療所、保険薬局、訪問看護ステーションでは、「領収証の内容で十分」が最も多く、次いで「毎回ほぼ同じ内容である」であった。歯科診療所では「領収証の内容で十分」が最も多く、次いで「もらっても内容がよくわからない」であった。この他、3割を超えた項目としては、病院（外来）、一般診療所、保険薬局における「もらっても内容がよくわからない」、歯科診療所における「治療内容等、個人情報であり廃棄方法が不安」であった（図表 140）。
- ・ 全ての患者に明細書が無料で発行される制度の必要性については、病院（入院）、訪問看護ステーションでは「必要と思う」が3割を超えた。「必要と思う」「どちらかというとも必要と思う」をあわせた割合は、病院（入院）が 61.6%、病院（外来）が 51.7%、一般診療所が 42.5%、歯科診療所が 33.8%、保険薬局が 28.1%、訪問看護ステーションが 58.5%であった。一般診療所、歯科診療所、保険薬局では、「どちらかというとも必要ない」「必要ない」をあわせた割合が5割強から7割程度となり、必要という割合を上回る結果となった（図表 141）。

⑧外来患者数 ※平成 22 年 11 月 1 か月間	1) 初診患者数	人			2) 再診延べ患者数	人	
⑨全職員数 (常勤換算*) ※平成 22 年 11 月 ※小数点以下第 1 位まで	医師・ 歯科医師	看護師等	薬剤師	事務職員	その他の 職員	計	
<p>*非常勤職員の「常勤換算」は以下の方法で計算してください。</p> <p>■1 週間に複数勤務の場合：(非常勤職員の 1 週間の勤務時間) ÷ (貴施設が定めている常勤職員の 1 週間の勤務時間)</p> <p>■1 か月に複数勤務の場合：(非常勤職員の 1 か月の勤務時間) ÷ (貴施設が定めている常勤職員の 1 週間の勤務時間 × 4)</p>							
⑩レセプトコンピュータ等による 医事会計システムの導入状況 ※○は 1 つだけ		1. 導入している		2. 導入に向けて具体的に計画中			
		3. 導入するか検討中		4. 導入する計画はない			
⑪レセプト請求方法 ※最も多いものに○		1. オンライン請求 2. 電子媒体 (MO や FD など) による提出 3. 紙レセプトによる提出 (レセプトコンピュータ等による医事会計システムを使用) 4. 紙レセプトによる提出 (手書き) 5. 代行請求					

(注)「レセプトコンピュータ等による医事会計システム」とは、いわゆるレセコンです。

2 貴施設における明細書 (診療の内容が分かる明細書) 発行の認識と対応の有無についてお伺いします。

①平成 22 年度の診療報酬改定では、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書 (診療明細書) を無料で発行することが義務付けられましたが、このことをご存知ですか。※○は 1 つだけ	
1. よく知っている	2. だいたい知っている
3. ほとんど知らない	4. まったく知らない
②平成 22 年 11 月現在、貴施設での明細書発行はどのような状況でしょうか。※○は 1 つだけ	
1. 全ての患者に明細書を発行している	
2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している	
3. 明細書を発行していない (---▶ この後、質問 6・7 へ)	

3 明細書を発行している施設における明細書発行状況等についてお伺いします。

①明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1 件当たりの金額はいくらですか。また、その金額の算出根拠について具体的にお書きください。※○は 1 つだけ	
1. 徴収している →	{ 1 件当たりの徴収金額：() 円 上記徴収金額の算出根拠：(具体的に)
2. 徴収していない	
②下記の 1) ~3) について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1) ~3) の順番でお答えください。	
1) 有料で明細書発行を始めた時期 ※○は 1 つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中 4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 → 平成 22 年 () 月頃 7. 有料で明細書発行を行ったことはない

⑩貴施設では、明細書の無料発行が原則義務化されたことについて、どのように患者等にお知らせしていますか。 ※〇はいくつでも	
1. 来院時に明細書の無料発行に関するチラシやリーフレット等を配布している 2. 会計窓口で職員が患者等に明細書無料発行に関する説明をしている 3. 待合室等、院内に明細書無料発行に関するポスター等を掲示してある 4. 待合室等、院内に明細書無料発行に関するチラシやリーフレット等を置いてある 5. 診療時に医師・歯科医師から説明するようにしている 6. その他（具体的に _____） 7. 患者等にお知らせしていない	
⑪院内掲示などで患者等にお知らせしている内容はどのようなものですか。 ※〇はいくつでも	
1. 明細書発行の有無 3. 費用徴収の有無 5. 明細書無料発行の時期 7. 特に何も院内掲示していない	2. 明細書発行の手続き 4. 費用徴収を行う場合の金額 6. その他（具体的に _____）

【ここから（質問⑫～質問⑬-2）は、**DPC 対象病院**におたずねします。DPC 対象病院以外の病院の方は、質問**4**へお進みください。】

⑫貴施設では、DPC の明細書に「包括評価部分」と「出来高部分」を分けて記載していますか。 ※〇は1つだけ	
1. 分けて記載している	2. 分けて記載していない
⑬貴施設では、入院中に使用した医薬品や検査について、その名称を付記していますか。 ※〇は1つだけ	
1. 全ての患者に付記している →質問 4 へ 2. 一部の患者に付記していない 3. 全ての患者に付記していない	
⑬-1 明細書に入院中に使用した医薬品や検査の名称を付記しない理由は何ですか。 ※〇はいくつでも	
1. 患者の希望のため 2. 患者に精神的な負担が生じ、療養の継続に支障が生じると判断されるから 3. 作成までに時間がかかるため 4. レセプトコンピュータなどのシステムが対応できないため 5. その他（具体的に _____）	
⑬-2 上記⑬-1で最も多いものの番号1つをお答えください。	

4 明細書を発行している施設における事務・設備整備等の費用負担の実態についてお伺いします。

①貴施設では、明細書の作成・発行について、どのような体制で対応していますか。 ※〇はいくつでも	
1. 明細書発行専任担当者を配置して対応している 3. その他（具体的に _____）	2. 会計窓口の職員が対応している 4. 特に対応する体制をとっていない
②平成22年11月現在、貴施設における外来と入院の明細書の内容についての患者からの問い合わせ件数は、今回の診療報酬改定（平成22年度）の前と比べてどうですか。 ※〇はそれぞれ1つだけ	
1) 外来	1. 改定前と比べて増えた 2. 改定前と比べて一時的に増えたがその後減った 3. 改定前と比べて減った 4. 変わらない 5. よく分からない 6. 改定前は発行していない 7. その他（具体的に _____）

2) 入院	1. 改定前と比べて増えた 2. 改定前と比べて一時的に増えたがその後減った 3. 改定前と比べて減った 4. 変わらない 5. よく分からない 6. 改定前は発行していない 7. その他（具体的に ）
③貴施設では、患者からの明細書の内容等の問い合わせに対して、どのような体制で対応していますか。 ※〇はいくつでも	
1. 専任の担当者を配置して対応している 2. 会計窓口の職員が対応している 3. 医師・歯科医師が対応している 4. 照会の内容によって対応する人を変えている 5. その他（具体的に ） 6. 特に対応する体制をとっていない	
④明細書の内容について患者からの問い合わせ項目はどのようなものですか。 ※〇はいくつでも	
1. 診療月日 2. 入院期間 3. 診療報酬点数の個別項目名（処置・検査名含む） 4. 診療報酬点数の個別点数や価格 5. 診療報酬点数の算定回数 6. 使用医薬品の名称・投与回数・日数 7. その他（具体的に ） 8. 特に問い合わせはない	
④-1 上記④で最も多いものの番号1つをお答えください。	
⑤明細書について患者からの意見は、どのような内容ですか。 ※〇はいくつでも	
1. 治療内容等の個人情報患者本人以外の人に知られること 2. 本人に伏せていた治療内容が本人に知られること 3. 会計での待ち時間が長くなったこと 4. 明細書に記載されている情報量が多すぎる 5. 明細書に記載されている情報量が少なすぎる 6. 明細書の記載内容が領収証のどの内容を表しているのかが分かりにくい 7. 記載されている内容が専門的で理解するのが難しい 8. 領収証と明細書のどちらか一つに統合してほしい 9. その他（具体的に ） 10. 特に意見はない	
⑤-1 上記⑤で最も多いものの番号1つをお答えください。	
⑥明細書発行の原則義務化に対応するために、貴施設が行ったことは何ですか。 ※〇はいくつでも	
1. 明細書発行や患者からの照会に対応するための事務職員を増員した →増員した人数：()人 2. 患者からの照会に対応するために担当者に対して教育研修を行った 3. 明細書発行に対応しているレセプトコンピュータを新規に導入した 4. 明細書発行に対応するためにレセプトコンピュータを改修した 5. 明細書発行に対応しているソフトを新規に購入した 6. 明細書を印刷するためのプリンターを新規に購入または買い換えた 7. 明細書発行に対応している自動入金機を新規に導入した 8. 明細書発行に対応するため自動入金機を改修した 9. その他（具体的に ） 10. 特に対応はしていない	

⑦明細書発行に対応するために、今までに加えて要した費用があれば、その金額を具体的にご記入ください。
費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。

1) 設備投資をした費用	約 () 万円
2) 人材体制面強化にかかった費用	約 () 万円

⑧平成 22 年 11 月 1 か月間の明細書発行に係る設備等で継続にかかる費用（人件費やインク代・紙代など）を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。

約 () 万円

⑨明細書の発行により、窓口などで患者 1 人にかかる対応時間はどうなりましたか。※〇は 1 つだけ

1. 以前より長くなった	2. 以前より短くなった	3. 以前と変わらない
4. 以前は発行していなかったため比較できない	5. よく分からない	

質問 5 からは、

- ・全ての患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問 5・7 に回答してください。
- ・一部の患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問 5・6・7 に回答してください。
- ・患者に発行している全ての明細書が有料である施設の方は、質問 6・7 に回答してください。

5 明細書を無料で発行（一部の患者または全ての患者に発行）している施設における患者への影響と効果についてお伺いします。

①貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、明細書発行を希望しない患者はどの程度いましたか。※〇は 1 つだけ

1. 10% 未満	2. 10% 以上 30% 未満	3. 30% 以上 50% 未満
4. 50% 以上 70% 未満	5. 70% 以上 90% 未満	6. 90% 以上

②貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、療養の継続に支障が生じると医師・歯科医師が判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 ※〇は 1 つだけ

1. 10% 未満	2. 10% 以上 30% 未満	3. 30% 以上 50% 未満
4. 50% 以上 70% 未満	5. 70% 以上 90% 未満	6. 90% 以上

③明細書の無料発行により、以下の 1) ~4) の効果はいかがでしたか。

※「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として 5 段階で評価し、あてはまる番号にそれぞれ 1 つだけ〇をつけてください。

	大いにあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
1) 治療内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2) 治療内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3) 患者の医療費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4) 明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1

④上記③以外に、明細書の無料発行が原則義務化されたことによる効果について、ご自由にお書きください。

--

→全ての患者に無料で明細書を発行している施設は8ページの質問7へおすすみください

6 全ての患者に明細書の無料発行をしていない理由等についてお伺いします。

①「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。 ※〇はいくつでも

1. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため
2. 自動入金機を活用しており、明細書発行を行うには自動入金機の改修が必要なため
3. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒体による請求が猶予されているため
4. その他（具体的に _____）

②貴施設では「正当な理由があるため明細書の発行をしていない」旨や「明細書発行に関する状況」について、どのように患者等にお知らせしていますか。 ※〇はいくつでも

1. 来院時にチラシやリーフレット等を配布している
2. 会計窓口で職員が患者等に説明している
3. 待合室等、院内にポスター等を掲示してある
4. 待合室等、院内にチラシやリーフレット等を置いてある
5. 診療時に医師・歯科医師から説明するようにしている
6. その他（具体的に _____）
7. 患者等にお知らせしていない

③貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制を整える予定ですか。 ※〇は1つだけ

1. 具体的な計画がある→明細書無料発行予定時期：平成（ _____ ）年（ _____ ）月頃
2. 具体的な時期は未定だが、検討中である
3. 予定はない
4. その他（具体的に _____）

④今後明細書を発行する場合、貴施設の体制からどの程度のタイミング（頻度）で発行することが可能と考えますか。 ※〇は1つだけ

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. 精算の都度発行 | 2. 次回来院時に発行 |
| 3. 月に1回まとめて発行 | 4. その他（具体的に _____） |

- 7** 明細書の無料発行原則義務化にあたっての問題点・課題等について、ご意見・ご要望等がありましたらご記入ください。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

厚生労働省保険局医療課委託事業
 平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成 22 年度調査)
明細書無料発行原則義務化に伴う実施状況調査 調査票

- ※ この「一般診療所票」は一般診療所の開設者・管理者の方に、貴施設における診療の内容が分かる明細書（以下、「明細書」）の発行状況やお考えについてお伺いするものです。
- ※ 以下のラベルに、電話番号とご回答者のお名前をご記入ください。また、施設名と所在地をご確認の上、記載内容に間違いや不備等がございましたら、赤書きで修正してください。ご記入頂いた電話番号とお名前は、本調査の照会で使用するものであり、それ以外の目的のために使用することは一切ございません。また、適切に保管・管理致しますので、ご記入の程、よろしくお願い申し上げます。

施設名	
施設の所在地	
電話番号	
ご回答者名	

- ※ご回答の際は、あてはまる番号を○（マル）で囲んでください。また、（ ）内には具体的な数値、用語等をご記入ください。（ ）内に数値を記入する設問で、該当なしは「0（ゼロ）」を、わからない場合は「-」をご記入ください。
- ※特に断りのない場合は、平成 22 年 11 月末現在の状況についてご記入ください。

1 貴施設の基本情報についてお伺いします。

①開設者 ※○は1つだけ	1. 個人 2. 法人 3. その他（ ）			
②施設種別 ※○は1つだけ	1. 有床一般診療所 →許可病床数：（ ）床 2. 無床一般診療所			
③1か月間の延べ患者数 ※平成 22 年 11 月 1 か月間	1) 外来	初診	（ ）人	2) 入院 （ ）人
		再診	（ ）人	
④標榜診療科 ※○はいくつでも	1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 神経内科 6. 皮膚科 7. 小児科 8. 精神科 9. 外科 10. 消化器外科 11. 泌尿器科 12. 脳神経外科 13. 整形外科 14. 形成外科 15. 眼科 16. 耳鼻いんこう科 17. 産婦人科 18. リハビリテーション科 19. 放射線科 20. 麻酔科 21. リウマチ科 22. 肛門外科 23. 歯科 24. その他（ ）			
⑤全職員数(常勤換算*) ※小数点以下第1位まで	医 師	（ . ）人	看 護 師 等	（ . ）人
	薬 剤 師	（ . ）人	事 務 職 員	（ . ）人
	そ の 他 職 員	（ . ）人	職 員 合 計	（ . ）人
*非常勤職員の「常勤換算」は以下の方法で計算してください。 ■1 週間に数回勤務の場合：(非常勤職員の1週間の勤務時間) ÷ (貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務時間) ■1 月に数回勤務の場合：(非常勤職員の1か月の勤務時間) ÷ (貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務時間×4)				
⑥レセプトコンピュータ等による医事会計システムの導入状況 ※○は1つだけ	1. 導入している 2. 導入に向けて具体的に計画中 3. 導入するか検討中 4. 導入する計画はない			

(注)「レセプトコンピュータ等による医事会計システム」とは、いわゆるレセコンです。

⑦レセプト請求方法 ※最も多いものに○	1. オンライン請求 2. 電子媒体（MO や FD など）による提出 3. 紙レセプトによる提出（レセプトコンピュータ等による医事会計システムを使用） 4. 紙レセプトによる提出（手書き） 5. 代行請求
------------------------	---

2 貴施設における明細書（診療の内容が分かる明細書）発行の認識と対応の有無についてお伺いします。

①「明細書発行体制等加算」の届出をしていますか。 ※○は1つだけ	
1. 届出している	→1) 施設基準届出時期：平成 22 年（ ）月 →2) 算定回数：（ ）回 ※平成 22 年 11 月 1 か間
2. 届出していない	
②平成 22 年度の診療報酬改定では、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書（診療明細書）を無料で発行することが義務付けられましたが、このことをご存知ですか。 ※○は1つだけ	
1. よく知っている	2. だいたい知っている
3. ほとんど知らない	4. まったく知らない
③平成 22 年 11 月現在、貴施設での明細書発行はどのような状況でしょうか。 ※○は1つだけ	
1. 全ての患者に明細書を発行している	
2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している	
3. 明細書を発行していない（---▶ この後、質問 6・7 へ）	

3 明細書を発行している施設における明細書発行状況等についてお伺いします。

①明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1 件当たりの金額はいくらですか。また、その金額の算出根拠について具体的にお書きください。 ※○は1つだけ	
1. 徴収している	→ { 1 件当たりの徴収金額：（ ）円 上記徴収金額の算出根拠：（具体的に ）
2. 徴収していない	
②下記の 1) ～3) について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1) ～3) の順番でお答えください。	
1) 有料で明細書発行を始めた時期 ※○は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中 4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月～12 月 6. 平成 22 年 1 月以降→平成 22 年（ ）月頃 7. 有料で明細書発行を行ったことはない
2) 患者からの申し出があれば無料で明細書発行を始めた時期 ※○は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中 4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月～12 月 6. 平成 22 年 1 月以降→平成 22 年（ ）月頃 7. 無料で明細書発行を行ったことはない
3) 全ての患者に対して無料で明細書発行を始めた時期 ※○は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中 4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月～12 月 6. 平成 22 年 1 月以降→平成 22 年（ ）月頃 7. 全ての患者に無料で明細書を発行していない

③貴施設での平成 22 年 11 月 1 か月間の明細書発行件数について、外来／入院別にお書きください。		
	外 来	入 院（有床診療所の方のみ）
1) 無料で発行した件数	件	件
2) 有料で発行した件数	件	件
3) 合計	件	件
④貴施設では、どのようなタイミング（頻度）で <u>外来患者</u> に対して明細書を発行していますか。 ※○はいくつでも		
1. 精算の都度発行	2. 次回来院時に発行	
3. 月に 1 回まとめて発行	4. その他（具体的に	）
⑤（有床診療所のみ）貴施設では、どのようなタイミング（頻度）で <u>入院患者</u> に対して明細書を発行していますか。 ※○はいくつでも		
1. 精算の都度発行	2. 月に 1 回まとめて発行（1.以外）	
3. 患者・家族の要望に応じて発行	4. その他（具体的に	）
⑥貴施設で発行する明細書に記載されている内容は何か。 ※○はいくつでも		
1. 診療月日	2. 入院期間	
3. 診療報酬点数の個別項目名（処置・検査名含む）	4. 診療報酬点数の個別点数や価格	
5. 診療報酬点数の算定回数	6. 使用医薬品の名称・投与回数・日数	
7. その他（具体的に		）
⑦貴施設で発行している明細書の様式はどのようなものですか。 ※○は 1 つだけ		
1. 厚生労働省から示された標準様式で発行している		
2. 自施設で独自に作成した様式で発行している		
3. レセプトと同じ様式で発行している		
4. その他（具体的に		）
⑧貴施設で発行している明細書はどのような方法で作成していますか。 ※○は 1 つだけ		
1. レセプトコンピュータで作成・出力している		
2. 自動入金機で自動的に発行している		
3. パソコン等で作成・出力している		
4. 手書きで作成・発行している		
5. その他（具体的に		）
⑨貴施設では、明細書の発行に際して患者の意向をどのように確認していますか。 ※○は 1 つだけ		
1. 「明細書は不要」との申し出がない限り、特に意向を確認していない		
2. 明細書の発行の度に、発行を希望するかどうかを患者に確認している		
3. 最初に明細書を発行する際、発行の希望の有無を聞き、それを記録して、それ以降の受診時の際にも最初の希望通りに運用している		
4. その他（具体的に		）

⑩貴施設では、明細書の無料発行が原則義務化されたことについて、どのように患者等にお知らせしていますか。 ※〇はいくつでも	
1. 来院時に明細書の無料発行に関するチラシやリーフレット等を配布している 2. 会計窓口で職員が患者等に明細書無料発行に関する説明をしている 3. 待合室等、院内に明細書無料発行に関するポスター等を掲示してある 4. 待合室等、院内に明細書無料発行に関するチラシやリーフレット等を置いてある 5. 診療時に医師から説明するようにしている 6. その他（具体的に _____） 7. 患者等にお知らせしていない	
⑪院内掲示などで患者等にお知らせしている内容はどのようなものですか。 ※〇はいくつでも	
1. 明細書発行の有無 3. 費用徴収の有無 5. 明細書無料発行の時期 7. 院内掲示していない	2. 明細書発行の手続き 4. 費用徴収を行う場合の金額 6. その他（具体的に _____）

4 明細書を発行している施設における事務・設備整備等の費用負担の実態についてお伺いします。

①貴施設では、明細書の作成・発行について、どのような体制で対応していますか。 ※〇はいくつでも	
1. 明細書発行専任担当者を配置して対応している 2. 会計窓口の職員が対応している 3. その他（具体的に _____） 4. 特に対応する体制をとっていない	
②平成22年11月現在、貴施設における外来と入院の明細書の内容についての患者からの問い合わせ件数は、今回の診療報酬改定（平成22年度）の前と比べてどうですか。 ※〇はそれぞれ1つだけ	
1) 外来	1. 改定前と比べて増えた 2. 改定前と比べて一時的に増えたがその後減った 3. 改定前と比べて減った 4. 変わらない 5. よく分からない 6. 改定前は発行していない 7. その他（具体的に _____）
2) 入院 (有床診療所)	1. 改定前と比べて増えた 2. 改定前と比べて一時的に増えたがその後減った 3. 改定前と比べて減った 4. 変わらない 5. よく分からない 6. 改定前は発行していない 7. その他（具体的に _____）
③貴施設では、患者からの明細書の内容等の問い合わせに対して、どのような体制で対応していますか。 ※〇はいくつでも	
1. 専任の担当者を配置して対応している 2. 会計窓口の職員が対応している 3. 医師が対応している 4. 照会の内容によって対応する人を変えている 5. その他（具体的に _____） 6. 特に対応する体制をとっていない	
④明細書の内容について患者からの問い合わせ項目はどのようなものですか。 ※〇はいくつでも	
1. 診療月日 2. 入院期間 3. 診療報酬点数の個別項目名（処置・検査名含む） 4. 診療報酬点数の個別点数や価格 5. 診療報酬点数の算定回数 6. 使用医薬品の名称・投与回数・日数 7. その他（具体的に _____） 8. 特に問い合わせはない	
④-1 上記④で最も多いものの番号1つをお答えください。	

⑤明細書についての患者からの意見は、どのような内容ですか。 ※〇はいくつでも	
1. 治療内容等の個人情報患者本人以外の人に知られること 2. 本人に伏せていた治療内容が本人に知られること 3. 会計での待ち時間が長くなったこと 4. 明細書に記載されている情報量が多すぎる事 5. 明細書に記載されている情報量が少なすぎる事 6. 明細書の記載内容が領収証のどの内容を表しているのかが分かりにくいこと 7. 記載されている内容が専門的で理解するのが難しいこと 8. 領収証と明細書のどちらか一つに統合してほしいこと 9. その他（具体的に _____ ） 10. 特に意見はない	
⑤-1 上記⑤で最も多いものの番号1つをお答えください。	
⑥明細書発行の原則義務化に対応するために、貴施設が行ったことは何ですか。 ※〇はいくつでも	
1. 明細書発行や患者からの照会に対応するための事務職員を増員した →増員した人数：(_____)人 2. 患者からの照会に対応するために担当者に対して教育研修を行った 3. 明細書発行に対応しているレセプトコンピュータを新規に導入した 4. 明細書発行に対応するためにレセプトコンピュータを改修した 5. 明細書発行に対応しているソフトを新規に購入した 6. 明細書を印刷するためのプリンターを新規に購入または買い換えた 7. 明細書発行に対応している自動入金機を新規に導入した 8. 明細書発行に対応するため自動入金機を改修した 9. その他（具体的に _____ ） 10. 特に対応はしていない	
⑦明細書発行に対応するために、今までに加えて要した費用があれば、その金額を具体的にご記入ください。 費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。	
1) 設備投資をした費用	約 (_____) 万円
2) 人材体制面強化にかかった費用	約 (_____) 万円
⑧平成 22 年 11 月 1 か月間の明細書発行に係る設備等で継続的にかかる費用（人件費やインク代・紙代など）を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。	
約 (_____) 万円	
⑨明細書の発行により、窓口などで患者 1 人にかかる対応時間はどうなりましたか。 ※〇は1つだけ	
1. 以前より長くなった 2. 以前より短くなった 3. 以前と変わらない 4. 以前は発行していなかったので比較できない 5. よく分からない	

質問**5**からは、

- ・ 全ての患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問**5**・**7**に回答してください。
- ・ 一部の患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問**5**・**6**・**7**に回答してください。
- ・ 患者に発行している全ての明細書が有料である施設の方は、質問**6**・**7**に回答してください。

5 明細書を無料で発行（一部の患者または全ての患者に発行）している施設における患者への影響と効果についてお伺いします。

①貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、明細書発行を希望しない患者はどの程度いましたか。※〇は1つだけ					
1. 10%未満	2. 10%以上 30%未満	3. 30%以上 50%未満			
4. 50%以上 70%未満	5. 70%以上 90%未満	6. 90%以上			
②貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、療養の継続に支障が生じると医師が判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 ※〇は1つだけ					
1. 10%未満	2. 10%以上 30%未満	3. 30%以上 50%未満			
4. 50%以上 70%未満	5. 70%以上 90%未満	6. 90%以上			
③明細書の無料発行により、以下の1)～4)の効果はいかがでしたか。					
※「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として5段階で評価し、あてはまる番号にそれぞれ1つだけ〇をつけてください。					
	大いにあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
1) 治療内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2) 治療内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3) 患者の医療費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4) 明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1
④上記③以外に、明細書の無料発行が原則義務化されたことによる効果について、ご自由にお書きください。					

→全ての患者に無料で明細書を発行している施設は7ページの質問7へおすすみください

6 全ての患者に明細書の無料発行をしていない理由等についてお伺いします。

①「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。※〇はいくつでも	
1. 全ての常勤医師が65歳以上で審査支払機関にその旨の届出をして、オンライン請求または電子媒体による請求が免除されているため	
2. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒体による請求が猶予されているため	
3. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため	
4. 自動入金機を活用しており、明細書発行を行うには自動入金機の改修が必要なため	
5. レセプトコンピュータを使用していないため	
6. その他（具体的に	）

②貴施設では「正当な理由があるため明細書の発行をしていない」旨や「明細書発行に関する状況」について、どのように患者等にお知らせしていますか。 ※〇はいくつでも	
1. 来院時にチラシやリーフレット等を配布している 2. 会計窓口で職員が患者等に説明している 3. 待合室等、院内にポスター等を掲示してある 4. 待合室等、院内にチラシやリーフレット等を置いてある 5. 診療時に医師から説明するようにしている 6. その他（具体的に _____） 7. 患者等にお知らせしていない	
③貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制を整える予定ですか。 ※〇は1つだけ	
1. 具体的な計画がある→明細書無料発行予定時期：平成（_____）年（_____）月頃 2. 具体的な時期は未定だが、検討中である 3. 予定はない 4. その他（具体的に _____）	
④今後明細書を発行する場合、貴施設の体制からどの程度のタイミング（頻度）で発行することが可能と考えますか。 ※〇は1つだけ	
1. 精算の都度発行 3. 月に1回まとめて発行	2. 次回来院時に発行 4. その他（具体的に _____）

7 明細書の無料発行原則義務化にあたっての問題点・課題等について、ご意見・ご要望等がありましたらご記入ください。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

2 貴施設における明細書（診療の内容が分かる明細書）発行の認識と対応の有無についてお伺いします。

①「明細書発行体制等加算」の届出をしていますか。 ※○は1つだけ	
1. 届出している	→1) 施設基準届出時期：平成22年（ ）月 →2) 算定回数：（ ）回 ※平成22年11月1か月
2. 届出していない	
②平成22年度の診療報酬改定では、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書（診療明細書）を無料で発行することが義務付けられました（歯科診療所は平成23年5月から原則として明細書の無料発行が義務化されます）が、このことをご存知ですか。 ※○は1つだけ	
1. よく知っている	2. だいたい知っている
3. ほとんど知らない	4. まったく知らない
③平成22年11月現在、貴施設での明細書発行はどのような状況でしょうか。 ※○は1つだけ	
1. 全ての患者に明細書を発行している	
2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している	
3. 明細書を発行していない（---▶この後、質問 6・7 へ）	

3 明細書を発行している施設における明細書発行状況等についてお伺いします。

①明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1件当たりの金額はいくらですか。また、その金額の算出根拠について具体的にお書きください。 ※○は1つだけ	
1. 徴収している	→ { 1件当たりの徴収金額：（ ）円 上記徴収金額の算出根拠：（具体的に ）
2. 徴収していない	
②下記の1)～3)について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1)～3)の順番でお答えください。	
1) 有料で明細書発行を始めた時期 ※○は1つだけ	1. 平成18年3月以前 2. 平成18年度中 3. 平成19年度中 4. 平成20年度中 5. 平成21年4月～12月 6. 平成22年1月以降→平成22年（ ）月頃 7. 有料で明細書発行を行ったことはない
2) 患者からの申し出があれば無料で明細書発行を始めた時期 ※○は1つだけ	1. 平成18年3月以前 2. 平成18年度中 3. 平成19年度中 4. 平成20年度中 5. 平成21年4月～12月 6. 平成22年1月以降→平成22年（ ）月頃 7. 無料で明細書発行を行ったことはない
3) 全ての患者に対して無料で明細書発行を始めた時期 ※○は1つだけ	1. 平成18年3月以前 2. 平成18年度中 3. 平成19年度中 4. 平成20年度中 5. 平成21年4月～12月 6. 平成22年1月以降→平成22年（ ）月頃 7. 全ての患者に無料で明細書を発行していない

③貴施設での平成 22 年 11 月 1 か月間の明細書発行件数について、外来／入院別にお書きください。		
	外 来	入 院（有床診療所の方のみ）
1) 無料で発行した件数	件	件
2) 有料で発行した件数	件	件
3) 合計	件	件
④貴施設では、どのようなタイミング（頻度）で <u>外来患者</u> に対して明細書を発行していますか。 ※〇はいくつでも		
1. 精算の都度発行	2. 次回来院時に発行	
3. 月に 1 回まとめて発行	4. その他（具体的に	）
⑤（有床診療所のみ）貴施設では、どのようなタイミング（頻度）で <u>入院患者</u> に対して明細書を発行していますか。 ※〇はいくつでも		
1. 精算の都度発行	2. 月に 1 回まとめて発行（1.以外）	
3. 患者・家族の要望に応じて発行	4. その他（具体的に	）
⑥貴施設で発行する明細書に記載されている内容は何ですか。 ※〇はいくつでも		
1. 診療月日	2. 入院期間	
3. 診療報酬点数の個別項目名（処置・検査名含む）	4. 診療報酬点数の個別点数や価格	
5. 診療報酬点数の算定回数	6. 使用医薬品の名称・投与回数・日数	
7. その他（具体的に		）
⑦貴施設で発行している明細書の様式はどのようなものですか。 ※〇は 1 つだけ		
1. 厚生労働省から示された標準様式で発行している		
2. 自施設で独自に作成した様式で発行している		
3. レセプトと同じ様式で発行している		
4. その他（具体的に		）
⑧貴施設で発行している明細書はどのような方法で作成していますか。 ※〇は 1 つだけ		
1. レセプトコンピュータで作成・出力している		
2. 自動入金機で自動的に発行している		
3. パソコン等で作成・出力している		
4. 手書きで作成・発行している		
5. その他（具体的に		）
⑨貴施設では、明細書の発行に際して患者の意向をどのように確認していますか。 ※〇は 1 つだけ		
1. 「明細書は不要」との申し出がない限り、特に意向を確認していない		
2. 明細書の発行の度に、発行を希望するかどうかを患者に確認している		
3. 最初に明細書を発行する際、発行の希望の有無を聞き、それを記録して、それ以降の受診時の際にも最初の希望通りに運用している		
4. その他（具体的に		）

⑩貴施設では、平成 23 年 5 月からの明細書の無料発行の原則義務化について、どのように患者等にお知らせしていますか。 ※〇はいくつでも	
1. 来院時に明細書の無料発行に関するチラシやリーフレット等を配布している 2. 会計窓口で職員が患者等に明細書無料発行に関する説明をしている 3. 待合室等、院内に明細書無料発行に関するポスター等を掲示してある 4. 待合室等、院内に明細書無料発行に関するチラシやリーフレット等を置いてある 5. 診療時に歯科医師から明細書無料発行の説明をするようにしている 6. その他（具体的に _____） 7. 患者等にお知らせしていない	
⑪院内掲示などで患者等にお知らせしている内容はどのようなものですか。 ※〇はいくつでも	
1. 明細書発行の有無 3. 費用徴収の有無 5. 明細書無料発行の時期 7. 院内掲示していない	2. 明細書発行の手続き 4. 費用徴収を行う場合の金額 6. その他（具体的に _____）

4 明細書を発行している施設における事務・設備整備等の費用負担の実態についてお伺いします。

①貴施設では、明細書の作成・発行について、どのような体制で対応していますか。 ※〇はいくつでも	
1. 明細書発行専任担当者を配置して対応している 2. 会計窓口の職員が対応している 3. その他（具体的に _____） 4. 特に対応する体制をとっていない	
②平成 22 年 11 月現在、貴施設における外来と入院の明細書の内容についての患者からの問い合わせ件数は、今回の診療報酬改定（平成 22 年度）の前と比べてどうですか。 ※〇はそれぞれ 1 つだけ	
1) 外来	1. 改定前と比べて増えた 2. 改定前と比べて一時的に増えたがその後減った 3. 改定前と比べて減った 4. 変わらない 5. よく分からない 6. 改定前は発行していない 7. その他（具体的に _____）
2) 入院 (有床診療所)	1. 改定前と比べて増えた 2. 改定前と比べて一時的に増えたがその後減った 3. 改定前と比べて減った 4. 変わらない 5. よく分からない 6. 改定前は発行していない 7. その他（具体的に _____）
③貴施設では、患者からの明細書の内容等の問い合わせに対して、どのような体制で対応していますか。 ※〇はいくつでも	
1. 専任の担当者を配置して対応している 2. 会計窓口の職員が対応している 3. 歯科医師が対応している 4. 照会の内容によって対応する人を変えている 5. その他（具体的に _____） 6. 特に対応する体制をとっていない	
④明細書の内容について患者からの問い合わせ項目はどのようなものですか。 ※〇はいくつでも	
1. 診療月日 2. 入院期間 3. 診療報酬点数の個別項目名（処置・検査名含む） 4. 診療報酬点数の個別点数や価格 5. 診療報酬点数の算定回数 6. 使用医薬品の名称・投与回数・日数 7. その他（具体的に _____） 8. 特に問い合わせはない	
④-1 上記④で最も多いものの番号 1 つをお答えください。	

⑤明細書についての患者からの意見は、どのような内容ですか。 ※〇はいくつでも	
1. 治療内容等の個人情報患者本人以外の人に知られること 2. 本人に伏せていた治療内容が本人に知られること 3. 会計での待ち時間が長くなったこと 4. 明細書に記載されている情報量が多すぎる事 5. 明細書に記載されている情報量が少なすぎる事 6. 明細書の記載内容が領収証のどの内容を表しているのかが分かりにくいこと 7. 記載されている内容が専門的で理解するのが難しいこと 8. 領収証と明細書のどちらか一つに統合してほしいこと 9. その他（具体的に _____） 10. 特に意見はない	
⑤-1 上記⑤で最も多いものの番号1つをお答えください。	
⑥明細書発行の原則義務化に対応するために、貴施設が行ったことは何ですか。 ※〇はいくつでも	
1. 明細書発行や患者からの照会に対応するための事務職員を増員した →増員した人数：(_____) 人 2. 患者からの照会に対応するために担当者に対して教育研修を行った 3. 明細書発行に対応しているレセプトコンピュータを新規に導入した 4. 明細書発行に対応するためにレセプトコンピュータを改修した 5. 明細書発行に対応しているソフトを新規に購入した 6. 明細書を印刷するためのプリンターを新規に購入または買い換えた 7. 明細書発行に対応している自動入金機を新規に導入した 8. 明細書発行に対応するため自動入金機を改修した 9. その他（具体的に _____） 10. 特に対応はしていない	
⑦明細書発行に対応するために、今までに加えて要した費用があれば、その金額を具体的にご記入ください。 費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。	
1) 設備投資をした費用	約 (_____) 万円
2) 人材体制面強化にかかった費用	約 (_____) 万円
⑧平成 22 年 11 月 1 か月間の明細書発行に係る設備等で継続的にかかる費用（人件費やインク代・紙代など）を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。	
約 (_____) 万円	
⑨明細書の発行により、窓口などで患者 1 人にかかる対応時間はどうなりましたか。 ※〇は1つだけ	
1. 以前より長くなった 2. 以前より短くなった 3. 以前と変わらない 4. 以前は発行していなかったため比較できない 5. よく分からない	

質問**5**からは、

- ・全ての患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問**5**・**7**に回答してください。
- ・一部の患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問**5**・**6**・**7**に回答してください。
- ・患者に発行している全ての明細書が有料である施設の方は、質問**6**・**7**に回答してください。

5 明細書を無料で発行（一部の患者または全ての患者に発行）している施設における患者への影響と効果についてお伺いします。

①貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、明細書発行を希望しない患者はどの程度いましたか。 ※○は1つだけ					
1. 10%未満	2. 10%以上 30%未満	3. 30%以上 50%未満			
4. 50%以上 70%未満	5. 70%以上 90%未満	6. 90%以上			
②貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、療養の継続に支障が生じると歯科医師が判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 ※○は1つだけ					
1. 10%未満	2. 10%以上 30%未満	3. 30%以上 50%未満			
4. 50%以上 70%未満	5. 70%以上 90%未満	6. 90%以上			
③明細書の無料発行により、以下の1)～4)の効果はいかがでしたか。					
※「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として5段階で評価し、あてはまる番号にそれぞれ1つだけ○をつけてください。					
	大いにあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
1) 治療内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2) 治療内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3) 患者の医療費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4) 明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1
④上記③以外に、明細書の無料発行が原則義務化されたことによる効果について、ご自由にお書きください。					

→全ての患者に無料で明細書を発行している施設は7ページの質問7へおすすみください

6 全ての患者に明細書の無料発行をしていない理由等についてお伺いします。

①「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。 ※○はいくつでも	
1. 全ての常勤歯科医師が65歳以上で審査支払機関にその旨の届出をして、オンライン請求または電子媒体による請求が免除されているため	
2. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒体による請求が猶予されているため	
3. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため	
4. 自動入金機を活用しており、明細書発行を行うには自動入金機の改修が必要なため	
5. レセプトコンピュータを使用していないため	
6. 歯科診療所では、原則義務化の時期がきていないため	
7. その他（具体的に	）

②【明細書を発行していない施設（質問②③で「3.明細書を発行していない」と回答した施設）の方のみお答えください。それ以外の施設の方は質問③へお進みください。】
貴施設では、平成 23 年 5 月からの明細書の無料発行の原則義務化について、どのように患者等にお知らせしていますか。 ※〇はいくつでも

1. 来院時に明細書の無料発行に関するチラシやリーフレット等を配布している
2. 会計窓口で職員が患者等に明細書無料発行に関する説明をしている
3. 待合室等、院内に明細書無料発行に関するポスター等を掲示してある
4. 待合室等、院内に明細書無料発行に関するチラシやリーフレット等を置いてある
5. 診療時に歯科医師から明細書無料発行の説明をするようにしている
6. その他（具体的に _____）
7. 患者等にお知らせしていない

③貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制を整える予定ですか。 ※〇は1つだけ

1. 具体的な計画がある→明細書無料発行予定時期：平成（ ）年（ ）月頃
2. 具体的な時期は未定だが、検討中である
3. 予定はない
4. その他（具体的に _____）

④今後明細書を発行する場合、貴施設の体制からどの程度のタイミング（頻度）で発行することが可能と考えますか。 ※〇は1つだけ

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. 精算の都度発行 | 2. 次回来院時に発行 |
| 3. 月に1回まとめて発行 | 4. その他（具体的に _____） |

7 明細書の無料発行原則義務化にあたっての問題点・課題等について、ご意見・ご要望等がありましたらご記入ください。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

**厚生労働省保険局医療課委託事業
平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成 22 年度調査)
明細書無料発行原則義務化に伴う実施状況調査 調査票**

- ※ この「保険薬局票」は保険薬局の開設者・管理者の方に、貴施設における調剤の内容が分かる明細書（以下、明細書）の発行状況やお考えについてお伺いするものです。
- ※ 以下のラベルに、電話番号とご回答者のお名前をご記入ください。また、施設名と所在地をご確認の上、記載内容に間違いや不備等がございましたら、赤書きで修正してください。ご記入頂いた電話番号とお名前は、本調査の照会で使用するためのものであり、それ以外の目的のために使用することは一切ございません。また、適切に保管・管理致しますので、ご記入の程、よろしくお願い申し上げます。

施設名	
施設の所在地	
電話番号	()
ご回答者名	()

- ※ご回答の際は、あてはまる番号を○（マル）で囲んでください。また、（ ）内には具体的な数値、用語等をご記入ください。（ ）内に数値を記入する設問で、該当なしは「0（ゼロ）」を、わからない場合は「-」をご記入ください。
- ※特に断りのない場合は、平成 22 年 11 月末現在の状況についてご記入ください。

1 貴施設の基本情報についてお伺いします。

①組織形態 ※○は1つだけ	1. 法人→ (1.株式会社 2.有限会社 3.合資会社 4.合名会社 5.その他) 2. 個人			
②全職員数 (常勤換算) ※小数点以下第1位まで	薬 剤 師	(.) 人	事 務 職 員	(.) 人
	そ の 他 職 員	(.) 人	職 員 合 計	(.) 人
*非常勤職員の「常勤換算」は以下の方法で計算してください。 ■1 週間に複数勤務の場合：(非常勤職員の1週間の勤務時間) ÷ (貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務時間) ■1 月に複数勤務の場合：(非常勤職員の1か月の勤務時間) ÷ (貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務時間×4)				
③調剤基本料 ※○は1つだけ	1. 基準調剤加算 1 (10 点) 2. 基準調剤加算 2 (30 点) 3. 算定していない			
④1 か月間の受付 処方せん枚数	() 枚 ※平成 22 年 11 月 1 か月間			
⑤レセプトコンピュータ等 による医事会計システム の導入状況 ※○は1つだけ	1. 導入している 2. 導入に向けて具体的に計画中 3. 導入するか検討中 4. 導入する計画はない			
⑥レセプトコンピュータ等 による請求方法 ※○は1つだけ	1. オンライン請求 2. 電子媒体 (MO や FD など) による提出 3. 紙レセプトによる提出(レセプトコンピュータ等による医事会計システムを使用) 4. 紙レセプトによる提出 (手書き) 5. 代行請求			

(注)「レセプトコンピュータ等による医事会計システム」とは、いわゆるレセコンです。

⑤貴施設で発行する明細書に記載されている内容は何ですか。 ※〇はいくつでも	
1. 調剤月日	2. 調剤報酬点数の個別項目名
3. 調剤報酬点数の個別点数や価格	4. 調剤医薬品の名称・投与回数・日数
5. 調剤医薬品の薬価	6. その他（具体的に)
⑥貴施設で発行している明細書の様式はどのようなものですか。 ※〇は1つだけ	
1. 厚生労働省から示された標準様式で発行している	
2. 自施設で独自に作成した様式で発行している	
3. レセプトと同じ様式で発行している	
4. その他（具体的に)	
⑦貴施設で発行している明細書はどのような方法で作成していますか。 ※〇は1つだけ	
1. レセプトコンピュータで作成・出力している	
2. パソコン等で作成・出力している	
3. 手書きで作成・発行している	
4. その他（具体的に)	
⑧貴施設では、明細書の発行に際して患者の意向をどのように確認していますか。 ※〇は1つだけ	
1. 「明細書は不要」との申し出がない限り、特に意向を確認していない	
2. 明細書の発行の度に、発行を希望するかどうかを患者に確認している	
3. 最初に明細書が発行する際、発行の希望の有無を聞き、それを記録して、それ以降の来局時の際にも最初の希望通りに運用している	
4. その他（具体的に)	
⑨貴施設では、明細書の無料発行が原則義務化されたことについて、どのように患者等にお知らせしていますか。 ※〇はいくつでも	
1. 来局時に明細書の無料発行に関するチラシやリーフレット等を配布している	
2. 会計窓口で職員が患者等に明細書無料発行に関する説明をしている	
3. 薬局内に明細書無料発行に関するポスター等を掲示してある	
4. 薬局内に明細書無料発行に関するチラシやリーフレット等を置いてある	
5. 薬の交付時などに薬剤師から説明するようにしている	
6. その他（具体的に)	
7. 患者等にお知らせしていない	
⑩院内掲示などで患者等にお知らせしている内容はどのようなものですか。 ※〇はいくつでも	
1. 明細書発行の有無	2. 明細書発行の手続き
3. 費用徴収の有無	4. 費用徴収を行う場合の金額
5. 明細書無料発行の時期	6. その他（具体的に)
7. 特に何も院内掲示していない	

4 明細書が発行している施設における事務・設備整備等の費用負担の実態についてお伺いします。

①貴施設では、明細書の作成・発行について、どのような体制で対応していますか。 ※〇はいくつでも	
1. 明細書発行専任担当者を配置して対応している	2. 会計窓口の職員が対応している
3. その他（具体的に)	4. 特に対応する体制をとっていない

②平成 22 年 11 月現在、貴施設における明細書の内容についての患者からの問い合わせ件数は、今回の診療報酬改定（平成 22 年度）の前と比べてどうですか。 ※○は1つだけ	
1. 改定前と比べて増えた 2. 改定前と比べて一時的に増えたがその後減った 3. 改定前と比べて減った 4. 変わらない 5. よく分からない 6. 改定前は発行していない 7. その他（具体的に _____）	
③貴施設では、患者からの明細書の内容等の問い合わせに対して、どのような体制で対応していますか。 ※○はいくつでも	
1. 専任の担当者を配置して対応している 2. 会計窓口の職員が対応している 3. 薬を交付した薬剤師が対応している 4. 照会の内容によって対応する人を変えている 5. その他（具体的に _____） 6. 特に対応する体制をとっていない	
④明細書の内容について患者からの問い合わせ項目はどのようなものですか。 ※○はいくつでも	
1. 調剤月日 2. 調剤報酬点数の個別項目名 3. 調剤報酬点数の個別点数や価格 4. 調剤医薬品の名称・投与回数・日数 5. 調剤医薬品の薬価 6. その他（具体的に _____） 7. 特に問い合わせはない	
④-1 上記④で最も多いものの番号1つをお答えください。	
⑤明細書についての患者からの意見は、どのような内容ですか。 ※○はいくつでも	
1. 医薬品名や調剤内容等の個人情報患者本人以外の人に知られること 2. 本人に伏せていた医薬品名や調剤内容が本人に知られること 3. 会計での待ち時間が長くなったこと 4. 明細書に記載されている情報量が多すぎる事 5. 明細書に記載されている情報量が少なすぎる事 6. 明細書の記載内容が領収証のどの内容を表しているのかが分かりにくいこと 7. 記載されている内容が専門的で理解するのが難しいこと 8. 領収証と明細書のどちらか一つに統合してほしいこと 9. その他（具体的に _____） 10. 特に意見はない	
⑤-1 上記⑤で最も多いものの番号1つをお答えください。	
⑥明細書発行の原則義務化に対応するために、貴施設が行ったことは何ですか。 ※○はいくつでも	
1. 明細書発行や患者からの照会に対応するための事務職員を増員した →増員した人数：（ _____ ）人 2. 患者からの照会に対応するために担当者に対して教育研修を行った 3. 明細書発行に対応しているレセプトコンピュータを新規に導入した 4. 明細書発行に対応するためにレセプトコンピュータを改修した 5. 明細書発行に対応しているソフトを新規に購入した 6. 明細書を印刷するためのプリンターを新規に購入または買い換えた 7. その他（具体的に _____） 8. 特に対応はしていない	
⑦明細書発行に対応するために、今までに加えて要した費用があれば、その金額を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。	
1) 設備投資をした費用	約（ _____ ）万円
2) 人材体制面強化にかかった費用	約（ _____ ）万円

6 全ての患者に明細書の無料発行をしていない理由等についてお伺いします。

①「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。 ※〇はいくつでも	
1. 全ての常勤の薬剤師が 65 歳以上で審査支払機関にその旨の届出をして、オンライン請求または電子媒体による請求が免除されているため	
2. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため	
3. レセプトコンピュータを使用していないため	
4. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒体による請求が猶予されているため	
5. その他（具体的に	）
②貴施設では「正当な理由があるため明細書の発行をしていない」旨や「明細書発行に関する状況」について、どのように患者等にお知らせしていますか。 ※〇はいくつでも	
1. 来局時にチラシやリーフレット等を配布している	
2. 会計窓口で職員が患者等に説明している	
3. 薬局内にポスター等を掲示してある	
4. 薬局内にチラシやリーフレット等を置いてある	
5. 薬の交付時などに薬剤師から説明するようにしている	
6. その他（具体的に	）
7. 患者等にお知らせしていない	
③貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制を整える予定ですか。 ※〇は1つだけ	
1. 具体的な計画がある→明細書無料発行予定時期：平成（ ）年（ ）月頃	
2. 具体的な時期は未定だが、検討中である	
3. 予定はない	
4. その他（具体的に	）
④今後明細書を発行する場合、貴施設の体制からどの程度のタイミング（頻度）で発行することが可能と考えますか。 ※〇は1つだけ	
1. 精算の都度発行	2. 次回来局時に発行
3. 月に1回まとめて発行	4. その他（具体的に
	）

7 明細書の無料発行原則義務化にあたっての問題点・課題等について、ご意見・ご要望等がありましたらご記入ください。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

⑥医療保険のレセプト請求方法 ※〇は1つだけ	1. 紙レセプトによる提出（レセプトコンピュータ等による医事会計システムを使用） 2. 紙レセプトによる提出（手書き） 3. 代行請求
------------------------	---

2 貴事業所における明細書（訪問看護療養費の内容が分かる明細書）発行の認識と対応の有無についてお伺いします。

①平成22年度の診療報酬改定では、訪問看護ステーションにおいて、患者が求める場合は、「明細書」の発行に努めることとされました。このことをご存知ですか。 ※〇は1つだけ	
1. よく知っている	2. だいたい知っている
3. ほとんど知らない	4. まったく知らない
②平成22年11月現在、貴事業所での明細書の発行はどのような状況でしょうか。 ※〇は1つだけ	
1. 全ての患者に明細書を発行している	
2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している	
3. 明細書を発行していない（---▶ この後、質問 6・7 へ）	

3 明細書を発行している事業所における明細書発行状況等についてお伺いします。

①明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1件当たりの金額はいくらですか。また、その金額の算出根拠について具体的にお書きください。 ※〇は1つだけ	
1. 徴収している →	1件当たりの徴収金額：() 円 上記徴収金額の算出根拠：(具体的に)
2. 徴収していない	
②下記の1)～3)について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1)～3)の順番でお答えください。	
1) 有料で明細書発行を始めた時期 ※〇は1つだけ	1. 平成18年3月以前 2. 平成18年度中 3. 平成19年度中 4. 平成20年度中 5. 平成21年4月～12月 6. 平成22年1月以降→平成22年()月頃 7. 有料で明細書発行を行ったことはない
2) 患者からの申し出があれば無料で明細書発行を始めた時期 ※〇は1つだけ	1. 平成18年3月以前 2. 平成18年度中 3. 平成19年度中 4. 平成20年度中 5. 平成21年4月～12月 6. 平成22年1月以降→平成22年()月頃 7. 無料で明細書発行を行ったことはない
3) 全ての患者に対して無料で明細書発行を始めた時期 ※〇は1つだけ	1. 平成18年3月以前 2. 平成18年度中 3. 平成19年度中 4. 平成20年度中 5. 平成21年4月～12月 6. 平成22年1月以降→平成22年()月頃 7. 全ての患者に無料で明細書を発行していない
③貴事業所での平成22年11月1か月間の明細書発行件数についてお書きください。	
1) 無料で発行した件数	() 件
2) 有料で発行した件数	() 件
3) 合計	() 件

④貴事業所では、どのようなタイミングで明細書を発行していますか。 ※〇はいくつでも	
1. 精算の都度発行	2. 次回訪問時に発行
3. 月に1回まとめて発行(1.以外)	4. その他(具体的に)
⑤貴事業所で発行する明細書に記載されている内容は何ですか。 ※〇はいくつでも	
1. 請求期間	2. 提供日
3. 訪問看護療養費の個別項目名	4. 訪問看護療養費の個別単価
5. 訪問看護療養費の個別数量	6. 保険外負担分の項目・単価・数量
7. 保険負担額	8. 保険外負担額
9. その他(具体的に)	
⑥貴事業所で発行している明細書の様式はどのようなものですか。 ※〇は1つだけ	
1. 独自に作成した様式で発行している	2. レセプトと同じ様式で発行している
3. その他(具体的に)	
⑦貴事業所で発行している明細書はどのような方法で作成していますか。 ※〇は1つだけ	
1. レセプトコンピュータで作成・出力している	
2. パソコン等で作成・出力している	
3. 手書きで作成・発行している	
4. その他(具体的に)	
⑧貴事業所では明細書の発行に際して患者の意向をどのように確認していますか。 ※〇は1つだけ	
1. 「明細書は不要」との申し出がない限り、特に意向を確認していない	
2. 明細書の発行の度に、発行を希望するかどうかを患者に確認している	
3. 最初に明細書を発行する際、発行の希望の有無を聞き、それを記録して、それ以降の支払いの際にも最初の希望通りに運用している	
4. その他(具体的に)	

4 明細書を発行している事業所における事務・設備整備等の費用負担の実態についてお伺いします。

①貴事業所では、明細書の作成・発行について、どのような体制で対応していますか。 ※〇はいくつでも	
1. 事務職員が対応している	2. 管理者が対応している
3. その他(具体的に)	4. 特に対応する体制をとっていない
②平成22年11月現在、貴事業所での明細書の内容についての患者からの問い合わせ件数は、今回の診療報酬改定(平成22年度)の前と比べてどうですか。 ※〇は1つだけ	
1. 改定前と比べて増えた	2. 改定前と比べて一時的に増えたがその後減った
3. 改定前と比べて減った	4. 変わらない
5. 改定前は発行していない	6. その他(具体的に)
③貴事業所では、患者からの明細書の内容等の問い合わせに対して、どのような体制で対応していますか。 ※〇はいくつでも	
1. 事務職員が対応している	2. 管理者が対応している
3. その他(具体的に)	
4. 特に対応する体制をとっていない	

④明細書の内容について患者からの問い合わせ項目はどのようなものですか。 ※〇はいくつでも	
1. 請求期間	2. 提供日
3. 訪問看護療養費の個別項目名	4. 訪問看護療養費の個別単価
5. 訪問看護療養費の個別数量	6. 保険外負担分の項目・単価・数量
7. 保険負担額	8. 保険外負担額
9. その他（具体的に	）
10. 特に問い合わせはない	
④-1 上記④で最も多いものの番号1つをお答えください。	
⑤明細書についての患者からの意見は、どのような内容ですか。 ※〇はいくつでも	
1. 訪問看護の内容等の個人情報患者本人以外の人に知られること	
2. 明細書に記載されている情報量が多すぎる	
3. 明細書に記載されている情報量が少なすぎる	
4. 明細書の記載内容が領収証のどの内容を表しているのかが分かりにくい	
5. 記載されている内容が専門的で理解するのが難しい	
6. 領収証と明細書のどちらか一つに統合してほしい	
7. その他（具体的に	）
8. 特に意見はない	
⑤-1 上記⑤で最も多いものの番号1つをお答えください。	
⑥明細書発行に対応するために、貴事業所が行ったことは何ですか。 ※〇はいくつでも	
1. 明細書発行や患者からの照会に対応するための事務職員を増員した →増員した人数：（ ）人	
2. 患者からの照会に対応するために担当者に対して教育研修を行った	
3. 明細書発行に対応しているレセプトコンピュータを新規に導入した	
4. 明細書発行に対応するためにレセプトコンピュータを改修した	
5. 明細書発行に対応しているソフトを新規に購入した	
6. 明細書を印刷するためのプリンターを新規に購入または買い換えた	
7. その他（具体的に	）
8. 特に対応はしていない	
⑦明細書発行に対応するために、今までに加えて要した費用があれば、その金額を具体的にご記入ください。 費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。	
1) 設備投資をした費用	約（ ）万円
2) 人材体制面強化にかかった費用	約（ ）万円
⑧平成22年11月1か月間の明細書発行に係る設備等で継続的にかかる費用（人件費やインク代・紙代など）を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。	
	約（ ）万円

質問**5**からは、

- ・全ての患者に明細書を発行している事業所の方は、質問**5**・**7**に回答してください。
- ・一部の患者に明細書を発行している事業所の方は、質問**5**・**6**・**7**に回答してください。
- ・患者に明細書を全く発行していない事業所の方は、質問**6**・**7**に回答してください。

5 明細書を発行（一部の患者または全ての患者に発行）している事業所における患者への影響と効果についてお伺いします。

①貴事業所において、明細書を発行するようになってから、明細書発行を希望する患者はどの程度いましたか。 ※○は1つだけ					
1. 10%未満	2. 10%以上 30%未満	3. 30%以上 50%未満			
4. 50%以上 70%未満	5. 70%以上 90%未満	6. 90%以上			
②平成22年4月以降、貴事業所において、患者等が明細書の発行を希望したにもかかわらず、療養の継続に支障が生じると看護師が判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 ※○は1つだけ					
1. 10%未満	2. 10%以上 30%未満	3. 30%以上 50%未満			
4. 50%以上 70%未満	5. 70%以上 90%未満	6. 90%以上			
③明細書の発行により、以下の1)～4)の効果はいかがでしたか。 ※「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として5段階で評価し、あてはまる番号にそれぞれ1つだけ○をつけてください。					
	大い にあて はまる	やや あて はまる	ど ち ら と も い え な い	あ ま り あ て は ま ら な い	全 く あ て は ま ら な い
1) 訪問看護の内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2) 訪問看護の内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3) 患者の療養費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4) 明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1
④上記③以外に、明細書の発行による効果について、ご自由にお書きください。					

→全ての患者に明細書を発行している事業所は6ページの質問**7**へおすすみください

6 全ての患者に明細書の発行をしていない理由等についてお伺いします。

①全ての患者には明細書を発行していない理由は何ですか。※あてはまるものすべてに○	
1. 訪問看護ステーションでは、明細書の無料発行が義務化されていないため	
2. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため	
3. レセプトコンピュータを使用していないため	
4. 領収証で訪問看護の内容が十分分かるため	
5. その他（具体的に	）
②貴事業所では「明細書を発行していない」旨や「明細書発行に関する状況」について、どのように患者等にお知らせしていますか。 ※あてはまるものすべてに○	
1. 訪問時にチラシやリーフレット等を配布している	
2. 訪問時に看護師から説明するようにしている	
3. その他（具体的に	）
4. 患者等にお知らせしていない	

③貴事業所では、今後明細書を発行する体制を整える予定ですか。 ※〇は1つだけ

1. 具体的な計画がある→明細書無料発行予定時期：平成()年()月頃
2. 具体的な時期は未定だが、検討中である
3. 予定はない
4. その他（具体的に)

④貴事業所では、どのようなタイミングであれば明細書を発行することができますか。 ※〇はいくつでも

1. 次回訪問時に発行
2. 月に1回まとめて発行
3. その他（具体的に)
4. 分からない

7 明細書の発行にあたっての問題点・課題等について、ご意見・ご要望等がありましたらご記入ください。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

厚生労働省保険局医療課委託事業「平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」

明細書発行原則義務化に関する意識調査

質問 最初に、この調査票のご記入者について、おうかがいします。

この調査票のご記入者は、患者様ご自身でしょうか。それともご家族の方等でしょうか。

1. 本人 2. 家族など（具体的に)

問 1. 患者様ご自身のことについて、おうかがいします。

- (1) 性別 1. 男性 2. 女性 (2) 年齢 () 歳

(3) 本日退院した（この調査票を受け取った）医療機関には、どのくらい入院されていましたか。

※○は1つ

1. 3日以内 2. ~2週間以内 3. ~1か月以内
4. ~3か月以内 5. ~6か月以内 6. 6か月以上
7. その他（具体的に)

(4) お手持ちの健康保険の種類は何ですか。※○は1つ

1. 国民健康保険（国保） 2. 健康保険組合（健保組合）
3. 全国健康保険協会（協会けんぽ） 4. 共済組合（共済）
5. 後期高齢者医療広域連合（広域連合） 6. その他（)

※お手持ちの健康保険証の「保険者」名称をご確認ください。

(5) 公費負担医療※により自己負担が軽減されていますか。 ※○は1つ

1. はい 2. いいえ

※小児医療や難病等で医療費の自己負担が軽減となるもの。

問 2. 明細書（※）の発行が原則義務化されたことについて、おうかがいします。

※この調査票と一緒にお渡しした「調査ご協力のお願い」の裏面に、診療の内容がわかる明細書の見本をおつけしましたので、ご参考にしてください。

(1) 今年（平成 22 年）4 月から（一般診療所は 8 月から、歯科診療所は平成 23 年 5 月から）医療機関や薬局などで明細書の無料発行が原則義務化されたことをご存知でしたか。※○は1つ

1. 知っていた 2. 知らなかった→2 ページの問 3 へ

▶(1) - 1 どのようなきっかけでお知りになりましたか。※あてはまるものすべてに○

1. 医療機関や薬局等の施設内でのポスターなどをみて
2. 医療機関や薬局等で配布されたリーフレットなどをみて
3. 医療機関や薬局等の窓口で説明を受けて
4. 医療機関や薬局等から明細書を発行されて
5. 家族や知人などからの口伝えで
6. 新聞や雑誌などメディアからの情報で
7. 健康保険組合や協会けんぽ、国民健康保険など保険者からのお知らせで
8. その他（具体的に)

(9) 明細書を受け取って良かったことは何ですか。※あてはまるものすべてに○

1. 治療・検査・薬などの具体名がわかりやすくなった
2. 医療費の内訳がわかりやすかった
3. 医師等に治療・検査・薬について質問・相談がしやすくなった
4. 医療機関を選択する際の参考となった
5. 医療機関への安心感・信頼感が高まった
6. その他 (具体的に _____)
7. 良かったことは何もない

(10) 明細書を受け取って困ったことは何ですか。※あてはまるものすべてに○

1. 用語がわかりにくかった
2. 医療費の内訳がわかりにくかった
3. 明細書の見方についての説明がなかった
4. 会計窓口で医療費に関する質問がしにくかった
5. 医師等に治療・検査・薬についての質問・相談がしにくかった
6. 明細書発行までに時間がかかった
7. その他 (具体的に _____)
8. 困ったことは何もない

(10) -1 上記の困った点について、どうすれば改善されると思いますか。

(11) 本日受け取った領収書・明細書に「診断群分類 (DPC)」の記載がありましたか。※○は1つ

1. あった
2. なかった →問4へ
3. わからない →問4へ

→(11) -1 医薬品・検査の名称について明細書に記載がありましたか。※○は1つ

1. あった
2. なかった
3. わからない

(11) -2 医薬品・検査の名称について、明細書への記載を希望しますか。※○は1つ

1. 希望する
2. 希望しない
3. わからない

問4. 本日退院した医療機関 (この調査票を受け取った医療機関) での、平成22年4月以降
本日までのご経験等について、おうかがいします。

(1) 本日退院した医療機関で、今までに明細書発行の希望をたずねられたことがありますか。

※○は1つ

1. たずねられたことがある
2. たずねられたことはない
3. わからない

(2) 窓口で明細書の発行を希望しないことを伝えたことがありますか。※○は1つ

1. ある
2. ない

問3. 本日受診した医療機関（この調査票を受け取った医療機関）での、本日の明細書の受取り状況について、おうかがいします。

(1) 本日受診した医療機関で明細書を受け取りましたか。※○は1つ

1. 受け取った
2. 自らの希望で受け取らなかった →3 ページの間4へ
3. 医療機関が発行しなかったため受け取らなかった →3 ページの間4へ
4. わからない →3 ページの間4へ

(2) 明細書を受け取るための（治療費以外の）お金（手数料）をお支払いになりましたか。お支払いになりました場合はその金額もご記入ください。※○は1つ

1. 支払った →金額 () 円
2. 支払っていない
3. わからない

(3) 明細書を受け取るために会計での待ち時間は、明細書の発行がない時と比べてどうでしたか。※○は1つ

1. 長くなった
2. 短くなった
3. 変わらない
4. わからない

(4) 明細書の内容を確認しましたか。※○は1つ

1. きちんと確認した
2. おおまかに確認した
3. ほとんど確認しなかった
4. まったく確認しなかった

(5) 明細書は必要だと思いますか。※○は1つ

1. 必要だと思う
2. どちらかというとも必要だと思う
3. どちらかというとも必要ない
4. 必要ない

(6) 明細書を自宅まで持ち帰りましたか。※○は1つ

1. 自宅に持ち帰った
2. 自宅まで持ち帰らなかった
3. その他（具体的に)

(7) 明細書の内容はわかりやすかったですか。※○は1つ

1. わかりやすかった
2. どちらかというともわかりやすかった
3. どちらかというともわかりにくかった
4. わかりにくかった

(8) 医療機関で明細書を受け取って満足していますか。※○は1つ

1. 大変満足している
2. まあまあ満足している
3. 少し不満である
4. まったく不満である

(9) 明細書を受け取って良かったことは何ですか。※あてはまるものすべてに○

1. 治療・検査・薬などの具体名がわかりやすくなった
2. 医療費の内訳がわかりやすかった
3. 医師等に治療・検査・薬について質問・相談がしやすくなった
4. 医療機関を選択する際の参考となった
5. 医療機関への安心感・信頼感が高まった
6. その他 (具体的に)
7. 良かったことは何もない

(10) 明細書を受け取って困ったことは何ですか。※あてはまるものすべてに○

1. 用語がわかりにくかった
2. 医療費の内訳がわかりにくかった
3. 明細書の見方についての説明がなかった
4. 会計窓口で医療費に関する質問がしにくかった
5. 医師等に治療・検査・薬についての質問・相談がしにくかった
6. 明細書発行までに時間がかかった
7. その他 (具体的に)
8. 困ったことは何もない

(10) - 1 上記の困った点について、どうすれば改善されると思いますか。

問4. 本日受診した医療機関 (この調査票を受け取った医療機関) での、平成22年4月以降本日までのご経験等について、おうかがいします。

(1) 本日受診した医療機関で、今までに明細書発行の希望をたずねられたことがありますか。
※○は1つ

1. たずねられたことがある
2. たずねられたことはない
3. わからない

(2) 窓口で明細書の発行を希望しないことを伝えたことがありますか。※○は1つ

1. ある
2. ない

(3) 本日受診した医療機関で、明細書についての問い合わせをしたことがありますか。※○は1つ

1. ある
2. ない → 4ページの問5へ

→ (3) - 1 問い合わせの内容は何ですか。※あてはまるものすべてに○

1. 領収証と明細書の違い
2. 明細書が発行されなかった理由
3. 明細書に記載された治療・検査内容
4. 診療報酬の個別項目の意味
5. 診療報酬の個別点数や価格
6. 明細書の見方
7. その他 (具体的に)

問5. 病院や一般診療所の外来での、明細書無料発行に関する今後のご希望等について、おうかがいします。

（1）今後、あなたは、病院や一般診療所の外来での明細書の無料発行を希望しますか。※○は1つ

1. 会計の都度、明細書発行を希望する →質問（2）へ
2. 治療内容に変更があった時など、時と場合により、明細書発行を希望する→質問（2）へ
3. 希望しない

→（1）－1 希望しない理由は何ですか。※あてはまるものすべてに○

1. 明細書をもらっても内容がよくわからないため
2. 家族などに検査名や服用している薬などを知られるのがいやなため
3. 治療内容等、個人情報であり廃棄方法が不安であるため
4. 領収証の内容で十分なため
5. 明細書発行までに時間がかかるため
6. 毎回ほぼ同じ内容であるため
7. その他（具体的に _____ ）

（2）全ての患者に明細書が無料で発行される制度について、どのように思いますか。※○は1つ

1. 必要と思う
2. どちらかというとも必要と思う
3. どちらかというとも必要ない
4. 必要ない

（3）明細書の無料発行についてご意見がございましたら、ご記入ください。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。調査専用の返信用封筒（切手は不要です）にアンケートを入れ、お近くのポストに12月24日（金）までに投函してください。

問3. 本日受診した医療機関（この調査票を受け取った医療機関）での、本日の明細書の受取り状況について、おうかがいします。

(1) 本日受診した医療機関で明細書を受け取りましたか。※○は1つ

1. 受け取った
2. 自らの希望で受け取らなかった →3 ページの間4へ
3. 医療機関が発行しなかったので受け取らなかった →3 ページの間4へ
4. わからない →3 ページの間4へ

(2) 明細書を受け取るための（治療費以外の）お金（手数料）をお支払いになりましたか。お支払いになりました場合はその金額もご記入ください。※○は1つ

1. 支払った →金額 () 円
2. 支払っていない
3. わからない

(3) 明細書を受け取るために会計での待ち時間は、明細書の発行がない時と比べてどうでしたか。※○は1つ

1. 長くなった
2. 短くなった
3. 変わらない
4. わからない

(4) 明細書の内容を確認しましたか。※○は1つ

1. きちんと確認した
2. おおまかに確認した
3. ほとんど確認しなかった
4. まったく確認しなかった

(5) 明細書は必要だと思いますか。※○は1つ

1. 必要だと思う
2. どちらかというとも必要だと思う
3. どちらかというとも必要ない
4. 必要ない

(6) 明細書を自宅まで持ち帰りましたか。※○は1つ

1. 自宅に持ち帰った
2. 自宅まで持ち帰らなかった
3. その他（具体的に)

(7) 明細書の内容はわかりやすかったですか。※○は1つ

1. わかりやすかった
2. どちらかというともわかりやすかった
3. どちらかというともわかりにくかった
4. わかりにくかった

(8) 医療機関で明細書を受け取って満足していますか。※○は1つ

1. 大変満足している
2. まあまあ満足している
3. 少し不満である
4. まったく不満である

(9) 明細書を受け取って良かったことは何ですか。※あてはまるものすべてに○

1. 治療・検査・薬などの具体名がわかりやすくなった
2. 医療費の内訳がわかりやすかった
3. 医師等に治療・検査・薬について質問・相談がしやすくなった
4. 医療機関を選択する際の参考となった
5. 医療機関への安心感・信頼感が高まった
6. その他 (具体的に)
7. 良かったことは何もない

(10) 明細書を受け取って困ったことは何ですか。※あてはまるものすべてに○

1. 用語がわかりにくかった
2. 医療費の内訳がわかりにくかった
3. 明細書の見方についての説明がなかった
4. 会計窓口で医療費に関する質問がしにくかった
5. 医師等に治療・検査・薬についての質問・相談がしにくかった
6. 明細書発行までに時間がかかった
7. その他 (具体的に)
8. 困ったことは何もない

(10) - 1 上記の困った点について、どうすれば改善されると思いますか。

問4. 本日受診した医療機関 (この調査票を受け取った医療機関) での、平成22年4月以降
本日までのご経験等について、おうかがいします。

(1) 本日受診した医療機関で、今までに明細書発行の希望をたずねられたことがありますか。
※○は1つ

1. たずねられたことがある
2. たずねられたことはない
3. わからない

(2) 窓口で明細書の発行を希望しないことを伝えたことがありますか。※○は1つ

1. ある
2. ない

(3) 本日受診した医療機関で、明細書についての問い合わせをしたことがありますか。※○は1つ

1. ある
2. ない → 4ページの問5へ

→(3) - 1 問い合わせの内容は何ですか。※あてはまるものすべてに○

1. 領収証と明細書の違い
2. 明細書が発行されなかった理由
3. 明細書に記載された治療・検査内容
4. 診療報酬の個別項目の意味
5. 診療報酬の個別点数や価格
6. 明細書の見方
7. その他 (具体的に)

問5. 病院や一般診療所の外来での、明細書無料発行に関する今後のご希望等について、おうかがいします。

(1) 今後、あなたは、病院や一般診療所の外来での明細書の無料発行を希望しますか。※○は1つ

1. 会計の都度、明細書発行を希望する →質問(2)へ
2. 治療内容に変更があった時など、時と場合により、明細書発行を希望する→質問(2)へ
3. 希望しない

→(1) - 1 希望しない理由は何ですか。※あてはまるものすべてに○

1. 明細書をもらっても内容がよくわからないため
2. 家族などに検査名や服用している薬などを知られるのがいやなため
3. 治療内容等、個人情報であり廃棄方法が不安であるため
4. 領収証の内容で十分なため
5. 明細書発行までに時間がかかるため
6. 毎回ほぼ同じ内容であるため
7. その他（具体的に _____)

(2) 全ての患者に明細書が無料で発行される制度について、どのように思いますか。※○は1つ

1. 必要と思う
2. どちらかという必要と思う
3. どちらかという必要ない
4. 必要ない

(3) 明細書の無料発行についてご意見がございましたら、ご記入ください。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。調査専用の返信用封筒（切手は不要です）にアンケートを入れ、お近くのポストに12月24日（金）までに投函してください。

問3. 本日受診した歯科診療所（この調査票を受け取った歯科診療所）での、本日の明細書の受取り状況について、おうかがいします。

(1) 本日受診した歯科診療所で明細書を受け取りましたか。※○は1つ

1. 受け取った
2. 自らの希望で受け取らなかった →3ページの間4へ
3. 歯科診療所が発行しなかったため受け取らなかった →3ページの間4へ
4. わからない →3ページの間4へ

(2) 明細書を受け取るための（治療費以外の）お金（手数料）をお支払いになりましたか。お支払いになりました場合は、その金額もご記入ください。※○は1つ

1. 支払った →金額（ ）円
2. 支払っていない 3. わからない

(3) 明細書を受け取るために会計での待ち時間は、明細書の発行がない時と比べてどうでしたか。※○は1つ

1. 長くなった 2. 短くなった
3. 変わらない 4. わからない

(4) 明細書の内容を確認しましたか。※○は1つ

1. きちんと確認した 2. おおまかに確認した
3. ほとんど確認しなかった 4. まったく確認しなかった

(5) 明細書は必要だと思いますか。※○は1つ

1. 必要だと思う 2. どちらかという必要だと思う
3. どちらかという必要ない 4. 必要ない

(6) 明細書を自宅まで持ち帰りましたか。※○は1つ

1. 自宅に持ち帰った 2. 自宅まで持ち帰らなかった
3. その他（具体的に ）

(7) 明細書の内容はわかりやすかったですか。※○は1つ

1. わかりやすかった 2. どちらかというわかりやすかった
3. どちらかというわかりにくかった 4. わかりにくかった

(8) 明細書を受け取って満足していますか。※○は1つ

1. 大変満足している 2. まあまあ満足している
3. 少し不満である 4. まったく不満である

(9) 明細書を受け取って良かったことは何ですか。※あてはまるものすべてに○

- | |
|---|
| 1. 治療・検査・薬などの具体名がわかりやすくなった
2. 医療費の内訳がわかりやすかった
3. 歯科医師等に治療・検査・薬について質問・相談がしやすくなった
4. 歯科診療所を選択する際の参考となった
5. 歯科診療所への安心感・信頼感が高まった
6. その他（具体的に _____ ）
7. 良かったことは何もない |
|---|

(10) 明細書を受け取って困ったことは何ですか。※あてはまるものすべてに○

- | |
|--|
| 1. 用語がわかりにくかった
2. 医療費の内訳がわかりにくかった
3. 明細書の見方についての説明がなかった
4. 会計窓口で医療費に関する質問がしにくかった
5. 歯科医師等に治療・検査・薬についての質問・相談がしにくかった
6. 明細書発行までに時間がかかった
7. その他（具体的に _____ ）
8. 困ったことは何もない |
|--|

(10) - 1 上記の困った点について、どうすれば改善されると思いますか。

--

問4. 本日受診した歯科診療所（この調査票を受け取った医療機関）での、平成22年4月以降本日までのご経験等について、おうかがいします。

(1) 本日受診した歯科診療所で、今までに明細書発行の希望をたずねられたことがありますか。※○は1つ

- | | | |
|----------------|----------------|----------|
| 1. たずねられたことがある | 2. たずねられたことはない | 3. わからない |
|----------------|----------------|----------|

(2) 窓口で明細書の発行を希望しないことを伝えたことがありますか。※○は1つ

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

(3) 本日受診した歯科診療所で、明細書についての問い合わせをしたことがありますか。※○は1つ

- | | |
|-------|------------------|
| 1. ある | 2. ない → 4ページの間5へ |
|-------|------------------|

→ (3) - 1 問い合わせの内容は何ですか。※あてはまるものすべてに○

- | | |
|--|---|
| 1. 領収証と明細書の違い
3. 明細書に記載された治療・検査内容
5. 診療報酬の個別点数や価格
7. その他（具体的に _____ ） | 2. 明細書が発行されなかった理由
4. 診療報酬の個別項目の意味
6. 明細書の見方 |
|--|---|

問5. 歯科診療所での、明細書無料発行に関する今後のご希望等について、おうかがいします。

(1) 今後、あなたは、歯科診療所での明細書の無料発行を希望しますか。※○は1つ

1. 会計の都度、明細書発行を希望する →質問(2)へ
2. 治療内容に変更があった時など、時と場合により、明細書発行を希望する→質問(2)へ
3. 希望しない

→(1) - 1 希望しない理由は何ですか。※あてはまるものすべてに○

1. 明細書をもらっても内容がよくわからないため
2. 家族などに検査名や服用している薬などを知られるのがいやなため
3. 治療内容等、個人情報であり廃棄方法が不安であるため
4. 領収証の内容で十分なため
5. 明細書発行までに時間がかかるため
6. 毎回ほぼ同じ内容であるため
7. その他 (具体的に)

(2) 全ての患者に明細書が無料で発行される制度について、どのように思いますか。※○は1つ

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 必要と思う | 2. どちらかというとも必要と思う |
| 3. どちらかというとも必要ない | 4. 必要ない |

(3) 明細書の無料発行についてご意見がございましたら、ご記入ください。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。調査専用の返信用封筒(切手は不要です)にアンケートを入れ、お近くのポストに12月24日(金)までに投函してください。

厚生労働省保険局医療課委託事業「平成22年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」

明細書発行原則義務化に関する意識調査

質問 最初に、この調査票のご記入者について、おうかがいします。

この調査票のご記入者は、患者様ご自身でしょうか。それともご家族の方等でしょうか。

1. 本人 2. 家族など（具体的に _____）

問1. あなたご自身のことについて、おうかがいします。

- (1) 性別 1. 男性 2. 女性 (2) 年齢 _____ 歳

(3) 本日来局した（この調査票を受け取った）保険薬局を利用する回数は1か月にどの程度ですか。※○は1つ

1. 本日が初めて 2. 1回程度 3. 2～3回程度
4. 4～5回程度 5. 6回以上

(4) お手持ちの健康保険の種類は何ですか。※○は1つ

1. 国民健康保険（国保） 2. 健康保険組合（健保組合）
3. 全国健康保険協会（協会けんぽ） 4. 共済組合（共済）
5. 後期高齢者医療広域連合（広域連合） 6. その他（ _____ ）

※お手持ちの健康保険証の「保険者」名称をご確認ください。

(5) 公費負担医療※により自己負担が軽減されていますか。 ※○は1つ

1. はい 2. いいえ

※小児医療や難病等で医療費の自己負担が軽減となるもの。

問2. 明細書（※）の発行が原則義務化されたことについて、おうかがいします。

※この調査票と一緒にお渡しした「調査ご協力のお願い」の裏面に、調剤の内容がわかる明細書の見本をおつけしましたので、ご参考にしてください。

(1) 今年（平成22年）4月から（一般診療所は8月から、歯科診療所は来年5月から）医療機関や薬局などで明細書の無料発行が原則義務化されたことをご存知でしたか。※○は1つ

1. 知っていた 2. 知らなかった→2ページの問3へ

→(1) - 1 どのようなきっかけでお知りになりましたか。※あてはまるものすべてに○

1. 医療機関や薬局等の施設内でのポスターなどをみて
2. 医療機関や薬局等で配布されたリーフレットなどをみて
3. 医療機関や薬局等の窓口で説明を受けて
4. 医療機関や薬局等から明細書を発行されて
5. 家族や知人などからの口伝えで
6. 新聞や雑誌などメディアからの情報で
7. 健康保険組合や協会けんぽ、国民健康保険などから保険者のお知らせで
8. その他（具体的に _____）

(9) 明細書を受け取って良かったことは何ですか。※あてはまるものすべてに○

1. 薬の具体名がわかりやすくなった
2. 医療費（保険薬局での会計）の内訳がわかりやすかった
3. 薬剤師等に薬について質問・相談がしやすくなった
4. 保険薬局を選択する際の参考となった
5. 保険薬局への安心感・信頼感が高まった
6. その他（具体的に _____)
7. 良かったことは何もない

(10) 明細書を受け取って困ったことは何ですか。※あてはまるものすべてに○

1. 用語がわかりにくかった
2. 医療費（保険薬局での会計）の内訳がわかりにくかった
3. 明細書の見方についての説明がなかった
4. 会計窓口で医療費（保険薬局での会計）に関する質問がしにくかった
5. 薬剤師に薬についての質問・相談がしにくかった
6. 明細書発行までに時間がかかった
7. その他（具体的に _____)
8. 困ったことは何もない

(10) - 1 上記の困った点について、どうすれば改善されると思いますか。

問4. 本日来局した保険薬局（この調査票を受け取った医療機関）での、平成22年4月以降本日までのご経験等について、おうかがいします。

(1) 本日来局した保険薬局で、今までに明細書発行の希望をたずねられたことがありますか。

※○は1つ

1. たずねられたことがある
2. たずねられたことはない
3. わからない

(2) 窓口で明細書の発行を希望しないことを伝えたことがありますか。※○は1つ

1. ある
2. ない

(3) 本日来局した保険薬局で、明細書についての問い合わせをしたことがありますか。※○は1つ

1. ある
2. ない → 4 ページの間5へ

→ (3) - 1 問い合わせの内容は何ですか。※あてはまるものすべてに○

1. 領収証と明細書の違い
2. 明細書が発行されなかった理由
3. 明細書に記載された薬
4. 調剤報酬の個別項目の意味
5. 調剤報酬の個別点数や価格
6. 明細書の見方
7. その他（具体的に _____)

問5. 保険薬局での、明細書無料発行に関する今後のご希望等について、おうかがいします。

(1) 今後、あなたは、保険薬局での明細書の無料発行を希望しますか。※○は1つ

1. 会計の都度、明細書発行を希望する →質問(2)へ
2. 投薬内容に変更があった時など、時と場合により、明細書発行を希望する→質問(2)へ
3. 希望しない

→(1) - 1 希望しない理由は何ですか。※あてはまるものすべてに○

1. 明細書をもらっても内容がよくわからないため
2. 家族などに服用している薬などを知られるのがいやなため
3. 投薬内容等、個人情報であり廃棄方法が不安であるため
4. 領収証の内容で十分なため
5. 明細書発行までに時間がかかるため
6. 毎回ほぼ同じ内容であるため
7. その他 (具体的に)

(2) 全ての患者に明細書が無料で発行される制度について、どのように思いますか。※○は1つ

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 必要と思う | 2. どちらかというとも必要と思う |
| 3. どちらかというとも必要ない | 4. 必要ない |

(3) 明細書の無料発行についてご意見がございましたら、ご記入ください。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。調査専用の返信用封筒(切手は不要です)にアンケートを入れ、お近くのポストに12月24日(金)までに投函してください。

厚生労働省保険局医療課委託事業「平成22年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」

明細書発行原則義務化に関する意識調査

質問 最初に、この調査票のご記入者について、おうかがいします。

この調査票のご記入者は、患者（訪問看護ステーション利用者）様ご自身でしょうか。それともご家族の方等でしょうか。

- | | | |
|-------|--------------|---|
| 1. 本人 | 2. 家族など（具体的に | ） |
|-------|--------------|---|

問1. 患者様ご自身のことについて、おうかがいします。

- | | | | | |
|--------|-------|-------|--------|-------|
| (1) 性別 | 1. 男性 | 2. 女性 | (2) 年齢 | () 歳 |
|--------|-------|-------|--------|-------|

- (3) 本日利用した（この調査票を受け取った）訪問看護ステーションを利用する回数は週に何回ですか。

週に () 回

- (4) この訪問看護ステーションを利用するようになってから、どのくらいですか。

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1. 1か月未満（1か月たっていない） | 2. 1か月以上6か月未満 |
| 3. 6か月以上1年未満 | 4. 1年以上 |

- (5) お手持ちの健康保険の種類は何ですか。※○は1つ

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 国民健康保険（国保） | 2. 健康保険組合（健保組合） |
| 3. 全国健康保険協会（協会けんぽ） | 4. 共済組合（共済） |
| 5. 後期高齢者医療広域連合（広域連合） | 6. その他（) |

※お手持ちの健康保険証の「保険者」名称をご確認ください。

- (6) 公費負担医療※により自己負担が軽減されていますか。 ※○は1つ

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

※小児医療や難病等で医療費の自己負担が軽減となるもの。

問2. 明細書（※）の発行が原則義務化されたことについて、おうかがいします。

※この調査票と一緒にお渡しした「調査ご協力をお願い」の裏面に明細書の見本をおつけしましたので、ご参考にしてください。

訪問看護ステーションにおける明細書の発行について（医療保険）

訪問看護ステーションでは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した『領収証』を無料で発行することは義務づけられていますが、医療機関や保険薬局と異なり、明細書については、「患者から求められたときは、明細書の発行に努めること」とされています。

(1) 今年(平成22年)4月から(一般診療所は8月から、歯科診療所は来年(平成23年)5月から)医療機関や薬局などで明細書の無料発行が原則義務化されたことをご存知でしたか。

※○は1つ

1. 知っていた

2. 知らなかった→問3へ

→(1) - 1 どのようなきっかけでお知りになりましたか。※あてはまるものすべてに○

1. 訪問看護ステーションの看護師等から説明を受けて
2. 医療機関や薬局等の施設内でのポスターなどをみて
3. 医療機関や薬局等で配布されたリーフレットなどをみて
4. 医療機関や薬局等の窓口で説明を受けて
5. 医療機関や薬局等から明細書を発行されて
6. 家族や知人などからの口伝えで
7. 新聞や雑誌などメディアからの情報で
8. 健康保険組合や協会けんぽ、国民健康保険など保険者からのお知らせで
9. その他(具体的に)

問3. 本日利用した訪問看護ステーション(この調査票を受け取った訪問看護ステーション)での、明細書の受取り状況について、おうかがいします。

(1) 本日利用した訪問看護ステーションから、最近1か月くらいの間に明細書を受け取ったことがありますか。※○は1つ

1. 受け取ったことがある
2. 自らの希望で受け取らなかったことがある →3ページの間4へ
3. 受け取ったことはない →3ページの間4へ
4. わからない →3ページの間4へ

(2) 明細書の内容を確認しましたか。※○は1つ

1. きちんと確認した
2. おおまかに確認した
3. ほとんど確認しなかった
4. まったく確認しなかった

(3) 明細書は必要だと思いますか。※○は1つ

1. 必要だと思う
2. どちらかという必要だと思う
3. どちらかという必要ない
4. 必要ない

(4) 明細書を保管しましたか。※○は1つ

1. 保管した
2. 保管していない
3. その他(具体的に)

(5) 明細書の内容はわかりやすかったですか。※○は1つ

1. わかりやすかった
2. どちらかというわかりやすかった
3. どちらかというわかりにくかった
4. わかりにくかった

(6) 明細書を受け取って満足していますか。※○は1つ

- | | |
|-------------|---------------|
| 1. 大変満足している | 2. まあまあ満足している |
| 3. 少し不満である | 4. まったく不満である |

(7) 明細書を受け取って良かったことは何ですか。※あてはまるものすべてに○

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1. 訪問看護の提供内容がわかりやすくなった | |
| 2. 費用の内訳がわかりやすかった | |
| 3. 看護師等に訪問看護の内容について質問・相談しやすくなった | |
| 4. 訪問看護ステーションへの安心感・信頼感が高まった | |
| 5. その他 (具体的に) | |
| 6. 良かったことは何もない | |

(8) 明細書を受け取って困ったことは何ですか。※あてはまるものすべてに○

- | | |
|----------------------------------|--|
| 1. 訪問看護の提供内容がわかりにくかった | |
| 2. 費用の内訳がわかりにくかった | |
| 3. 明細書の見方についての説明がなかった | |
| 4. 費用に関する質問がしにくかった | |
| 5. 看護師等に訪問看護の内容についての質問・相談がしにくかった | |
| 6. 明細書発行までに時間がかかった | |
| 7. その他 (具体的に) | |
| 8. 困ったことは何もない | |

(8) - 1 上記の困ったについて、どうすれば改善されると思いますか。

--

(9) 明細書を受け取るためのお金(手数料)をお支払いになりましたか。お支払いになりました場合はその金額もご記入ください。※○は1つ

- | | |
|-------------------|----------|
| 1. 支払った →金額 () 円 | |
| 2. 支払っていない | 3. わからない |

問4. 本日利用した訪問看護ステーション(この調査票を受け取った訪問看護ステーション)での、平成22年4月以降本日までのご経験等について、おうかがいします。

(1) 本日利用した訪問看護ステーションで、今までに明細書発行の希望をたずねられたことがありますか。※○は1つ

- | | | |
|----------------|----------------|----------|
| 1. たずねられたことがある | 2. たずねられたことはない | 3. わからない |
|----------------|----------------|----------|

(2) 明細書の発行を希望しないことを伝えたことがありますか。※○は1つ

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

